

岩内町都市計画マスタープラン（案）

令和6年12月

岩内町

目 次

1章	都市計画マスタープランの概要	1
1.	背景と目的	1
2.	計画の位置づけ等	2
2章	岩内町の現況と課題	4
1.	人口・世帯数	4
2.	産業	13
3.	土地利用	18
4.	災害リスク	29
5.	都市計画	32
6.	都市施設	36
7.	都市機能施設	43
8.	交通	48
9.	財政	53
10.	都市構造評価	54
11.	主要課題の整理	57
3章	全体構想	61
1.	まちづくりの将来像	61
2.	まちづくりのテーマ（目標）	62
3.	将来人口の設定	63
4.	将来都市構造	64
4章	分野別構想	68
1.	土地利用方針	68
2.	交通体系方針	74
3.	公園・緑地方針	79
4.	都市防災方針	83
5.	その他都市施設の整備方針	87
5章	地域別構想	89
1.	商業・臨港地域	90
2.	市街地地域	95
3.	郊外・リゾート地域	100
6章	実現化方策	103
1.	実現に向けた取り組み方針	103
2.	住民参加（協働）によるまちづくり体制の構築	105
3.	計画の推進体制と進行管理	106

資料	107
1. 策定体制	107
2. 上位・関連計画の整理	108
3. 地域資源	111
4. 住民意向の把握	113
5. 町民ワークショップ	126

1 章 都市計画マスタープランの概要

1. 背景と目的

岩内町では、平成 17 年に、計画期間を令和 6 年度までとした『岩内町都市計画マスタープラン（以下、本計画）』を策定し、平成 27 年度には見直しを行い、都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところです。

その後、町の最上位計画である『岩内町総合振興計画』が令和 3 年度に新たに策定され、『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』は令和 2 年度に見直しが行われています。

また、人口減少・少子高齢化社会の更なる進展、空き家や低未利用地等の増加に伴う低密度化による都市機能の低下、自然災害への対応などの従来からの課題に加え、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり、デジタル化の進展、北海道横断自動車道延伸など、大きな社会経済情勢の変化への対応もまちづくりへ反映させていくことが必要となっています。

こうした社会情勢の変化の中で、社会保障費の増加、公共施設の維持更新費用の増大など、厳しい財政状況下にあっても持続可能な都市経営を可能にするため、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることが重要となっています。

以上のことから、これまでの岩内町のまちづくりの歴史や方向性、『岩内町総合振興計画』で示した目指すべきまちの姿や土地利用構想を踏まえながら、昨今の岩内町を取り巻く環境変化に対し、約 20 年先を見据えたまちづくりの方向性を示していくため、見直しを行うものです。

また、同時期に策定する『岩内町立地適正化計画』は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向けた方針や施策を定めることを目的とするものであり、両計画は相互に連携しながら、一体的に取り組みます。

(参考) コンパクト・プラス・ネットワーク

コンパクトシティ 生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積



ネットワーク まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



- 生活利便性の持続・向上
 - 持続可能な都市経営
 - 脱炭素化に向けた都市構造
- 等の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ等

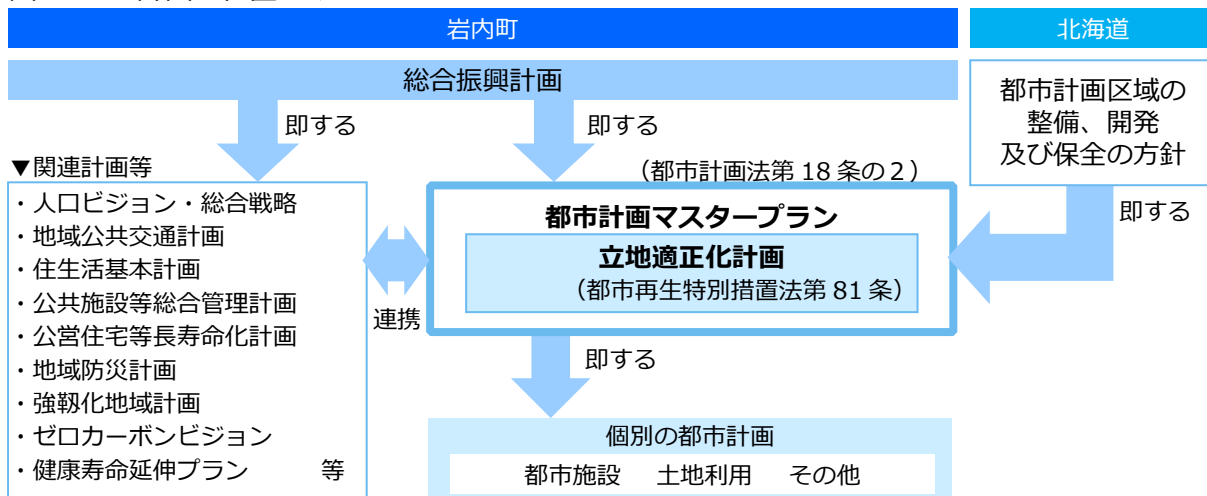
（１）計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めます。

また、『岩内町総合振興計画』や『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に即する都市づくりの部門別計画として位置づけられます。

個別の都市計画は、法律上基本方針と整合が求められることから、次の展開に支障をきたさないよう、個別の都市計画を視野に入れた方針としなければなりません。

図 1-1 計画の位置づけ



なお、2015(平成27)年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、途上国から先進国まで、全世界、全地域共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、産学官民、全セクター、住民一人一人が主役となり達成に向けて行動することが求められています。

本計画においても、SDGsの理念と合致する施策を一体的に推進します。



(2) 計画期間

計画期間は、令和7年度から26年度とします。

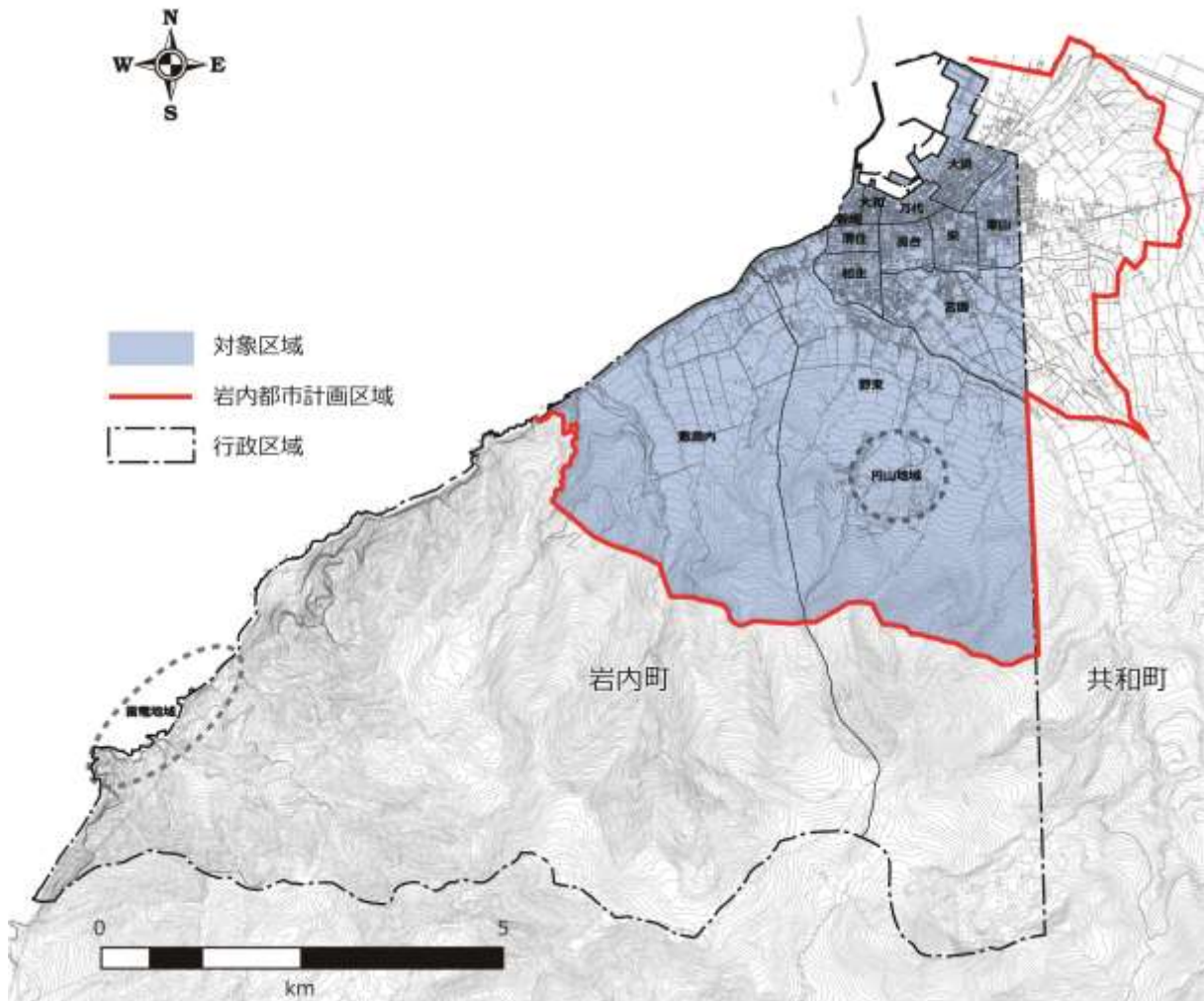
なお、岩内町を取り巻く社会情勢の変化などに伴い見直しの必要が生じた場合は、柔軟な姿勢で他の計画や圏域の動向との整合に留意しつつ、計画の見直しを行います。

(3) 対象区域

対象範囲は、行政区域のうち、岩内都市計画区域※内とします。

※岩内都市計画区域：岩内町・共和町にわたる都市計画区域、都市計画区域全体で約3,352ha、うち岩内町は約2,606ha

図 1-2 計画の対象範囲



2章 岩内町の現況と課題

1. 人口・世帯数

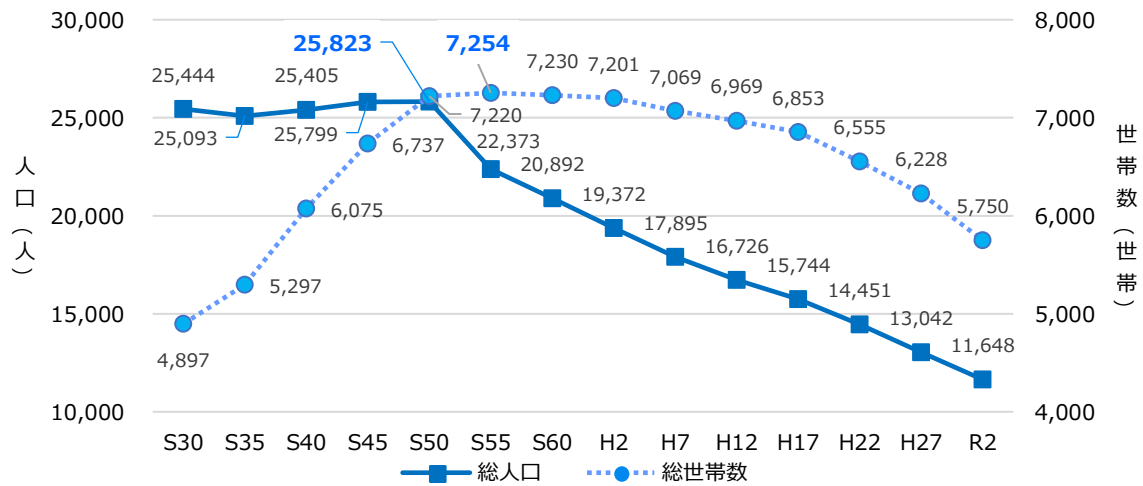
(1) 人口、世帯数の推移

岩内町の人口は、昭和 50 年に 25,823 人をピークに、令和 2 年には 11,648 人とピーク時の 45.1%まで減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の人口推計では、令和 27 年の推計値は 6,182 人で、昭和 50 年のピーク時の 23.9%、令和 2 年の 53.1%まで減少します。

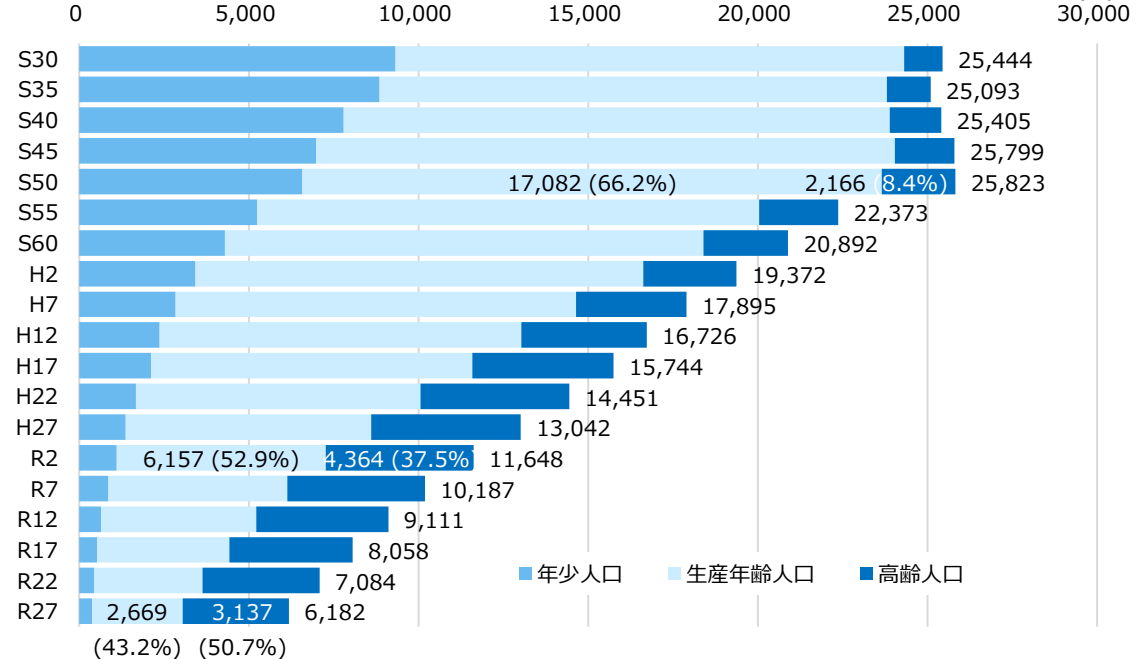
世帯数は、昭和 55 年に 7,254 世帯をピークに、令和 2 年には 5,750 世帯とピーク時の 79.3%まで減少しています。

図 2-1 総人口・総世帯数の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-2 年齢別人口の推移



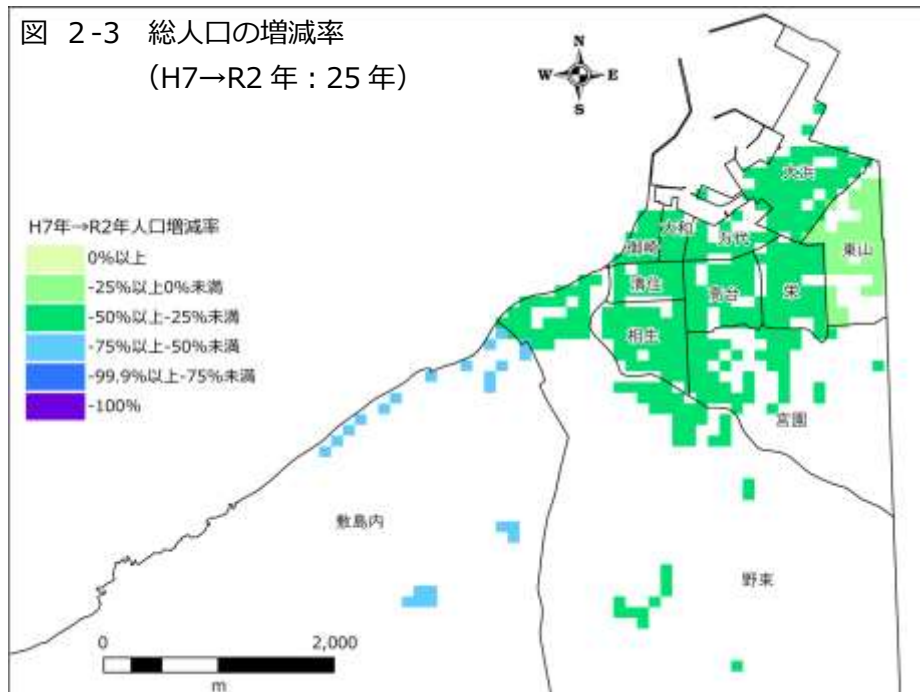
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
社人研「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

平成7年から令和2年までの25年間では、全ての地域で人口減少しています。

減少率は、敷島内が-65.2%で最も高く、東山は-16.1%で最も低くなっています。

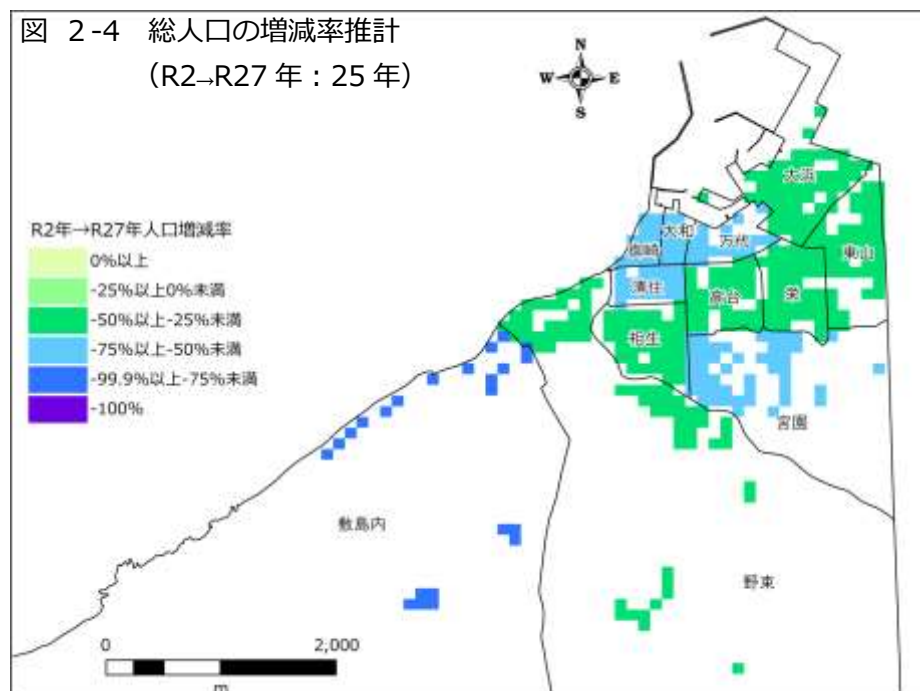
令和2年から令和27年までの25年間においても、全ての地域で人口が減少する見込みであり、万代・大和・御崎・清住・宮園・敷島内は、今後、人口が更に半数以下となり、大量の空き家・空き地が発生する可能性があります。

図 2-3 総人口の増減率
(H7→R2年：25年)



	東山	大浜	万代	栄	高台	大和	御崎	清住	相生	宮園	野東	敷島内	全体
人口(H7)	1,915	2,100	963	2,057	1,338	635	611	1,005	2,380	2,472	1,994	425	17,895
人口(R2)	1,606	1,420	545	1,295	836	399	348	582	1,410	1,676	1,383	148	11,648
増減率(H7～R2)	-16.1%	-32.4%	-43.4%	-37.0%	-37.5%	-37.2%	-43.0%	-42.1%	-40.8%	-32.2%	-30.6%	-65.2%	-34.9%

図 2-4 総人口の増減率推計
(R2→R27年：25年)



	東山	大浜	万代	栄	高台	大和	御崎	清住	相生	宮園	野東	敷島内	全体
人口(R2)	1,606	1,420	545	1,295	836	399	348	582	1,410	1,676	1,383	148	11,648
人口(R27)	890	1,009	228	709	455	168	111	232	938	691	717	36	6,184
増減率(R2～R27)	-44.6%	-28.9%	-58.2%	-45.3%	-45.6%	-57.9%	-68.1%	-60.1%	-33.5%	-58.8%	-48.2%	-75.7%	-46.9%

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）を基に編集したものであり、R27 の総数が社人研推計値と異なる

(2) 地区別住宅種別転出入の状況

住民基本台帳データによる、平成29年度から令和3年度までの5箇年の地区別転出入状況をみると、東山、大浜、栄、高台、宮園、相生を中心に転出入が多くなっていますが、全地区で転出超過となっています。

住宅種別でみると、戸建住宅は全地区で転出超過であり、宮園及び相生は50人以上の転出超過となっています。民間賃貸住宅では、9地区が転出超過で、大浜、大和及び相生の3地区が転入超過です。社宅、公宅では、全地区が転出超過です。

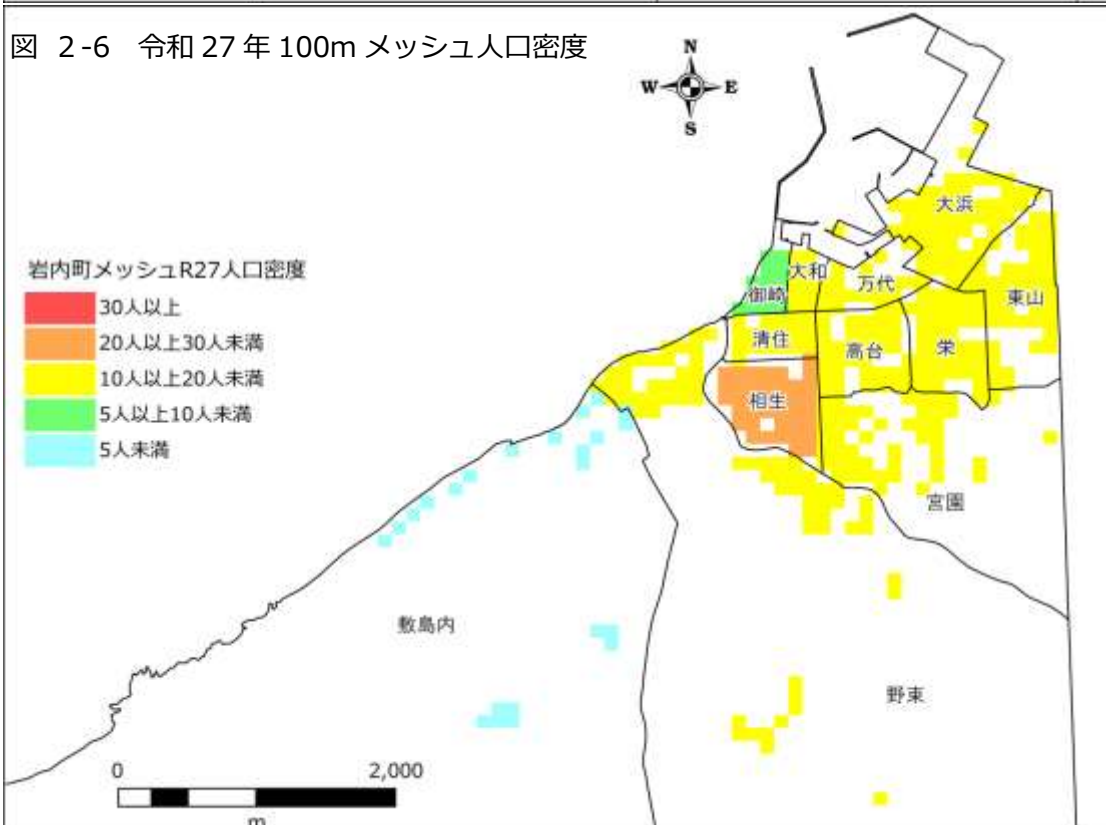
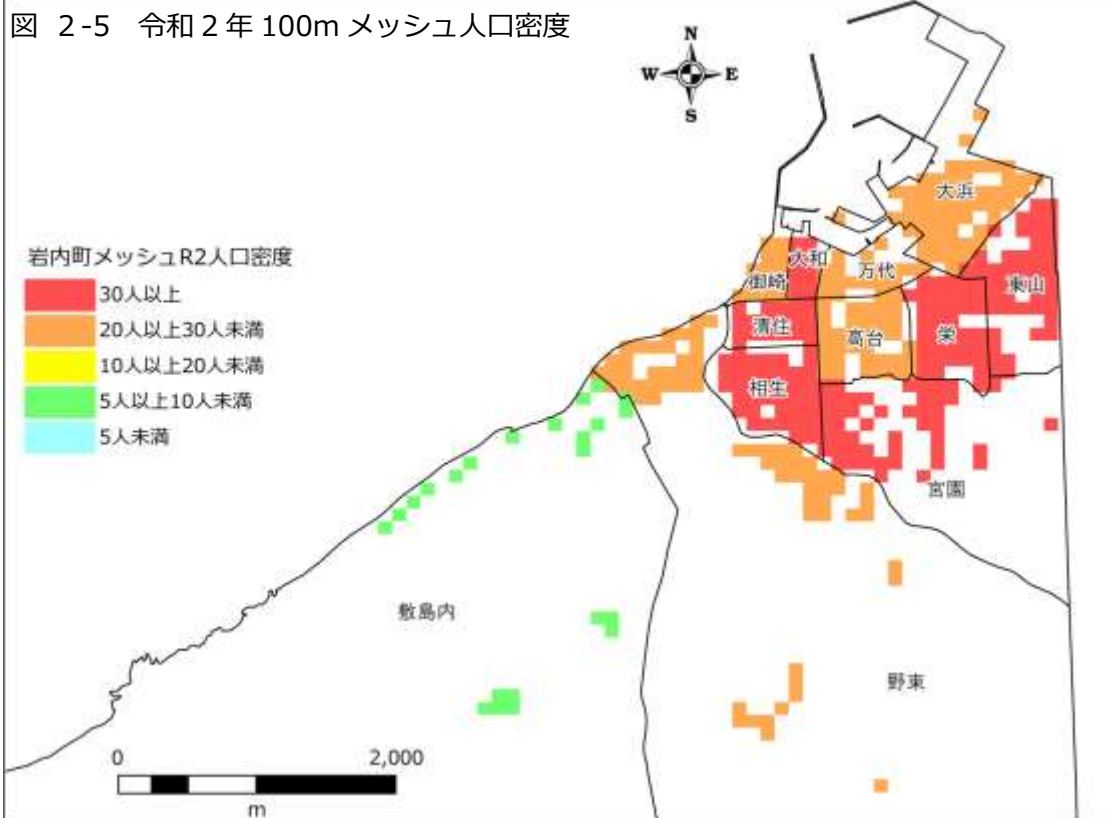
表 2-1 地区別住宅種別転出入状況（H29～R3 年度 計）（単位：人）

東山	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	86	109	19	0	25	0	0	239
転出	112	111	29	0	37	0	0	289
転入-転出	-26	-2	-10	0	-12	0	0	-50
大浜	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	81	164	6	3	2	0	2	258
転出	122	154	2	10	11	0	2	301
転入-転出	-41	10	4	-7	-9	0	0	-43
万代	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	27	26	1	0	0	0	0	54
転出	59	37	0	0	3	0	0	99
転入-転出	-32	-11	1	0	-3	0	0	-45
栄	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	87	68	2	10	1	0	5	173
転出	122	70	14	19	0	0	6	231
転入-転出	-35	-2	-12	-9	1	0	-1	-58
高台	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	76	107	0	11	64	0	0	258
転出	108	140	0	13	85	0	0	346
転入-転出	-32	-33	0	-2	-21	0	0	-88
大和	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	19	39	0	0	0	0	0	58
転出	46	34	0	1	0	0	0	81
転入-転出	-27	5	0	-1	0	0	0	-23
御崎	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	32	17	1	0	0	0	0	50
転出	44	25	1	1	0	0	0	71
転入-転出	-12	-8	0	-1	0	0	0	-21
清住	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	31	50	1	0	0	0	0	82
転出	71	54	1	3	0	0	1	130
転入-転出	-40	-4	0	-3	0	0	-1	-48
相生	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	70	93	1	12	0	0	0	176
転出	121	91	15	15	0	0	0	242
転入-転出	-51	2	-14	-3	0	0	0	-66
宮園	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	80	74	9	12	128	46	1	350
転出	142	90	57	16	149	57	1	512
転入-転出	-62	-16	-48	-4	-21	-11	0	-162
野束	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	85	40	14	5	15	0	10	169
転出	88	50	50	8	21	0	7	224
転入-転出	-3	-10	-36	-3	-6	0	3	-55
敷島	戸建	民賃	公住	社宅	公宅	児童養護施設	老健	計
転入	14	1	0	0	0	0	0	15
転出	21	1	0	0	0	0	0	22
転入-転出	-7	0	0	0	0	0	0	-7

資料：住民基本台帳データ

(3) 人口密度

令和2年と令和27年のメッシュ人口密度を比較すると、令和27年には30人以上のメッシュがなくなっており、現在の市街地規模の場合、更なる低密度化が予測されます。



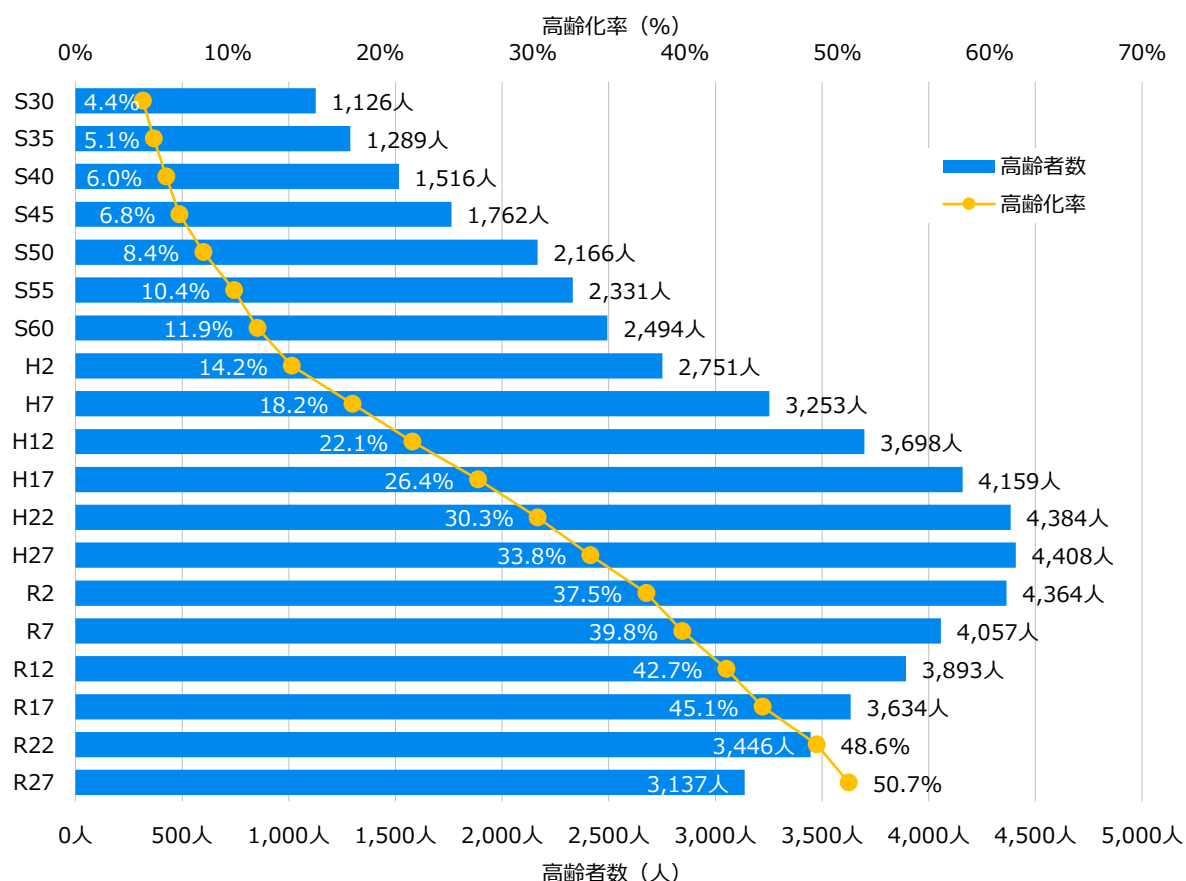
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）を基に編集

(4) 高齢者と高齢化率

高齢化率（65歳以上）は、昭和50年の8.4%に対し、令和2年37.5%、令和27年50.7%（社人研推計）と上昇します。

一方、高齢者数（65歳以上）は平成27年の4,408人をピークに、令和27年には3,137人とピーク時の71%まで減少します。

図 2-7 高齢者数と高齢化率の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

地域別の高齢化率をみると、令和2年は全ての地域が30～50%未満ですが、令和27年は東山・大浜・高台・相生以外で、高齢化率が50%以上となっています。

図 2-8 令和2年高齢人口率

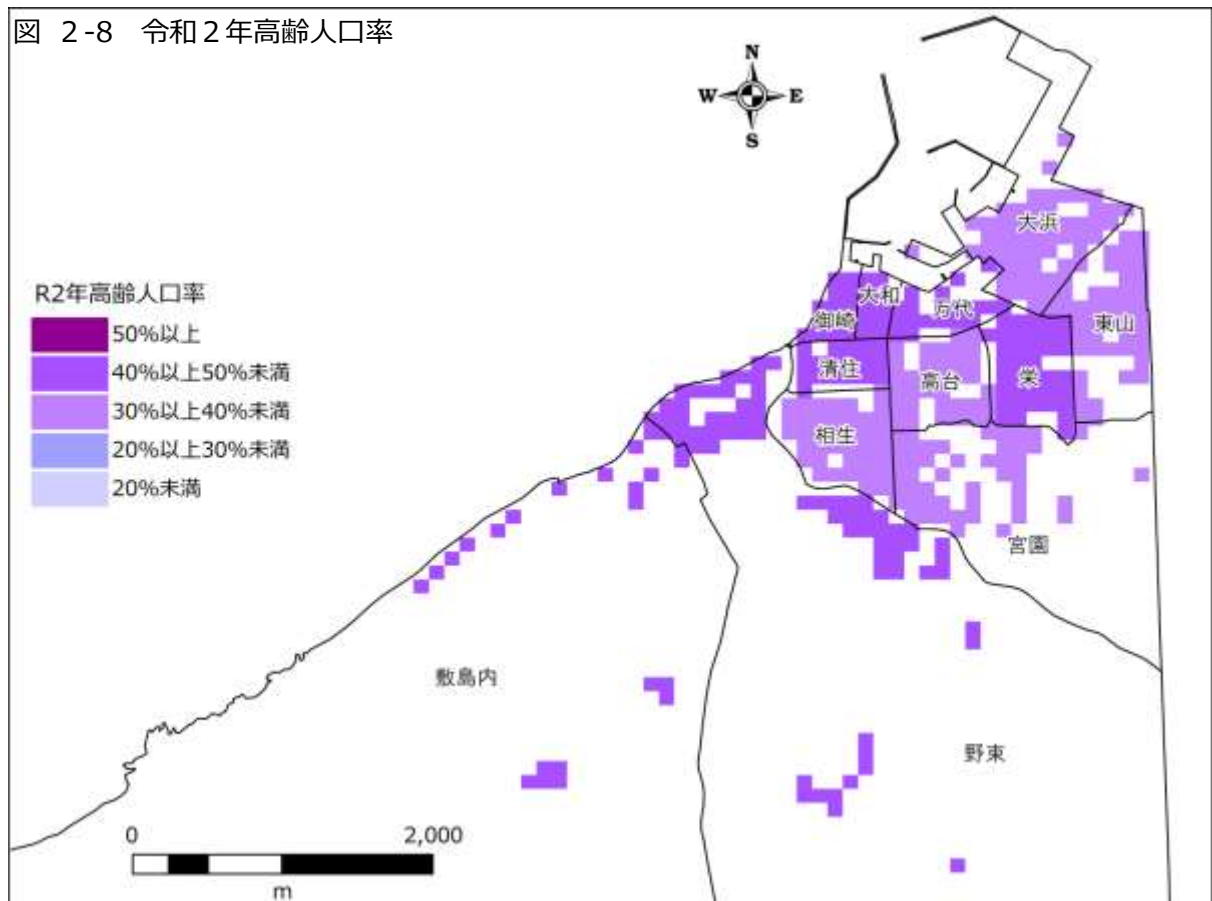
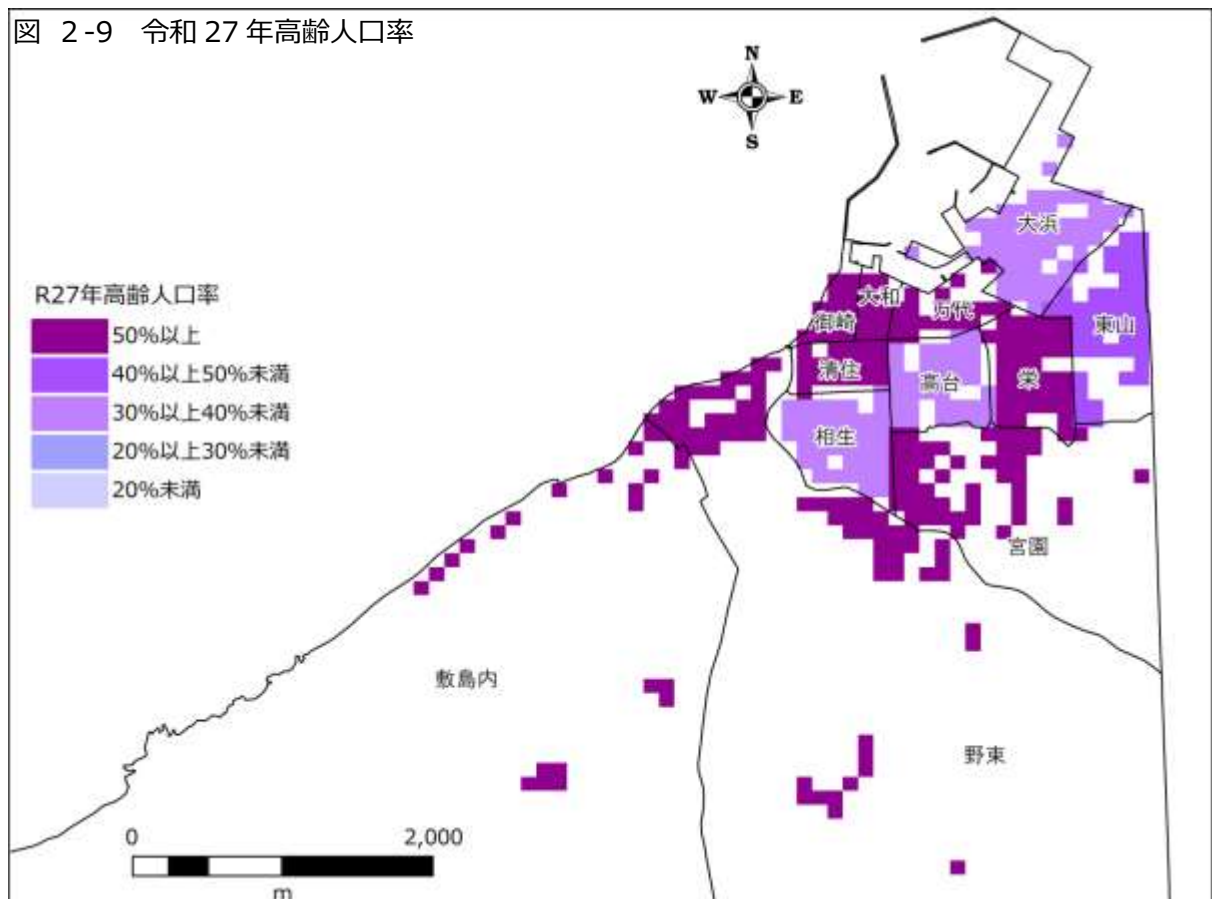


図 2-9 令和27年高齢人口率



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）を基に編集

表 2-2 年齢別人口の推移

	年少人口		生産年齢人口		高齢人口		総人口
S30	9,319	(36.6%)	14,999	(58.9%)	1,126	(4.4%)	25,444
S35	8,852	(35.3%)	14,952	(59.6%)	1,289	(5.1%)	25,093
S40	7,794	(30.7%)	16,095	(63.4%)	1,516	(6.0%)	25,405
S45	6,981	(27.1%)	17,056	(66.1%)	1,762	(6.8%)	25,799
S50	6,575	(25.5%)	17,082	(66.2%)	2,166	(8.4%)	25,823
S55	5,248	(23.5%)	14,794	(66.1%)	2,331	(10.4%)	22,373
S60	4,294	(20.6%)	14,104	(67.5%)	2,494	(11.9%)	20,892
H2	3,424	(17.7%)	13,197	(68.1%)	2,751	(14.2%)	19,372
H7	2,839	(15.9%)	11,803	(66.0%)	3,253	(18.2%)	17,895
H12	2,366	(14.1%)	10,662	(63.7%)	3,698	(22.1%)	16,726
H17	2,113	(13.4%)	9,472	(60.2%)	4,159	(26.4%)	15,744
H22	1,667	(11.5%)	8,396	(58.1%)	4,384	(30.3%)	14,451
H27	1,367	(10.5%)	7,241	(55.5%)	4,408	(33.8%)	13,042
R2	1,106	(9.5%)	6,157	(52.9%)	4,364	(37.5%)	11,648
R7	859	(8.4%)	5,271	(51.7%)	4,057	(39.8%)	10,187
R12	646	(7.1%)	4,572	(50.2%)	3,893	(42.7%)	9,111
R17	525	(6.5%)	3,899	(48.4%)	3,634	(45.1%)	8,058
R22	444	(6.3%)	3,194	(45.1%)	3,446	(48.6%)	7,084
R27	376	(6.1%)	2,669	(43.2%)	3,137	(50.7%)	6,182

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、
社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

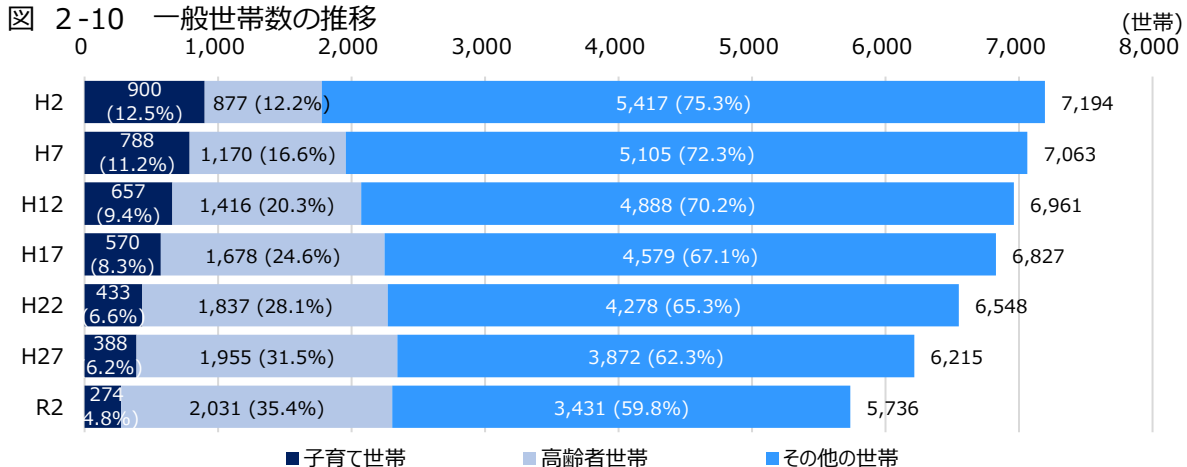
（5）世帯特性

一般世帯¹のうち、子育て世帯(割合)は、平成2年の900世帯(12.5%)から令和2年の274世帯(4.8%)と世帯割合が7.7ポイント減少しました。

高齢者世帯(割合)は、平成2年の877世帯(12.2%)から令和2年の2,031世帯(35.4%)と世帯割合が23.2ポイント上昇しました。

子育て世帯と高齢者世帯以外の一般世帯は、平成2年の5,417世帯(75.3%)から令和2年の3,431世帯(59.8%)と世帯割合が15.5ポイント減少しました。

図 2-10 一般世帯数の推移



※子育て世帯：6歳未満の子どもがいる世帯

高齢者世帯：65歳以上の単身世帯及び夫婦とも65歳以上の夫婦のみの世帯

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

¹ 一般世帯

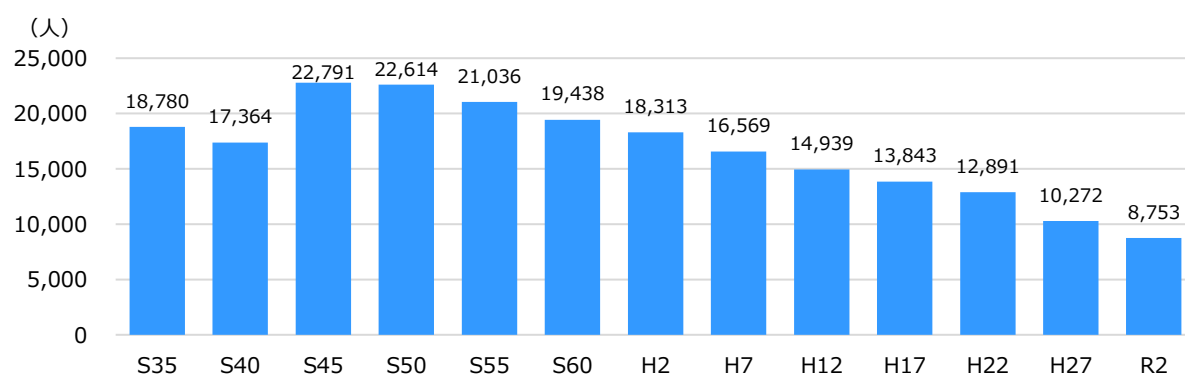
学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る「施設等の世帯」以外の世帯。

(6) 人口集中地区 (DID)

岩内町の人口集中地区 (DID)²の人口は、昭和 45 年の 22,791 人をピークに減少し、令和 2 年は 8,753 人となっています。

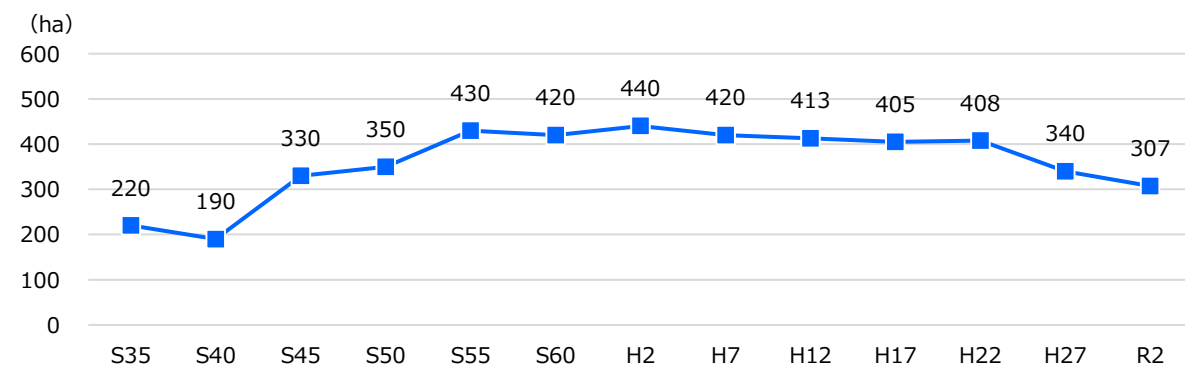
DID は、昭和 40 年が 190ha で面積が最小でありながら、人口密度は 91.4 人/ha と最大となっています。また、平成 2 年が 440ha で面積が最大となる一方で、人口密度は 41.6 人/ha に減少しました。令和 2 年が 307ha で面積は縮小しましたが、人口減少も進んでいることから、人口密度は 28.5 人/ha と最少になっています。

図 2-11 DID 人口の推移



資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-12 DID 面積の推移



資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（総務省統計局）

² 人口集中地区 (DID=Densely Inhabited Districts)

国勢調査基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

図 2-13 DID 人口密度の推移

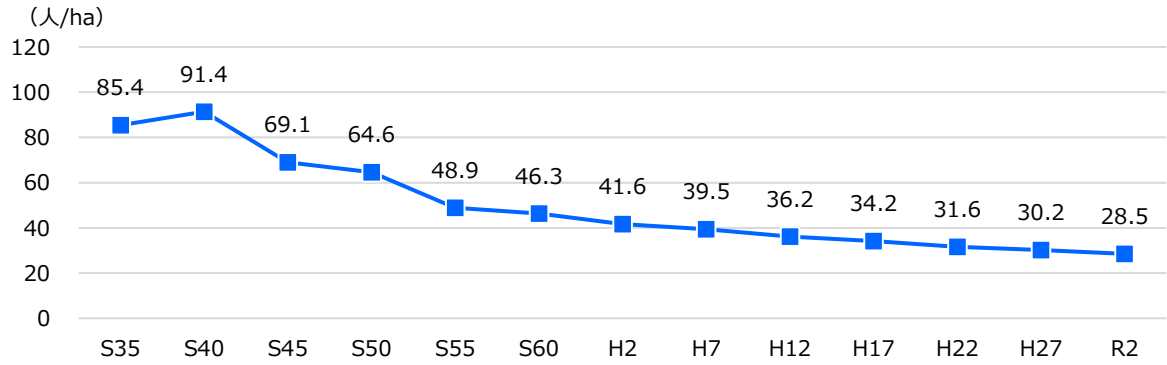
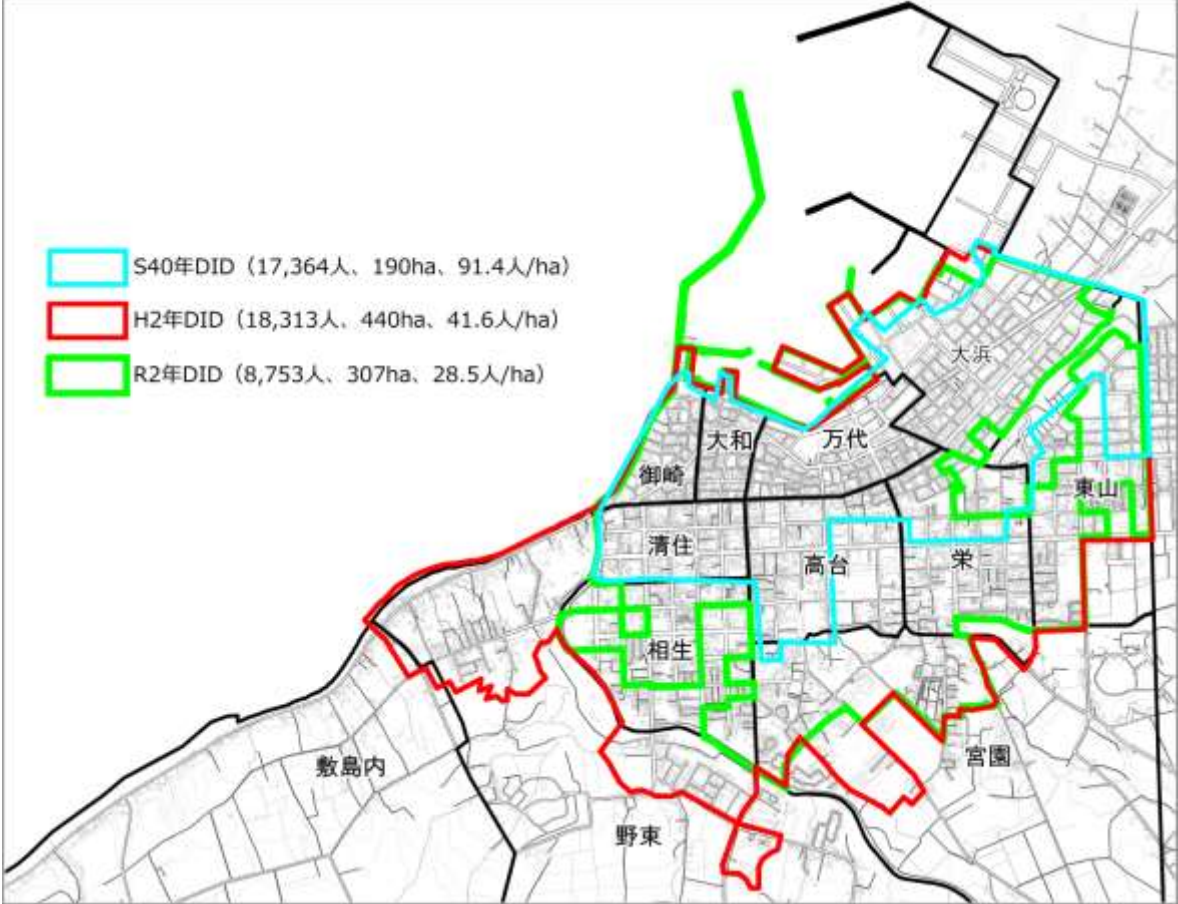


図 2-14 DID 人口・面積・人口密度の増減



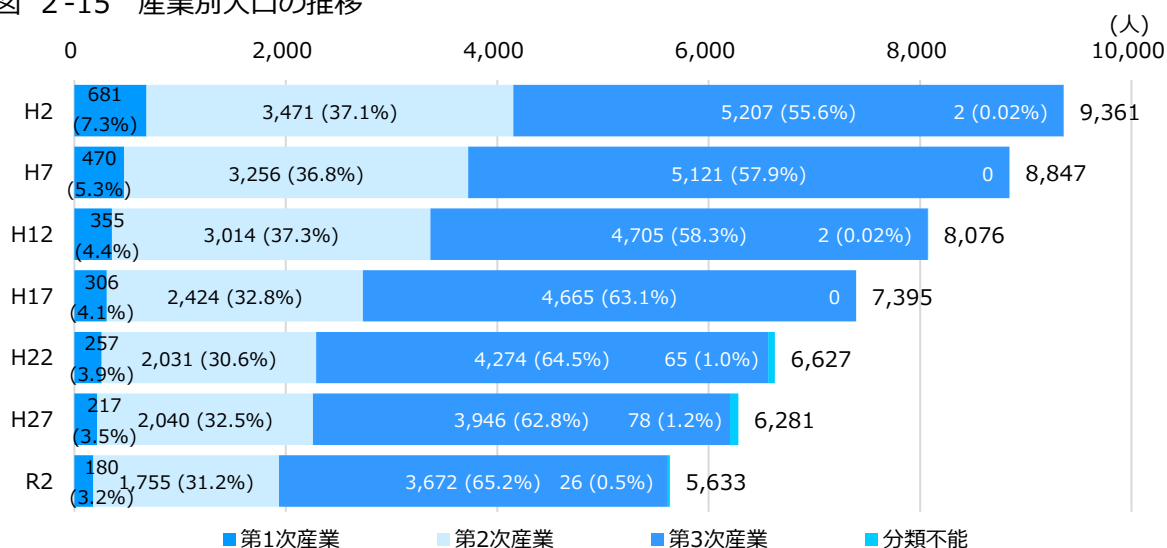
資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（総務省統計局）

2. 産業

(1) 全産業

産業別人口を平成2年と令和2年で比較すると、第1次産業就業者では、それぞれ681人(7.3%)、180人(3.2%)と人口は平成2年の26.4%になり割合も4.1ポイント減少しました。同様に、第2次産業就業者では、それぞれ3,471人(37.1%)、1,755人(31.2%)と平成2年の50.6%になり割合も5.9ポイント減少しました。第3次産業就業者ではそれぞれ5,207人(55.6%)、3,672人(65.2%)と平成2年の70.5%になりましたが、割合は9.6ポイント増加しました。

図 2-15 産業別人口の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

事業所数・従業員数を平成13年と令和3年で比較すると、1,142事業所、6,957人から718事業所、4,878人に減少しています。

産業別の事業所数・従業員数を平成13年と令和3年で比較すると、第2、3次産業とともに減少しています。

図 2-16 産業別事業所数の推移

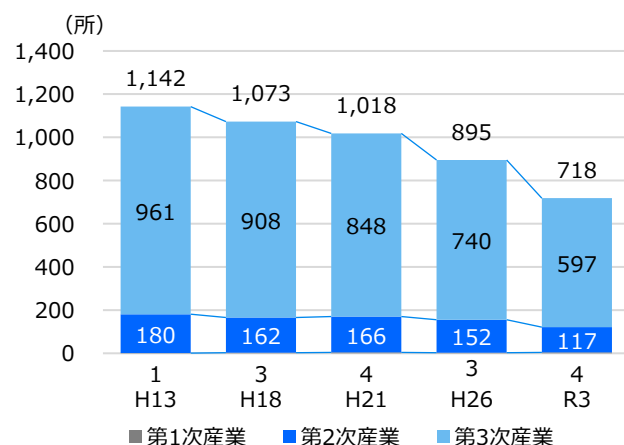
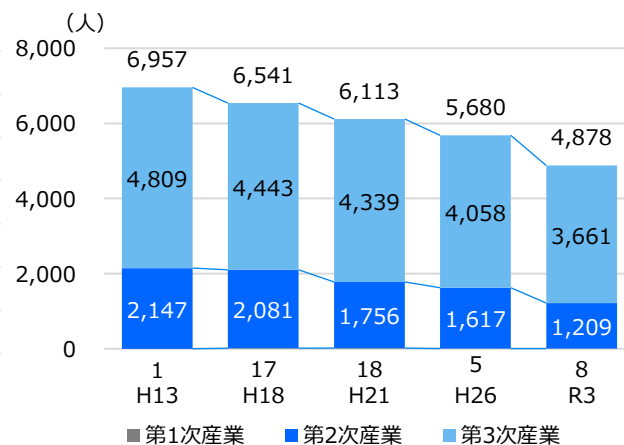


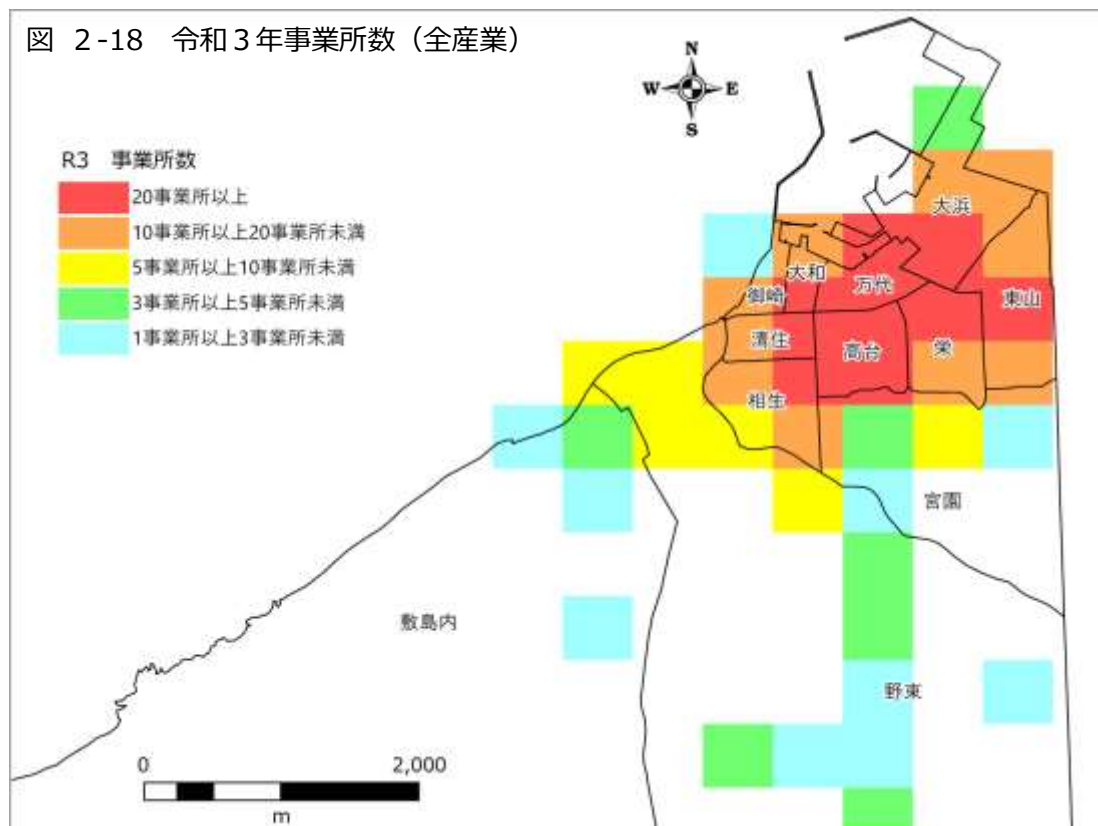
図 2-17 産業別従業員数の推移



資料：平成13・18年事業所・企業統計調査、平成21・26年経済センサス基礎調査、令和3年経済センサス活動調査

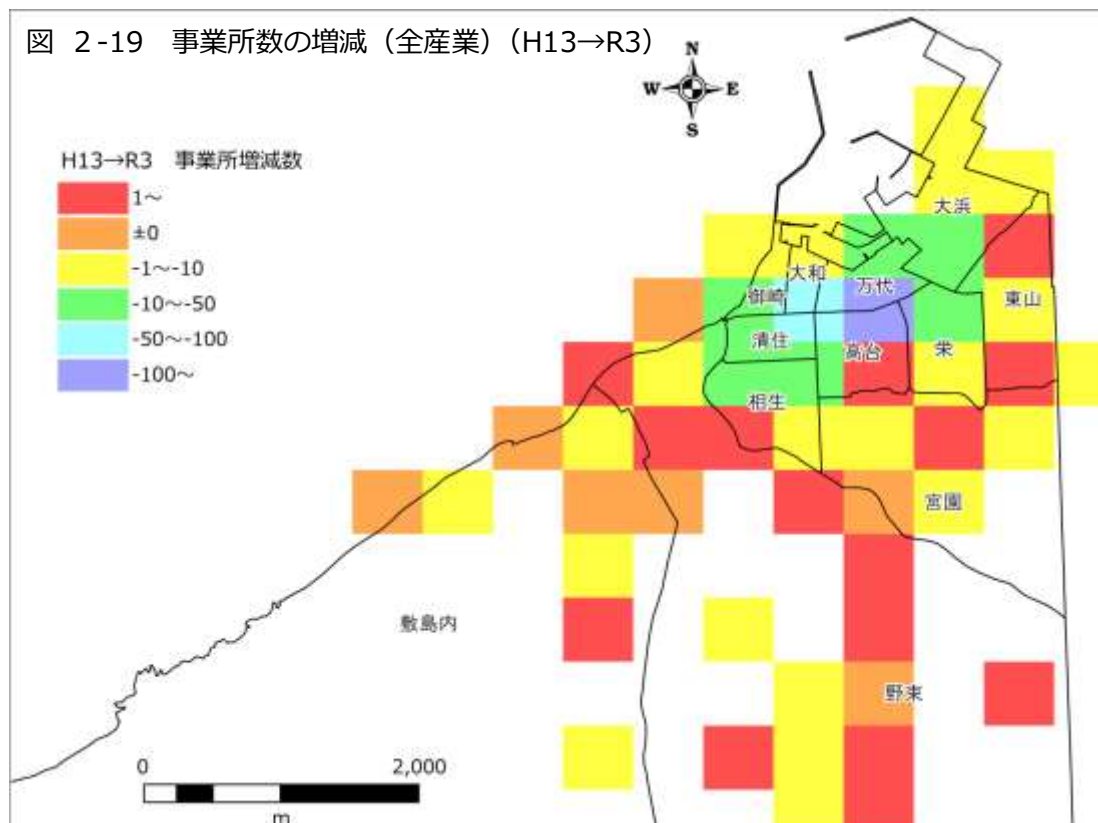
平成13年から令和3年の事業所の増減状況を地区別にみると、中心部の万代、高台などで大きく減少し、野東、敷島内などの郊外部で若干の増加がみられます。

図 2-18 令和3年事業所数（全産業）



資料：令和3年経済センサス活動調査

図 2-19 事業所数の増減（全産業）（H13→R3）

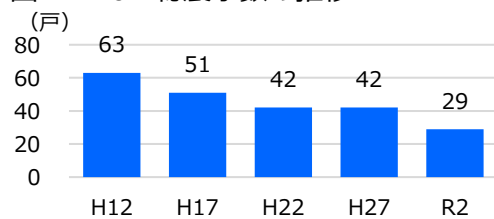


資料：平成13年事業所・企業統計調査、令和3年経済センサス活動調査

(2) 農業

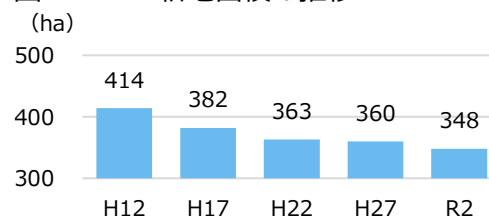
総農家数は平成 12 年の 63 戸から令和 2 年の 29 戸と 46.0%に減少しました。
 耕地面積は、平成 12 年の 414ha から令和 2 年の 348ha と 84.1%に減少しました。
 上記から農家一件当たりの耕地面積は、平成 12 年の 6.6ha/戸から令和 2 年の 12.0ha/戸と増加しています。

図 2-20 総農家数の推移



資料：各年農林業センサス

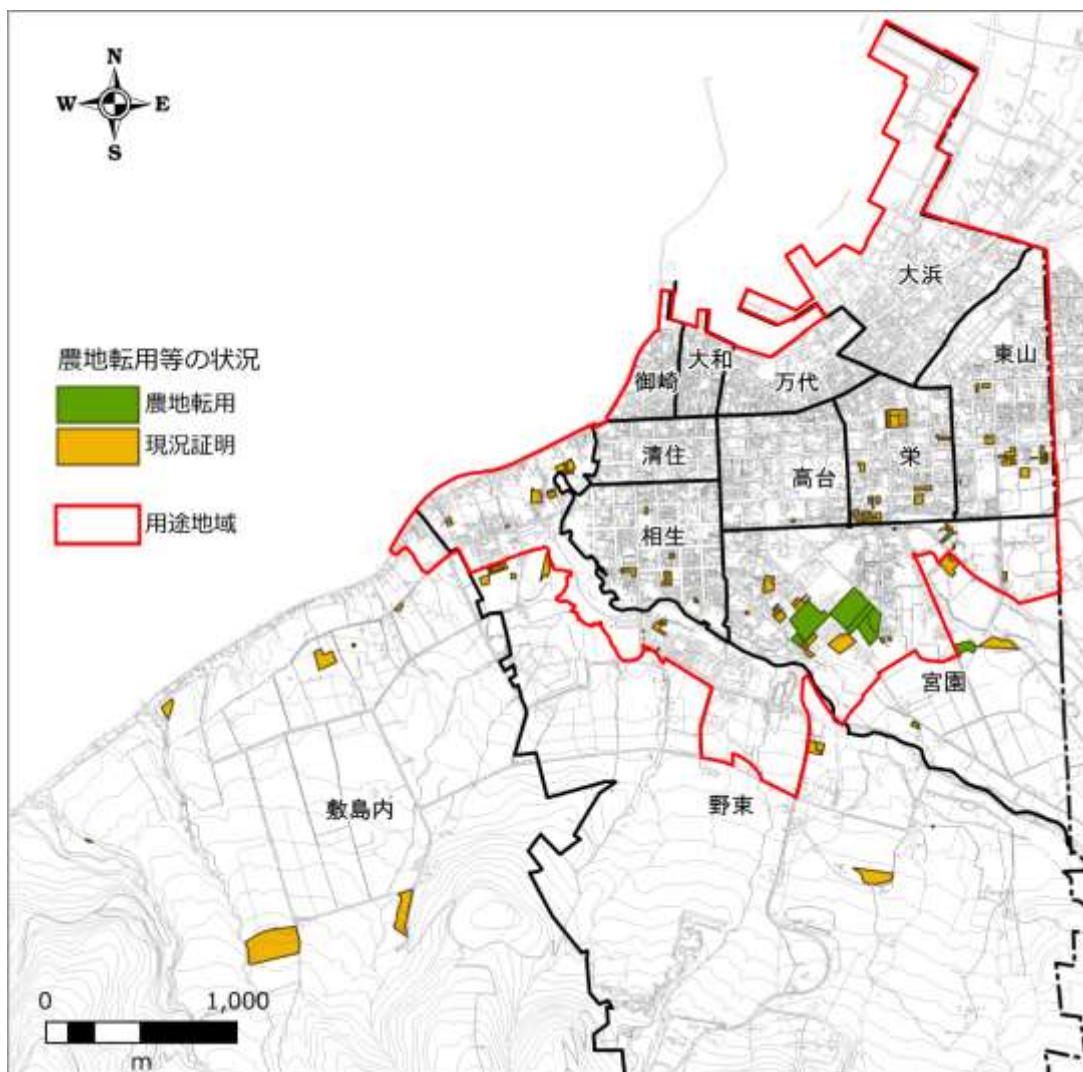
図 2-21 耕地面積の推移



資料：各年作物統計調査

農地転用等の状況（H23～R3 年度）をみると、多くは用途地域内の縁辺部であり、用途地域外の農地転用等は多くありません。

図 2-22 農地転用等の状況（H23～R3 年度）



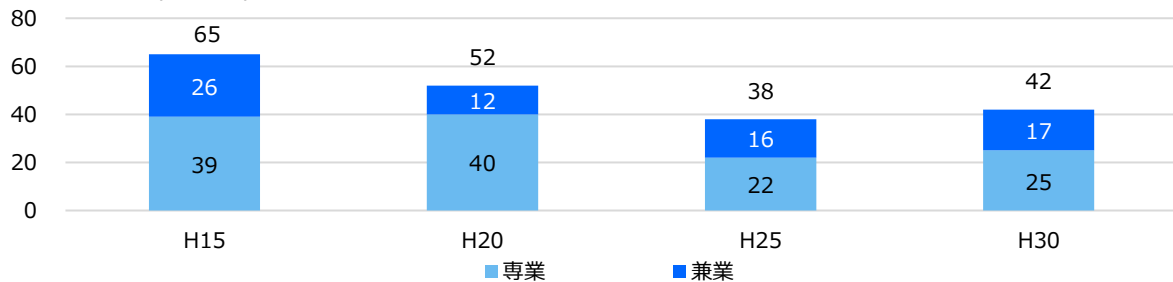
資料：岩内町調べ

(3) 漁業

漁業の経営体数は、平成 15 年の 65 件から平成 30 年の 42 件と 64.5%まで減少しています。

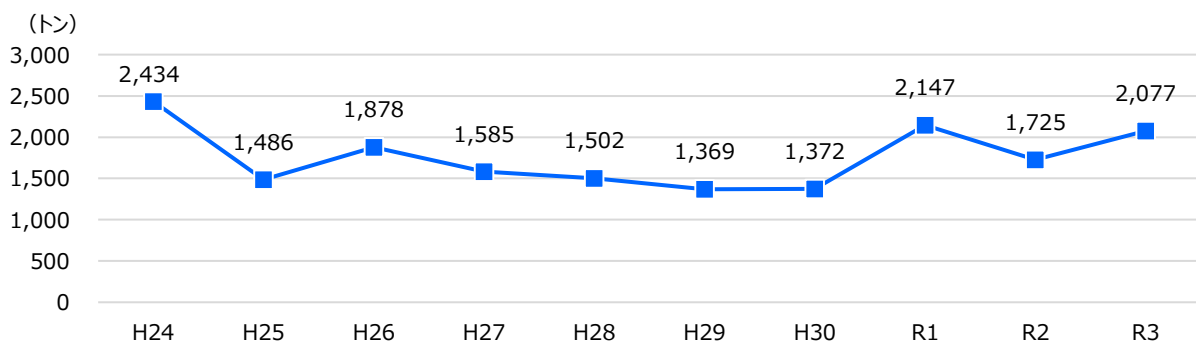
漁業生産高は、平成 24 年の 2,434 トンから平成 30 年には 1,372 トンまで減少しましたが、その後回復傾向で令和 3 年には 2,077 トンとなっています。

図 2-23 専業、兼業別経営体数の推移



資料：各年漁業センサス

図 2-24 漁業生産高の推移



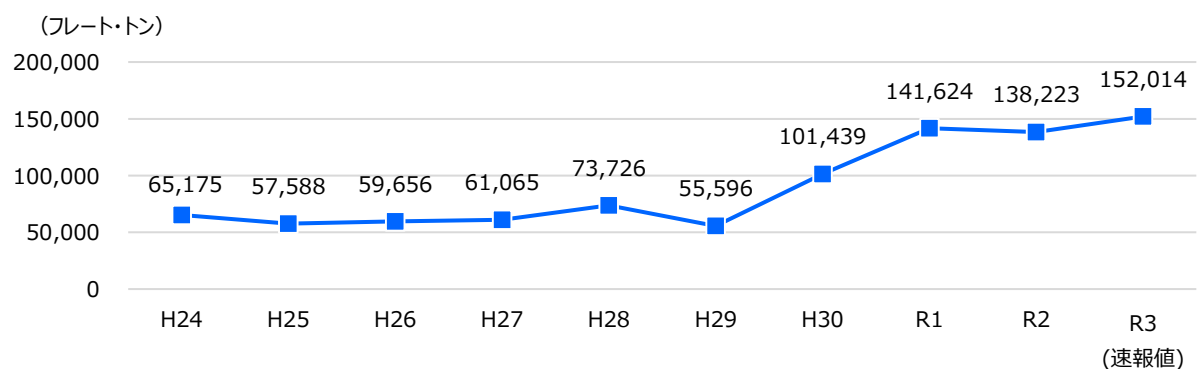
資料：各年北海道水産現勢（北海道水産林務部）

(4) 港湾

港湾取扱貨物量は、平成 24 年から 29 年までは 55,596～73,726 フレート・トンで推移していましたが、それ以降増加傾向で令和 3 年は 152,014 フレート・トンとなっています。

近年の港湾取扱貨物量は、石灰石・砂利・砂などが増加しており、高速道路や新幹線整備に伴う増加と考えられます。

図 2-25 港湾取扱貨物量の推移



資料：岩内町調べ

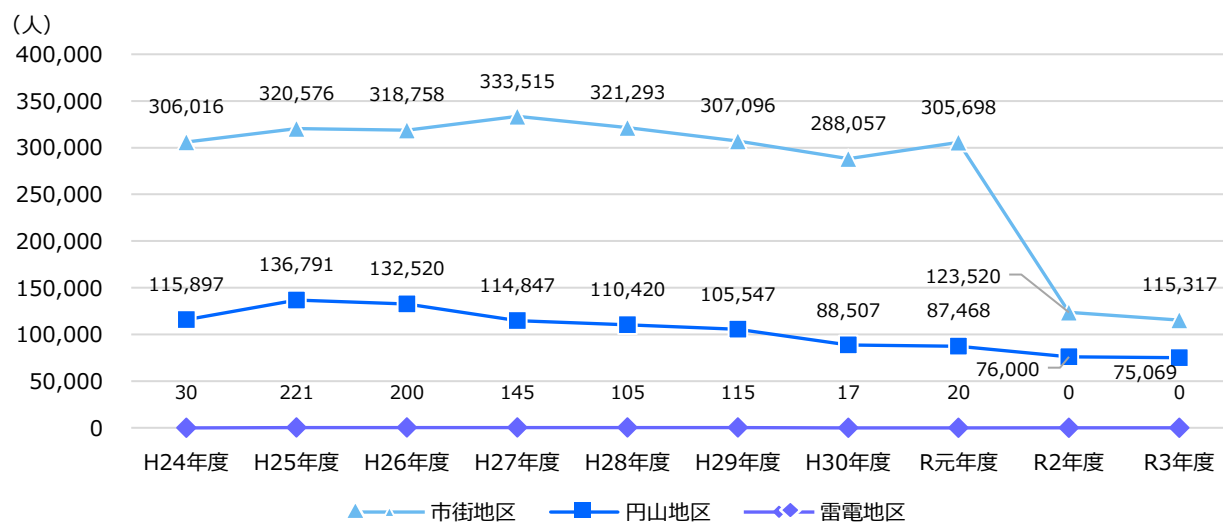
(5) 観光客入込数

市街地区の観光入込客数は、平成 24 年度からコロナ禍前の令和元年度まで、28.8～33.4 万人で推移していましたが、令和 3 年度は約 12 万人まで減少しています。

円山地区の観光入込客数は、平成 25 年度の 13.7 万人以降減少し、コロナ禍前の令和元年度は約 8.7 万人、令和 3 年度は約 7.5 万人です。市街地区に比べて、コロナ禍による影響が少なくなっています。

雷電地区の観光客入込数は平成 25 年の 221 人から減少し、コロナ禍前の令和元年度は 20 人になっています。

図 2-26 地区別観光入込客数の推移（日帰り、宿泊合計）



資料：岩内町調べ

3. 土地利用

(1) 土地利用の現況

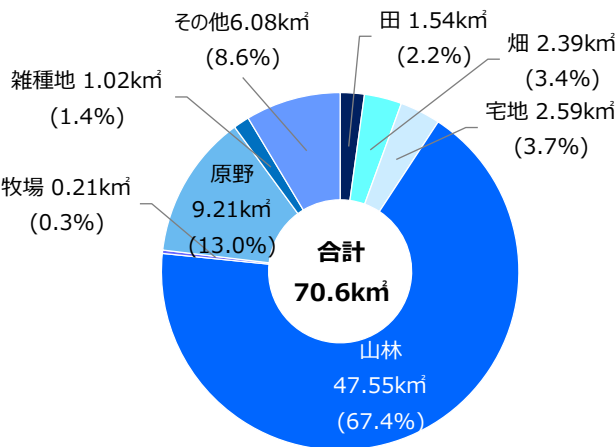
土地利用の現況は、総面積の 70.6 km²のうち、山林が 47.55 km²と全体の 67.4%、次いで原野が 9.21 km²（13.0%）です。また、宅地は 2.59 km²で全体の 3.7%となっています。

用途地域外の都市地域は、大半が農業地域及び森林地域です。

都市地域外は、海岸沿いを除くと全て国有林であり、海岸及び南部は、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園の自然公園地域となっています。

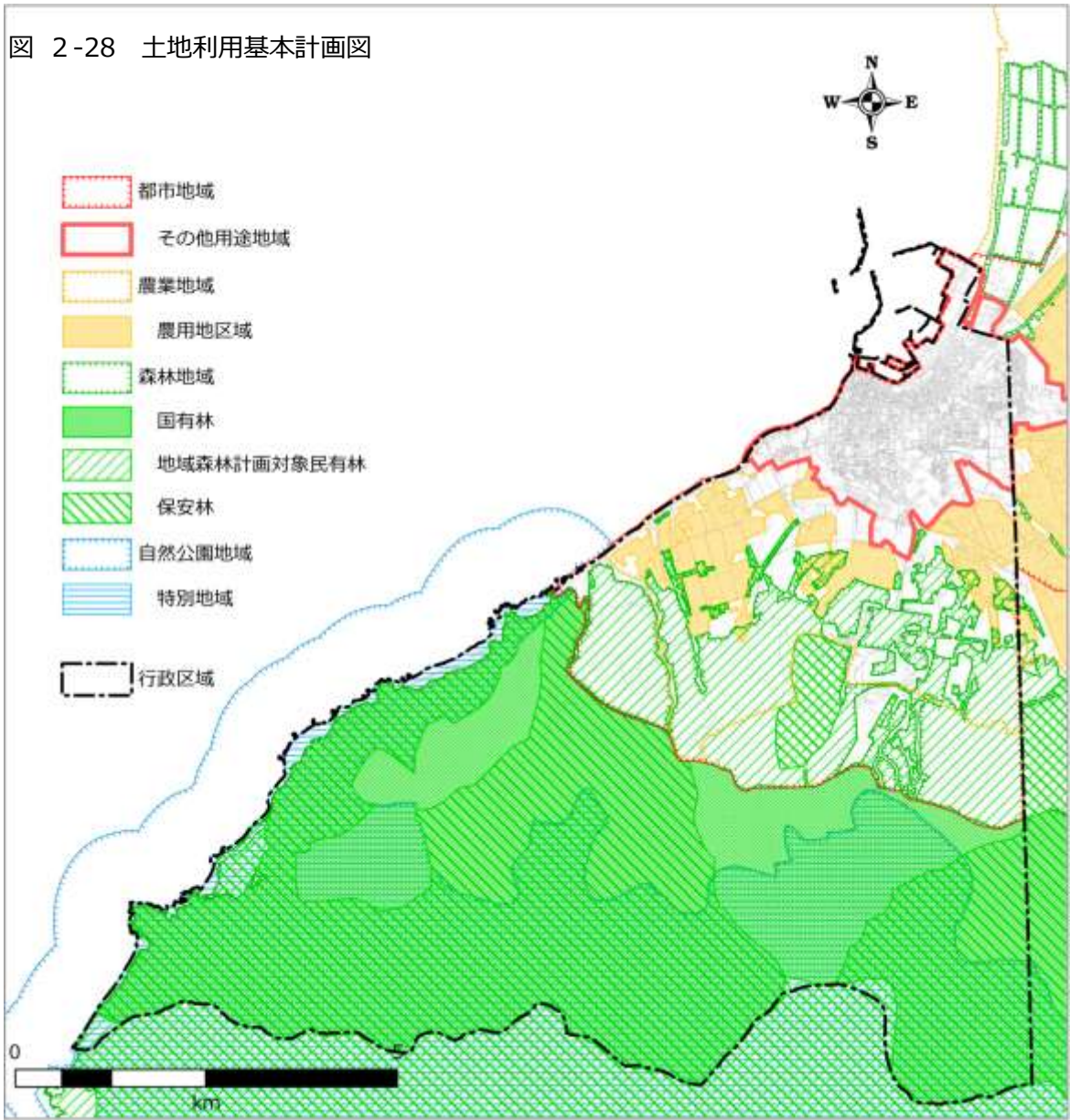
町内には、多様な自然資源を中心に様々な地域資源があります（資料参照）。

図 2-27 地目別土地利用面積の割合



資料：令和 5 年北海道統計書

図 2-28 土地利用基本計画図



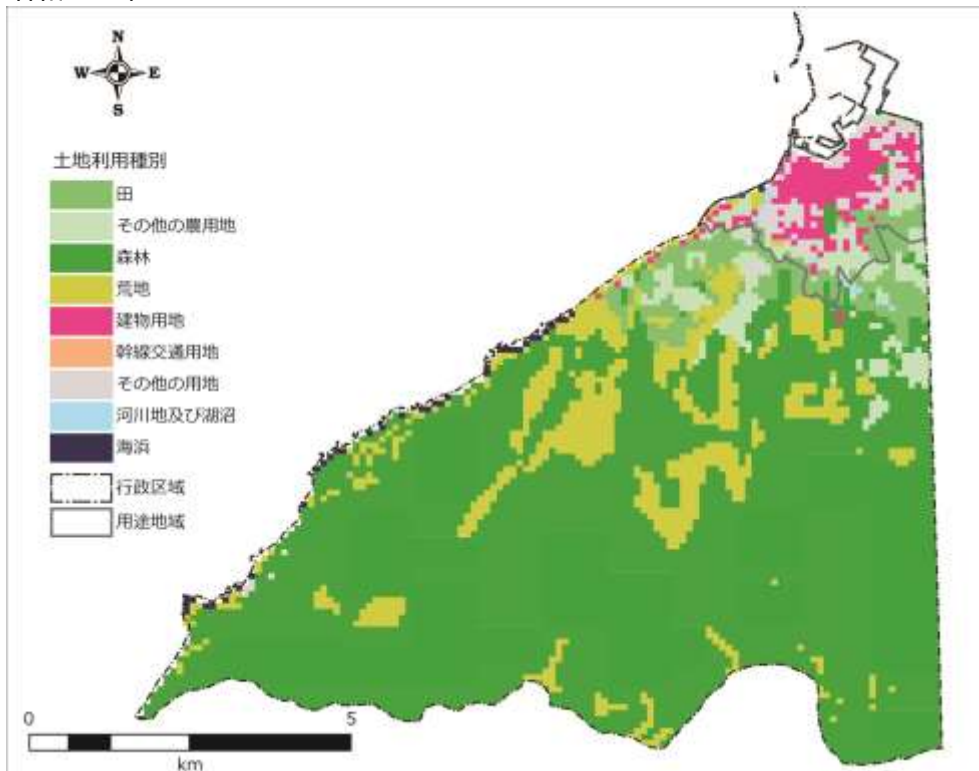
資料：国土数値情報（北海道土地利用基本計画図 令和 6 年 2 月 26 日現在）

(2) 土地利用の変化

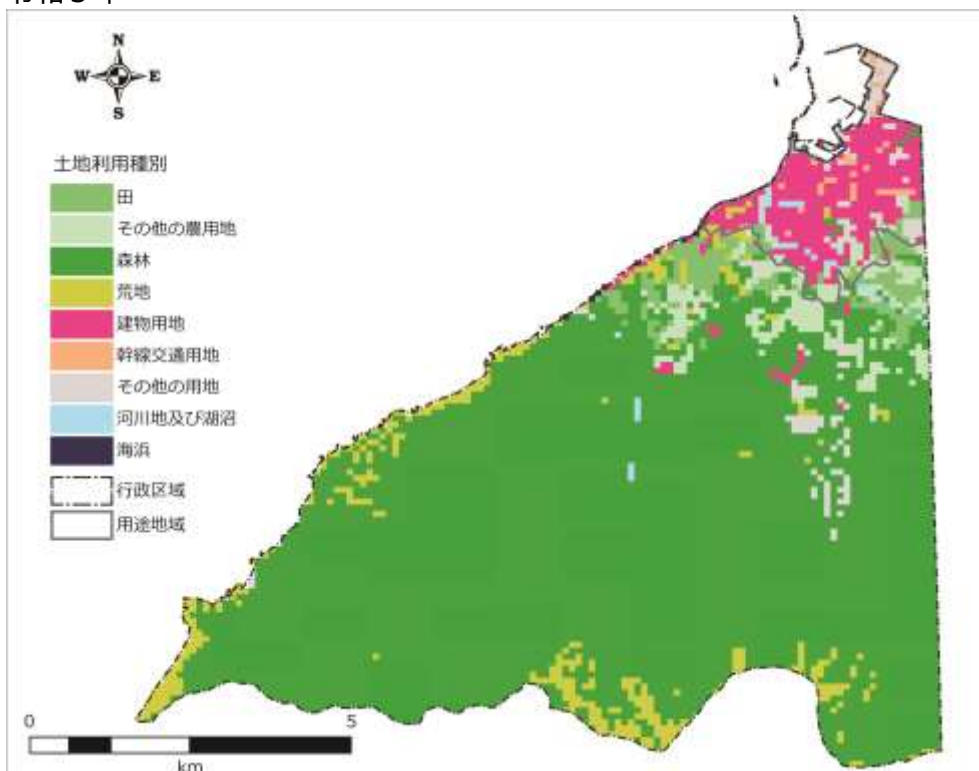
昭和 51 年と令和 3 年の土地利用現況は、人口は 1 万人以上減少しているにもかかわらず、建物用地面積が拡大しており、郊外へ市街地が拡大したことが伺えます。

図 2-29 土地利用現況の変化

昭和 51 年



令和 3 年



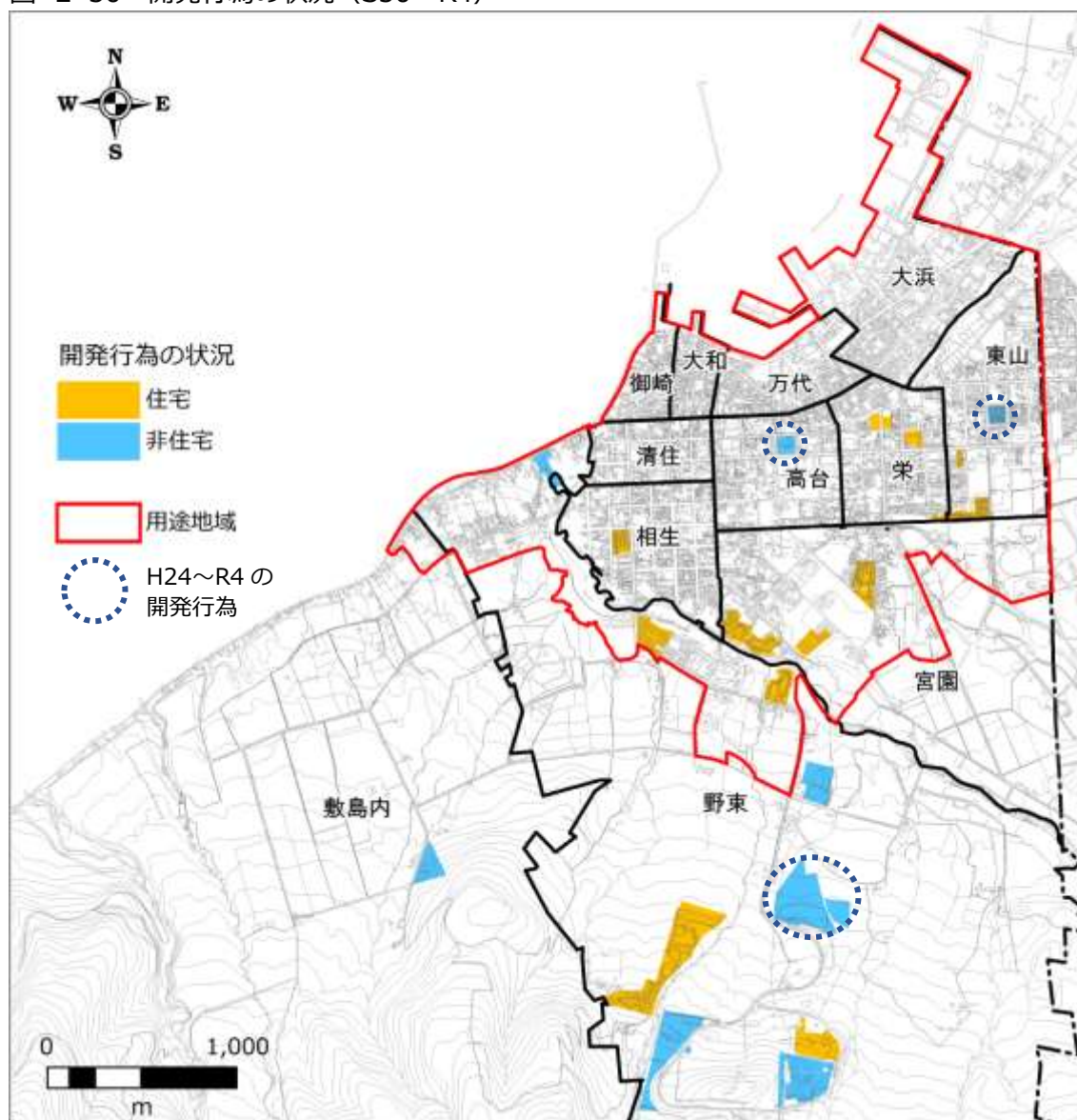
資料：国土数値情報（国土地理院「数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）」「電子地形図（タイル）」）

(3) 開発行為の状況

開発行為の状況をみると、多くは用途地域内の縁辺部の住宅地及び用途地域外のリゾート地である円山地区（野東南部）となっています。

直近10年間（H24～R4）では、非住宅で3件の開発行為がありました。全て公共に関する事業であり、大きな開発行為はありません。

図 2-30 開発行為の状況（S50～R4）



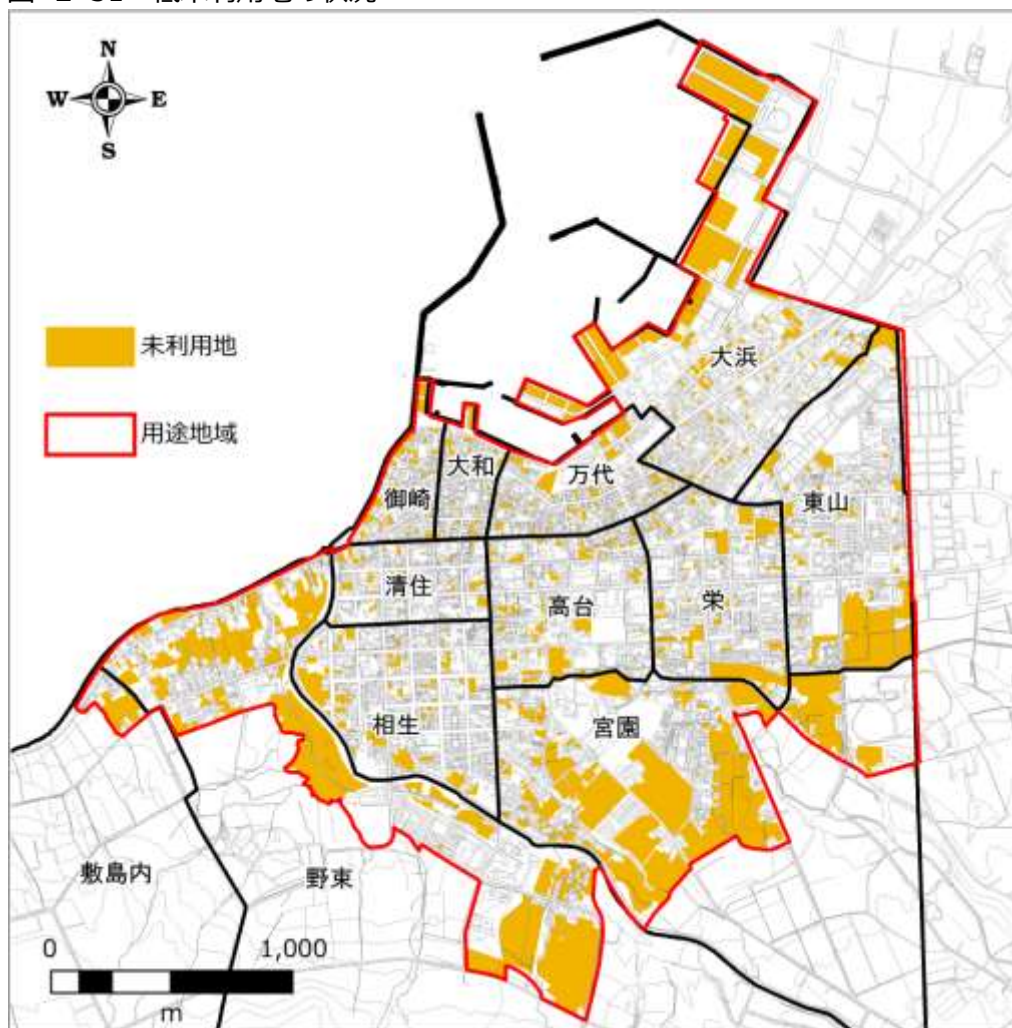
資料：岩内町調べ

(4) 低未利用地の状況

用途地域内の低未利用地の内訳は、宅地が約 58ha、農地が約 44ha、原野が約 31ha であり、合わせて約 133ha となっています。低未利用地は、用途地域（約 569ha）の約 2 割を占めています。

市街地内は、小規模な低未利用地が点在している一方で、用途地域内の縁辺部は、大規模な未利用地があります。

図 2-31 低未利用地の状況



資料：令和2年岩内町都市計画基礎調査

表 2-3 低未利用地の状況（単位：㎡）

区分	面積
宅地	576,372
青空駐車場	70,870
農地	443,052
原野	307,734
合計	1,327,158

資料：令和2年岩内町都市計画基礎調査

※低未利用地は都市計画基礎調査の土地利用現況細分類の以下としている。

宅地：未利用宅地、資材置場、臨港地区内未利用地

青空駐車場：青空駐車場

農地：未整備農地、整備済み農地

原野：未利用原野

まちの中心部には、道の駅やタラ丸市場といった観光施設、岩内バスターミナル、文化センター等が立地し、周辺には商店・飲食店が多く立地していますが、小規模な未利用地が多く点在している状況です。

また、観光拠点である道の駅は、平成4年の建築から30年を超え、老朽化が進む中で、延べ床面積が約144㎡と狭く売場面積に限りがあること、道の駅・トイレ・駐車場が分散して配置されており、利用者の利便性が低いことが長年の課題となっているほか、民間所有施設である岩内バスターミナルは、昭和62年の建築から約40年が経過し、バス利用促進に向けた利便性の向上が必要となっています。

一方で、文化センターは平成元年、木田金次郎美術館は平成6年に建築され、今後も長期的な活用が見込まれます。

以上のことから、低未利用地や既存施設を活用しながら、町民・観光客双方の利便性向上に資する都市機能の集約・再編が求められている状況です。

図 2-32 低未利用地の状況（中心部拡大）



資料：令和2年岩内町都市計画基礎調査

(5) 空き家の状況

町内で実施した空き家調査では、空き家が平成27年度の416件から、令和3年度では454件と増加しています。

表 2-4 空き家の状況 (単位：件)

	空き家総数	賃貸用の空き家	売却用の空き家	その他の空き家
H27年度	416	7	9	400
R3年度	454	8	5	441
増減	38	1	-4	41

資料：岩内町調べ

(6) 地価

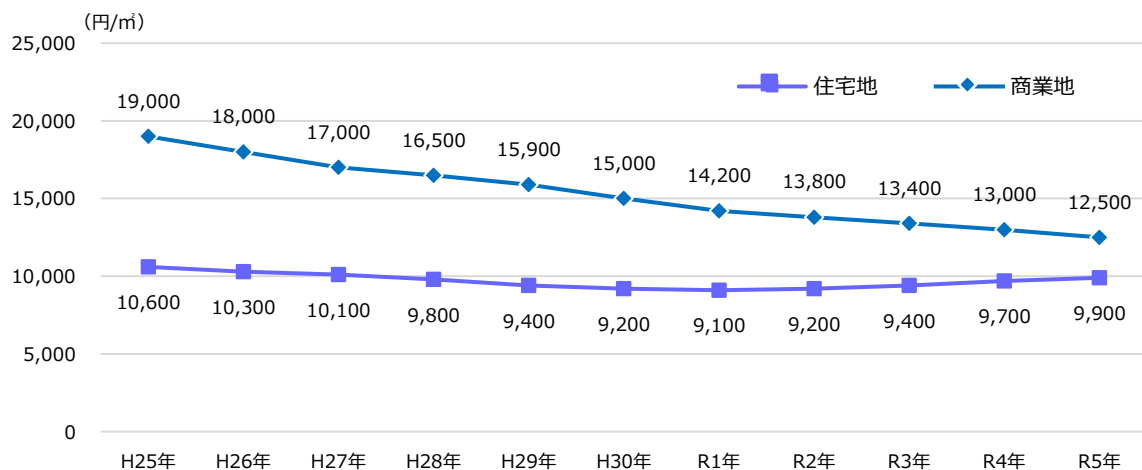
町内住宅地の都道府県地価は平成 25 年の 10,600 円/㎡以降令和元年まで下落していましたが、令和 2 年から上昇に転じ、令和 5 年は 9,900 円/㎡です。

周辺町村と比較すると、倶知安町は岩内町より 48,000 円/㎡高く、泊村・神恵内村は 6,900 円/㎡安くなっています。

町内商業地の都道府県地価は平成 25 年以降下落が続き、令和 5 年は 12,500 円/㎡です。

周辺町村と比較すると、倶知安・ニセコ町は、岩内町より 10,000 円/㎡以上高く、共和町は 3,100 円/㎡安くなっています。

図 2-33 都道府県地価（平均地価）の推移



資料：国土交通省土地総合情報システム

表 2-5 都道府県地価（平均地価）の比較（令和 5 年）

	住宅地 (円/㎡)		商業地 (円/㎡)	
岩内町	9,900	—	12,500	—
共和町	7,200	-2,700	9,400	-3,100
泊村	3,000	-6,900	—	—
神恵内村	3,000	-6,900	—	—
倶知安町	57,900	+48,000	110,000	+97,500
ニセコ町	15,400	+5,500	24,500	+12,000

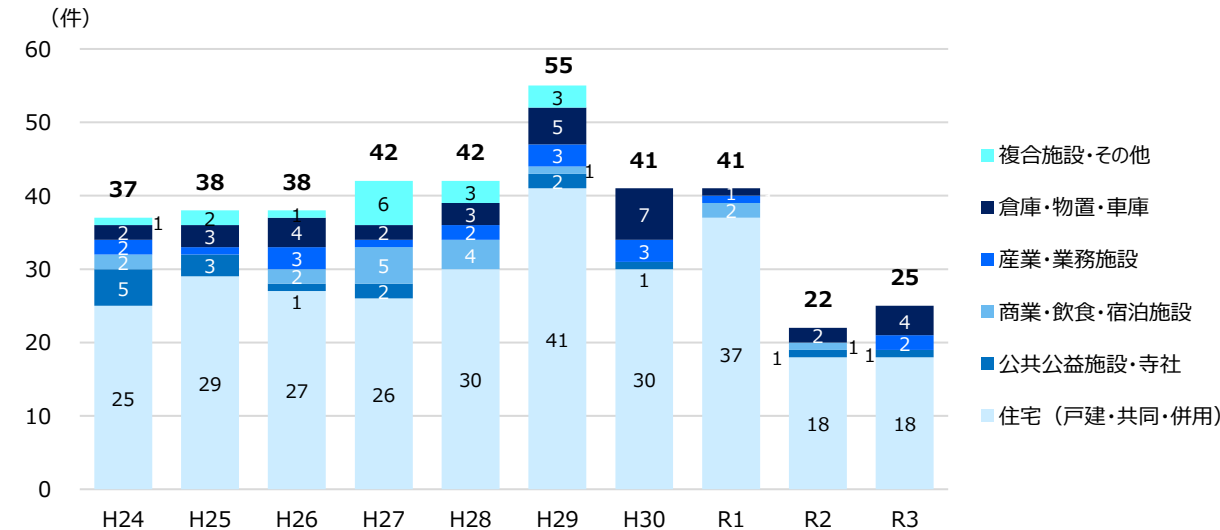
資料：国土交通省土地総合情報システム

(7) 年度別建築確認申請件数

平成 24 年度から令和 3 年度までの直近 10 年における、年度別建築確認申請件数は、平成 29 年度が 55 件と最も多く、令和 2 年以降は減少傾向です。

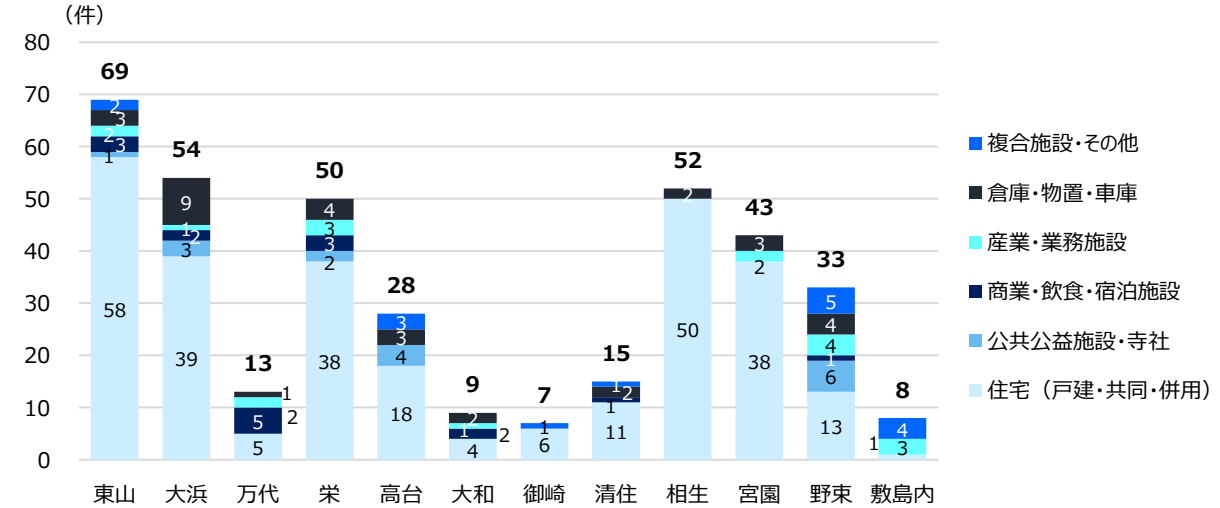
平成 24 年度から令和 3 年度までの直近 10 年における、地区別の建築確認申請状況では、東山が 69 件で最も多く、次いで大浜が 54 件、以下、相生が 52 件、栄が 50 件、宮園が 43 件となっています。大和、御崎、敷島内は 10 件を下回っています。

図 2-34 年度別建築確認申請件数の推移



資料：岩内町調べ

図 2-35 地区別建築確認申請件数の状況（H24～R3 の合計）



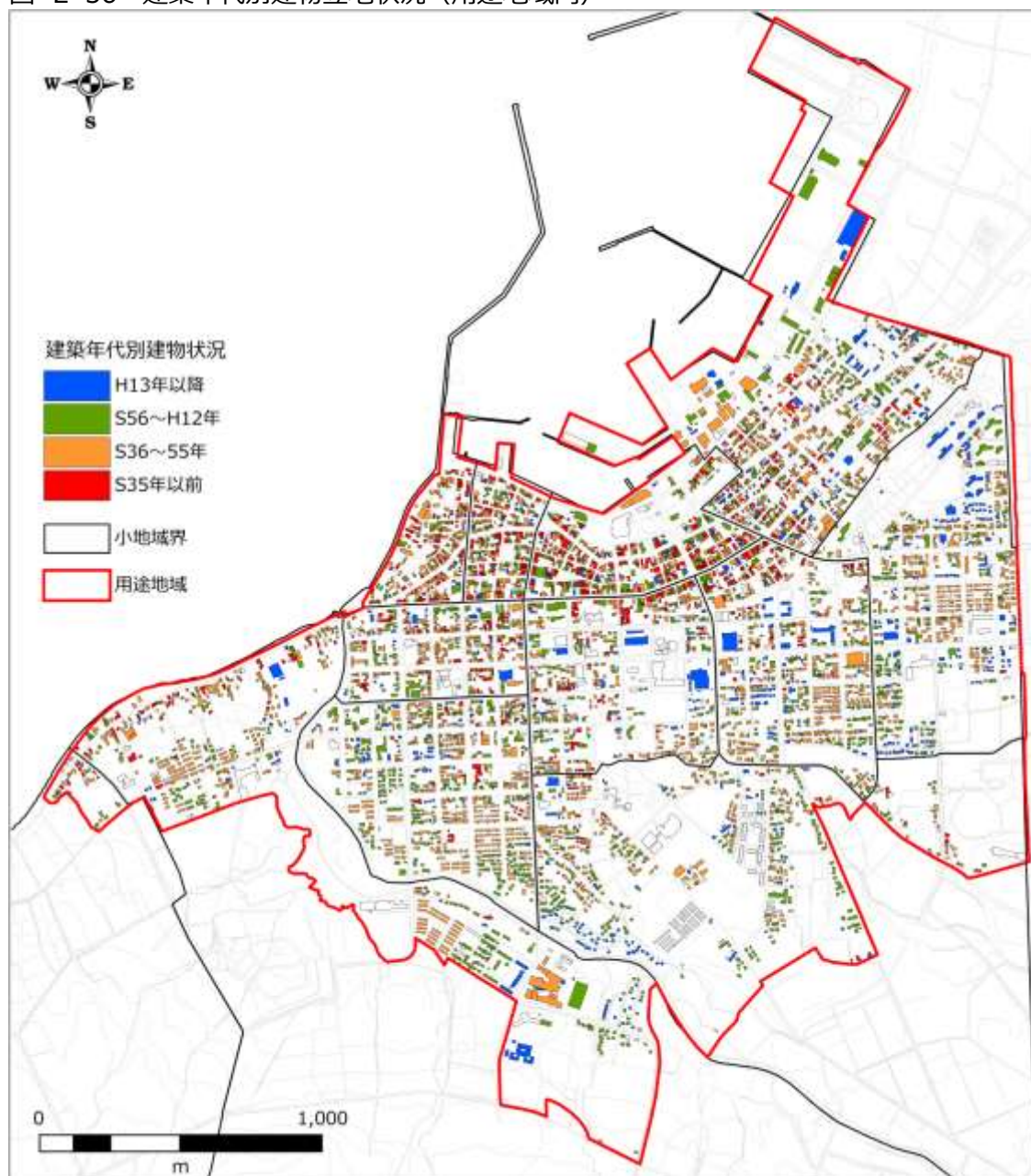
資料：岩内町調べ

(8) 建築年代別建物立地状況（用途地域内）

建築年代別の建物立地状況をみると、万代・大和・御崎など海側は昭和 35 年以前の建物が多く立地しています。

一方で、野東、宮園、東山などの郊外は、平成 13 年以降に建築された建物が多く立地しています。

図 2-36 建築年代別建物立地状況（用途地域内）

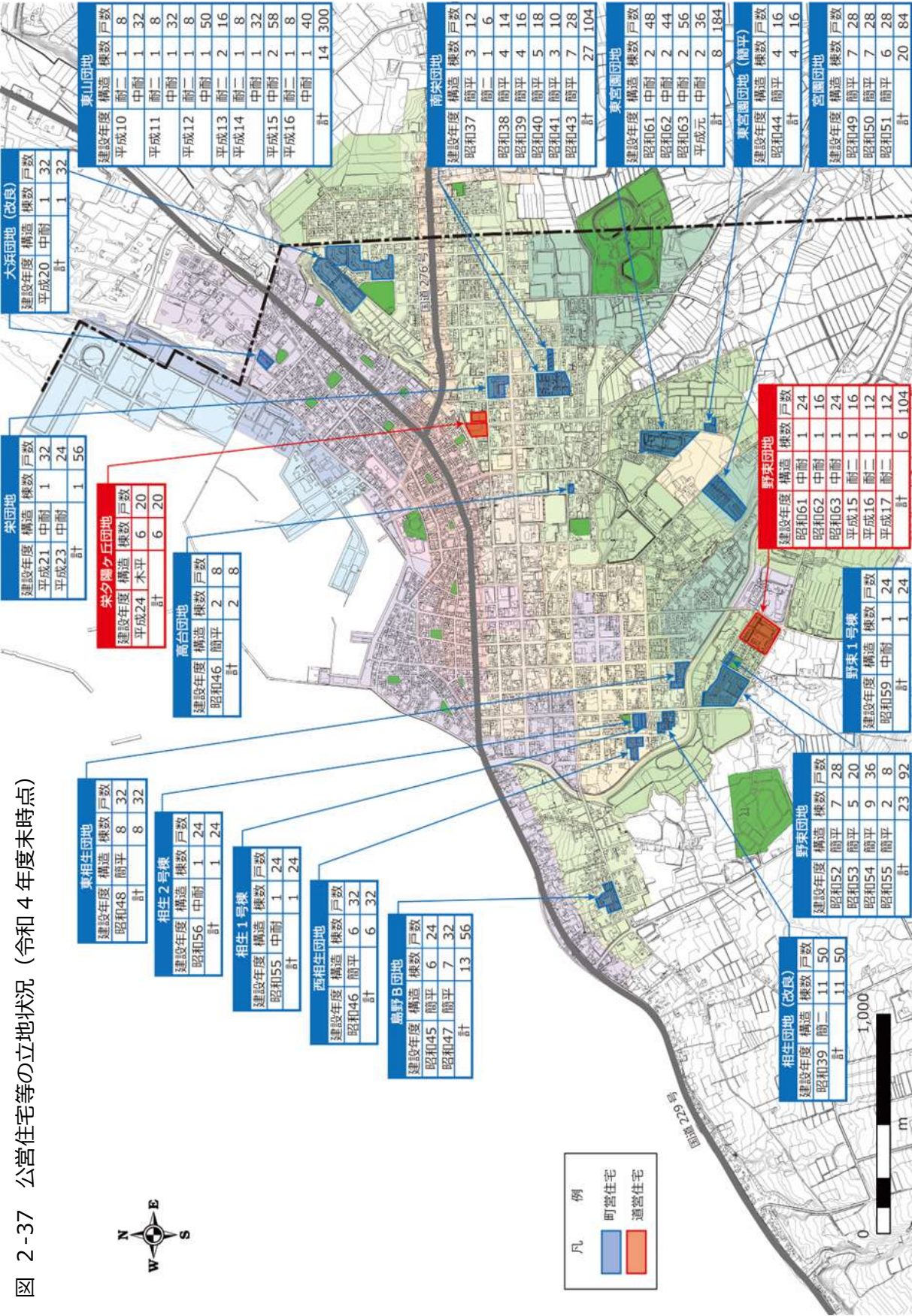


資料：令和 2 年岩内町都市計画基礎調査

(9) 公営住宅等の立地状況

公営住宅等は宮園・野東・相生の用途地域縁辺部に多く立地しています。

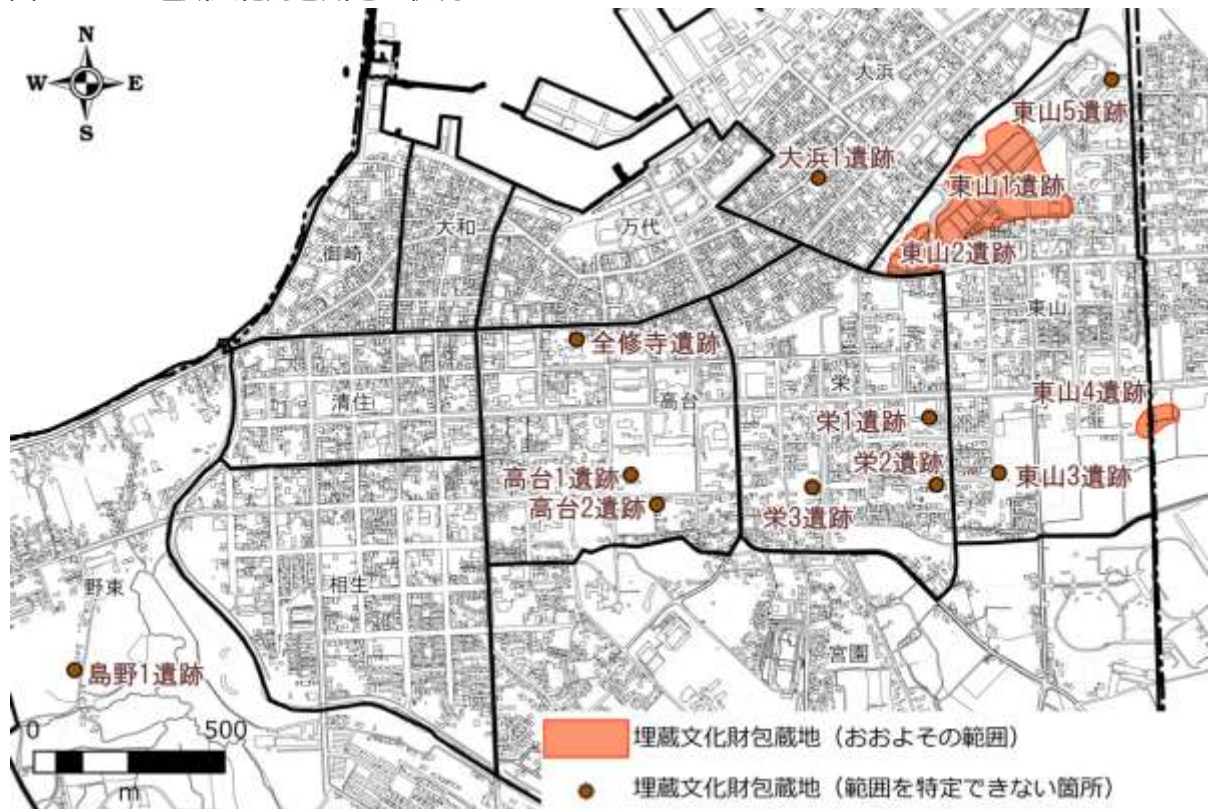
昭和 30～40 年代に建設された老朽化の進む町営住宅は、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』において用途廃止の方針となっています。



(10) 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財は、町の歴史を知る上で欠くことができないものであり、こうした財産を開発や宅地化から保護していくため、町内において確認されている埋蔵文化財包蔵地が、下図のとおり公表されています。

図 2-38 埋蔵文化財包蔵地の状況



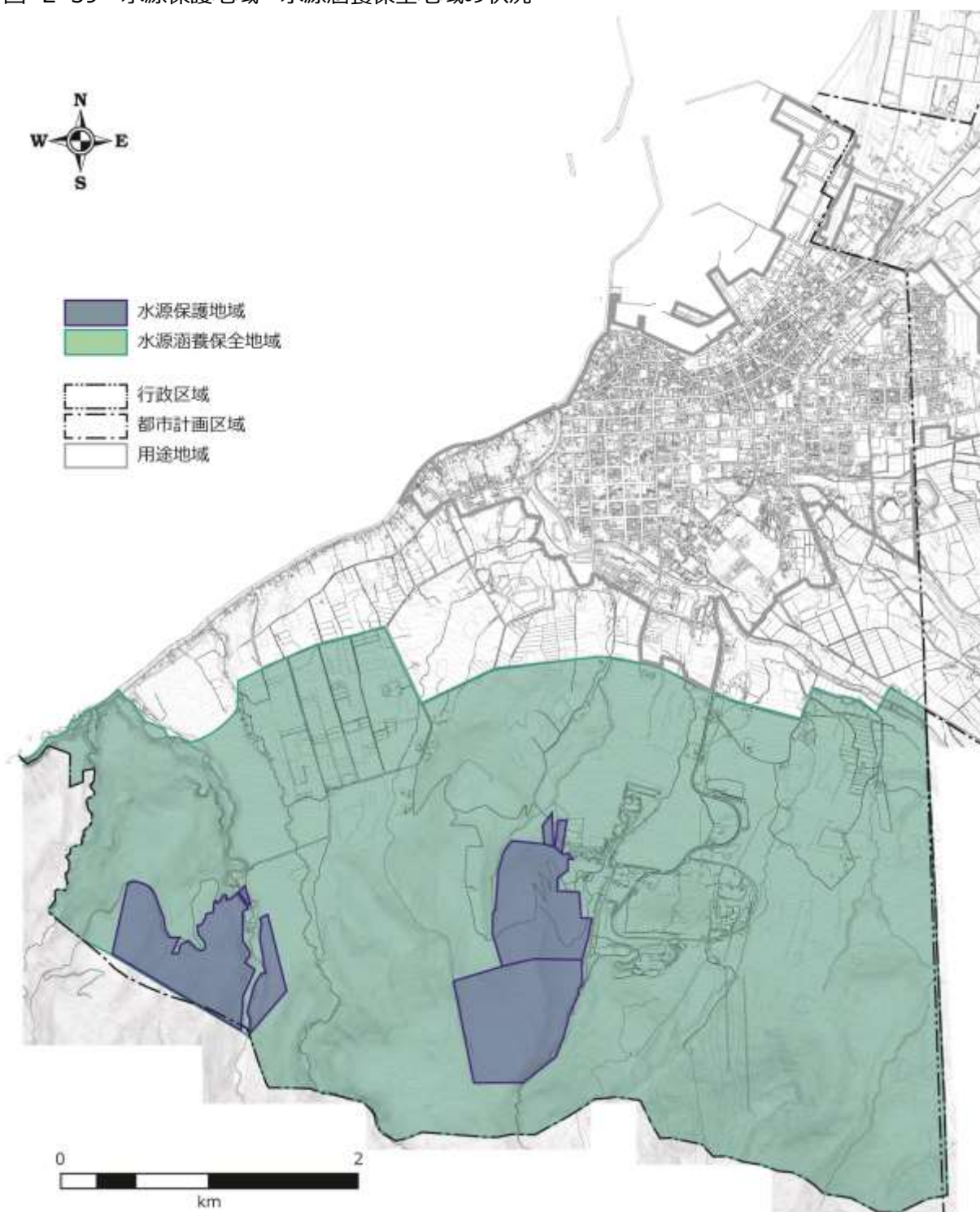
資料：北海道埋蔵文化財包蔵地 (GIS データ)

(1 1) 水源保護地域・水源涵養保全地域

町では、貴重な財産である水資源に対して、岩内町水資源保全条例に基づき、下図のとおり水源保護地域及び水源涵養保全地域を指定し、水資源を保全しています。

- ・水源保護地域：水道水又は公共の用に供されている水源を保全するために、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域
- ・水源涵養保全地域：森林等の水源を涵養する機能を維持するために、適正な土地利用を図る必要があると認められる地域

図 2-39 水源保護地域・水源涵養保全地域の状況

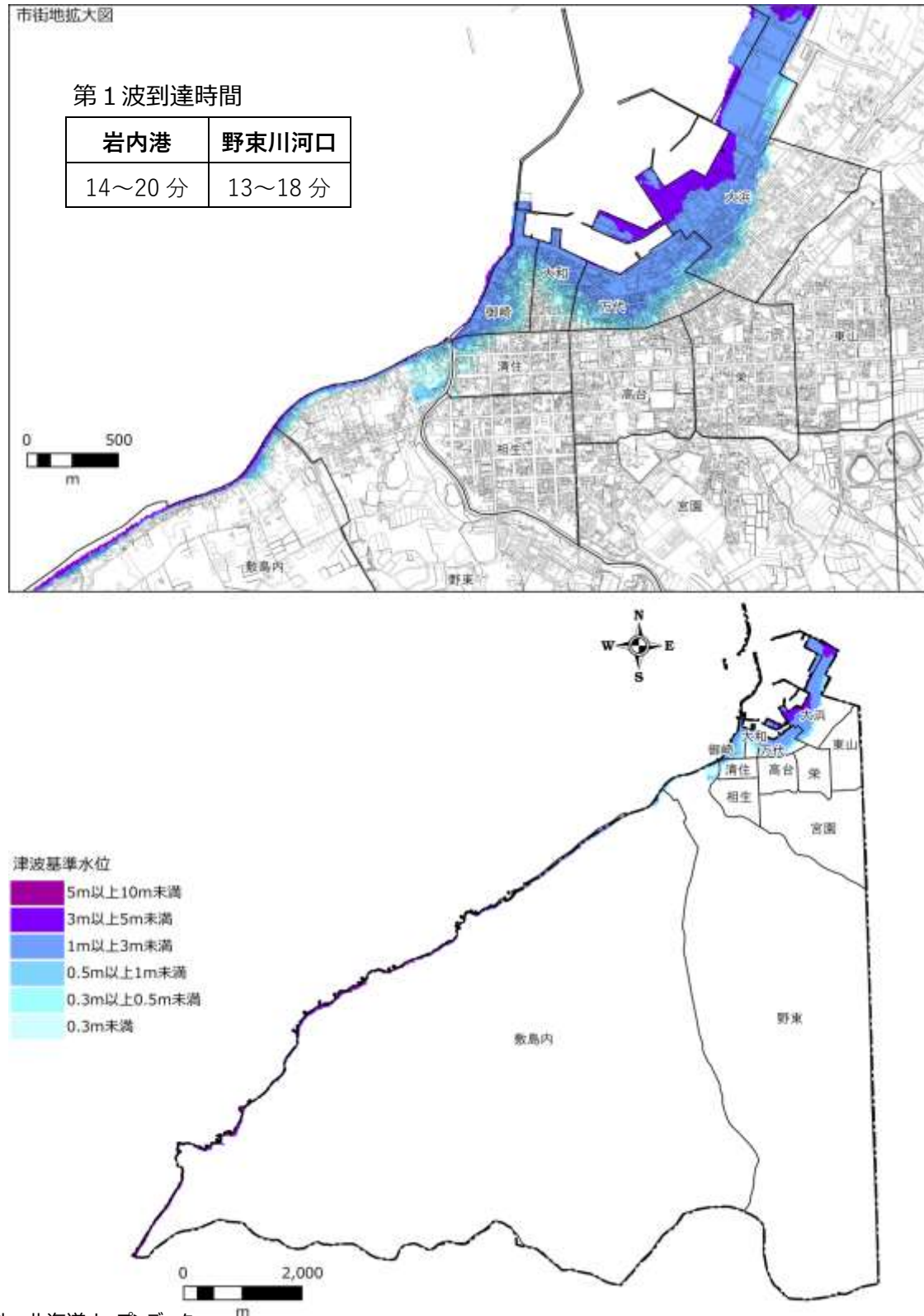


4. 災害リスク

(1) 津波浸水区域

津波浸水区域は大浜から敷島内の沿岸で想定されており、津波基準水位 1m以上の地域があります。海側の中心市街地も津波浸水想定区域内となっています。

図 2-40 津波基準水位



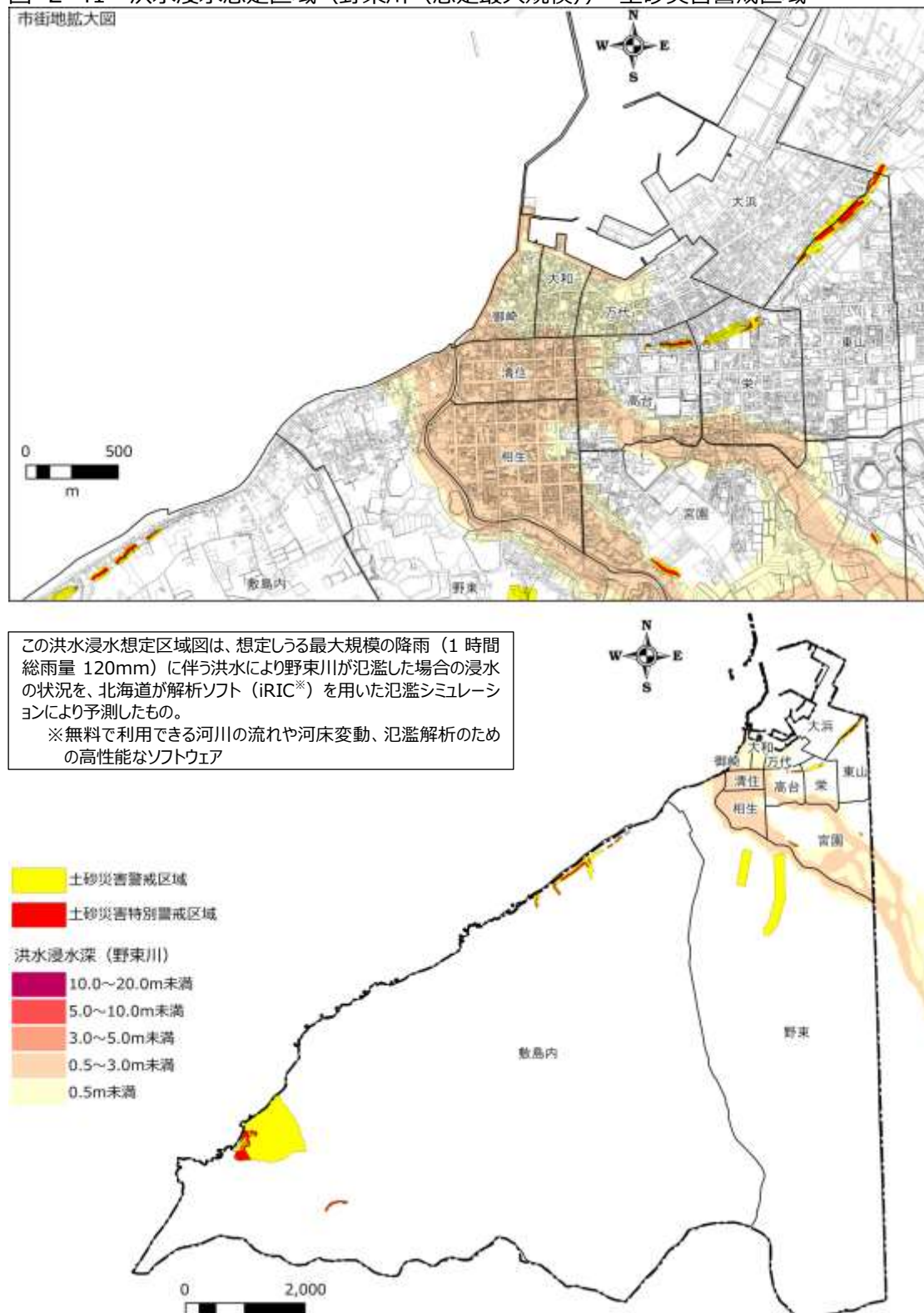
資料：北海道オープンデータ

(2) 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域

野東川では、洪水浸水想定区域（想定最大規模）が設定されており、清住・相生は、大半が3.0m未満の区域内となっています。

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は大浜・東山・栄・高台・敷島内の海岸段丘、宮園等で設定されています。

図 2-41 洪水浸水想定区域（野東川（想定最大規模））・土砂災害警戒区域

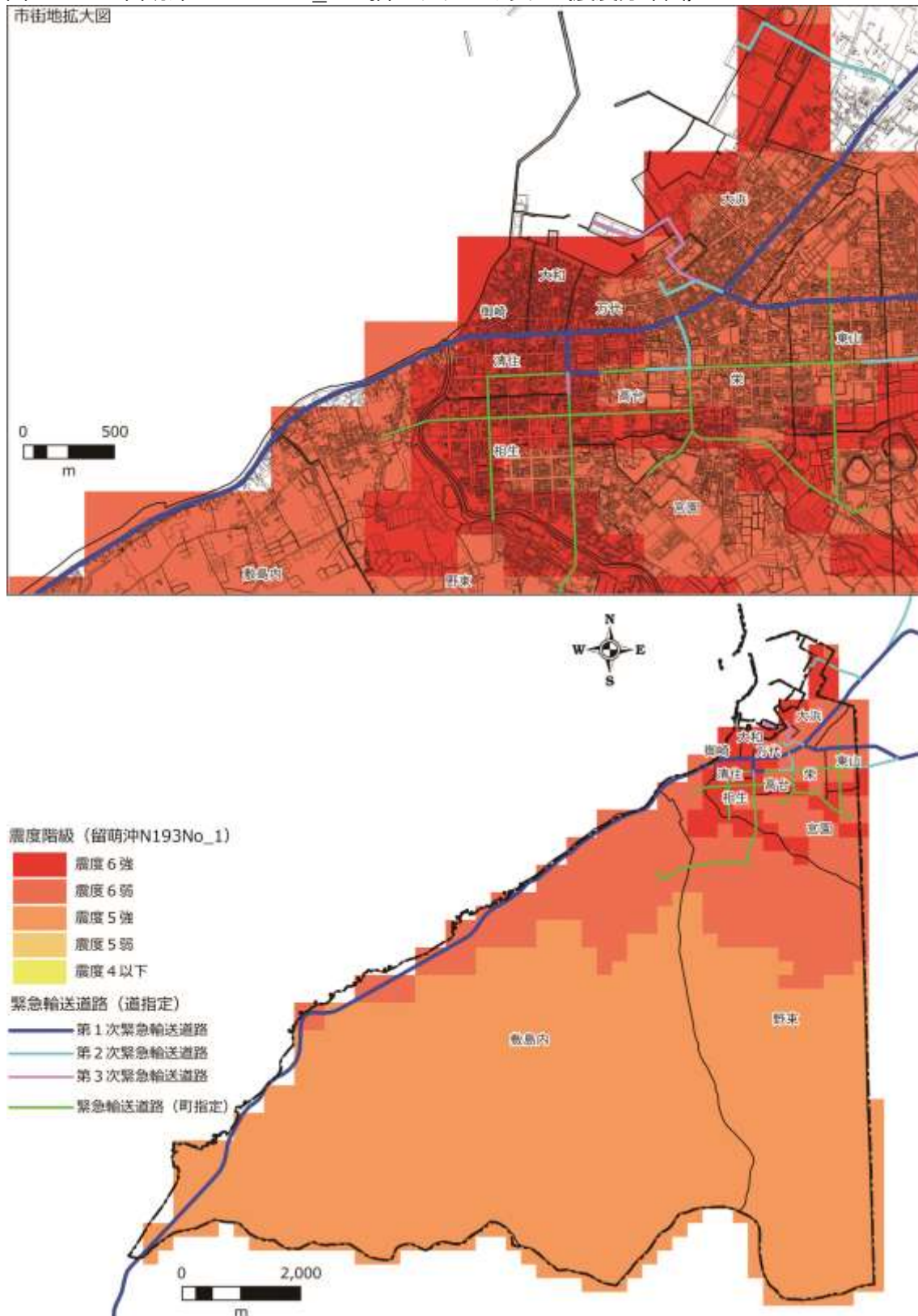


資料：北海道土砂災害警戒情報システム、岩内町調べ

(3) 震度分布図

町内で最も大きな揺れが想定される留萌沖の地震が発生した場合、町内は震度5強～6強の揺れが想定されています。

図 2-42 留萌沖 N193 NO_1 の揺れやすさマップ（震度分布図）



資料：岩内町調べ

5. 都市計画

(1) 用途地域

町内で適用されている用途地域は 11 種類になります。商業系が近隣商業地域・商業地域、工業系が準工業地域・工業地域・工業専用地域、住居系が第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域となっています。

- ・商業系：国道 229 号及び道道岩内港線を軸に商業地域、周辺の一部を近隣商業地域に指定
- ・工業系：臨港地区（後述）は工業専用地域、工業地域及び準工業地域に指定、港湾背後の御崎・大和・万代・大浜地区、西部海岸沿いの野束地区等は準工業地域に指定
- ・住居系：商業系及び工業系用途地域以外の地域

表 2-6 用途地域区分

区 分	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	外壁の後退 距離の限度	建築物の 高さの限度
第1種低層住居専用地域	約 63	40 以下	60 以下		10m
第1種中高層住居専用地域	約 100	60 "	150 "		
第2種中高層住居専用地域	約 123	60 "	200 "		
第1種住居地域	約 49	60 "	200 "		
第2種住居地域	約 30	60 "	200 "		
準住居地域	約 10	60 "	200 "		
近隣商業地域	約 16	80 "	300 "		
商業地域	約 28	80 "	400 "		
準工業地域	約 102	60 "	200 "		
工業地域	約 37	60 "	200 "		
工業専用地域	約 11	60 "	200 "		
合 計	約 569				

(2) 特定用途制限地域（平成 31 年 4 月都市計画決定）

特定用途制限地域は、平成 31 年 4 月に都市計画決定しました。

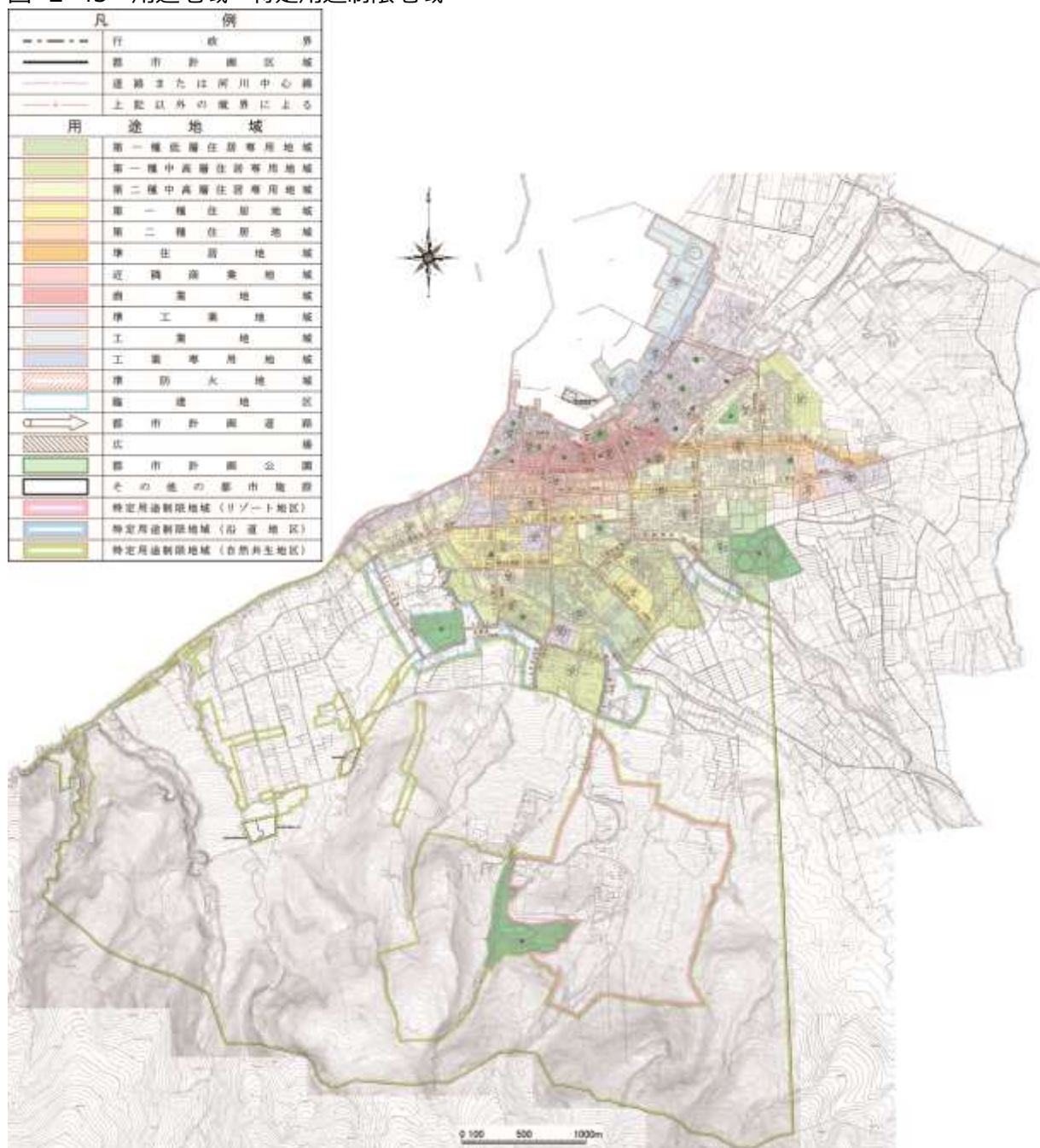
町内で適用されている特定用途制限地域は 3 地区あり、地区ごとによって規制・誘導内容は異なります。

- ・リゾート地区：自然と調和した環境リゾート開発のため、自然環境を損なうおそれのあるような危険性を伴う建物を制限
- ・沿道地区：市街地周辺において一定の土地利用を認めつつ、用途地域内への誘導を図るため、集客性の高い建物を制限
- ・自然共生地区：景観・自然環境の保全のため、地域の環境に影響を及ぼす建物を広く制限

表 2-7 特定用途制限地域区分

地域種類	面積 (ha)	主な規制建築物
リゾート地区	約 230	商業地域規制危険物施設、遊技場、風俗営業施設、自動車教習所、畜舎、商業地域規制工場（ドライクリーニング等を除く）、準工業地域規制工場、倉庫業を営む倉庫、クワッシャー・コンクリート・アスファルトプラント等
沿道地区	約 76	商業地域規制危険物施設、500 m ² 超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、自動車教習所、劇場、映画館、ホテル、1,500 m ² 超事務所、商業地域規制工場、準工業地域規制工場、倉庫業を営む倉庫、クワッシャー・コンクリート・アスファルトプラント等
自然共生地区	約 1,565	準住居地域規制危険物施設、150 m ² 超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、自動車教習所、劇場、映画館、ホテル、1,500 m ² 超事務所、準住居地域規制工場、商業地域規制工場、クワッシャー・コンクリート・アスファルトプラント等
合計	約 1,871	

図 2-43 用途地域・特定用途制限地域



(3) 臨港地区

岩内港は地方港湾として位置づけられています。臨港地区は、商港区、工業港区、漁港区と3種類の分区になっています。

図 2-44 臨港地区



港湾名	指定面積 (ha)	分区内訳		
		商港区	工業港区	漁港区
岩内港	約 57	約 35.2	約 11.6	約 9.9

※指定区域面積には共和町の無分区約 3.5ha を含まない

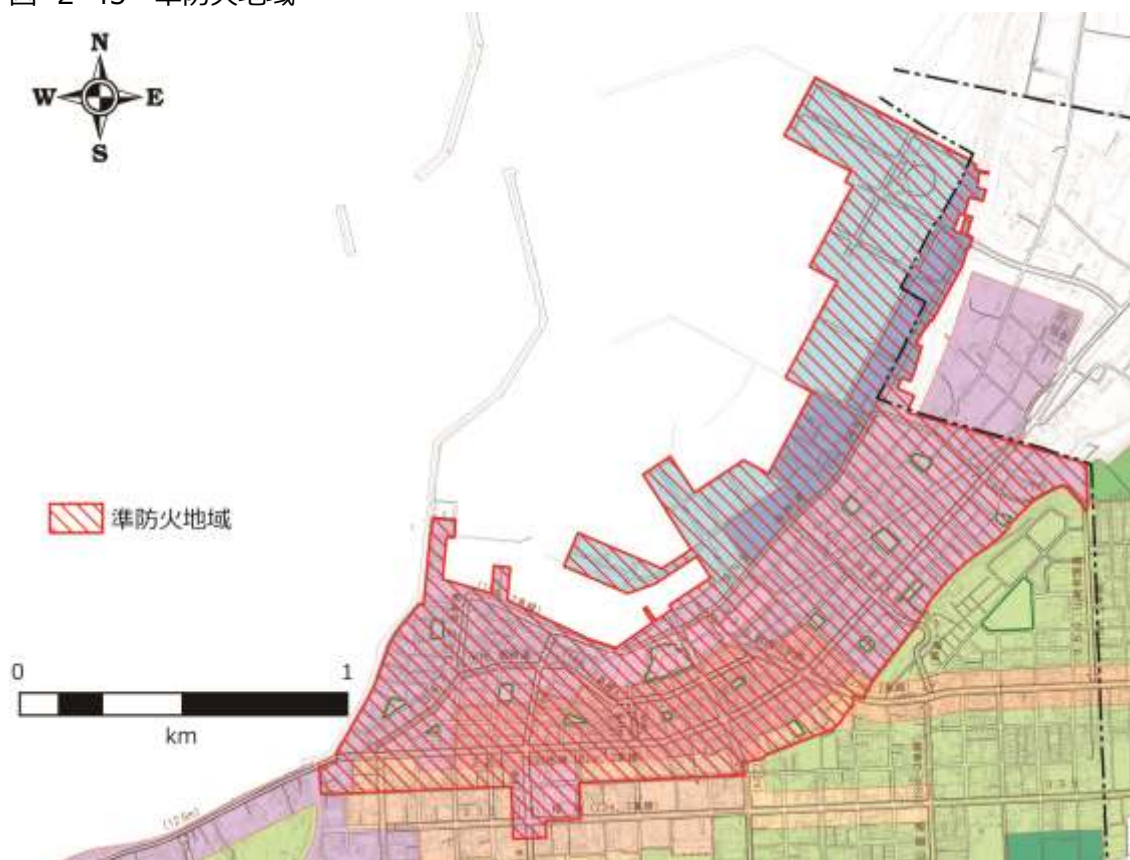
(4) 準防火地域

大火の経験を踏まえ、用途地域の工業専用、工業、準工業、商業、近隣商業地域を中心に約173haが指定されています。そのうち約129haは商業系（商業・近隣商業）以外の工業専用、工業、準工業地域に加え、第2種住居地域となっています。

表 2-8 準防火地域

種類	位置	面積 (ha)
準防火地域	近隣商業地域・商業地域・ 工業専用地域・工業地域・準工業地域・第2種住居地域	約 173

図 2-45 準防火地域



6. 都市施設

(1) 都市計画道路・交通広場

都市計画道路は18路線です。幹線軸を中心に整備済[※]であり、整備済の道路は岩内小沢線・停車場通・八幡通・万代御崎通・神社通・浜中大通の6路線です。

一方で、郊外に未整備区間が残存し、現道が無い区間も複数あります。高校前通・円山通は未着手となっています。

また、2路線に交通広場があります。

表 2-9 都市計画道路

道路の区分	都市計画道路名称		都市計画決定			整備済 [※]		未整備 (現道有) (m)
	道路番号	路線名称	主な幅員 (m)	延長 (m)	決定権者	(m)	整備率 (%)	
幹線街路	主要幹線街路 ³	3. 3. 1 229号線	22	3,650	国	3,610	98.9	40
	都市幹線街路 ⁴	3. 3. 2 岩内小沢線	22	1,240	国・北海道・岩内町	1,240	100.0	0
		3. 4. 3 停車場通	18	1,940	北海道・岩内町	1,940	100.0	0
		3. 3. 5 八幡通	22	2,180	北海道・岩内町	2,180	100.0	0
	補助幹線街路 ⁵	3. 3. 4 旧波止場通	22	2,110	北海道・岩内町	1,130	53.6	980
		3. 4. 6 公園通	18	4,160	北海道・岩内町	1,170	28.1	820
		3. 4. 7 万代御崎通	18	1,230	北海道・岩内町	1,230	100.0	0
		3. 5. 8 海岸通	15	2,200	北海道・岩内町	1,380	62.7	820
		3. 5. 9 山崎宮園通	15	890	岩内町	0	0.0	890
		3. 4. 10 神社通	15	110	岩内町	110	100.0	0
		3. 4. 11 浜中大通	18	700	岩内町	700	100.0	0
		3. 4. 12 野束宮園通	18	1,820	岩内町	0	0.0	1,370
		3. 4. 13 薄田通	18	2,070	岩内町	1,300	62.8	770
		3. 4. 14 野束通	18	1,520	岩内町	250	16.4	1,270
		3. 4. 15 野束川通	18	1,200	岩内町	0	0.0	0
		3. 4. 16 高校前通	16	450	岩内町	0	0.0	450
		3. 4. 17 円山通	18	440	北海道	0	0.0	440
		3. 4. 18 墓園通	18	260	岩内町	0	0.0	260
	合計			28,170		16,240	57.6	8,110

※整備済：道路用地が計画決定通り確保されており、自動車交通に供用され、車道部分が本舗装されているもの。
資料：都市計画道路路線別台帳（令和4年3月31日現在）北海道建設部都市環境課、岩内町調べ

表 2-10 交通広場

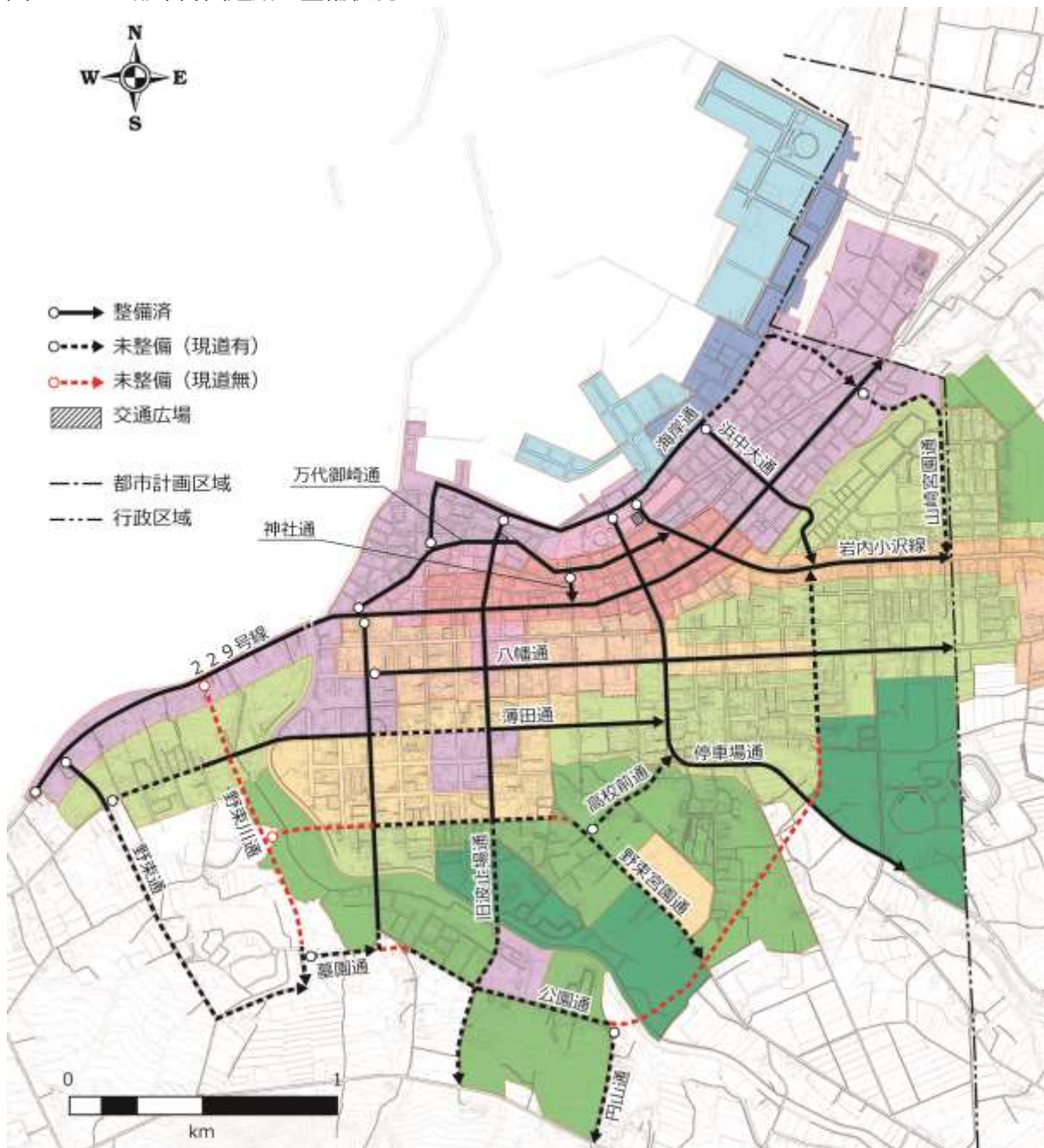
名称	都市計画道路の路線名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	都市計画決定
交通広場	岩内小沢線	約 1,400	約 1,400	昭和62年 2月 5日
交通広場	旧波止場通	約 1,200	約 1,200	昭和48年11月21日

³ 主要幹線街路
都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通の用に供する道路。

⁴ 都市幹線街路
都市内の各地区または主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路。

⁵ 補助幹線街路
主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路。

図 2-46 都市計画道路の整備状況



(2) 都市計画公園

都市計画公園は全 22 ヲ所で総面積は約 44.63ha、街区公園が 17 ヲ所、近隣公園が 2 ヲ所、総合公園が 1 ヲ所、運動公園が 1 ヲ所、風致公園が 1 ヲ所です。

大火の経験を踏まえ、大浜から御崎までの海側に、街区公園が点在しています。

一方で、東山から野東南部までの住宅地は、街区公園がほぼありません。

また、都市計画墓園は 1 ヲ所あり、面積は約 8.7ha となっています。

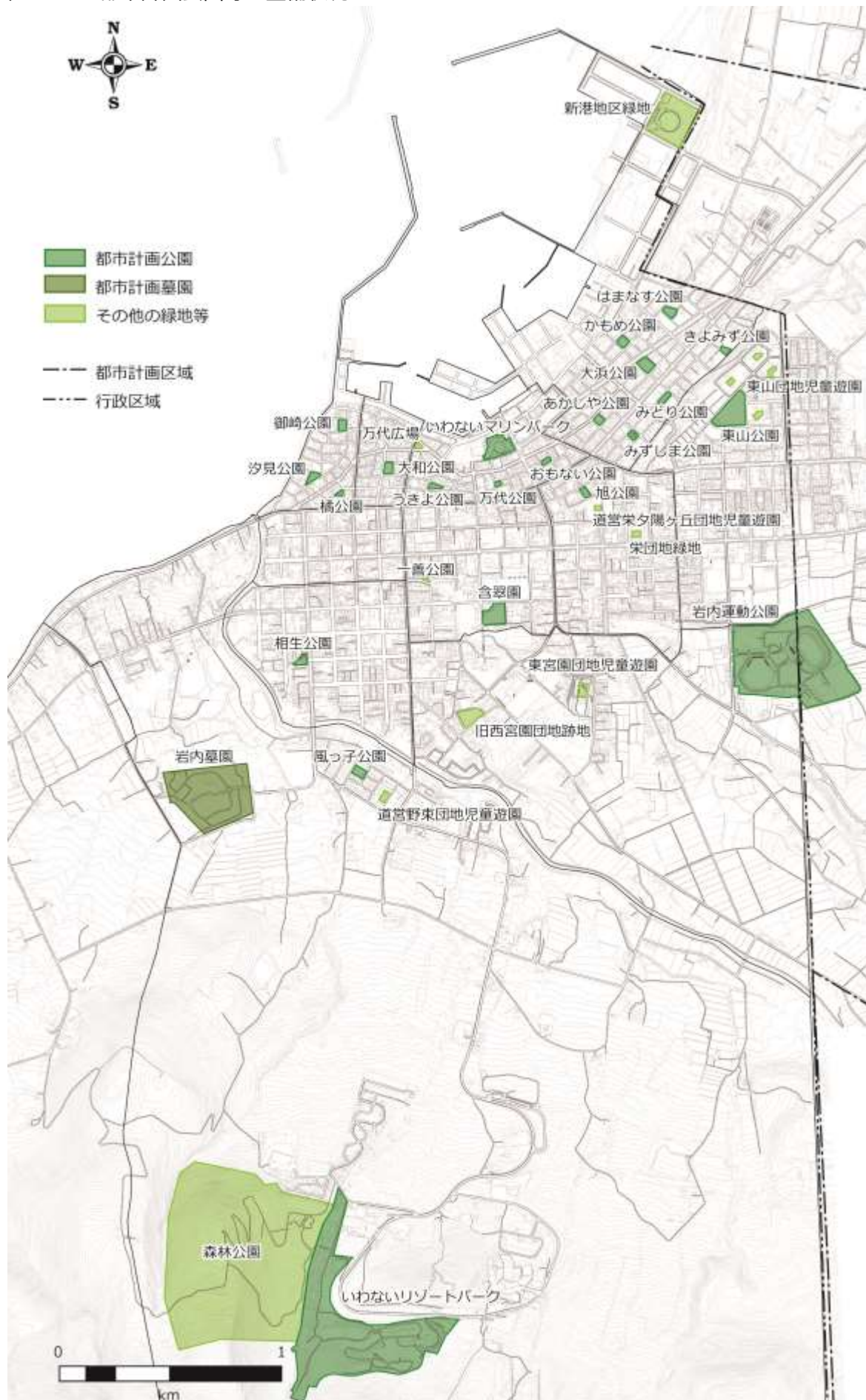
表 2-11 都市計画公園

種別	番号	公園名	面積 (ha)
街区公園	2. 2. 1	汐見公園	約 0.18
	2. 2. 2	御崎公園	約 0.18
	2. 2. 3	橘公園	約 0.06
	2. 2. 4	大和公園	約 0.20
	2. 2. 5	うきよ公園	約 0.12
	2. 2. 6	万代公園	約 0.05
	2. 2. 7	おもない公園	約 0.10
	2. 2. 8	旭公園	約 0.13
	2. 2. 9	あかしや公園	約 0.15
	2. 2. 10	みずしま公園	約 0.13
	2. 2. 11	みどり公園	約 0.15
	2. 2. 12	大浜公園	約 0.33
	2. 2. 13	かもめ公園	約 0.18
	2. 2. 14	はまなす公園	約 0.22
	2. 2. 15	きよみず公園	約 0.12
	2. 2. 16	相生公園	約 0.20
	2. 2. 17	風っ子公園	約 0.23
近隣公園	3. 3. 1	東山公園	約 1.50
	3. 3. 2	いわないマリンパーク	約 1.00
総合公園	5. 5. 1	いわないリゾートパーク	約 21.80
運動公園	6. 5. 1	岩内運動公園	約 16.80
風致公園	7. 2. 1	含翠園	約 0.80
合計			約 44.63

表 2-12 都市計画墓園

都市計画墓園	岩内墓園	約 8.70
--------	------	--------

図 2-47 都市計画公園等の整備状況



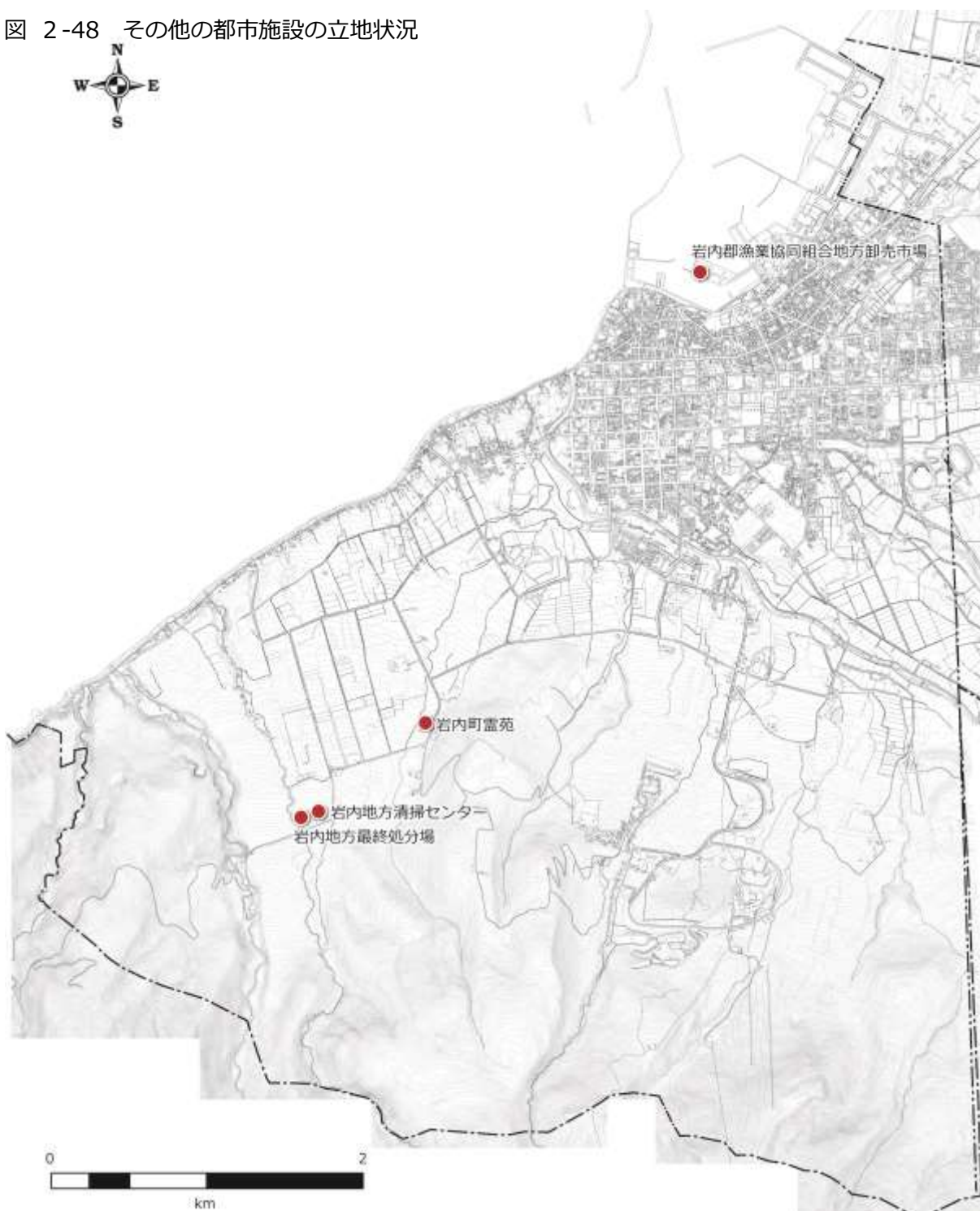
(3) その他の都市施設

その他の都市施設として、岩内地方清掃センター（ごみ焼却場）、岩内地方最終処分場（ごみ処理場）、岩内郡漁業協同組合地方卸売市場（市場）、岩内町霊苑（火葬場）の4箇所が都市計画決定されています。

これらの施設のうち、岩内郡漁業協同組合地方卸売市場については、昭和54年に都市計画決定されてから40年以上が経過しており老朽化が進んでいます。

また、施設名称が現在は岩内地方卸売市場となっており、今後は整合を図るため、都市計画決定上の名称変更の必要性があります。

図 2-48 その他の都市施設の立地状況



(4) 下水道

町内の下水道については、公共下水道として都市計画決定され、604.8ha を全体計画区域と位置づけています。

全体計画区域面積に対しての整備率は47.6%であり、水洗化人口（便所のみ）は、41.5%となっています。

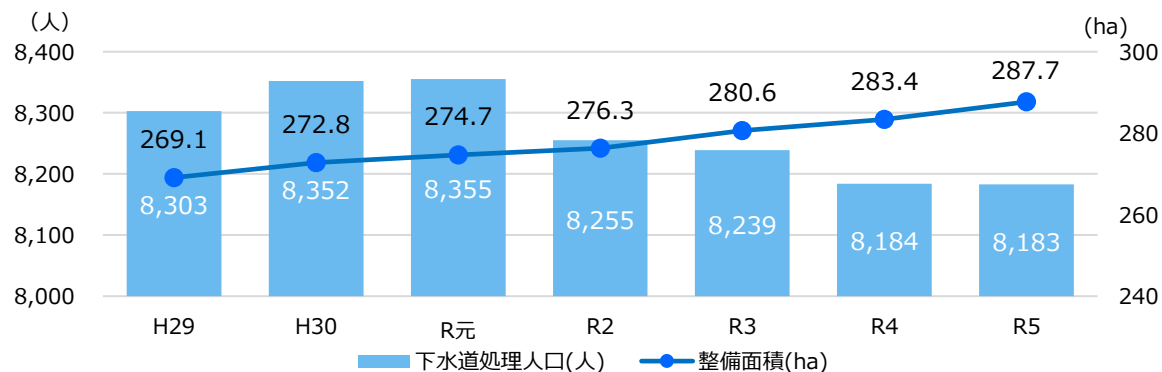
下水道整備面積は増加していますが、下水道処理人口は令和元年度以降減少傾向であり、下水道処理人口当たりの整備面積は増加傾向です。

表 2-13 下水道の整備状況

		整備率・普及率
全体計画区域面積 (ha)	604.8	—
整備面積 (ha)	288	47.6%
行政区域人口 (人)	10,986	—
汚水処理人口 (人)	8,459	77.0%
下水道処理人口 (人) (汚水処理人口-合併浄化槽人口)	8,183	74.5%
水洗化人口 (排水・便所問わず) (人)	5,589	50.9%
水洗化人口 (便所のみ) (人)	4,562	41.5%

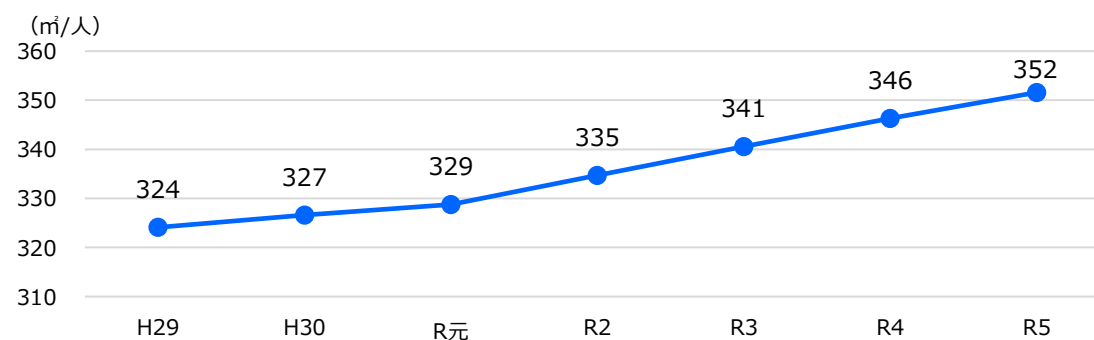
資料：岩内町調べ（令和5年度末）

図 2-49 下水道処理人口と下水道整備面積



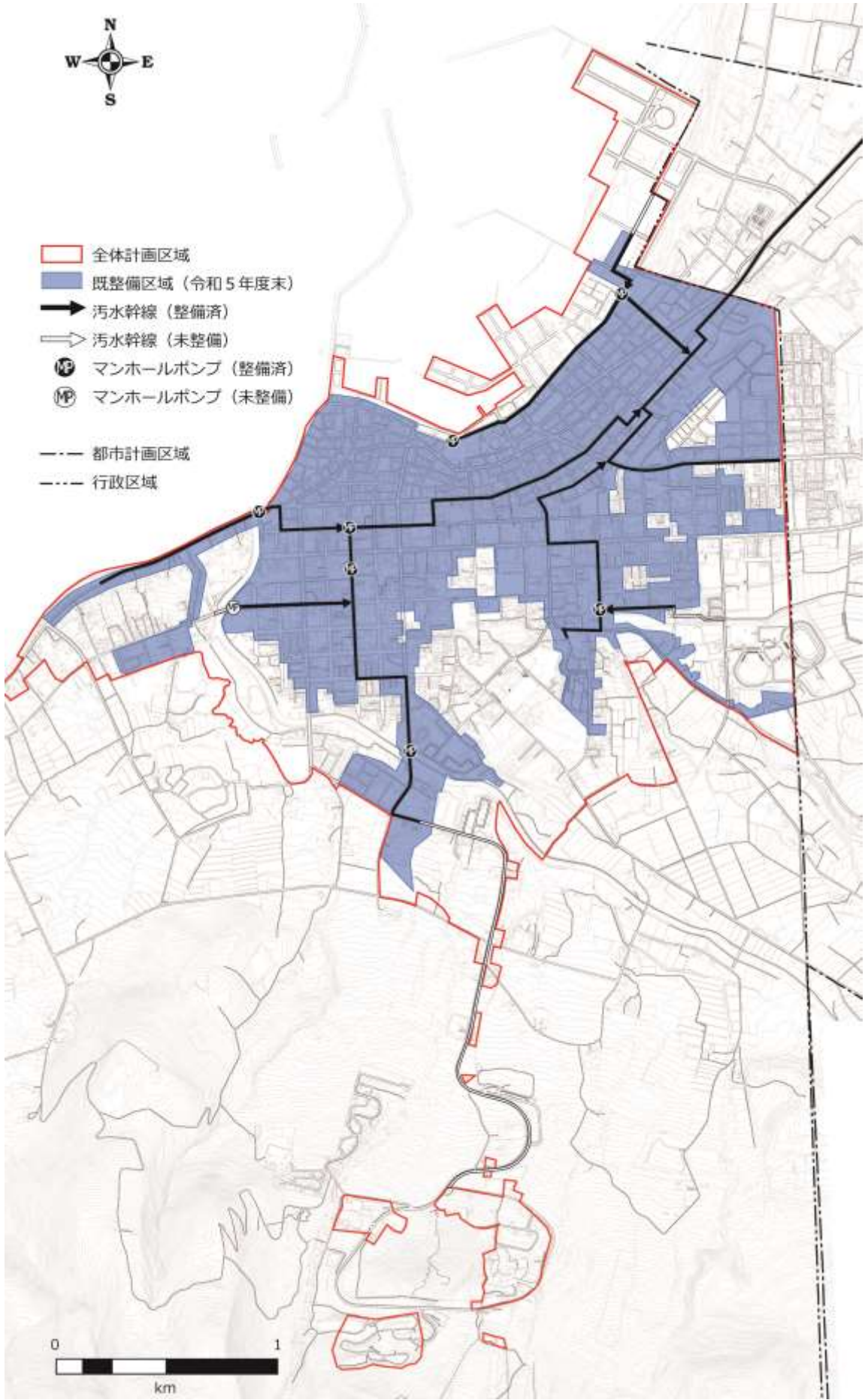
資料：岩内町調べ

図 2-50 下水道整備面積/下水道処理人口(m²/人)



資料：岩内町調べ

図 2-51 下水道の整備状況



7. 都市機能施設

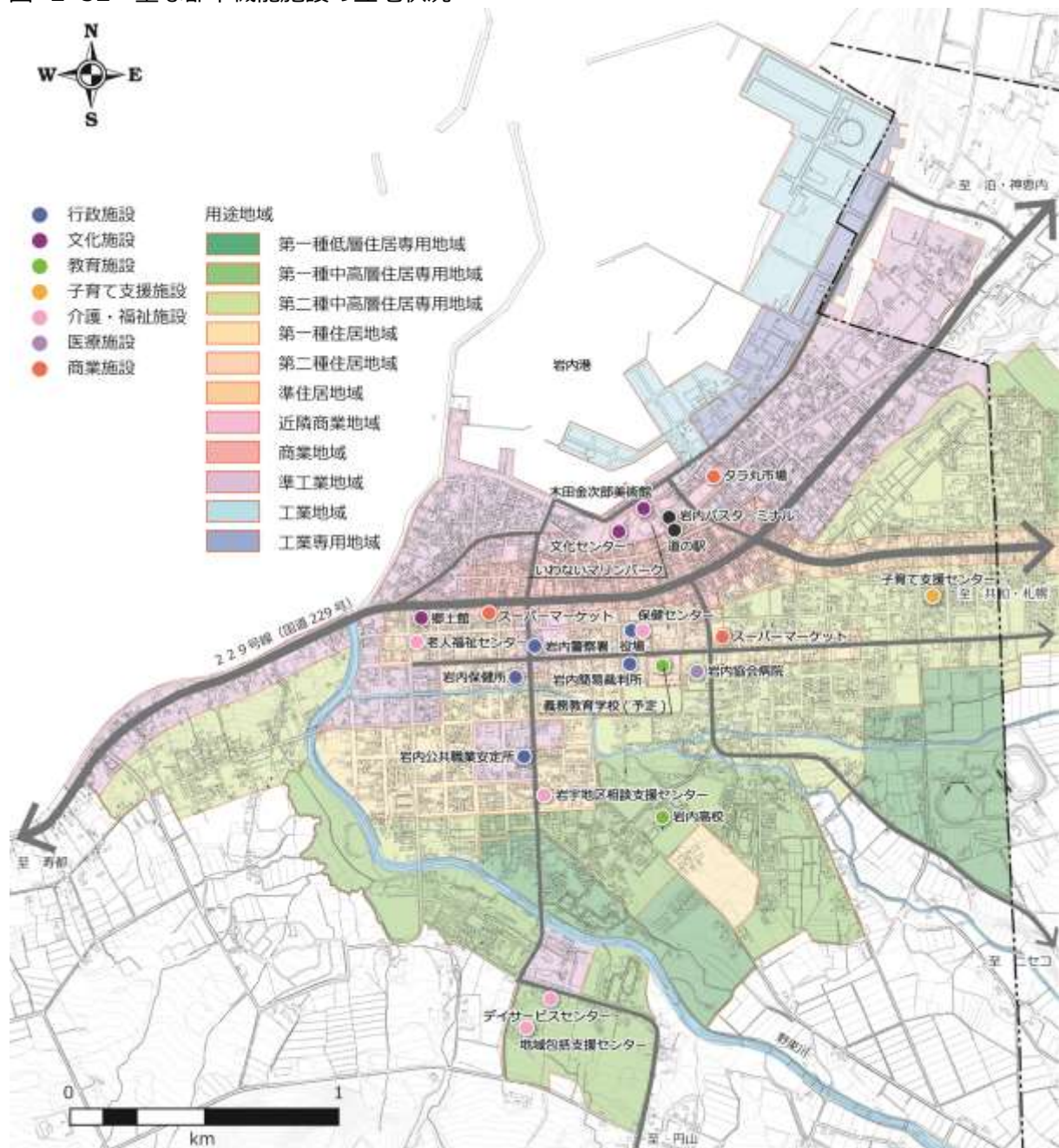
(1) 主な都市機能施設

都市施設以外における町内の主な都市機能施設は、下図のとおり分布しています。

いわないマリニパーク周辺には、道の駅・岩内バスターミナル・文化センターなど、観光や交通等の多機能施設が集積しています。

また、役場周辺には、行政施設のほか、スーパーマーケット・病院等、日常生活サービス施設が集積しています。

図 2-52 主な都市機能施設の立地状況

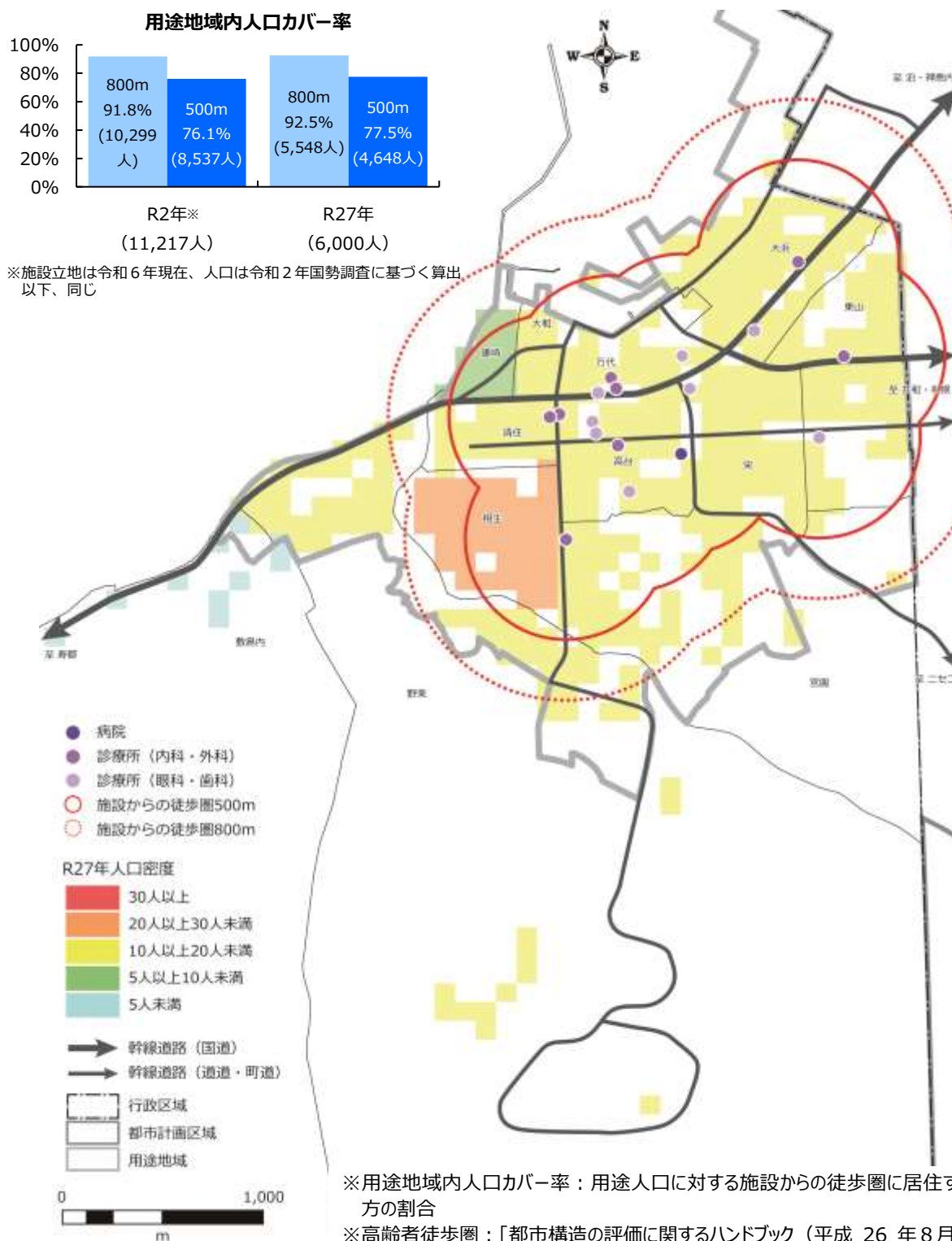


(2) 医療施設

令和6年現在、医療施設は、万代・高台に多く立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏(500m圏)人口カバー率※は76.1%、令和27年は77.5%と1.4ポイント増加します。施設からの徒歩圏※(800m圏)は令和2年で91.8%、令和27年は92.5%と0.7ポイント増加します。

図 2-53 医療施設の立地状況と徒歩圏



※用途地域内人口カバー率：用途人口に対する施設からの徒歩圏に居住する方の割合

※高齢者徒歩圏：「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省）」では半径500mとしている。

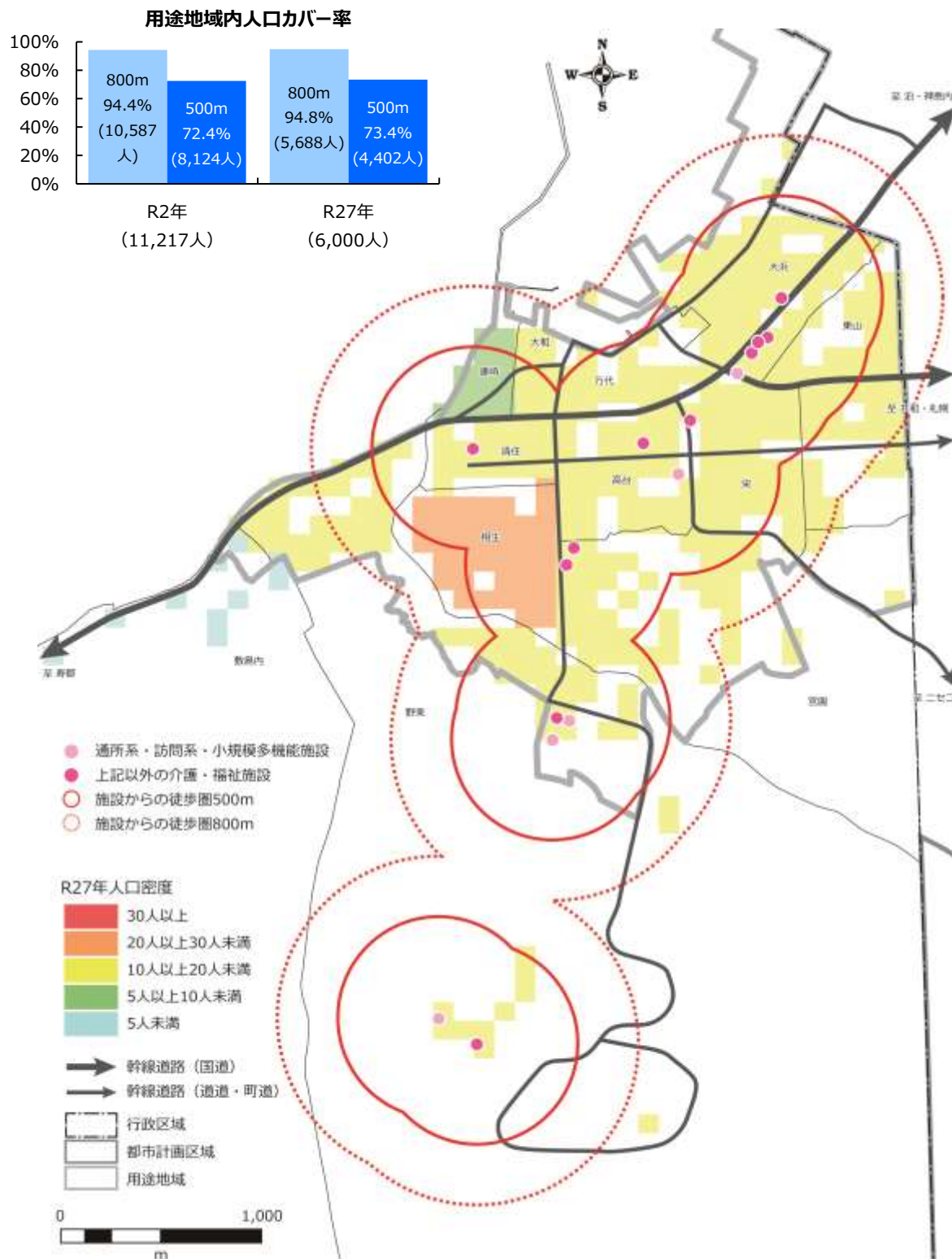
本計画では、上記を踏まえて一般的な徒歩圏800m及び500mを表記した。

(3) 介護・福祉施設

令和6年現在、介護・福祉施設のうち、通所系等は、大浜、高台及び郊外の野東南部に立地し、それ以外の介護・福祉施設は大浜に多く立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏(500m圏)人口カバー率は72.4%、令和27年は73.4%と1.0ポイント増加します。施設からの徒歩圏(800m圏)は令和2年で94.4%、令和27年は94.8%であり、ほぼ横ばいです。

図 2-54 介護・福祉施設の立地状況と徒歩圏

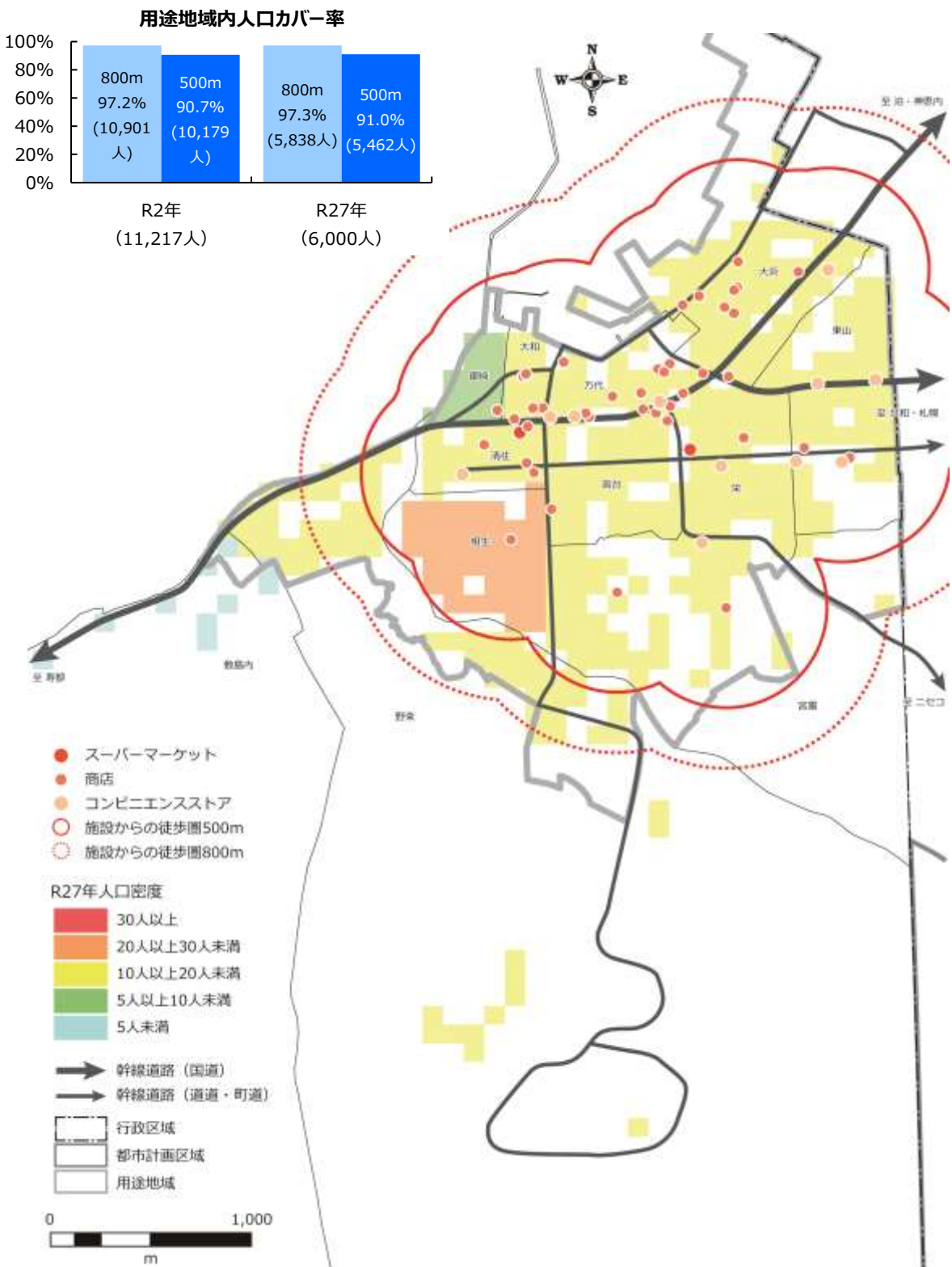


(4) 商業施設

令和6年現在、商業施設のうち、スーパーマーケットは、町内に2箇所、共和町に1箇所あります。コンビニエンスストアは、市街地内の広範囲に立地しています。

令和2年国勢調査に基づく用途地域内高齢者徒歩圏(500m圏)人口カバー率は90.7%、令和27年は91.0%であり、ほぼ横ばいです。施設からの徒歩圏(800m圏)は令和2年で97.2%、令和27年は97.3%と横ばいです。

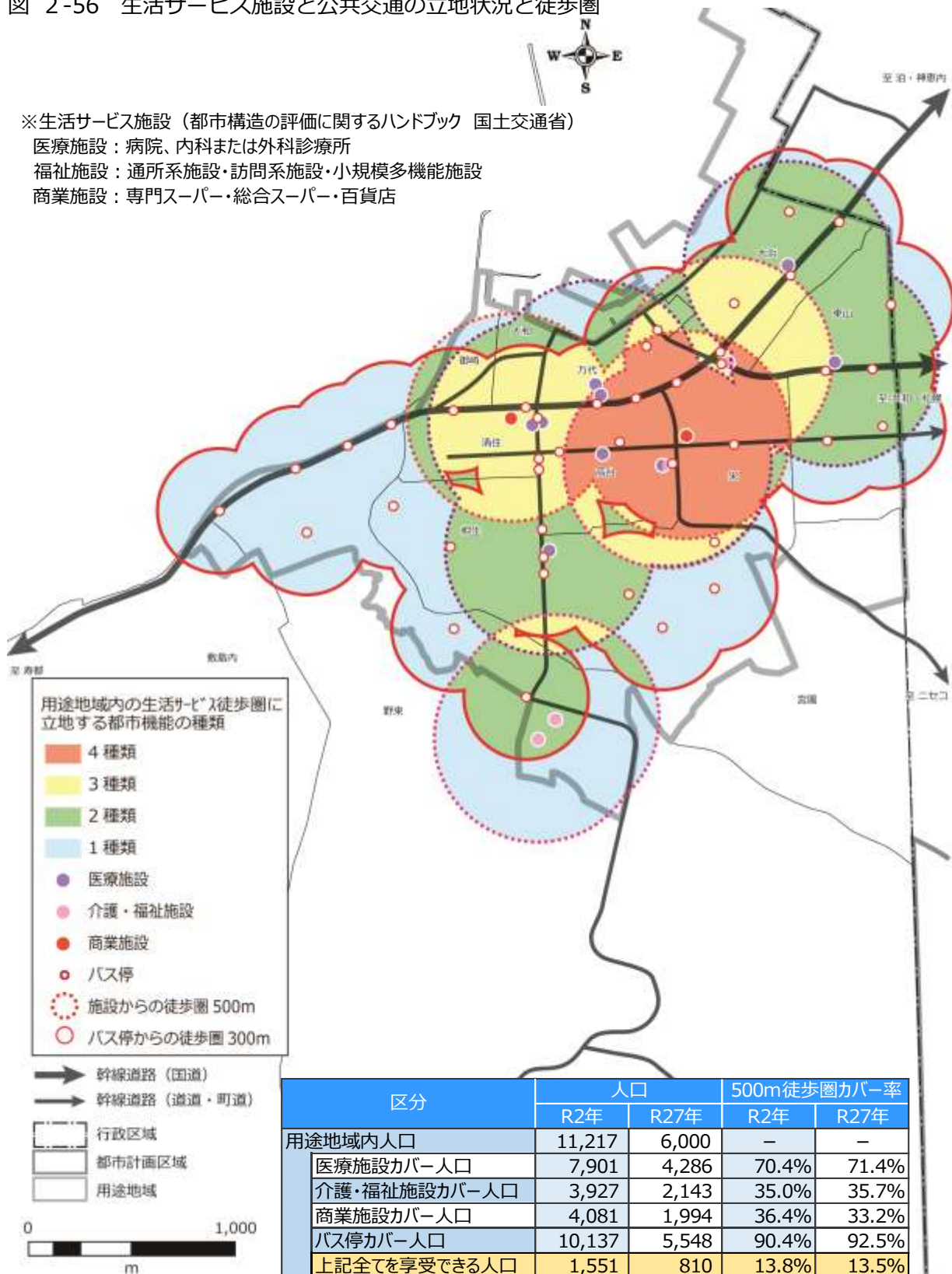
図 2-55 商業施設の立地状況と徒歩圏



(5) 生活サービス施設

生活サービス施設※のうち、商業施設（スーパー）及び医療施設（内科・外科）は栄・高台等にある一方で、福祉施設（通所系）の一部は野東南部にあり、バス停を含めた全ての生活サービス施設を高齢者徒歩圏でカバーできる地域は、13.8%となっています。

図 2-56 生活サービス施設と公共交通の立地状況と徒歩圏



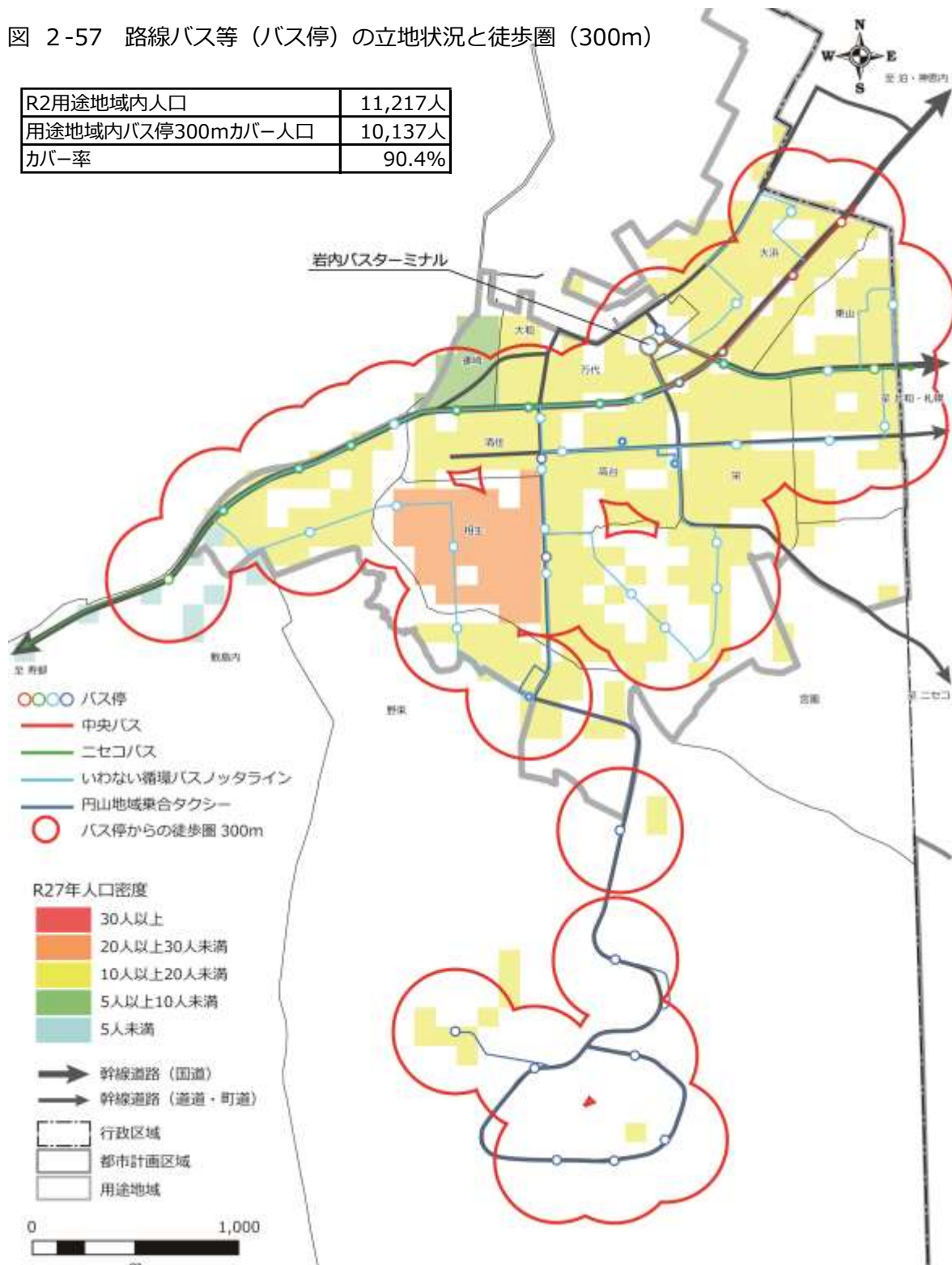
8. 交通

(1) 公共交通の運行状況

令和5年度現在、町内には中央バス・ニセコバス・いわない循環バスノッタライン・円山地域乗合タクシーが運行しており、用途地域内の徒歩圏カバー率は90.4%です。

図 2-57 路線バス等（バス停）の立地状況と徒歩圏（300m）

R2用途地域内人口	11,217人
用途地域内バス停300mカバー人口	10,137人
カバー率	90.4%

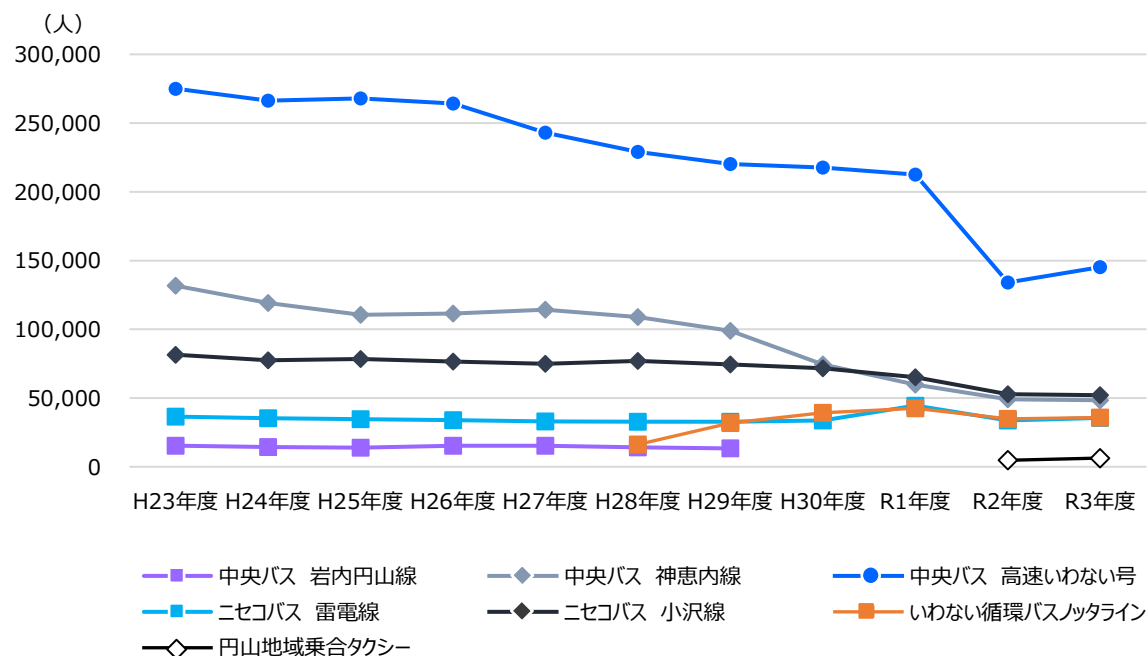


※中央バス神恵内線は令和6年9月末で廃止、同年10月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行
資料：岩内町調べ（令和5年度末現在）

(2) 公共交通利用人員の推移

バス利用人員は雷電線・ノッタライン・円山地域乗合タクシーは横ばい、それ以外の路線は減少傾向です。

図 2-58 公共交通利用人員の推移



※中央バス神恵内線は令和 6 年 9 月末で廃止、同年 10 月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行

資料：岩内町調べ

表 2-14 公共交通利用人員の推移

（単位：人）

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
中央 バス	岩内円山線	15,361	14,483	13,969	15,235	15,284	14,095	13,371	H30.3.31 廃止			
	神恵内線	131,689	119,212	110,494	111,454	114,202	108,862	98,796	74,399	59,774	49,018	48,406
	高速いわない号	275,025	266,336	267,964	264,176	242,953	229,135	220,183	217,600	212,640	134,074	145,229
ニセコ バス	雷電線	36,552	35,291	34,601	34,023	33,019	32,802	32,839	33,759	44,529	33,661	35,639
	小沢線	81,512	77,508	78,333	76,495	74,831	77,076	74,531	71,608	65,223	52,813	52,080
	いわない循環バスノッタライン						16,230	31,754	39,183	42,539	34,858	35,760
	円山地域乗合タクシー										4,744	6,345

※ノッタラインは H28 年 10 月から運行、円山地域乗合タクシーは R2 年 6 月から実証運行（R5 年 6 月から本格運行）

※中央バス神恵内線は令和 6 年 9 月末で廃止、同年 10 月から岩宇地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行

資料：岩内町調べ

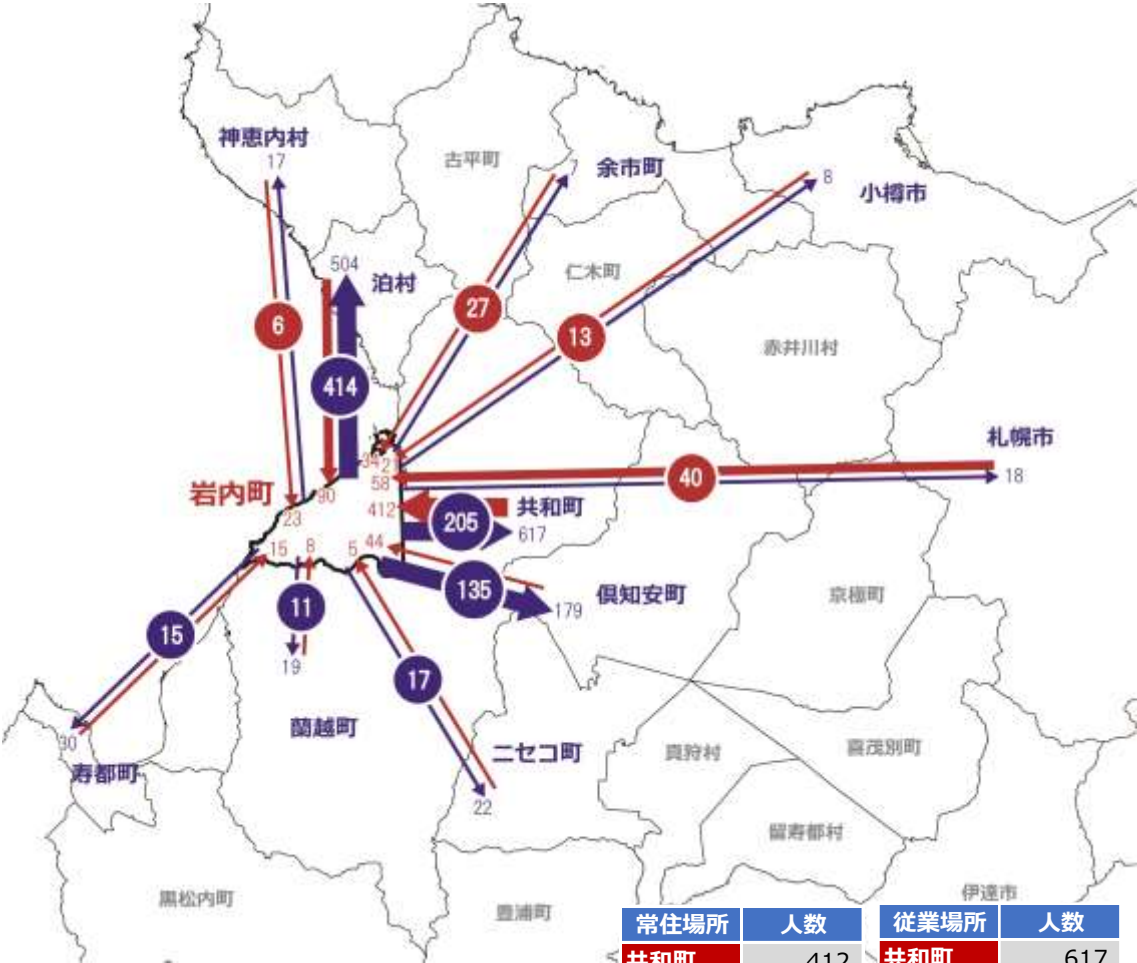
(3) 通勤状況

町内の事業所等に町外から通勤する人（岩内町で働いているが岩内町に住んでいない人）は 750 人で、逆に岩内町から町外に通勤する人は 1,548 人です。

岩内町に通勤する人の居住地では、共和町が最も多く 412 人、次いで泊村の 90 人、札幌市の 58 人などとなっています。

逆に岩内町から町外への通勤者の従業地では、共和町が 617 人で最も多く、次いで泊村の 504 人、倶知安町の 179 人などです。

図 2-59 通勤状況



資料：令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

岩内町の従業者	4,850	岩内町の常住者	5,633
岩内町に常住	4,043	岩内町で従業	4,043
他市町村に常住	750	他市町村で従業	1,548
不詳	57	不詳	42

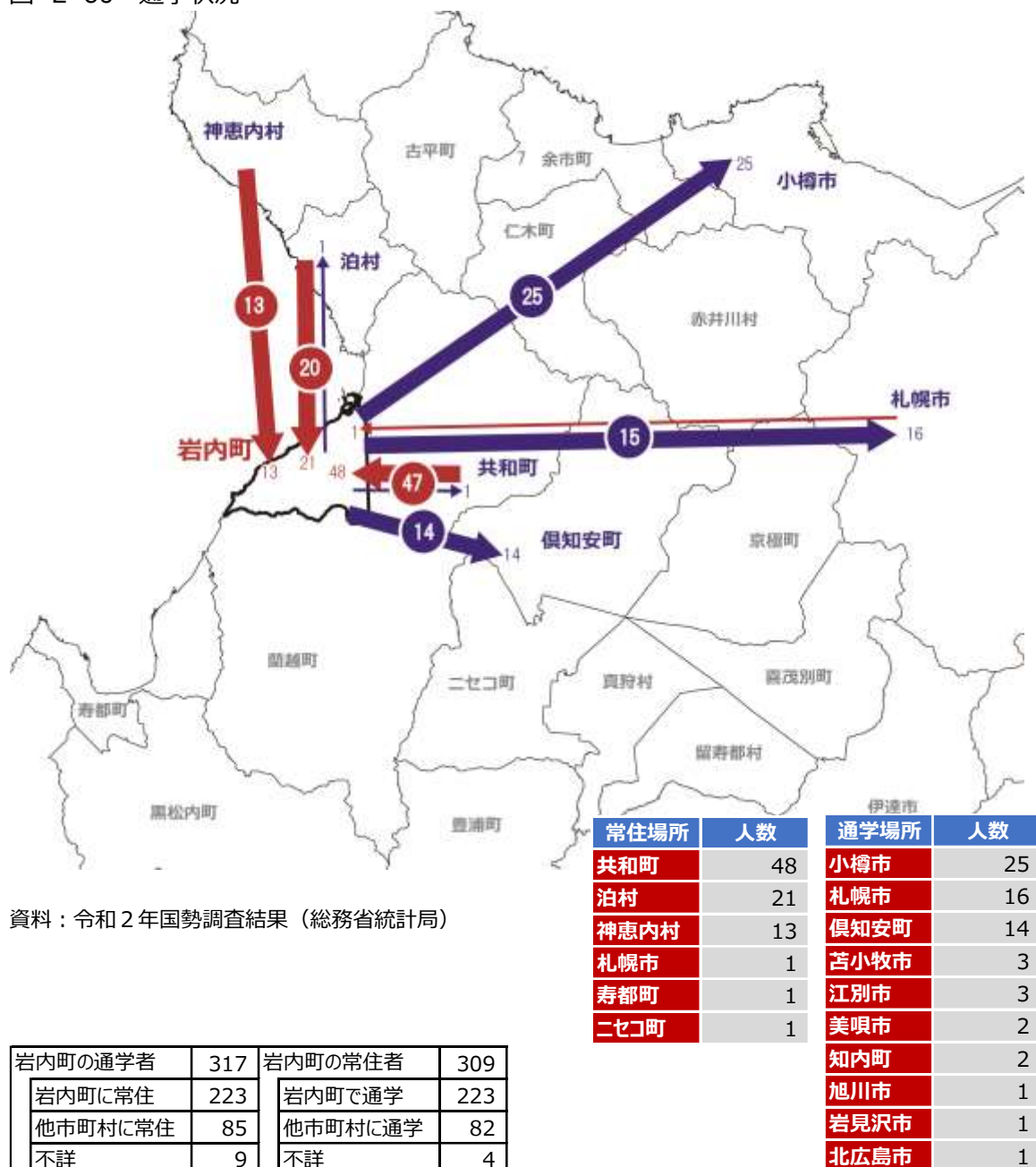
(4) 通学状況

岩内町から町外に通学している人は 82 人で、逆に町外から岩内町に通学する人は 85 人です。

岩内町から町外に通学する人の通学地では、小樽市が 25 人と最も多く、次いで札幌市 16 人、倶知安町 14 人などです。

町外から岩内町に通学する人の居住地では、共和町が 48 人で最も多く、次いで泊村 21 人、神恵内村 13 人などです。

図 2-60 通学状況



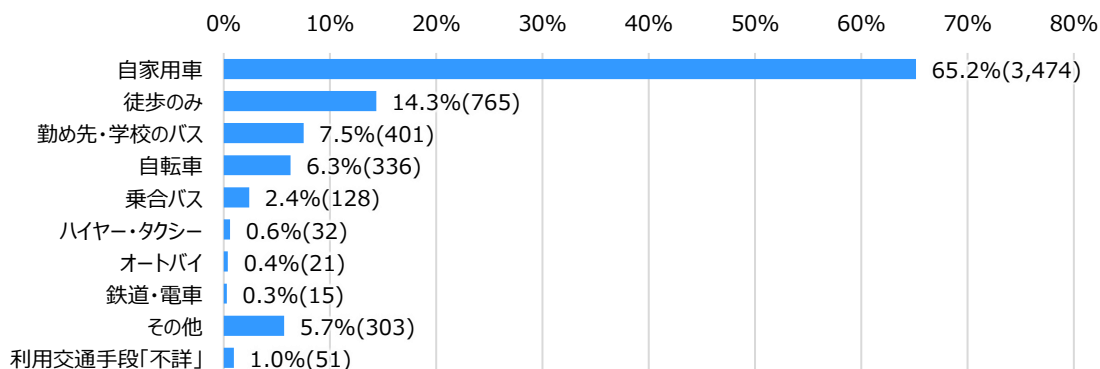
(5) 交通手段

通勤通学者の交通手段では、自家用車が65.2%で最も多く、以下、徒歩のみ14.3%、勤め先・学校のバス7.5%などとなっています。一方で、乗合バスは、わずか2.4%です。

自動車を利用する割合を示す自家用車分担率の地区別では、敷島内が75.5%で最も高く、次いで相生71.9%、宮園70.6%などで、郊外が高くなっています。

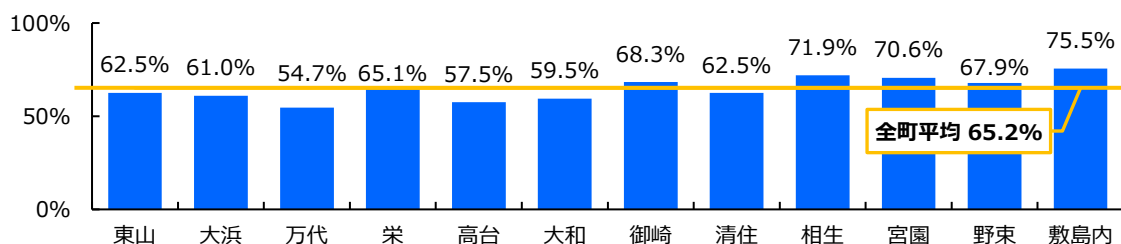
逆に万代54.7%、高台57.5%など、中心市街地は低くなっています。

図 2-61 通勤通学者の利用交通手段



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-62 自家用車分担率の状況

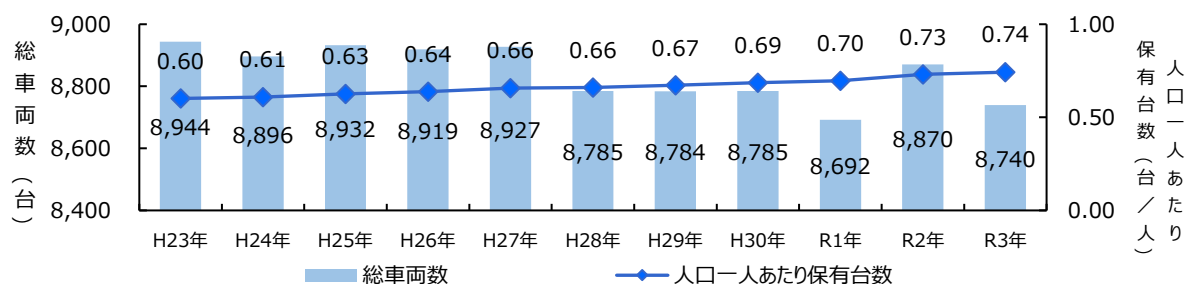


資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

(6) 自動車保有状況

人口一人あたりの自動車保有台数は、平成23年の0.60台/人から令和3年の0.74台/人まで上昇しています。

図 2-63 自動車保有数の推移



資料：北海道運輸局 市町村別保有車両数年報（各年3月31日現在）（R2、R3は登録自動車のみ）、岩内町調べ（R2、R3の登録自動車以外）

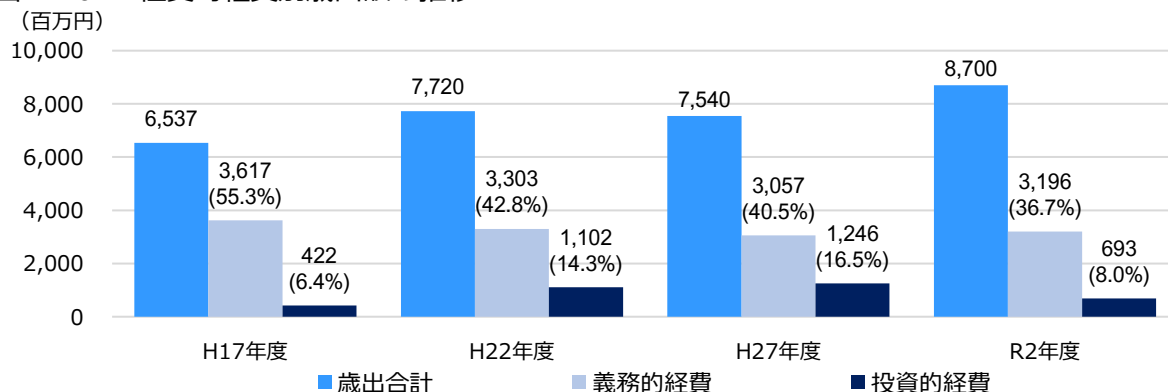
※令和2年、令和3年の人口は岩内町住基データ

9. 財政

(1) 歳出状況

歳出額の内訳では、義務的経費は平成 17 年度から令和 2 年度で 37～55%、投資的経費は平成 17 年度の 6.4%から 27 年度の 16.5%まで増加し、令和 2 年度は 8.0%と減少に転じています。

図 2-64 性質的経費別歳出額の推移



※歳出合計＝義務的経費＋投資的経費＋その他の経費

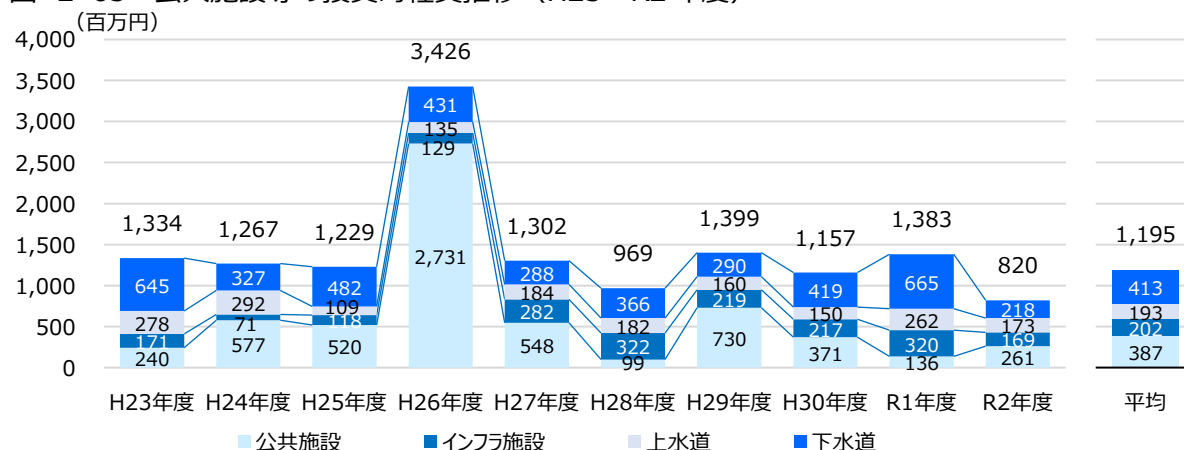
資料：H17・22 年度 地方財政状況調査、H27・R2 年度 財政状況資料集

(2) 公共施設等における投資的経費の推移

『岩内町公共施設等総合管理計画』によると、平成 23 年度から令和 2 年度の 10 箇年における公共施設等の投資的経費を平均すると、公共施設は役場等を建設したことにより多額となっている平成 26 年度を除いた 9 箇年で約 3.8 億円／年であり、インフラ施設では約 2.0 億円／年、上水道は約 1.9 億円／年、下水道は約 4.1 億円／年、全体では約 11.9 億円／年となっています。

人口減少が進む中で、このまま全てを保有することを前提とした場合、町民一人当たりの負担額が増加することが見込まれます。

図 2-65 公共施設等の投資的経費推移 (H23～R2 年度)



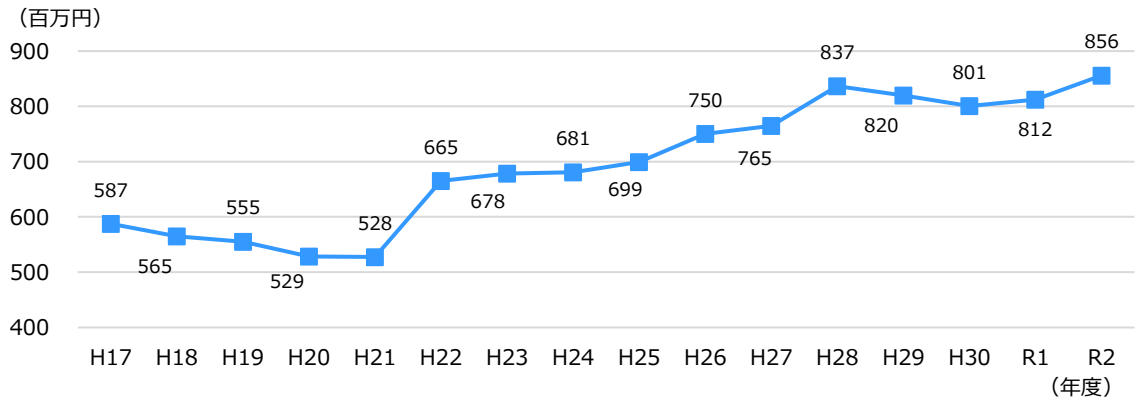
※平均は、平成 26 年度の公共施設投資的経費を除く

資料：岩内町公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂版）を基に編集

(3) 社会保障費（扶助費）

社会保障費（扶助費）は増加傾向であり、平成 21 年度から令和 2 年度で約 3.3 億円増加しています。

図 2-66 社会保障費（扶助費）の推移



資料：H17～22 年度・地方財政状況調査、H23～R2 年度・財政状況資料集

10. 都市構造評価

『都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月（平成 30 年 7 月 12 日評価指標更新）国土交通省都市局都市計画課）』は、コンパクトなまちづくりに向けて、現状における都市構造を評価する手法が示されています。

ハンドブックを参考に、都市モニタリングシート（国土交通省）等を用いて、後志管内の町村平均（小樽市を除く）及び岩内町と同程度の人口規模である道内 14 市町の平均をリーダーチャートによって比較し、岩内町の都市構造を評価します。

後志管内：

小樽市を除く町村

市町名	人口
島牧村	1,356
寿都町	2,838
黒松内町	2,791
蘭越町	4,568
ニセコ町	5,074
真狩村	2,045
留寿都村	1,911
喜茂別町	2,156
京極町	2,941
倶知安町	15,129
共和町	5,772
岩内町	11,648
泊村	1,569
神恵内村	870
積丹町	1,831
古平町	2,745
仁木町	3,180
余市町	18,000
赤井川村	1,165

資料：令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

類似団体：

人口規模が同程度の岩内町を含む道内 14 市町

市町名	人口
東神楽町	10,127
長沼町	10,289
上富良野町	10,348
栗山町	11,272
日高町	11,279
斜里町	11,418
岩内町	11,648
浦河町	12,074
芦別市	12,555
森町	14,338
別海町	14,380
倶知安町	15,129
八雲町	15,826
当別町	15,916

資料：令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

後志管内の町村平均（小樽市を除く）と比較すると、岩内町が高い指標項目数は全 22 項目中 16 項目で、偏差値が特に高いのは「医療施設の利用圏平均人口密度」、「福祉施設の利用圏平均人口密度」、「商業施設の利用圏平均人口密度」、「公共交通沿線地域の人口密度」などであり、後志管内の町村と比較して、都市機能が適正に配置されたコンパクトな都市構造であると言えます。

一方で、「人口変化率（H22→R2）」は偏差値が最も低く、次いで「観光入込客総数」であり、後志管内の町村と比較して人口減少が進んでいるとともに、観光客の入込が課題となっています。

図 2-67 岩内町と後志管内町村との比較による都市構造評価

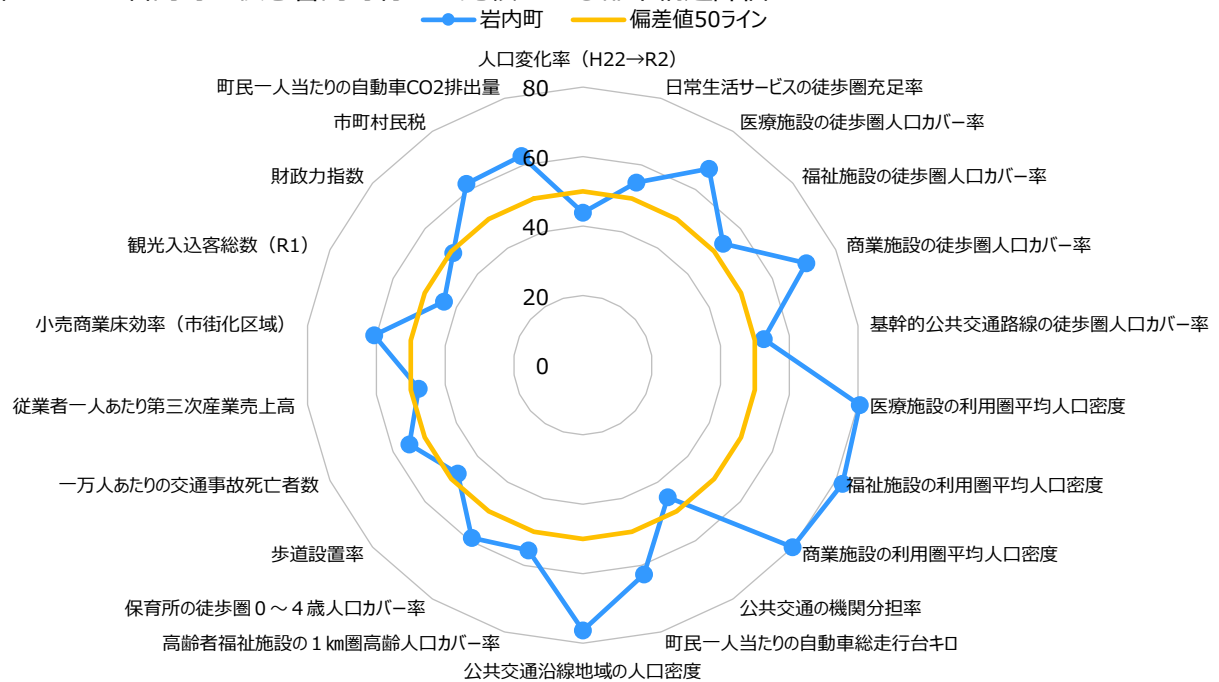


表 2-15 岩内町と後志管内町村との比較による都市構造評価

	評価軸	評価指標	単位	評価の方向	岩内町の値		後志管内町村の平均値
					偏差値		
生活利便性	居住機能の適切な誘導	人口変化率（H22→R2）	%	+	80.60	43.91	85.53
		日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	+	9.80	54.77	4.66
		医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	86.00	67.16	53.83
		福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	29.40	53.41	21.76
		商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	64.00	70.72	14.34
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	+	22.90	52.63	18.56
	都市機能の適正配置	医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	19.30	80.54	5.91
		福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	24.50	82.11	4.16
		商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	25.90	79.89	3.98
	公共交通の利用促進	通勤・通学の公共交通の機関分担率	%	+	9.30	45.14	12.19
		町民一人当たりの自動車総走行台キロ	台和/日	－	7.30	62.70	31.41
		公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	+	19.60	76.34	7.03
健康・福祉	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	%	+	38.00	55.49	24.54
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	+	60.10	59.09	38.37
	歩きやすい環境の形成	歩道設置率	%	+	52.30	47.56	57.78
安全・安心	市街地の安全性の確保	一万人あたりの交通事故死亡者数	人	－	0.00	54.81	0.77
地域経済	サービス産業の活性化	従業員一人あたり第三次産業売上高	百万円/人	+	11.60	47.74	32.52
		小売商業床効率（市街化区域）	万円/㎡	+	72.60	64.90	0.00
		観光入込客総数（R1）	千人	+	363.00	43.96	759.33
行政運営	都市経営の効率化	財政力指数	%	+	0.30	49.29	0.33
	安定的な税収の確保	市町村民税	千円	+	581,797.0	62.01	250,588.4
エネルギー／低炭素	運輸部門の省エネ・低炭素化	町民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	T-CO ₂ /年	－	0.60	62.75	2.65

※観光入込客総数のみ北海道観光入込客数調査報告書、その他は都市モニタリングシート（個票）（国土交通省 令和5年2月時点）に基づき、リーダーチャート自動作成ツール（国土交通省）を用いて作成

岩内町と人口が同程度の道内 14 市町の平均と比較すると、後志管内の比較と同様の評価です。岩内町が高い指標項目数は全 22 項目中 11 項目で、偏差値が特に高いのは、「医療施設の利用圏平均人口密度」、「福祉施設の利用圏平均人口密度」、「商業施設の利用圏平均人口密度」、「公共交通沿線地域の人口密度」です。一方、偏差値が特に低いのは、「人口変化率（H22→R2）」及び「観光入込客総数」のほか、「従業者一人あたり第三次産業売上高」、「市町村民税」、「財政力指数」などであり、地域経済の活性化や都市経営の効率性が求められています。

図 2-68 岩内町と類似団体との比較による都市構造評価

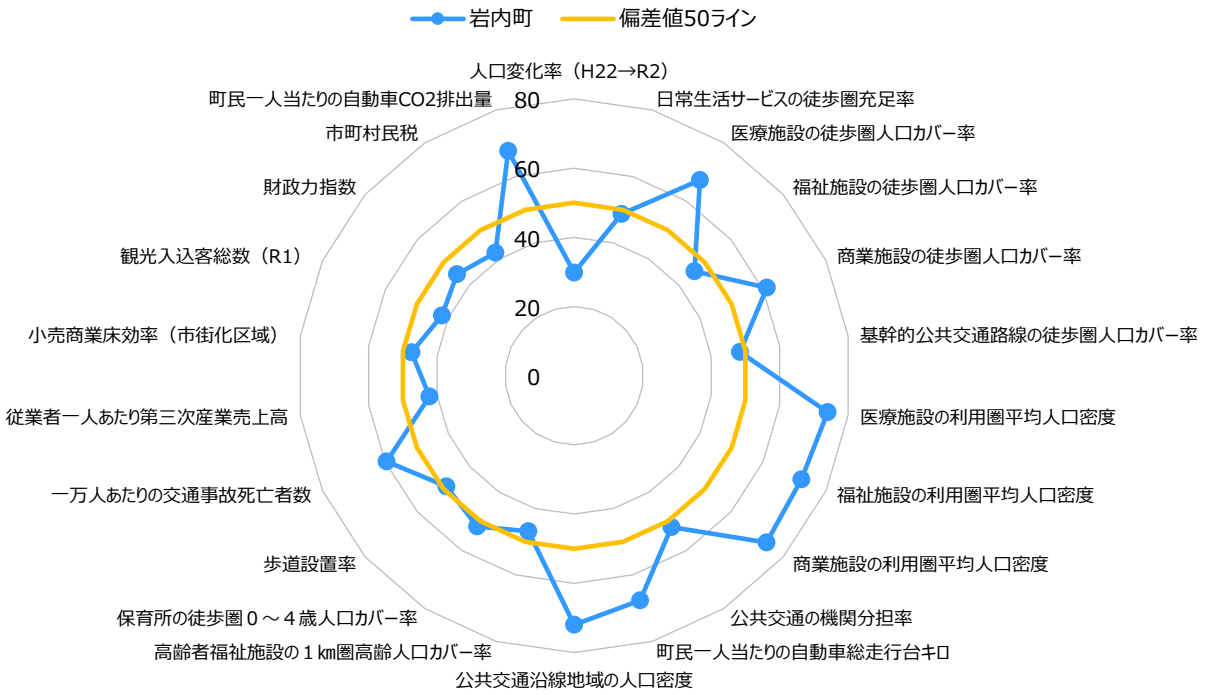


表 2-16 岩内町と類似団体との比較による都市構造評価

	評価軸	評価指標	単位	評価の方向	岩内町の値		類似団体の 平均値
						偏差値	
生活利便性	居住機能の適切な誘導	人口変化率（H22→R2）	%	+	80.60	29.82	92.98
		日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	+	9.80	48.75	11.16
		医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	86.00	67.26	60.93
		福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	29.40	46.05	36.60
		商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	+	64.00	61.26	49.69
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	+	22.90	48.41	25.49
	都市機能の適正配置	医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	19.30	74.02	10.28
		福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	24.50	72.18	10.77
		商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	+	25.90	73.56	14.38
	公共交通の利用促進	通勤・通学の公共交通の機関分担率	%	+	9.30	52.06	8.06
町民一人当たりの自動車総走行台キロ		台和/日	－	7.30	67.67	20.31	
公共交通沿線地域の人口密度		人/ha	+	19.60	71.98	10.23	
健康・福祉	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	%	+	38.00	46.87	44.12
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	+	60.10	51.79	57.20
	歩きやすい環境の形成	歩道設置率	%	+	52.30	48.85	54.91
安全・安心	市街地の安全性の確保	一万人あたりの交通事故死亡者数	人	－	0.00	59.58	0.56
地域経済	サービス産業の活性化	従業者一人あたり第三次産業売上高	百万円/人	+	11.60	42.28	13.80
		小売商業床効率（市街化区域）	万円/㎡	+	72.60	47.45	83.70
		観光入込客総数（R1）	千人	+	363.00	41.97	686.96
行政運営	都市経営の効率化	財政力指数	%	+	0.30	44.78	0.34
	安定的な税収の確保	市町村民税	千円	+	581,797.0	42.19	777,238.8
エネルギー／ 低炭素	運輸部門の省エネ・ 低炭素化	町民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	T-CO ₂ /年	－	0.60	67.71	1.71

※観光入込客総数のみ北海道観光入込客数調査報告書、その他は都市モニタリングシート（個票）（国土交通省 令和5年2月時点）に基づき、レーダーチャート自動作成ツール（国土交通省）を用いて作成

1 1. 主要課題の整理

(1) まちづくりの課題

① 人口・世帯減少進展に対する市街地の対応

岩内町の人口・世帯数は、ともに減少しており、人口は最多であった昭和 50 年の 25,823 人から、令和 27 年には 6,182 人と 1/4 以下になると推計されています。

地区別においても、過去 25 年間で全ての地域の人口が減少しており、今後も減少する見込みです。

特に市街地は、人口が減少している一方で拡大しており、空き地・空き家が点在しているため、その利活用や、老朽化した空き家の除却促進などの支援策について検討が必要です。

また、用途地域内の縁辺部は農地・原野の未利用地が多くあり、更なる市街地拡大の懸念もあります。

都市計画道路や下水道は、用途地域内の縁辺部が未整備ですが、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加が見込まれる中で、インフラ等都市施設は将来の市街地規模を見据えた効果的・効率的な整備・維持管理による都市運営コストの縮減が求められています。

以上のことから、今後のまちづくりにおいては、将来人口規模に合わせた市街地の更なるコンパクト化を進めていく必要があります、そのための誘導方策が求められます。

② 高齢化進展に対するまちづくりの対応

岩内町の高齢者数は、平成 27 年の 4,408 人をピークに減少し、今後も減少する見込みですが、高齢化率は上昇する見込みであり、令和 27 年の高齢者数は 3,137 人、高齢化率は 51%と推計されています。

地区別では、御崎・大和などの市街地海側や野束・敷島内などの郊外で高齢化率が特に高くなる見込みであり、将来のまちづくり構想を踏まえた、高齢者の住替え誘導策等も検討していく必要があります。

通勤者や観光客は、主に自動車を利用しており、町内の公共交通を担うバス交通は、一部路線で利用者の減少が続いています。しかしながら、高齢者等の交通弱者にとっては重要な移動手段であり、買い物や通院時に利用しやすい交通環境が求められています。

都市機能各施設の用途地域内高齢者徒歩圏人口カバー率は、7～9 割となっていますが、日常生活サービス全てを徒歩圏でカバーできる地域は 2 割弱にとどまっています。また、医療施設は医師等が高齢化しており、施設数が今後減少する可能性があります。

医療施設や介護・福祉施設は、将来高齢者数を見据えた機能維持が求められる一方で、高齢者等が歩いて暮らせるなど、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりが必要となっています。

③ 災害リスクへの市街地の対応

岩内町内には、津波浸水・洪水浸水・土砂災害の災害想定区域が設定されています。住民の防災意識は、津波浸水に対して一定程度浸透している一方で、洪水浸水に対しては低いことがうかがえます。

津波浸水想定では、第 1 波到達時間が 15 分弱と想定されており、短時間での避難が求められる上に、中心市街地が津波想定浸水区域内となっています。津波発生時における浸水想定区域外への避難可能エリアなど、現状の課題を更に分析した上で、防災・減災を踏まえた、まちづくり・中心市街地づくりが必要となっています。

野束川の洪水浸水想定では、清住・相生の大半が3.0m未満の浸水が想定されていますが、2階以上への垂直避難が可能であることから、ソフト面を含めた防災対策が求められます。

土砂災害警戒区域の一部は、既に建物が立地している箇所もあることから、まちづくり方針と連携した誘導方策が求められます。

留萌沖の地震が発生した場合、町内の一部は震度6強が想定されています。旧耐震基準で建設された住宅は、町内全域に分布しており、市街地のコンパクト化に合わせた住宅の耐震化対策も重要です。

(2) 個別の都市計画課題

① 商業地

商業地は、道の駅、木田金次郎美術館、文化センター等多くの施設があり、文化・観光地として重要な役割を担っています。また、岩内町の交通拠点である岩内バスターミナルが立地しています。

しかしながら、商業業務施設の老朽化、空き家・空き店舗の増加により、特に商業機能が低下しているとともに、観光拠点となるべき道の駅は、利便性が低い状況となっていることから、商業・観光機能の連携と、津波浸水対策などの防災機能の強化が求められています。

以上のことから、財政状況等を勘案した機能の複合化・集約化等を検討するとともに、幅広い意見を踏まえながら、町民や観光客の利用促進に向けた効果的・計画的なまちづくり方策の検討が重要となります。

また、準防火地域は、商業系の用途地域に指定する 경우가一般的ですが、昭和29年の岩内大火の経験を踏まえて、中心市街地や周辺の臨港地区等を含む幅広い地域が準防火地域に指定されています。大火から70年経過し建物の防火性能が向上しているとともに、地域内の建物建設は、建設費が割高となる懸念があり、まちづくり方策と連動した準防火地域の妥当性についての検討が必要となっています。

② 業務地

事業所は、中心部の減少と郊外への立地が進んでおり、将来の市街地規模や災害リスク等を踏まえた適切な立地誘導が求められます。

生活利便性に資する都市機能施設については、交通利便性等も踏まえながら町民の利便性向上に繋がる適切な区域設定等の誘導が必要です。

③ 臨港地区

港湾は、近年、管内のインフラ事業に伴い一定の利用がされている状況ですが、今後の適切な土地利用に向けた方針の策定が求められています。

工場や港湾施設及び物流施設の立地する本地区は、今後の利用動向や、水産業・物流業等と連携を図りながら、適切な土地利用の形成に努め、地域資源である海洋深層水⁶を活用した取り組みの継続が求められます。

また、商業地と港湾が隣接している立地特性を活かして、埠頭・夕景等海辺の景観資源など、観光と連携したまちづくり方策も合わせて検討することが重要です。

⁶ 海洋深層水：

水深200m以深から汲み上げた海水。低温・清浄・栄養が豊富という特徴がある。水産加工や活魚の輸送、飲食店、化粧品など幅広い用途で使われている。

④ 住宅地

町内は、大浜、東山、栄、宮園、相生を中心に転出入が多くなっていますが、一部は災害想定区域内となっています。

将来の人口規模に合わせた住宅地のコンパクト化が求められる中で、人口移動動向や災害リスク、インフラ整備状況等を踏まえながら、適切に居住誘導を図ることが求められます。

公営住宅等は用途地域縁辺部に多く立地しており、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』では、昭和 30～40 年代に建設された老朽化の進む町営住宅の用途廃止を位置づけています。

公園は、岩内大火の経験を踏まえ、229 号線（国道 229 号）から北側に街区公園が配置されているほか、公営住宅等の児童遊園がありますが、229 号線（国道 229 号）から南側には街区公園が少ないため、今後の適正な配置が求められます。

居住誘導する区域内においては、公園・緑地等を適切に配置するなど、住環境の向上に向けた新たな都市施設の検討が必要であり、町営住宅等跡地の活用も含めた未利用地の効果的・効率的な活用が求められます。

住宅地には東京以北最大の木造大仏がある帰厚院などの寺院や大正期の家屋、庭園等がある含翠園など歴史ある施設が立地しており、景観への配慮や商業地と連携したネットワークの形成など、歴史・文化を活かしたまちづくりが求められます。

⑤ リゾート地域（円山地域）

円山地域は、海や夕景・夜景を臨む眺望景観、自然景観等を活かした、スキー場やキャンプ場、宿泊施設・別荘が立地するリゾート地としての土地利用を今後も適切に図ることが求められます。

地域内の下水道が未整備であるとともに、一部地域ではインターネット光回線が未対応であるなどインフラ環境の整備が求められる一方で、特に下水道整備は膨大な整備費用が見込まれます。

今後の都市運営コストを踏まえながら、下水道計画区域の見直し検討や浄化槽設置費用の助成検討など、居住環境の向上に向けた効果的・効率的な方策の検討が必要です。

⑥ 農業地域・その他

農業地域については、大半が特定用途制限地域の自然共生地区内による土地利用規制を図っており、現在、大きな開発動向等はありません。これらの地域は、今後も引き続き良好な環境の維持が求められます。

雷電地域など都市計画区域外の雷電海岸から岩内岳にかけては、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の自然公園地域（特別地域）に指定されており、自然公園法に基づく開発行為や建築規制が定められています。これらの地域のうち、雷電地域については、温泉等、観光資源が豊富な地域であることから、今後の開発動向等を踏まえながら、必要に応じ、自然公園内の行為許可者である北海道と協議のうえ、適切な土地利用を図ることが求められます。

（3）都市計画を取り巻く新たな動き

① 働き方・暮らし方の変化への対応

デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークの普及が急速に進み、働く場所の制約が解消されたことによって、地方への移住や二地域居住、ワーケーションの増加など人々の働き方・暮らし方が変化しています。

こうした観点から、岩内町の魅力を活かしたまちづくりとともに、多様な働き方・暮らし方に対応した環境整備が必要となっています。

② 将来的な広域交通ネットワークを見据えたまちづくりへの対応

後志管内では、北海道横断自動車道や北海道新幹線の整備が進められています。

特に、北海道横断自動車道は、現在、余市・倶知安間で事業が進んでおり、今後の共和 IC（仮）の開通により、小樽・札幌方面からの新たな観光需要の創出やニセコ方面からの観光客の増加、物流等の利便性の向上が期待される中で、岩内町の特徴を活かしながら、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

③ SDGs 等を踏まえたまちづくりへの対応

「持続可能な開発目標（SDGs⁷）」の達成に向けて、まちづくりにおいても、SDGs 達成に向けた観点を取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。

④ 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりへの対応

気候変動の影響の深刻化に対する危機意識を背景とする地球温暖化問題への関心が高まる中、北海道では、2050 年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しているところです。

脱炭素社会の実現に向けて、『岩内町ゼロカーボンビジョン』に基づいた温室効果ガスの低減、コンパクトな都市構造への転換や、自然環境の保全、防災・減災等も勘案した都市外縁部の自然再生等を進めていく必要があります。

⑤ まちづくり DX に向けた対応

将来的な Society 5.0⁸の実現に向けて、AI⁹、IoT¹⁰、ロボット等のデジタル技術を活用しながら、例えば、交通や医療などの都市機能の最適化等、町民の生活やインフラの管理・活用を高度化・効率化すること等により、まちづくりの仕組みを変革し様々な課題を解決する、まちづくり DX¹¹への対応が求められます。

⁷ SDGs（Sustainable Development Goals）：

持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択された国連加盟 193 カ国が 2016～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。

⁸ Society 5.0：

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

⁹ AI（Artificial Intelligence）：

人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。一般に「人工知能」と和訳される。

¹⁰ IoT（Internet Of Things）：

モノのインターネット。様々な「モノ（車・家電製品等）」がインターネットに接続され、情報交換することにより、相互に制御する仕組み。

¹¹ まちづくり DX（Digital Transformation）：

基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出、または課題解決を図ること。

3章 全体構想

1. まちづくりの将来像

岩内町は、日本海の優れた海洋資源を有するほか、岩内岳山麓の豊かな森林や温泉及び美しい景観に恵まれ、漁業及び水産加工業を基幹産業としながら、周辺町村の商業・業務等の中心都市として、また、ニセコ、積丹、羊蹄山麓の広域観光拠点として発展してきた町です。

都市計画においては、無秩序な開発・建築物等の建築を抑制し、豊かな自然環境を保全・活用するために、平成31年に都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（白地地域）に特定用途制限地域を指定しました。

一方で、岩内町の市街地はコンパクトに形成されているものの、人口減少が進展していく中で拡大してきたことから、今後は、『岩内町立地適正化計画』と連携し、よりコンパクトかつ持続可能なまちづくりを進めていくことが求められます。

また、『岩内町総合振興計画』では、基本理念である「健やかなまちづくり」の実現に向けて、「人をはぐくむまちづくり」、「生涯活躍するまちづくり」、「活気あふれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」、「魅力あふれるまちづくり」を進めるものとしています。

また、将来のまちづくりを担う高校生に対して実施したアンケートでは、10年後の岩内町の理想とする将来のまちの姿を一言で表す、キャッチフレーズ（将来像）として、「楽しい」「笑顔あふれる」「明るい」「やればできる」「この地で育ち、この地を育てる」といった、明るさや協働に係るフレーズのほか、「住み続けたい」「自然の多い」「昔からの自然と伝統」などまちの環境に係るフレーズ等、様々な将来像がありました。

これらを踏まえた、都市計画マスタープランのまちづくり将来像は、以下のとおりとします。

まちづくり将来像

「やればできる！」でまちを変える

～ この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり ～

まちづくりは、町民が主体性を持って、行政と協力しながら進めていくことが大切であり、今後も人口減少が進む中で、町民・事業者・行政が互いに連携し、岩内町のこれまでの歴史や文化を活かしながら、岩内町で生まれ育った子どもたちが再び岩内町へ戻りたくなるような、まちづくりを行うことによって、子どもから高齢者まで、誰もが健やかに過ごし、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。

2. まちづくりのテーマ（目標）

まちづくりの将来像を目指す都市づくりを進める上で、柱となるまちづくりのテーマ（目標）は、以下の3つとします。

①自然や歴史・地域とのふれあいのあるまちづくり



岩内町の海、山などの特色ある自然環境の保全を図るとともに、これらの地域資源を活かした、魅力ある都市空間の形成と、観光・レクリエーション活動の活性化及び情報発信に取り組みます。

また、歴史的遺産や文化的遺産の保全・継承を図るとともに、岩内大火を踏まえたこれまでの都市計画など、特色ある都市空間の形成や交流、学習活動の活性化を図ります。

人口・世帯減少が進む一方で、二地域居住やワーケーションなど、多様な働き方・暮らし方が出てきており、これまで育まれたコミュニティ活動と関係人口の創出を図りながら、地域内の景観形成・防災組織など、住民との協働によるまちづくりを推進します。

②誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり



広域交通網や港湾機能の充実を図り、他都市との連携を深めるとともに、更なるコンパクトな市街地形成に向けた計画的な土地利用の推進と、道路、公園及び下水道等の都市施設の効果的・効率的な整備・維持管理を図り、快適な住環境の形成と、産業の振興を目指します。

また、公共交通の利便性の確保と、中心市街地や観光地、公園等の歩行空間等のユニバーサルデザイン化・魅力向上等により誰もが町内を快適に移動できるまちづくりを目指し、更なる少子高齢化に向けて、子育て環境が充実し、高齢者等が健康的で安心して暮らし続けられる環境整備を進めます。

洪水浸水、津波浸水、土砂崩れなどの災害が想定される地区については、市街化の抑制や防災対策を検討するとともに、緑化の促進や保全に努め災害の防止を図るなど、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。

これらのまちづくりについては、生活の豊かさの向上に向けて、将来を見据えたデジタル技術など新技術の段階的かつ柔軟な導入による持続可能なまちづくりの形成を目指します。

③活力とにぎわいあふれるまちづくり



役場を核とした公的サービス・商業・医療・福祉・教育・文化・スポーツ等の活動を支える都市機能の集積と充実に努めます。

いわないマリンパーク周辺は、文化・交流・観光・交通機能を中心として、特色あるにぎわいの核づくりや魅力あるみなとまち空間の創出を目指します。

また、岩内港、いわないマリンパーク周辺、商店街や街区公園など、これまでの都市形成を活かしつつ、空き家・空き地等の解消や活用等に向けて互いに連携し、まちなかを歩きながら、楽しみ、心地よく滞在できる空間の創出を目指すとともに、利便性を活かした高齢者向け住宅等のまちなか居住の推進によって、にぎわいと活力ある中心市街地の形成を目指します。

3. 将来人口の設定

本計画における将来人口は、社人研の推計値を基本とし、人口減少を見据えたまちづくりを進めます。

本計画期間終了年度である令和 26 年度の人口は、概ね 6,400 人と設定します。

表 3-1 将来人口の設定

項目	R2 (現状)	R22	R26	R27
行政区域人口 (R2 比)	11,648	7,084 (60.8%)	6,400 (54.9%)	6,182 (53.1%)
都市計画区域内人口 (R2 比)	11,648	7,084 (60.8%)	6,400 (54.9%)	6,182 (53.1%)
用途地域内人口 (R2 比)	11,200	6,900 (61.6%)	6,200 (55.4%)	6,000 (53.6%)

資料：〔行政区域人口〕国勢調査、社人研「日本の地域別将来人口推計（令和 5（2023）年 12 月推計）」

〔都市計画区域内・用途地域内人口〕国勢調査、将来人口・世帯予測ツール V 3 を活用した推計値

用途地域内人口は概数

* R26 は R22、R27 年推計値を案分（概数）

4. 将来都市構造

本町は、岩内港を中心とした扇状に広がる市街地が形成されているとともに、市街地周辺は農地・森林等自然豊かな環境が広がり、岩内岳の裾野にはリゾート地が形成されるなど、特色ある地域がバランス良く形成されています。

これらの構成要素を活かしながら、目指すべき将来の都市構造を以下のとおりとします。

(1) ゾーンの形成

将来的な市街地については、人口動向や土地利用需要を的確に見極め、新たな拡大は原則抑制し、災害に強いまちづくりにも配慮しながら、コンパクトかつ効率的な市街地形成を進めていきます。都市の空間構成は、以下の6つのゾーンとします。

○中心拠点ゾーン

「中心拠点ゾーン」は、サービス・商業・文化など基幹的な都市機能施設の集積を図り、持続可能な都市経営を目指すとともに、公共交通ネットワークと連携しながら、日常生活における利便性の向上を図ります。

また、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような、みなとまちとしての特性を活かした魅力的でにぎわいのある市街地空間を創出し、交流拠点及び観光拠点としての機能の充実を目指します。

○港ふれあい・観光物流拠点ゾーン

「港ふれあい・観光物流拠点ゾーン」は、町民・観光客ともに、日本海の美しい景観や豊富な水産資源等、みなとまちを満喫できる快適な都市空間の形成を図ります。

また、岩内港を含めた臨港地区については、漁港としての良好な機能を維持するとともに、岩内新港地区に立地する岩内港工業団地は、日本海側の物流拠点としての機能整備・充実を図り、産業・工業集積拠点の形成を目指します。

○生活拠点ゾーン

「生活拠点ゾーン」は、人口減少が進む中においても、市街地のコンパクト化による持続可能な住環境の形成を目指し、商業・行政サービス等の生活利便性を維持・確保するとともに、都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の向上を図ります。

○生活・自然共生ゾーン

「生活・自然共生ゾーン」は、コンパクトな市街地形成に向けて、無秩序な市街地拡大や開発を抑制し、未利用地については、適切な管理を図りながら自然再生を進めるとともに、住宅地については、自然環境との共生を図る居住環境など、良好な都市空間の形成を図ります。

○リゾート拠点ゾーン

「リゾート拠点ゾーン」は、円山地区を中心として、既存施設の活用や、良好な森林空間や温泉資源及び景観等の保全を図り、これら周辺の自然環境等に配慮したリゾート空間の形成を目指します。

○農業・自然共生ゾーン

無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保や緑豊かな自然環境の保全を図ります。

(2) 活動軸の形成

いわないマリンパークや文化センター及び木田金次郎美術館の集積する交流拠点から寺院の集積ゾーンや岩内神社、岩内高校周辺を経て、旧波止場通（道道野束清住線）から円山地区に至るゾーンを市街地の「シンボル軸」として位置づけ、魅力ある都市空間の形成を図ります。

229号線（国道229号）から国道276号岩内共和道路と岩内小沢線（国道276号・道道岩内港線）を市街地の主軸となる「都市軸」として位置づけ、沿道の都市機能集積を図るほか、これを補完する八幡通（道道岩内洞爺線）を「サブ都市軸」として位置づけます。

また、229号線（国道229号）を補完し、岩内港へ向かう万代御崎通（道道岩内港線）・海岸通は、港ふれあい・観光物流拠点ゾーンを連絡する「産業軸」として位置づけ、みなとまちとしての空間形成を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けて、バスターミナルを交通結節点とし、都市軸等を周辺自治体との広域交通軸とするとともに、町内については循環バスを中心とした面的な交通ネットワークを形成します。

中心拠点ゾーンについては「ウォーカブル¹²エリア」、リゾート拠点ゾーン及び岩内運動公園については「ウォーキングエリア」と位置づけ、地域公共交通ルートの再編やこれらのエリアに至る歩行者ネットワーク整備などを検討のうえ、公共交通ネットワークや歩行者ネットワークと各エリアを結んだ町内全域のウォーカブル・ネットワークを形成します。

(3) 都市機能拠点の形成

役場を中心として、八幡通（道道岩内洞爺線）沿線における行政・業務、商業、医療、教育機能の集積を図る「生活拠点」と位置づけます。

また、道の駅周辺については、「交流拠点」として位置づけ、文化センターや木田金次郎美術館等の既存施設の活用や、新たな交流機能の導入による、観光・交通・交流機能の集積と、中心市街地との一体化による、みなとまちとしてのにぎわい空間の創出を目指します。

都市の骨格となる「緑の拠点」として、いわないリゾートパークを中心とした周辺地域（森林公園など）、岩内運動公園及びいわないマリンパーク周辺を配置します。

現在、介護・福祉施設が立地する、福祉エリアについては、自然豊かな環境で、公共交通ネットワークにより各拠点へのアクセスを容易にするエリアとしながら、コンパクトなまちづくりを推進するため、将来に向けた施設誘導を図ります。

¹² ウォーカブル（walkable）：

歩きたくなる。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを、ウォーカブルなまちなかとしている。

図 3-1 将来都市構造概念図

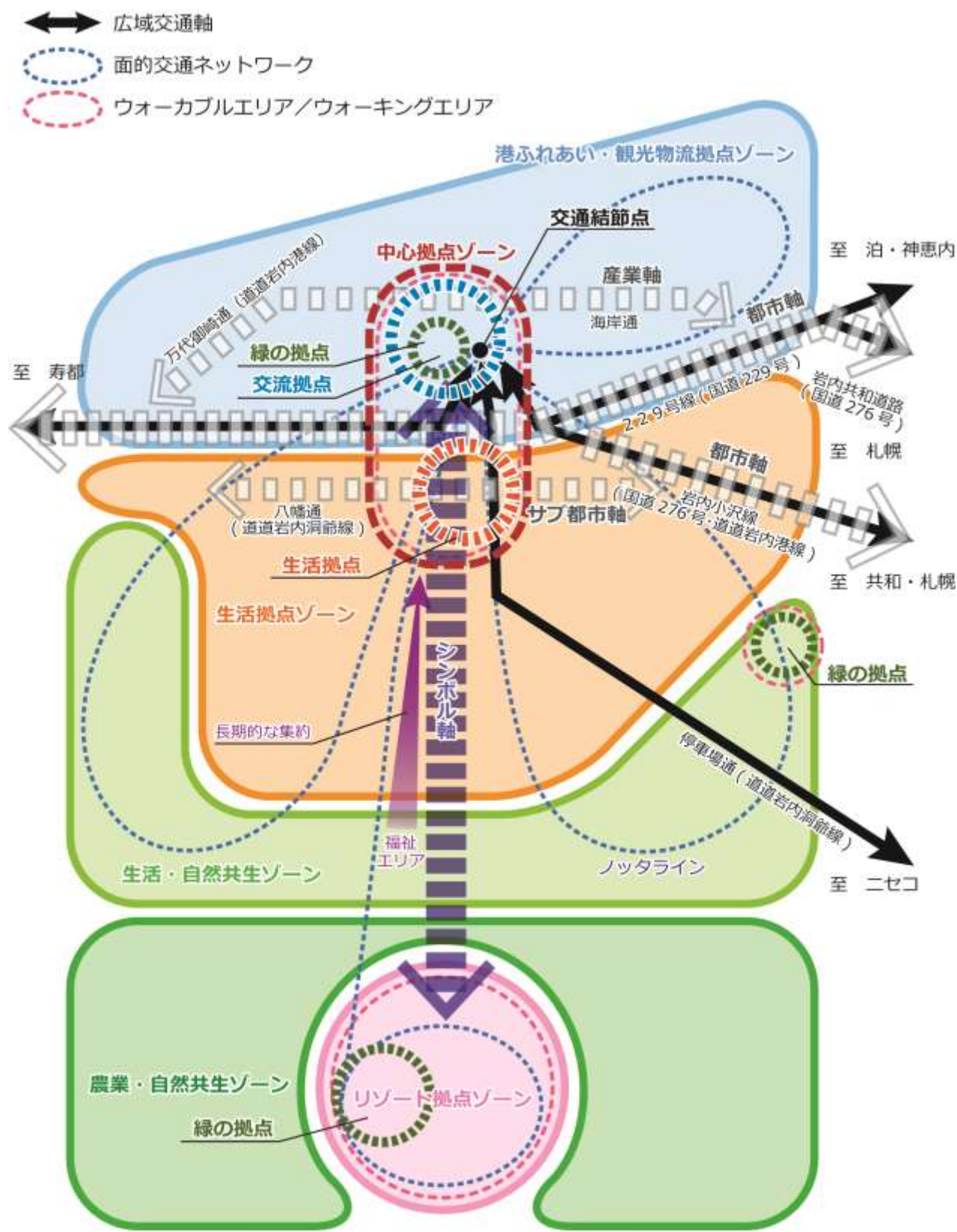
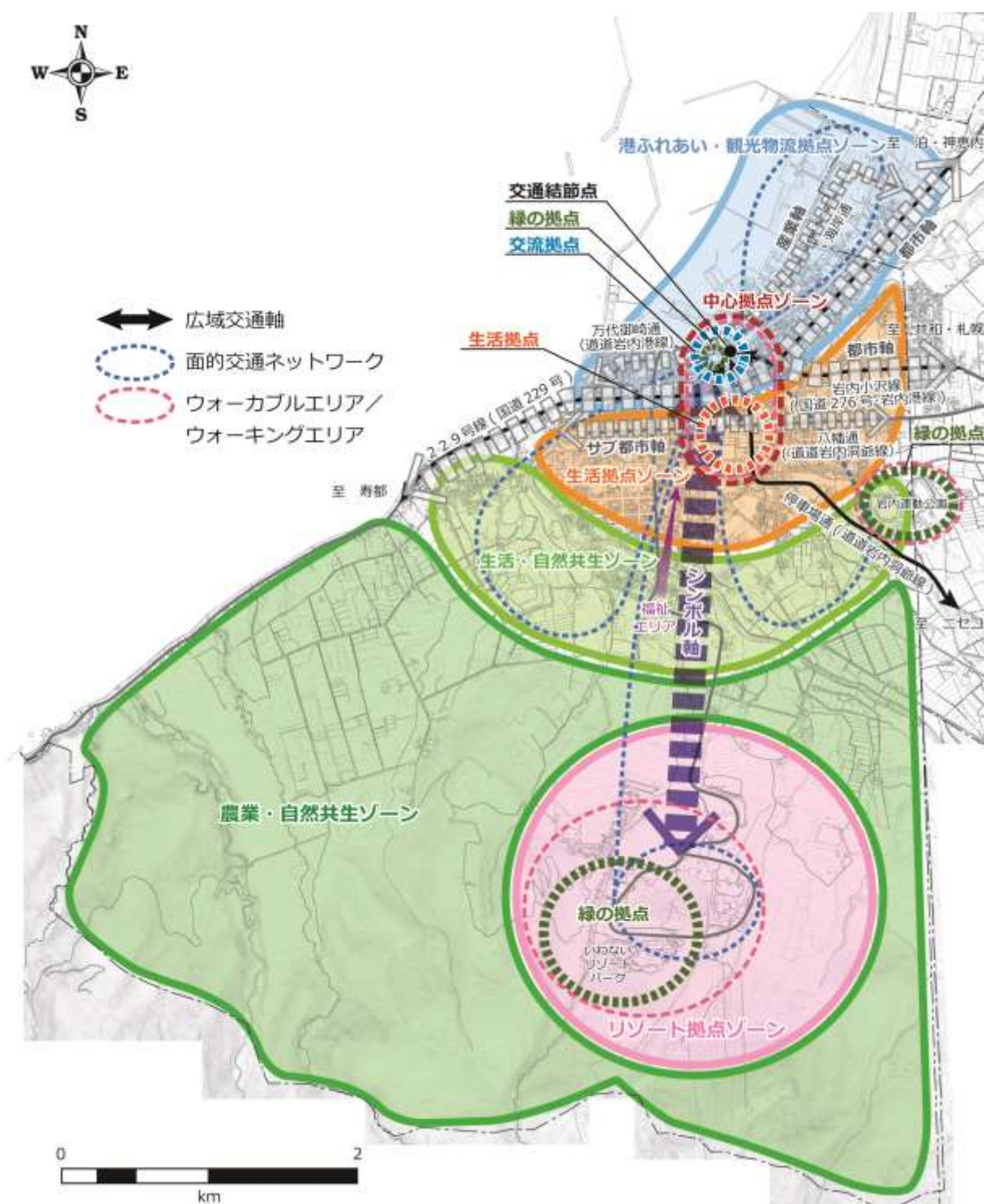


図 3-2 将来都市構造図



4章 分野別構想

1. 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

コンパクトなまちづくりの実現に向けて、立地適正化計画で設定した居住誘導区域に基づく居住の誘導を図るとともに、点在する空き家の解消や発生抑制に向けた取り組みを進めます。

用途地域内縁辺部の優良な農地や、保安林及び民有林は保全を図るとともに、用途地域外の白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域による土地利用の整序を図ります。

良好な海浜地や河川及び森林等は、自然環境の保全を図るとともに、これらを活用した自然とのふれあいの場の形成に努めます。

円山展望台等、円山地区から市街地、日本海を見下ろす眺望景観を大切に、眺望景観が損なわれる土地利用等が行われないように配慮します。

既存市街地においては、今後における市街地の状況変化に柔軟に対応するための用途地域の変更等を含め、生産・生活活動にあわせたバランスのとれた住宅地や商業地及び工業地等の形成に努めます。

北海道の「北の住まいるタウン」等を参考にしながら、持続可能な都市空間形成を推進します。

(2) 土地利用方針

① 生活拠点ゾーンの形成【住居系】

今後、北海道横断自動車道共和 IC（仮）の開通による広域交通利便性の向上を見据えて、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）のみならず、倶知安・小樽方面への通勤者の移住定住に繋がるよう、生活拠点ゾーンは、商業・医療等の機能集積を図る生活拠点を中心に、コンパクトで誰もが健やかに暮らし続けられる住環境の形成を目指します。

高台地区、清住地区及び相生地区は、商業業務地の周辺で利便性が高く、特に、相生地区は近年、戸建住宅が建てられている専用もしくは一般住宅地ですが、清住地区及び相生地区の一部は、洪水浸水想定区域内であることから、既存の良好な住環境の保全を図るとともに、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。

宮園地区のうち一般住宅地については、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着いた住宅地の形成を図ります。

中心市街地に近い東山地区及び栄地区については、利便性の高さと良質な住環境が調和した一般住宅地としての形成を図ります。

町営住宅については、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的な集約・再編と維持管理による、良好な住環境の維持保全に努めるとともに、町営住宅等の跡地については、周辺の住環境や土地利用状況を踏まえた適切な活用・管理を行っていきます。

義務教育学校開校に伴い閉校する小学校については、周辺の住環境の維持や機能向上のため、今後も継続的な土地利用を図ることとし、必要に応じた用途転換を検討します。

② 生活・自然共生ゾーンの形成【住居系】

都市的土地利用の範囲は、原則として立地適正化計画に基づく居住誘導区域とその周辺とし、市街地周辺の農用地域や森林地域の保全を図るとともに、市街地周縁部の用途地域にあって、長期にわたり都市的土地利用が図られていない未利用地については、今後の開発動向を踏まえながら、住宅地化を抑制する必要がある場合には、用途地域を縮小し用途白地地域に変更した上で特定用途制限地域を定める、または、立地適正化計画にて居住調整地域の設定を検討するなど、自然再生を原則とした適正な規制誘導について検討します。

一方で、住宅跡地の適正な管理を図ることが必要な場合には、立地適正化計画にて跡地等管理区域の設定を検討するなど、良好な環境維持に向けて、適切な土地利用設定を必要に応じて検討します。

野束川以南及び以西の野束地区の低層もしくは中層の一般住宅地、宮園地区のうち専用住宅地は、良好な自然環境を生かした、静かで落ち着きのある、既存の住環境の保全を図るとともに、洪水浸水想定区域内である地域については、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。

東山地区の土砂災害特別警戒区域や埋蔵文化財包蔵地など、これらに該当する地区については、市街化を抑制します。

町営住宅については、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、長期的な管理見通しのもと、計画的な集約・再編を図るとともに、町営住宅等の跡地については、周辺の住環境や土地利用状況を踏まえた適切な活用・管理を行っていきます。

義務教育学校開校に伴い閉校する小中学校については、地域とのふれあいの場や、引き続き災害時における避難所としての活用など、周辺の住環境の維持や機能向上を図るための活用を検討しており、必要に応じた用途転換の検討を図ります。

また、第一中学校については、周辺環境に配慮した上で、隣接する岩内運動公園との一体的な活用も見据えた検討を図ります。

③ にぎわいと活力のある中心商業ゾーンの形成【商業系】

万代地区が大半を占め、229号線（国道229号）を軸とする商業地域については、既存の商業集積を生かした中心商業ゾーンとして位置づけ、商業・業務・サービス機能等の集積・維持を図ります。

中心商業ゾーンについては、空き家・空き店舗の増加等により、活力の低下がみられることから、その利活用や除却の推進などの支援策を講じ、生活利便性を活かしたまちなか居住の促進を図るとともに、道の駅等の観光施設や、バスターミナル等の交通施設のあり方を再検討し、密接な連携を図りながら、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめるような、ウォーカビリティの高い商業ゾーンの形成に努めます。

旧波止場通（道道野束清住線）周辺の清住地区及び高台地区の229号線（国道229号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区については、商業系の施設がほぼみられず、商業系土地利用の必要性が低下しているため、生活利便性の高い住宅地としての利用促進を図られるよう、必要に応じて用途転換の検討を行います。

④ 特色ある飲食・娯楽ゾーンの形成【商業系】

本町の中心市街地は、みなとまちの特色として、漁港背後から発展した飲食店街が、中心商業ゾーンの中通り沿いに細長く形成されており、独特の雰囲気醸し出していますが、空き店舗や老朽施設が増加しており、飲食店街としての活力が低下しています。

今後は、中心商業ゾーンや観光施設等と連携した飲食・娯楽機能の維持と、空き店舗等の利活用促進による、特色あるゾーンの形成に努めます。

⑤ 利便性の高い沿道サービスゾーンの形成【沿道サービス系】

229号線（国道229号）から分岐し、札幌・小樽方面へ向かう岩内小沢線（国道276号）沿線は、交通利便性を生かした沿道サービス施設の立地がみられ、共和町側ではホームセンターやスーパーマーケット等のロードサイド店舗の立地がみられます。

以上のことから、岩内小沢線（国道276号）沿線の地区は今後とも、沿道サービスゾーンとして、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない、多様な沿道サービス施設の立地促進による利便性の向上を図るとともに、沿道サービスゾーンは中心市街地への導入アクセスとなることから、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努めます。

⑥ 職住の近接した軽工業ゾーンの形成【工業系】

港湾背後の大浜地区については、住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない水産加工場や運輸・倉庫施設及び建設関連施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づけるほか、大和・御崎地区についても、漁港背後の水産加工施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づけます。

清住地区や相生地区の一部にみられる水産加工場や、運輸施設を主体とする住工混在地区及び野東地区の一部に工場が立地していた地区については、当面、軽工業ゾーンとして位置づけます。

これら住工混在地区については、市街地のコンパクト化を基本とした住宅地としての利用促進を図りつつ、周辺の住環境の保全に配慮しながら、必要に応じて用途純化を検討します。

⑦ 物産・物流、工業機能の集積する港湾ゾーンの形成【工業系】

漁港や漁業関連施設の立地する漁港地区については、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、いわないマリンパークに隣接した地区においては、中心商業ゾーンと連携した親水・交流空間、観光拠点等の整備を検討します。

工場や港湾関連施設及び物流施設の立地する流通・業務地区については、海洋深層水を活用した産業業務施設など、今後とも港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区として位置づけ、効率的な土地利用を目指すとともに、物流・工業導入地区と相互連携しながら、洋上風力発電設備の設置に係る港湾利用の検討等、再生可能エネルギー導入に資する土地利用を促進します。

新規誘致企業を立地する物流・工業導入地区については、今後とも岩内港工業団地として、新規企業の立地促進を図るべき地区に位置づけます。また、北東側の海水浴場整備（共和町）と連携した土地利用を検討していくとともに、既存緑地については、必要に応じた環境整備を図ります。

特定地域振興重要港湾に指定されている「岩内港」は、道の駅等の交流拠点に隣接し、観光振興においても重要な役割を期待できることから、これまでの港湾の機能を確保しながら、中心商業ゾーンと連携した土地利用を図るため、必要に応じて港湾管理者と臨港地区内の土地利用について協議を進めます。

これら臨港地区については、今後、港湾に関する計画を定め、適切な土地利用を図ります。

また、公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図ります。

⑧ 自然と調和した環境形成【用途地域外白地地域】

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、特定用途制限地域による、適切な土地利用規制・誘導を図ります。

また、岩内町におけるゼロカーボンの実現に向けて、温泉資源の有効活用や、再生可能エネルギーを活用した陸上水産養殖施設等、地産地消型エネルギーシステムの構築を推進し、自然環境保全と持続可能な地域づくりに努めます。

円山地区については、リゾート拠点ゾーンとし、周辺の自然と調和した観光・宿泊施設等の適切な誘導を図ります。

用途地域周辺の地区については、生活・自然共生ゾーンの一部とし、一定の土地利用を認めつつも、開発の抑制を基本とし、用途地域内への誘導を図ります。

上記以外の地域については、農業・自然共生ゾーンとして、今後とも豊富な農地・森林の環境維持のため、その保全に努め、無秩序な土地利用・開発を防ぐための規制を図ります。

図 4-1 土地利用方針図（都市計画区域）

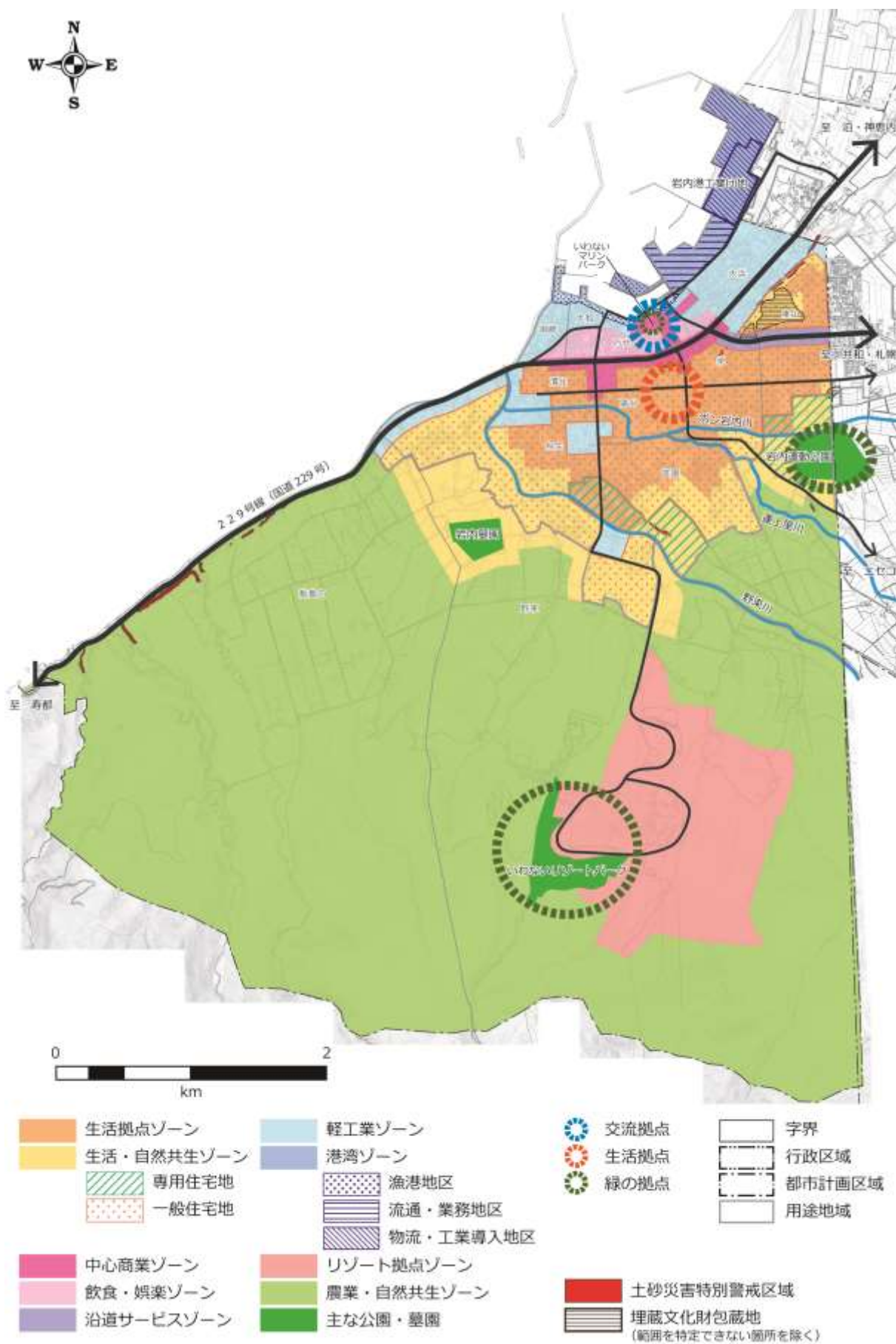
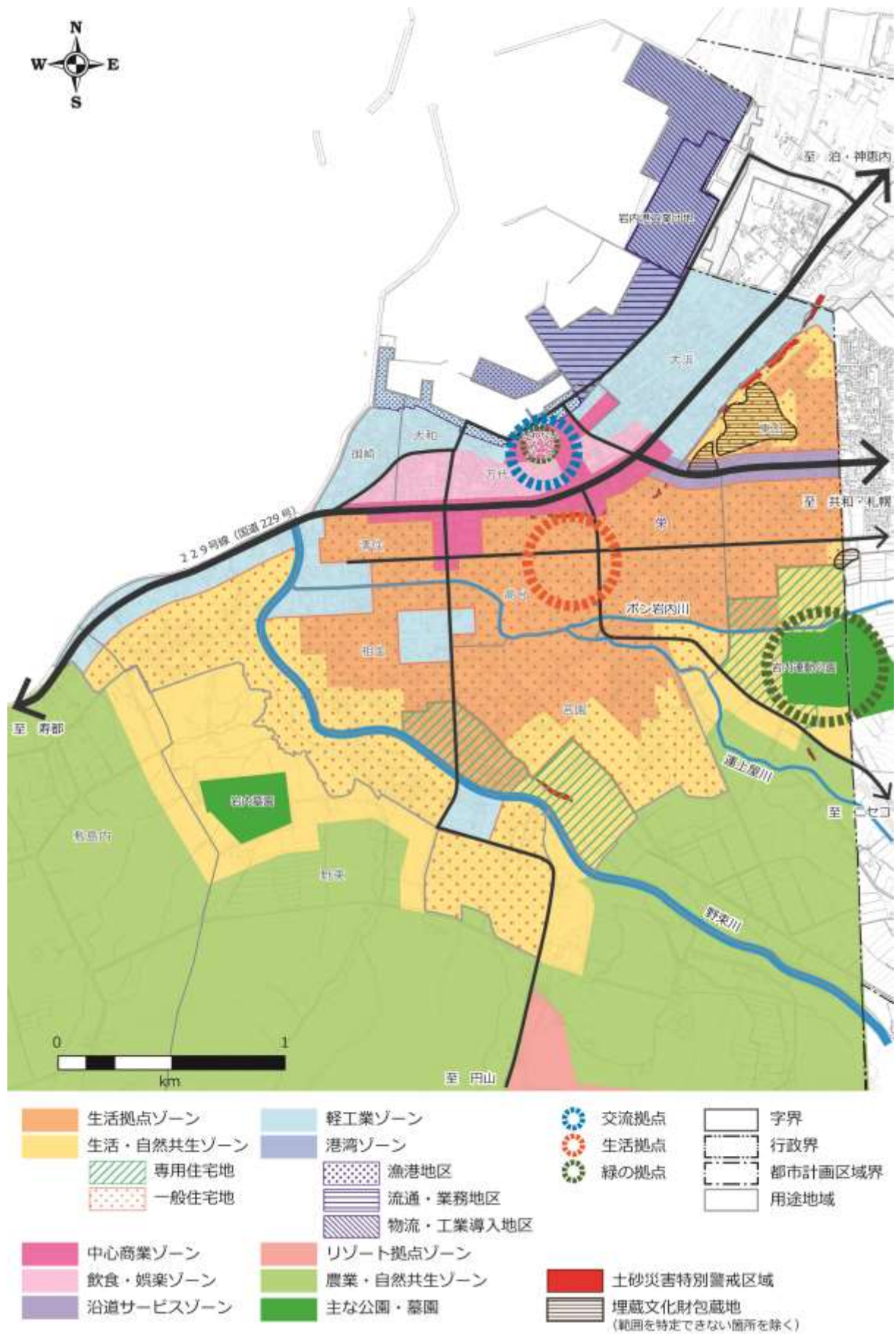


図 4-2 土地利用方針図（用途地域内）



2. 交通体系方針

(1) 基本的な考え方

現在事業が進められている北海道横断自動車道の整備促進を図るほか、これに接続する国道 276 号岩内共和道路の整備促進を図り、岩内町と小樽・札幌方面への都市間や空港及び港湾との広域的な高速交通ネットワークの形成を図ります。

また、関係機関と連携した、岩内町と寿都方面や積丹方面を連絡する 229 号線（国道 229 号）の整備促進や、ニセコ・洞爺方面と連絡する停車場通（道道岩内洞爺線）の維持管理を図ります。

市街地内の幹線道路については、229 号線（国道 229 号）及び岩内小沢線（国道 276 号・道道岩内港線）から海岸通・公園通（道道野束清住線）・旧波止場通（道道野束清住線）が分岐し、かつ八幡通（道道岩内洞爺線）や薄田通が国道を補完するような道路ネットワークの強化を図ります。

また、『岩内町地域防災計画』及び『岩内町耐震改修促進計画』において、緊急輸送道路として位置づけされている都市計画道路については、防災上の役割からも整備促進を図ります。

生活と密着する道路については、安全性や利便性の向上に向け、補修など管理面の充実を図ります。

公共交通は、通勤・通学・通院等、町民の日常生活を支える重要な移動手段として、『岩内町地域公共交通計画』に基づき、利便性の確保等に努めます。

また、広域的な公共交通については、『北海道後志地域公共交通計画』に基づき、後志管内の自治体と連携しながら、後志地域の広域交通の確保を促進します。

中心市街地や都市軸・サブ都市軸における歩行者ネットワークの形成を図ります。

人口減少などの社会情勢の変化に対応し、将来の都市像に沿った交通体系となるよう、都市計画道路の見直し方針を作成し、方針に沿った見直しを進めます。

(2) 交通体系方針

① 広域交通ネットワークの強化

岩内町と苫小牧・千歳方面を連絡する岩内小沢線（国道 276 号・道道岩内港線）や、寿都・積丹方面を連絡する 229 号線（国道 229 号）は広域の幹線道路としてだけでなく、岩内町と主要な観光地を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、安全対策等を含めた整備促進を図ります。

停車場通（道道岩内洞爺線）は、広域の産業・生活道路としてだけでなく、本町とニセコ・洞爺方面を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、通年通行を促進するとともに、関係機関と連携した維持管理を図ります。

② 市街地内の幹線道路ネットワーク形成

市街地内の幹線道路については、緊急輸送道路としての役割や安全な歩行空間・自転車の通行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図ります。

また、主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出に努めます。

市街地内の都市軸として位置づけられる、229 号線（国道 229 号）については、一部未整備区間の整備促進を図ります。

229 号線（国道 229 号）を補完する産業軸として位置づけられる道路のうち、海岸通については、未整備区間の整備推進を図ります。

観光ルートや通学路として重要な役割を果たす公園通（道道野束清住線）、薄田通、高校前通及び円山通（道道野束清住線）の整備促進を図ります。

旧波止場通（道道野束清住線）は公園通（道道野束清住線）を補完する円山地区への主要なアクセス道路として、重要な役割を果たしていることから、公園通（道道野束清住線）までの区間の整備促進を図ります。

野束、敷島内地区の 229 号線（国道 229 号）沿線から山側への避難路について、既存の道路の活用も含めてその確保を検討します。

墓園通と公園通（道道野束清住線）の交差点接続部については、必要に応じて都市計画道路の変更等を検討します。

野束川通、野束宮園通の野束川横断区間（起点側）及び公園通（道道野束清住線）の円山通（道道野束清住線）との交差部から停車場通（道道岩内洞爺線）までの区間については、現道が無く、長期未着手の道路区間であることから、周辺の将来土地利用との整合や防災等の役割を考慮しながら、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。

同様に、野束宮園通の終点側区間及び旧波止場通（道道野束清住線）終点側区間は、現道があるものの、長期未着手の道路区間であることから、周辺の将来土地利用との整合や防災等の役割を考慮しながら、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。

③ 公共交通機関等の充実

『岩内町地域公共交通計画』及び『北海道後志地域公共交通計画』に基づき、既存の路線バスの維持による利便性確保と、町内循環バス及び円山地区の乗合タクシーによる、町内の面的な公共交通ネットワーク形成を図ります。

町内循環バスについては、岩内町の実情に合わせた運行方法の変更など、更なる利便性の向上に向けた検討を行います。

また、令和8年度の義務教育学校開校にあわせて、児童・生徒の通学時における公共交通利用の可能性について検討を行います。

『北海道後志地域公共交通計画』では、後志地域の公共交通ネットワークにおける中心都市に岩内町が設定されており、岩内町と余市町・倶知安町等、各都市間を結ぶ広域交通を確保するとともに、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）を結ぶ広域生活交通路線の確保を図ります。

岩内小沢線（町道59号線）及び旧波止場通（道道野束清住線）に配置している交通広場については、現在の機能確保を基本としながら、周辺の土地利用状況によっては、必要に応じた廃止・変更等の検討を進めます。

④ 歩行者ネットワークの形成

歩行空間の整備・バリアフリー化に努めるとともに、自転車の通行空間に配慮し、歩行者・自転車利用者双方の安全で快適な通行の確保に向けた整備を推進します。

中心拠点ゾーンと周辺の商業地・臨港地区が一体となった、回遊性のあるウォークブル・ネットワークの形成を目指し、歩行空間の整備推進を図ります。

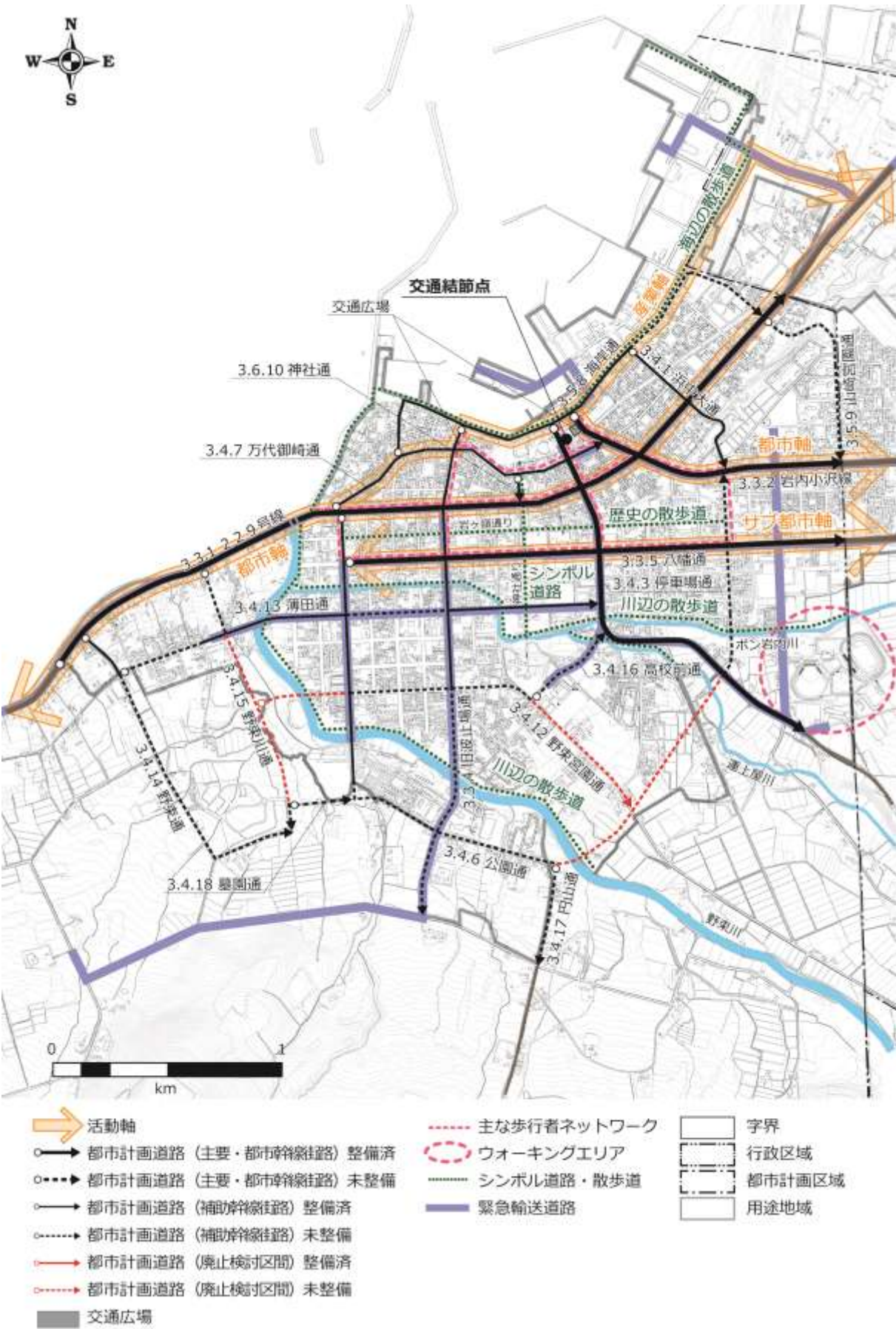
住宅地内の幹線道路である公園通（道道野束清住線）の整備を推進するほか、高校前通、薄田通及び野束宮園通の歩行空間の整備を推進します。

229号線（国道229号）から北側の都市計画道路及び町道の一部に設置している流雪溝の維持・保全による冬期間の快適な歩行空間を確保します。

道の駅周辺から寺院の集積ゾーンや岩内神社に至る神社通りを「シンボル道路」、寺社や各種遺跡が集積する岩ヶ嶺通りを「歴史の散歩道」、いわないマリンパークから旧フェリーターミナル用地及び新港地区緑地までを「海辺の散歩道」、野束川や運上屋川及びポン岩内川の河川空間を「川辺の散歩道」とそれぞれ位置づけ、特色ある歩行空間及び沿道景観の整備推進や維持管理を図ります。

ウォーキングエリアである岩内運動公園及び円山地区のレクリエーションゾーンについては、これらのエリアに至る歩行者ネットワーク整備などを検討のうえ、中心市街地、岩内運動公園、円山地区を公共交通ネットワークで結んだ町内全域のウォークブル・ネットワークを形成し、各地区の特色を活かした歩行空間の整備推進を図ります。

図 4-4 交通体系方針図（用途地域内）



3. 公園・緑地方針

(1) 基本的な考え方

海・山など岩内町の個性といえる良好な自然環境について、保全・活用を図るとともに、岩内の大切な資源として次世代へ継承していきます。

各都市計画公園については、『岩内町都市公園施設長寿命化計画』に基づき、既存の街区公園や近隣公園、運動公園及び総合公園等の活用を図るとともに、自然や歴史を生かした特色ある都市公園の計画的な整備・維持管理を図ります。

中心市街地における各街区公園の役割を整理し、ウォーカブル・ネットワークと連携した機能の再編を検討し、有効活用を図ります。

街区公園や近隣公園については、海側に多く山側に少ないという状況を勘案し、将来都市構造を踏まえながら、新たな公園・緑地・広場の整備推進を図ります。

円山地区における主なレクリエーションゾーンや新港地区における新港地区緑地の整備・維持管理を図ります。

河川空間や、市街地内の寺社境内、市街地東部における急傾斜地等の緑地保全を促進します。

公園・緑地を結ぶ緑化ネットワークの形成に向け、市街地内における主な公共・公益施設や主要道路（都市計画道路）の緑化等を促進するとともに、市街地周辺の優良な農地や樹林地の保全に努めます。

自然や歴史とのふれあいを楽しむことのできる特色ある散策路の整備推進を図ります。

(2) 公園・緑地方針

① 住区基幹公園の整備・活用

町営住宅等跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、街区に居住する住民のための身近な公園・緑地・広場等の整備推進を図るとともに、中心市街地における既存の街区公園の有効活用について検討を行います。

近隣公園であるいわないマリnpark及び東山公園については、適切な維持管理による活用を図ります。特にいわないマリnparkは、「緑の拠点」として岩内港周辺及び道の駅周辺との一体的な土地利用・拠点整備がなされるような空間形成に向けた検討を行います。

② 都市基幹公園の活用

既存の運動公園（岩内運動公園）や総合公園（いわないリゾートパーク）は、「緑の拠点」と位置づけ、町民の健康増進に資するウォーキング空間としての整備・活用を図るとともに、町民・町内事業者との協働による緑化活動や花の植栽等の支援・促進を図ります。

③ 特殊公園等の整備・活用

既存の岩内墓園は、周辺の自然環境と一体的な空間として、適正な維持管理・活用を図ります。

また、歴史的に価値のある含翠園の適正な維持管理及び保全を推進し、シンボル道路沿道の景観形成を図ります。

④ その他の公園・広場・レクリエーションゾーンの整備・活用

新港地区における、新港地区緑地の活用を図ります。

町営住宅団地内の児童遊園については、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、適切な維持管理を図ります。

円山地区の「緑の拠点」と位置づけるいわないリゾートパークを中心とした周辺地域においては、パークゴルフ場や円山展望台及びオートキャンプ場等の整備・活用、森林公園やスキー場の活用を図りながら、ウォーキングエリアとしての空間形成を目指します。

⑤ 緑化ネットワークの形成

市街地内の公園・緑地・街路樹・川辺等を結ぶ緑化ネットワークの形成により、緑溢れる歩行者ネットワーク及び市街地の形成を目指します。

主要道路（都市計画道路）の緑化や、旧国鉄跡地を活用した緑地帯は、住民との協働による維持管理を推進するとともに、市街地縁辺部の優良な農地や樹林地は、維持保全を原則とします。

⑥ 主な散策路の整備・活用

岩内港といわないマリンパークを連絡する海岸通を経て、新港地区緑地や新港護岸の遊歩廊及び海浜地に連絡する快適な歩行者ネットワーク（海辺の散歩道）の形成を目指します。

市街地内を流下する野束川や運上屋川及びポン岩内川等の河川については、北海道と連携した総合的な治水対策とともに、河川空間を生かした川辺の快適な歩行者ネットワーク（川辺の散歩道）の形成を目指します。

岩ヶ嶺通りの歴史を生かした歴史の散歩道や、神社通りのシンボル道路は、特色ある歩行者ネットワークの形成を目指します。

岩内運動公園や円山地区のレクリエーションゾーンについては、ウォーキングエリアとして、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができる空間の形成を図ります。

図 4-5 公園緑地方針図（都市計画区域）

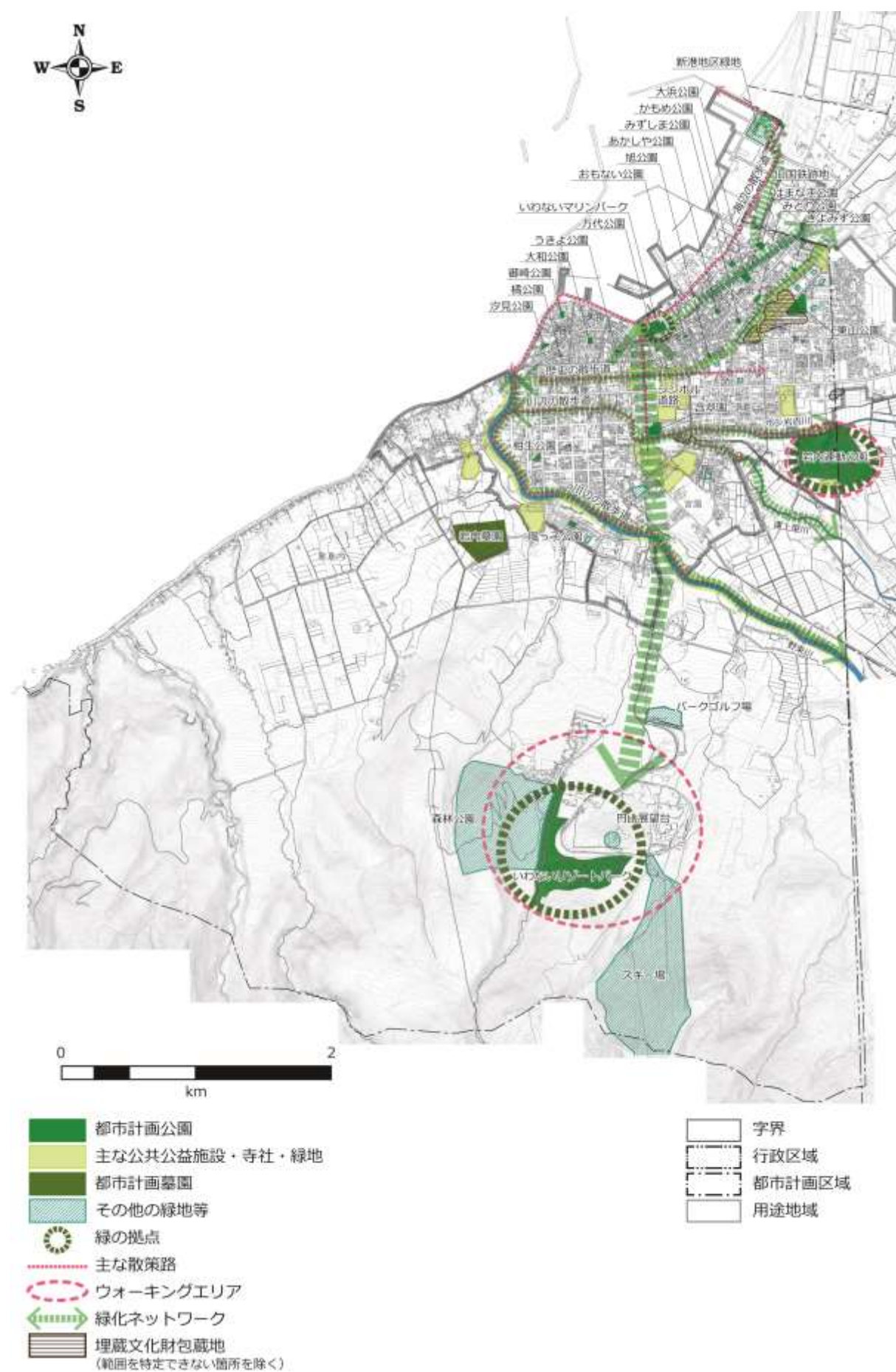
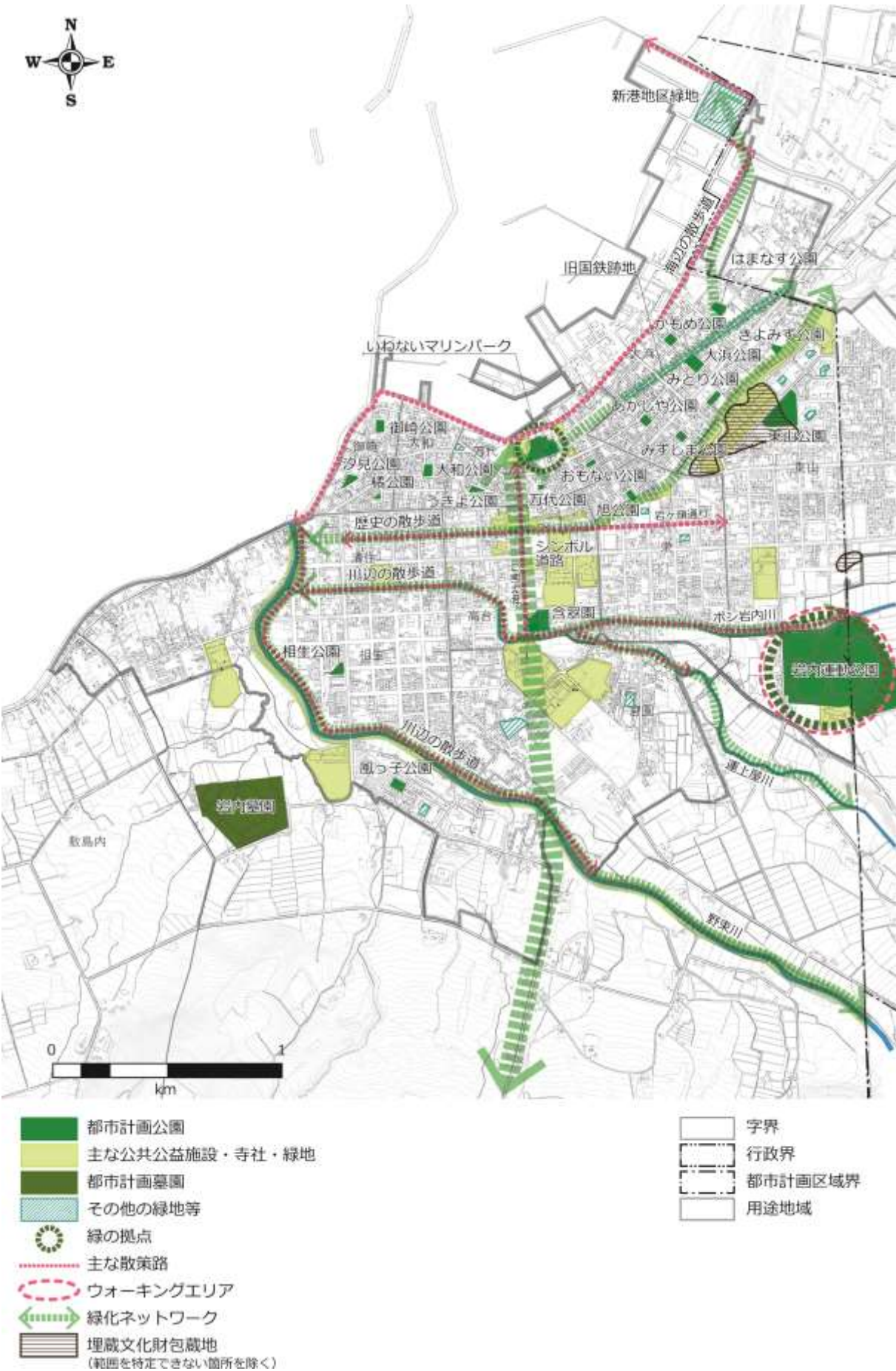


図 4-6 公園緑地方針図（用途地域内）



4. 都市防災方針

(1) 基本的な考え方

本町で想定される災害は、地震、津波、洪水（浸水）、土砂災害であり、大規模盛土造成地は町内にありません。

『岩内町地域防災計画』、『岩内町水防計画』及び『岩内町国土強靱化地域計画』と整合を図りながら、災害の被害を最小限にとどめる防災機能の高い都市基盤の整備を進め、みんなが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

昭和29年の大火を踏まえて設定された準防火地域については、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図ります。

『岩内町地域防災計画』において位置づけられている、指定避難所やヘリコプター離着陸等可能地点等については、機能保全を図ります。

(2) 都市防災方針

① 防災機能の高い都市基盤の整備

a. 全般

総合的な防災・災害復旧の拠点となる役場や指定避難所等について、必要に応じた改善・修繕等を実施し、施設の整備・充実に努め、緊急輸送道路や避難路等の整備、修繕等を計画的に進めます。

b. 地震

『岩内町住生活基本計画』及び『岩内町耐震改修促進計画』に基づき、住宅の耐震化を促進するとともに、老朽化が進み利活用が困難な空き家については除却を促進します。

老朽化の進む町営住宅・教員住宅等公共施設については、各個別施設計画に基づき、計画的な除却を進めます。

c. 津波

港湾で従事する就業者や観光客、周辺住民等が迅速な避難を可能とする、緊急避難施設等の整備を検討します。

関係機関と連携し、津波浸水を防ぐための港湾施設の改良整備促進を図るとともに、『岩内町海岸保全施設長寿命化計画』に基づき、御崎地区の海岸保全施設の維持管理に努めます。

d. 洪水（浸水）

『野束川水系流域治水プロジェクト』に基づき、野束川の流域治水を推進するとともに、運上屋川等、町管理の普通河川については、河道を確保するための浚渫（しゅんせつ）、護岸補修などの維持保全に努めます。

道路側溝等排水施設の改修や、排水ポンプ等の適切な整備を進めます。

e. 土砂災害

土砂災害特別警戒区域については、『岩内町立地適正化計画』における居住誘導区域から除外するとともに、関係機関と連携し、急傾斜地の危険防止対策を進めます。

② 準防火地域の指定

岩内町では、昭和 29 年に発生した「洞爺丸台風」に起因する大火で、当時の市街地の約 8 割が焼失したことから、商業系用途地域のほか、湾岸の工業系用途地域等を含めた地域で指定されています。

準防火地域の目的・指定の考え方・規制

<目的>

主として商業地等、建築物の密集している市街地において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される地域である。

<指定の考え方>

少なくとも商業地域及び近隣商業地域については指定する。なお、既成市街地内の建築物の密集した地区等についても、都市防災の観点から必要に応じて指定する。

出典：土地利用の手引き（北海道建設部まちづくり局都市計画課）

現状の準防火地域内においては、依然として古い建築物が立地している地区もあり（P25 参照）、引き続き、地区内の防火性能を維持しつつ、建築物の建替え更新を促すことで環境の改善を図っていきます。

今後、①大浜地区北側の浜中大通より東側の地域、及び②旧波止場通（道道野東清住線）周辺の清住地区及び高台地区の 229 号線（国道 229 号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区における用途転換に向けた変更を行った場合の当該地域等、住居系・工業系用途地域について、延焼の危険性等の評価上支障なければ、準防火地域の縮小を検討し、指定区域の適正化を図ります。

図 4-7 準防火地域縮小検討地区

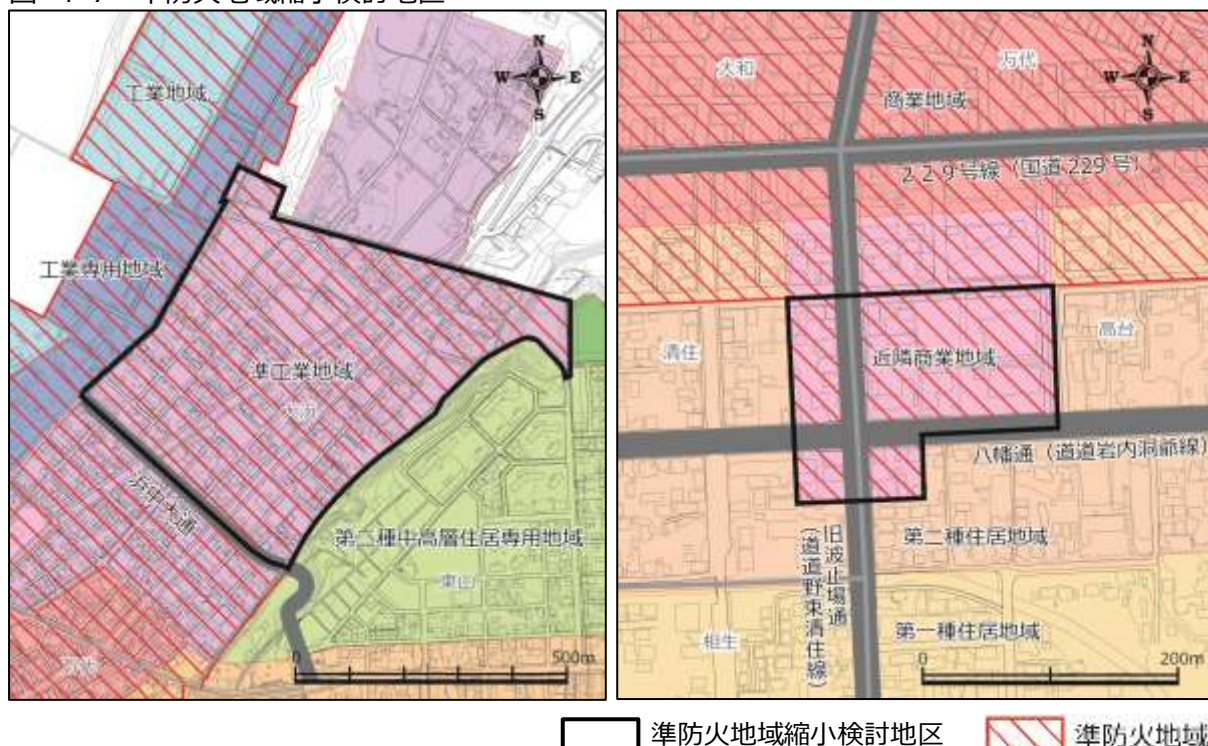


図 4-8 都市防災方針図（都市計画区域）

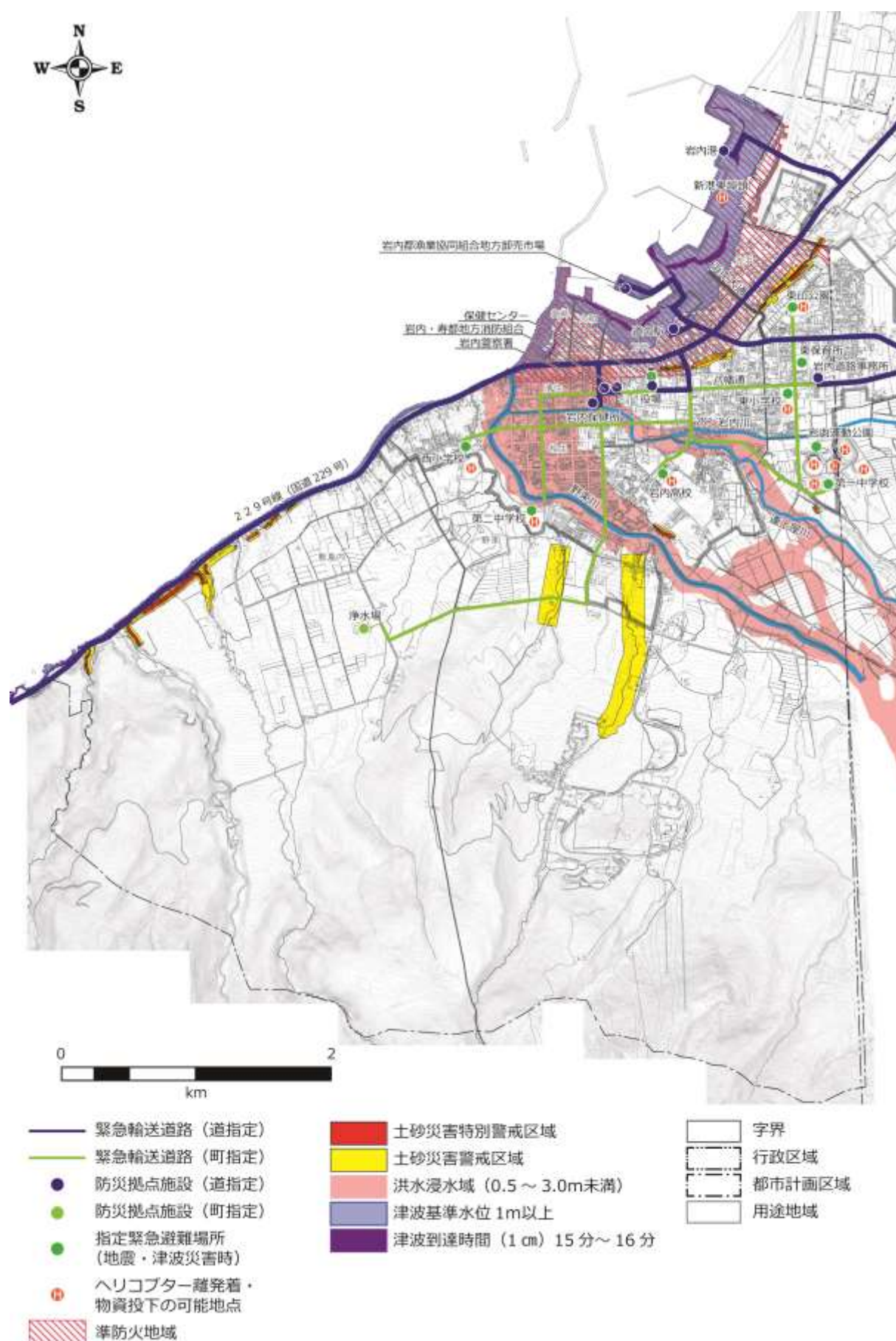
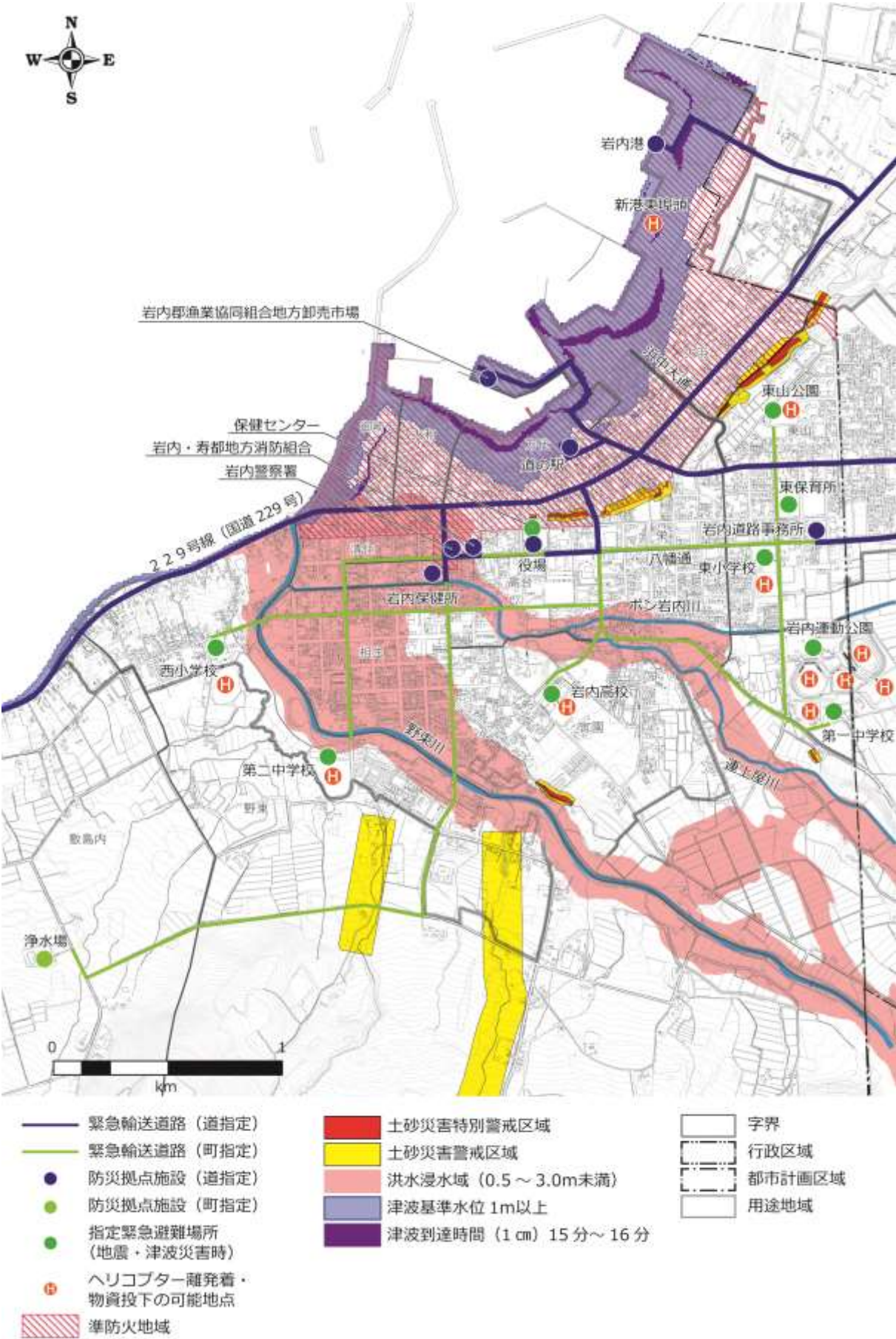


図 4-9 都市防災方針図（用途地域内）



5. その他都市施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、人口動向やコンパクト化に向けた将来都市構造を踏まえた適切な下水道整備・維持管理を推進します。

下水道事業については、『岩内町公共下水道事業計画』に基づき進めることとし、下水道事業の長期的な方針を踏まえて、汚水処理のあり方について検討を進めます。

自然環境などに配慮しつつ、防災を目的とした河川空間の整備に努めます。

岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は、民間所有の施設ですが、都市施設の市場として、整備等の計画を踏まえ、適正な維持保全または建替整備等を行い、必要に応じた都市計画変更の検討を行います。

岩内町霊苑は、都市施設の火葬場として、その機能の維持保全に努めます。

一般廃棄物処理施設については、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による岩内地方衛生組合にて施設の稼働を行っていますが、今後も道が定める『北海道廃棄物処理計画』や『北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画』及び岩内地方衛生組合の『ごみ処理基本計画』に基づき、岩内地方最終処分場及び岩内地方清掃センター（ごみ焼却場）の維持管理を図ります。

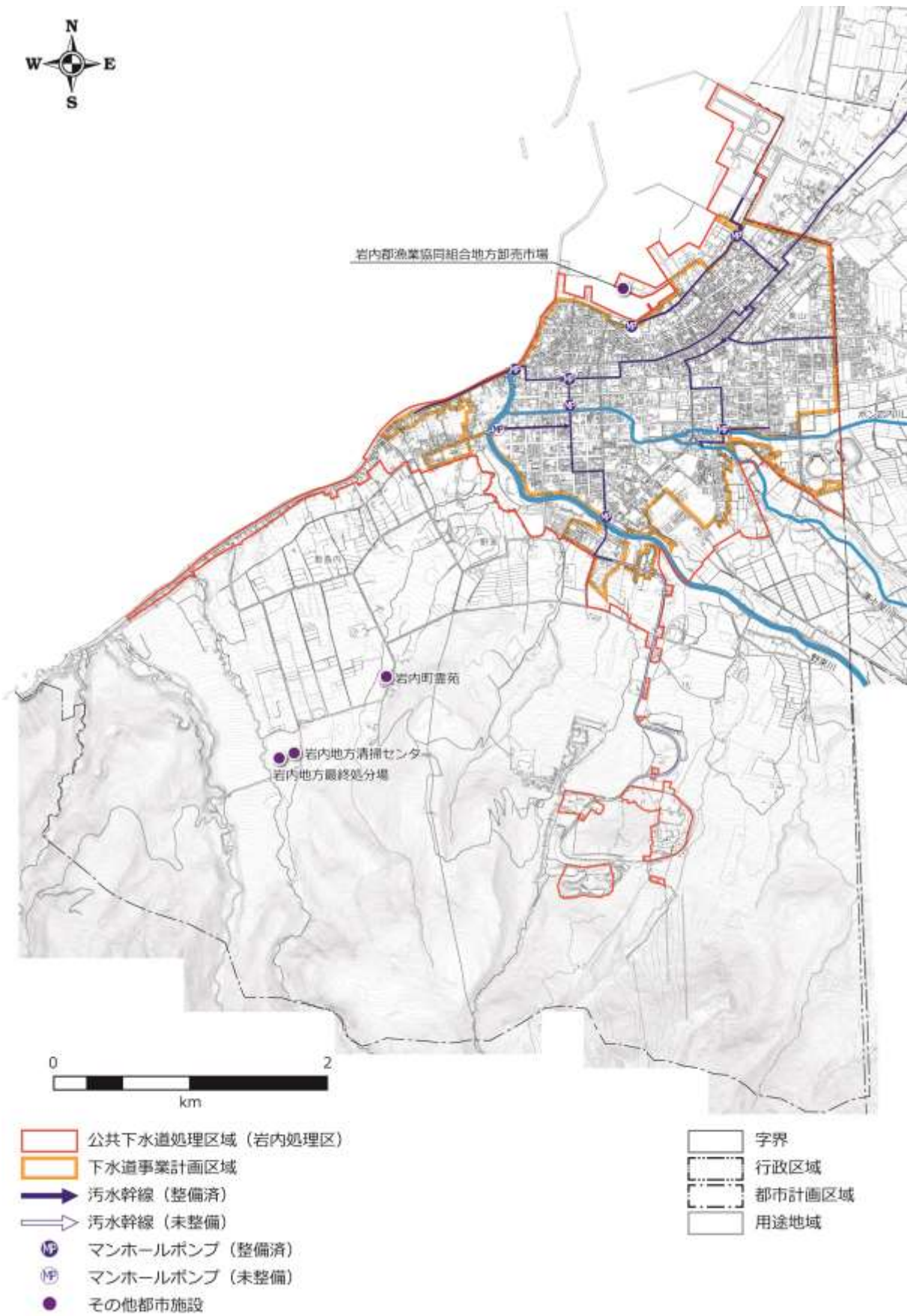
その他ごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配慮し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行います。

(2) 主要な施設の方針

生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目的として、将来的な土地利用方針と整合性を図りながら、下水道の計画的な整備・維持管理を推進するとともに、整備地区内での下水道接続率の向上を図ります。

野束川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、北海道と連携した総合的な治水対策、周辺環境に配慮した河川及び水辺空間の整備に努めます。

図 4-10 その他都市施設方針図（都市計画区域）

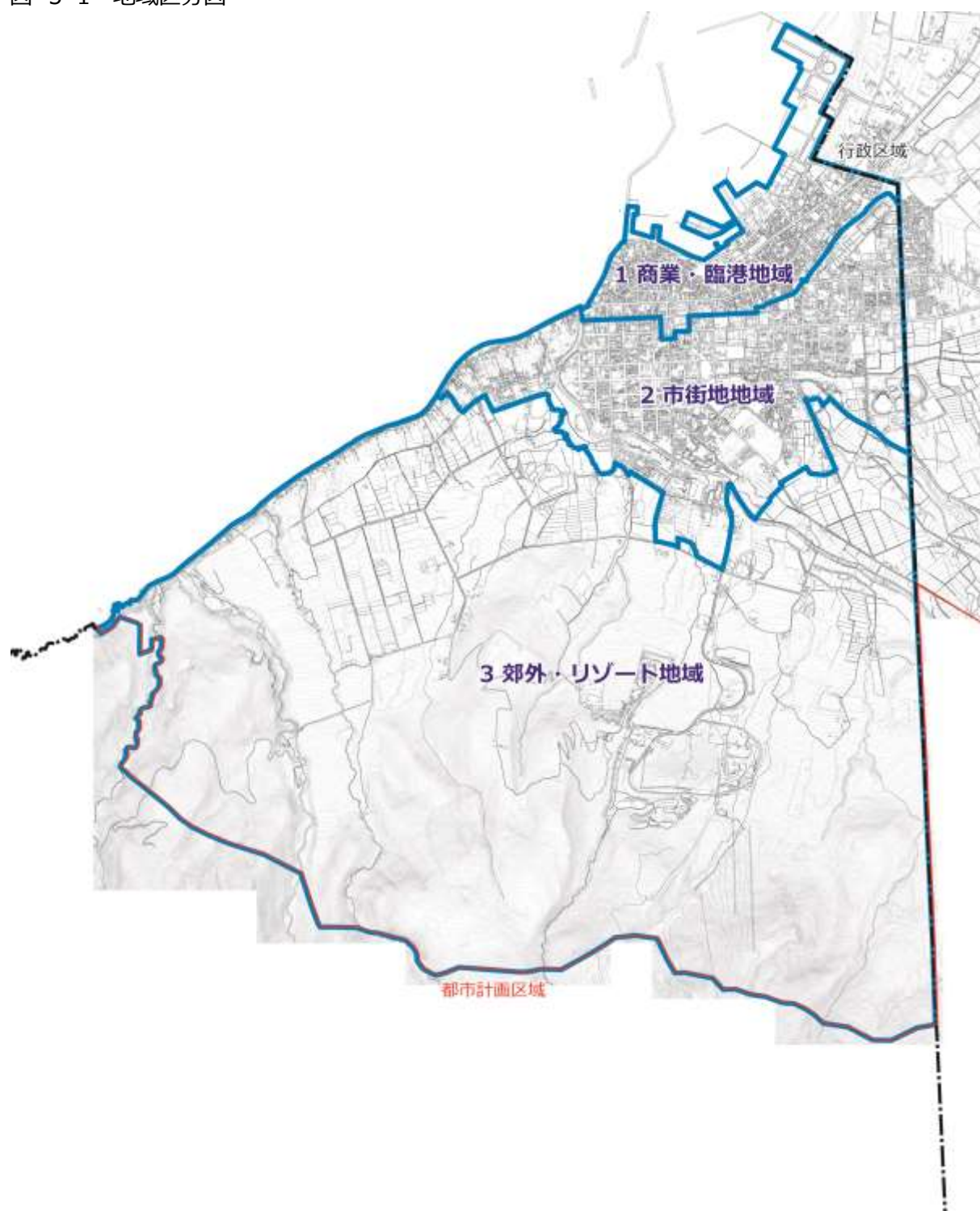


5章 地域別構想

全体構想及び分野別構想の方針に沿って、地域別のまちづくりにおける基本的な方針を定めます。

地域区分にあたっては、地理的条件や土地利用等を踏まえて、3地域（商業・臨港地域、市街地地域、郊外・リゾート地域）に区分します。

図 5-1 地域区分図



1. 商業・臨港地域

(1) 地域の特徴

- いわないマリンパーク周辺には、道の駅、木田金次郎美術館、文化センター、岩内バスターミナルが立地しており、岩内町の交流・交通の拠点となっています。
- 漁港背後から商店や飲食店が、229号線（国道229号）を軸に形成されており、周辺町村の中心地として発展してきましたが、空き店舗や老朽施設が増加しています。
- 岩内町は、水産加工業を中心としたみなとまちとして発展してきました。岩内港は、特定地域振興重要港湾に指定されており、地域振興のための役割が期待されているとともに、岩内港工業団地では、企業の立地促進が図られています。
- 昭和29年の岩内大火を踏まえ、準防火地域が指定されています。
- 洪水浸水・津波・土砂災害等、自然災害に備えた地域づくりが求められています。
- 他地域に比べて、住宅・建築物の老朽化が進んでおり、人口・世帯減少と空き地・空き家の増加がみられます。



(2) 地域の将来像

みなとまちの中心であったこれまでのまちづくりを踏まえて、町民が集い、憩い、交流するとともに、観光客が最初に訪れるような“まちの顔”を創出していき、“まちの顔”を中心としながら、港と一体となった、にぎわいが溢れるまちなかづくりを目指します。

港を活かした、“まちの顔”の創出とにぎわいあふれるまちなかづくり

(3) 地域づくりの基本方針

① 土地利用方針

◆生活拠点ゾーン【住居系】

- 津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域内である地域については、防災・減災に資する住宅地の形成に努め、立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた居住誘導区域を設定し、居住の誘導を図ります。

◆中心商業ゾーン【商業系】

- 商業・業務・サービス機能等の集積・維持を図るとともに、生活利便性を活かした高齢者向け住宅・施設や町営住宅の供給等、まちなか居住の促進を図ります。
- 交流拠点である、いわないマリンパーク、文化センター、木田金次郎美術館、道の駅、岩内バスターミナル等が立地する地区については、周辺地区と連携した親水空間、交流・観光・防災拠点等、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”の創出を目指した、町民・観光客双方が利用する、にぎわいのある空間整備について、関係団体等と連携しながら検討を進めます。

- 中心商業ゾーン、道の駅等の観光施設、バスターミナル等のあり方を再検討し、密接な連携を図りながら、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめるような、ウォーカビリティの高い商業ゾーンの形成に努めます。
- 旧波止場通（道道野束清住線）周辺の清住地区及び高台地区の 229 号線（国道 229 号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区については、商業系の施設がほぼみられず、商業系土地利用の必要性が低下しているため、生活利便性の高い住宅地としての利用促進を図られるよう、必要に応じて用途転換の検討を行います。

◆飲食・娯楽ゾーン【商業系】

- 中心商業ゾーンや観光施設等と連携した飲食・娯楽機能の維持と、空き店舗等の利活用促進による、特色あるゾーンの形成に努めます。
- 商店街が自ら行う、空き店舗を活用した特色ある活動拠点づくり、空き地を活用したイベントの実施や周辺の回遊に繋がる有効活用、国道の植樹帯等を活用した花の植栽等を促進し、住民・商店街等との協働による、にぎわいのある地域づくりを目指します。

◆軽工業ゾーン【工業系】

- 住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない水産加工場や運輸・倉庫施設及び建設関連施設等が住宅と混在するゾーンとして位置づけます。
- 大浜・御崎・大和地区及び清住・相生地区の一部の住工混在地区については、周辺の住環境の保全に配慮しながら、必要に応じて用途純化を検討します。

◆港湾ゾーン【工業系】

- 漁港や岩内郡漁業協同組合地方卸売市場など、漁業関連施設の立地する漁港地区は、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、新たな“まちの顔”と連携した、親水・交流空間等の整備を検討します。
- 流通・業務地区は、海洋深層水を活用した産業業務施設など、今後とも港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区として位置づけ、効率的な土地利用を目指します。
- 物流・工業導入地区は、岩内港工業団地として、新規企業の立地促進を図ります。
- 特定地域振興重要港湾に指定されている「岩内港」は、これまでの港湾の機能を確保しながら、中心商業ゾーンと連携した土地利用を図るため、必要に応じて港湾管理者と臨港地区内の土地利用について協議を進めます。
- 臨港地区については、今後、港湾に関する計画を定め、適切な土地利用を図ります。
- 公有水面埋立事業が竣功した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図ります。

◆都市防災方針

- 準防火地域においては、引き続き、地域内の防火性能を維持しつつ、建築物の建替え更新を促すことで環境の改善を図りながら、今後、大浜地区北側の浜中大通より東側の地域、及び旧波止場通（道道野束清住線）周辺の清住地区及び高台地区の 229 号線（国道 229 号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区における用途転換に向けた変更を行った場合の当該地域について、延焼の危険性等の評価上支障がなければ、準防火地域の縮小を検討し、指定区域の適正化を図ります。

② 交通体系方針

- 市街地内の幹線道路については、緊急輸送道路としての役割や安全な歩行空間・自転車の通行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図ります。
- 産業軸として位置づけられる道路のうち、海岸通については、未整備区間の整備推進を図ります。
- 交通結節点であるバスターミナルは、交流拠点内に位置し、他機能と複合化した、新たな“まちの顔”の創出を目指した空間整備について、関係団体等と連携しながら検討を進めます。
- 岩内小沢線（町道 59 号線）及び旧波止場通（道道野東清住線）に配置している交通広場については、現在の機能確保を基本としながら、周辺の土地利用状況によっては、必要に応じた廃止・変更等の検討を進めます。
- 中心拠点ゾーンと周辺の商業地・臨港地区が一体となった、回遊性のあるウォークブル・ネットワークの形成を目指し、まちなかの快適な歩行空間の整備推進を図ります。
- 229 号線（国道 229 号）などの主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出に努めます。
- 都市軸である 229 号線（国道 229 号）は、流雪溝の維持・保全による冬期間の快適な歩行空間を確保します。
- 道の駅周辺から寺院の集積ゾーンや岩内神社に至る神社通りを「シンボル道路」、いわないマリンパークから旧フェリーターミナル用地及び新港地区緑地までを「海辺の散歩道」とそれぞれ位置づけ、特色ある歩行空間及び沿道景観の整備推進を図ります。

③ 公園・緑地方針

- 地域内における既存の街区公園については、これまでの大火による都市計画の歴史を踏まえて、今後も維持管理することとし、周辺住民の意向を踏まえた有効活用について、検討を行います。特に、飲食・娯楽ゾーン内にある街区公園や空き地等については、飲食店利用者や町民のオアシス空間の創出を図ります。
- いわないマリンパークは、「緑の拠点」として岩内港周辺及び道の駅周辺の新たな“まちの顔”の創出を目指した、一体的な空間整備を図ります。
- 新港地区における、新港地区緑地は、北東側の海水浴場（共和町）との連携した活用を検討し、必要に応じた環境整備を図ります。
- 旧国鉄跡地を活用した緑地帯は、住民との協働による維持管理を推進し、緑化ネットワークの形成を図ります。
- 岩内港といわないマリンパークを連絡する海岸通を経て、新港地区緑地や新港護岸の遊歩道及び海浜地に連絡する快適な歩行者ネットワーク（海辺の散歩道）の形成を目指します。

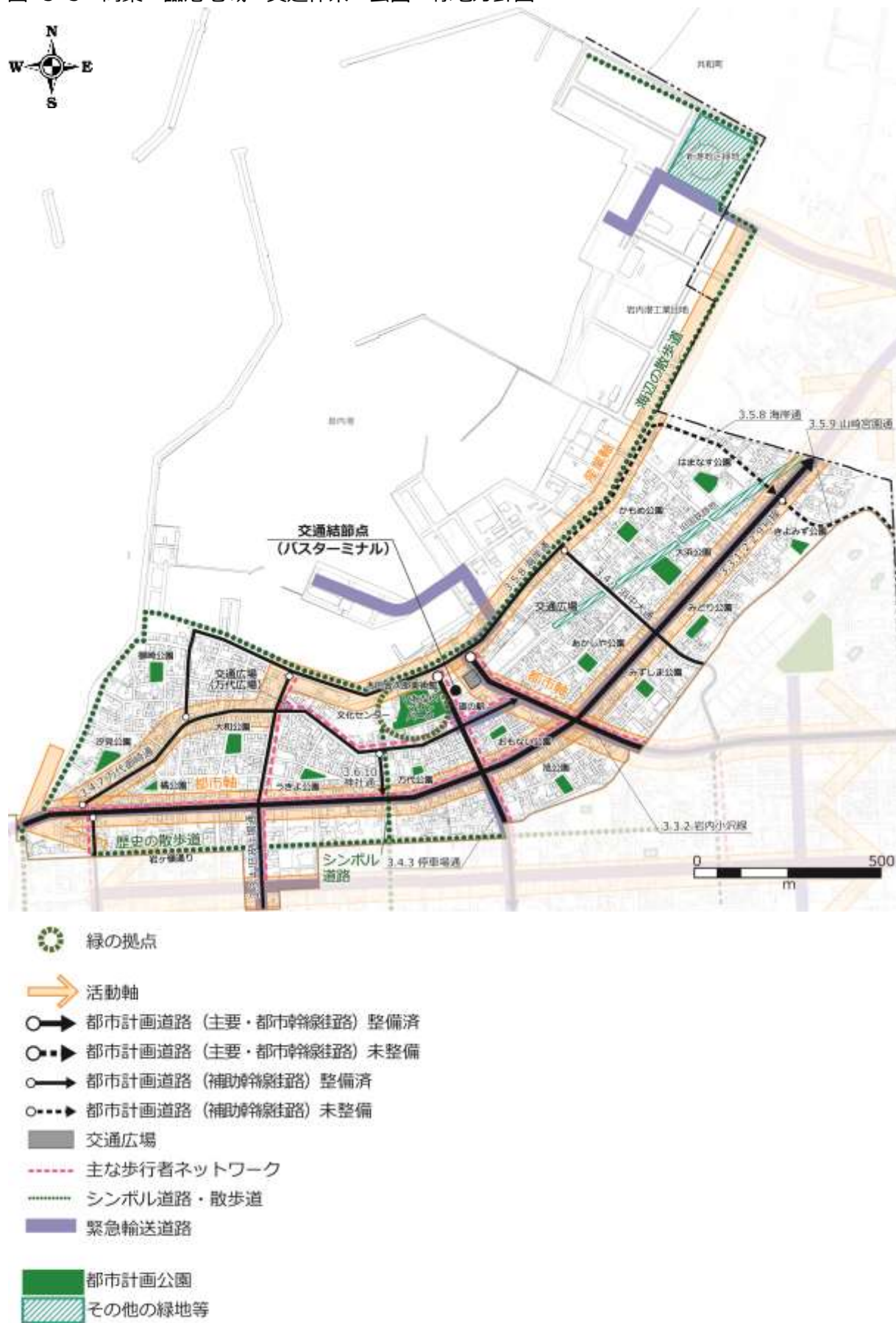
④ その他都市施設の整備方針

- 岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は、民間所有の施設ですが、都市施設の市場として、整備等の計画を踏まえ、適正な維持保全または建替整備等を行い、必要に応じた都市計画変更の検討を行います。

図 5-2 商業・臨港地域 全体方針図



図 5-3 商業・臨港地域 交通体系・公園・緑地方針図



2. 市街地地域

(1) 地域の特性

- 八幡通（道道岩内洞爺線）沿線には、役場、病院、スーパーマーケット、令和8年度開校予定である義務教育学校等の生活利便施設が集積しています。
- 東京以北最大の木造大仏がある帰厚院など寺社や歴史的遺産等の集積する岩ヶ嶺通りや、含翠園や桜並木、鳥居などがある神社通りは、歴史を感じる通りとなっています。
- 良好な住宅地が形成されていますが、公園が少ない状況です。
- 洪水浸水・土砂災害等、自然災害に備えた地域づくりが求められています。
- 地域内の縁辺部は、農地・原野の未利用地があり、人口減少が進む中で、コンパクトな市街地の形成が求められます。



(2) 地域の将来像

岩内大火で難を逃れた、貴重な歴史的遺産の保全・継承を図りながら、更なるコンパクトな市街地形成に向けた計画的な土地利用の推進による、誰もが安心して、便利に暮らせるまちづくりを目指します。

歴史にふれながら、誰もが便利に暮らせる コンパクトな市街地の形成

(3) 地域づくりの基本方針

① 土地利用方針

◆生活拠点ゾーン／生活・自然共生ゾーン【住居系】

- 生活拠点である、役場を中心とした八幡通（道道岩内洞爺線）沿線における行政・業務、商業、医療、教育機能が集積した地区については、それらの機能維持と更なる利便性向上を目指すとともに、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間づくりを目指します。
- 生活拠点ゾーンについては、居住の誘導を図り、点在する空き家の解消や発生抑制に向けた取り組みを進めます。
- 洪水浸水想定区域内である地域については、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。
- 東山地区の土砂災害特別警戒区域や埋蔵文化財包蔵地など、これらに該当する地区については、市街化を抑制します。
- 生活拠点ゾーンに位置する、高台地区、清住地区及び相生地区は、商業業務地の周辺で利便性が高い一般住宅地として、既存の良好な住環境の保全を図ります。
- 生活拠点ゾーンに位置する、宮園地区は、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着いたきのある一般住宅地の形成を図ります。
- 生活拠点ゾーンに位置する、東山地区及び栄地区は、利便性の高さと良質な住環境が調和した一般住宅地の形成を図ります。

- 生活・自然共生ゾーンに位置する、野束地区の低層もしくは中層の一般住宅地、宮園地区の専用住宅地は、静かで落ち着きのある、既存の良好な住環境の保全を図ります。
- 町営住宅については、『岩内町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的な集約・再編と維持管理による、良好な住環境の維持保全に努めるとともに、町営住宅等の跡地については、周辺の住環境や土地利用状況を踏まえた適切な活用・管理を行っていきます。
- 義務教育学校開校に伴い閉校する小中学校については、地域とのふれあいの場や、引き続き災害時における避難所としての活用など、周辺の住環境の維持や機能向上を図るための活用を検討しており、必要に応じた用途転換の検討を図ります。
また、第一中学校については、周辺環境に配慮した上で、隣接する岩内運動公園との一体的な活用も見据えた検討を図ります。
- 現在、介護・福祉施設が立地する福祉エリアについては、長期的にはコンパクト化の方針を踏まえた施設誘導を図ります。
- 生活・自然共生ゾーンで、長期にわたり都市的土地利用が図られていない未利用地については、今後の開発動向を踏まえながら、住宅地化を抑制する必要がある場合には、用途地域を縮小し用途白地地域に変更した上で特定用途制限地域を定める、または、立地適正化計画にて居住調整地域の設定を検討するなど、自然再生を原則とした適正な規制誘導について検討します。
- 生活・自然共生ゾーンで、住宅跡地の適正な管理を図ることが必要な場合には、立地適正化計画にて跡地等管理区域の設定を検討するなど、良好な環境維持に向けて、適切な土地利用設定を必要に応じて検討します。

◆沿道サービスゾーン【沿道サービス系】

- 沿道サービスゾーンは、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない、多様な沿道サービス施設の立地促進による利便性の向上を図るとともに、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努めます。

◆軽工業ゾーン【工業系】

- 軽工業ゾーンは、住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない水産加工場等が住宅と混在する地区として位置づけますが、市街地のコンパクト化を基本とした住宅地としての利用促進を図り、必要に応じて用途純化を検討します。

② 交通体系方針

- 市街地内の幹線道路については、緊急輸送道路としての役割や安全な歩行空間・自転車の通行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図ります。
- 停車場通（道道岩内洞爺線）は、広域の産業・生活道路としてだけでなく、本町とニセコ・洞爺方面を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、通年通行を促進するとともに、関係機関と連携した維持管理を図ります。
- 観光ルートや通学路として重要な役割を果たす公園通（道道野束清住線）、薄田通、高校前通及び円山通（道道野束清住線）の整備促進を図ります。
- 旧波止場通（道道野束清住線）は、公園通（道道野束清住線）を補完する円山地区への主要なアクセス道路として、重要な役割を果たしていることから、公園通（道道野束清住線）までの区間の整備促進を図ります。
- 野束、敷島内地区の229号線（国道229号）沿線から山側への避難路について、既存の

道路の活用も含めてその確保を検討します。

- 墓園通と公園通（道道野束清住線）の交差点接続部については、必要に応じて都市計画道路の変更等を検討します。
- 野束川通、野束宮園通の野束川横断区間（起点側）及び公園通（道道野束清住線）の停車場通（道道岩内洞爺線）までの区間については、現道が無く、長期未着手の道路区間であることから、周辺の将来土地利用との整合や防災等の役割を考慮しながら、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。
- 野束宮園通の終点側区間及び旧波止場通（道道野束清住線）終点側区間は、現道があるものの、長期未着手の道路区間であることから、周辺の将来土地利用との整合や防災等の役割を考慮しながら、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。
- 八幡通（道道岩内洞爺線）など主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出に努めます。
- シンボル道路である、道の駅周辺から寺院の集積ゾーンや岩内神社に至る神社通りや、歴史の散歩道である、寺社や各種遺跡が集積する岩ヶ嶺通りは、特色ある歩行空間及び沿道景観の整備推進を図ります。
- 野束川、運上屋川及びポン岩内川は、治水対策とともに、河川空間を生かした川辺の快適な歩行者ネットワーク（川辺の散歩道）の形成を目指します。
- ウォーキングエリアである岩内運動公園は、地域公共交通ルートの再編やエリアに至る歩行者ネットワーク整備などを検討のうえ、中心市街地、円山地区と公共交通ネットワークで結ばれた町内全域のウォークابل・ネットワークを形成します。

③ 公園・緑地方針

- 地域内に公園が少ない状況であることから、適切配置を図るため、町営住宅等跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、街区に居住する住民のための身近な公園・緑地・広場等の整備を推進します。
- 既存の近隣公園（東山公園）及び街区公園（相生公園、風っ子公園）は、適切な維持管理による活用を図ります。
- 岩内運動公園周辺は、「緑の拠点」として、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができ、町民の健康増進に資するウォーキング空間として、公園内の散策路等の整備・活用など、必要に応じた機能向上を図るとともに、義務教育学校開校に伴い閉校する中学校との連携を検討してきます。
- 歴史的に価値のある含翠園の適正な維持管理及び保全を推進し、シンボル道路沿道の景観形成を図ります。
- 町営住宅団地内の児童遊園については、岩内町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図ります。
- 緑豊かな河畔林や清流を有する野束川や、市街地内の運上屋川及びポン岩内川等の小川については、住民との協働による清掃活動等を図り、きれいな川づくりを目指します。

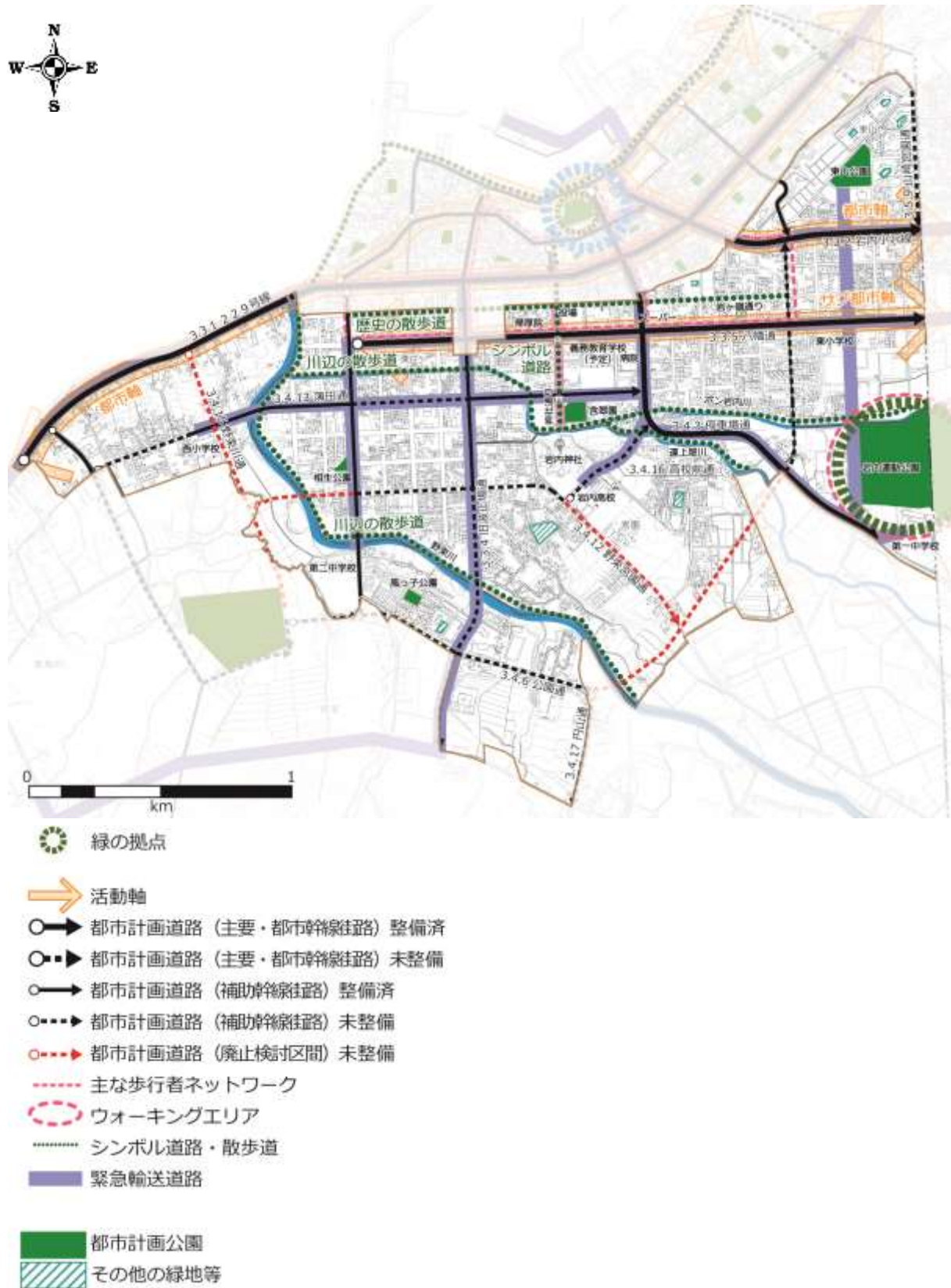
④ その他都市施設の整備方針

- 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、人口動向やコンパクト化に向けた将来都市構造を踏まえた適切な下水道の整備・維持管理を推進します。

図 5-4 市街地地域 全体方針図



図 5-5 市街地地域 交通体系・公園・緑地方針図



3. 郊外・リゾート地域

(1) 地域の特徴

- 岩内岳山麓の円山地区は、積丹半島が一望でき、円山展望台からの夜景は日本夜景遺産に認定されています。
- 円山地区は、スキー場やキャンプ場、温泉旅館・別荘が立地するリゾート地として形成されています。
- 円山地区は、公共下水道が未整備であるとともに、一部地域ではインターネット光回線が未対応であるなど、インフラ環境の効果的・効率的な整備が求められています。
- 円山地区以外は、大半が農業地域及び森林地域となっています。



(2) 地域の将来像

地域内の豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然や眺望景観等の地域資源を活かした、観光・レクリエーション空間等、魅力ある地域づくりを目指します。

豊かな自然環境の保全と、自然を活かした魅力ある地域づくり

(3) 地域づくりの基本方針

① 土地利用方針

◆リゾート拠点ゾーン【用途地域外白地地域】

- リゾート拠点ゾーンは、周辺の自然と調和した観光・宿泊施設等の適切な誘導を図るとともに、既存のパークゴルフ場、円山展望台、オートキャンプ場、森林公園及びスキー場等が、周辺環境と調和した整備・活用を図りながら、特色ある空間づくりを目指します。
- 今後の土地利用動向等を踏まえながら、必要に応じて、リゾート拠点ゾーンにおける開発行為・建築づくり等における自然景観の保全や景観形成に向けたルールづくりについて検討を行います。

◆生活・自然共生ゾーン【用途地域外白地地域】

- 生活・自然共生ゾーンは、一定の土地利用を認めつつも、開発の抑制を基本とし、用途地域内への誘導を図ります。

◆農業・自然共生ゾーン【用途地域外白地地域】

- 農業・自然共生ゾーンは、今後とも豊富な農地・森林の環境維持のため、その保全に努め、特定用途制限地域により、無秩序な土地利用・開発を防ぐための規制を図ります。
- 農業・自然共生ゾーンのうち、既に整備された別荘地については、自然環境と調和した居住環境の保全を図ります。
- 岩内町におけるゼロカーボンの実現に向けて、温泉資源の有効活用や、再生可能エネルギーを活用した陸上水産養殖施設等、地産地消型エネルギーシステムの構築を推進し、自然環境保全と持続可能な地域づくりに努めます。

② 交通体系方針

- 観光ルートとして重要な役割を果たす円山通（道道野束清住線）の整備促進を図ります。
- 野束川通については、現道が無く、長期未着手の道路区間であることから、周辺の将来土地利用との整合や防災等の役割を考慮しながら、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。
- 墓園通と公園通（道道野束清住線）の交差点接続部については、必要に応じて都市計画道路の変更等を検討します。
- 主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出に努めます。
- ウォーキングエリアである、円山地区のレクリエーションゾーンは、自然や眺望景観を活かした散策路等の整備・活用を図るとともに、地域公共交通ルートの再編やウォーキングエリアに至る歩行者ネットワーク整備などを検討のうえ、中心拠点ゾーン、岩内運動公園、リゾート拠点ゾーンを公共交通ネットワークや歩行者ネットワークで結んだ町内全域のウォークابل・ネットワークを形成します。

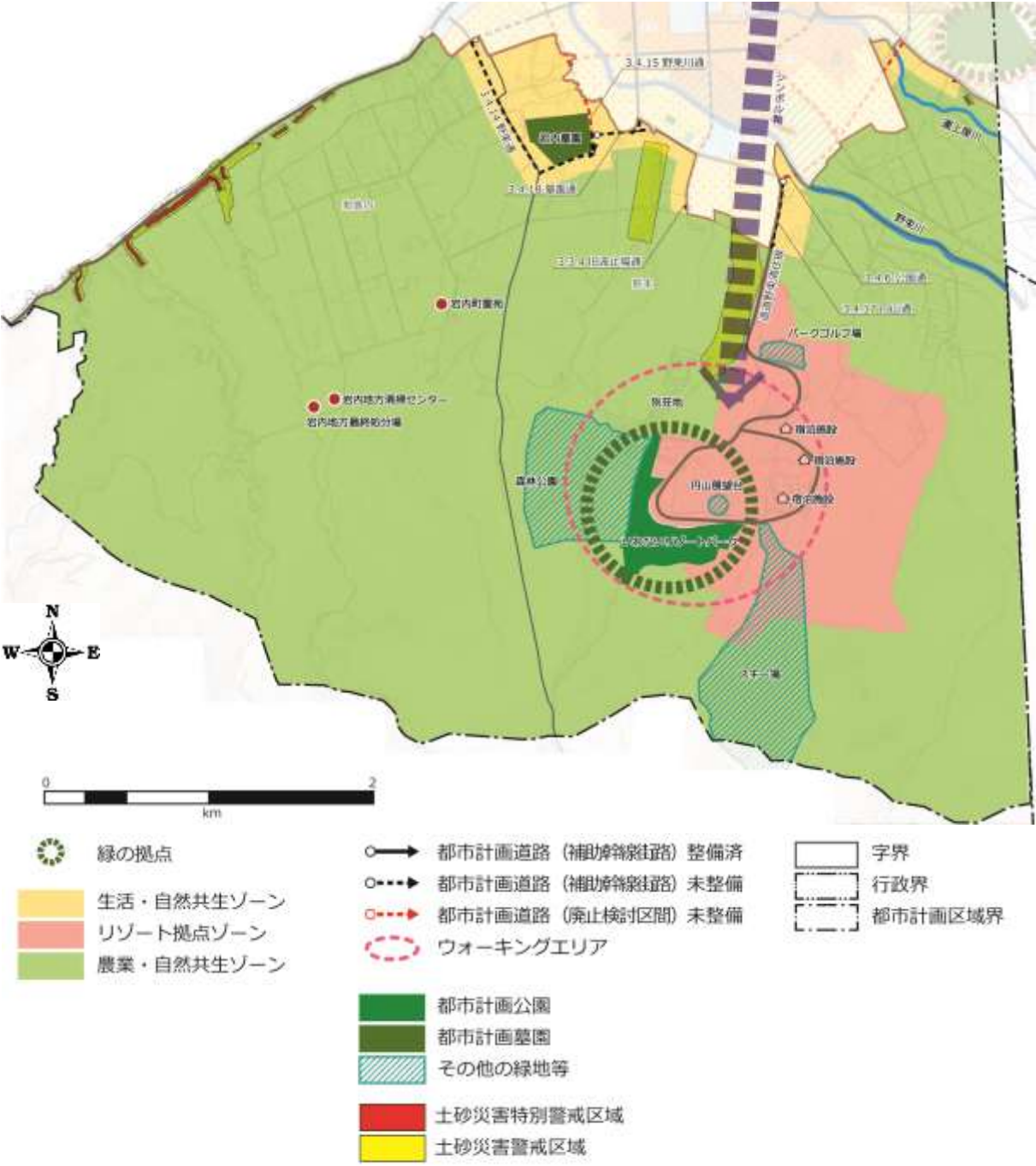
③ 公園・緑地方針

- 総合公園（いわないリゾートパーク）を中心とした周辺地域（森林公園など）は、「緑の拠点」として、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができる、ウォーキング空間の活用を図ります。
- 円山展望台、森林公園等は、総合公園（いわないリゾートパーク）と連携しながら、ウォーキングエリアとしての空間形成を目指します。
- 既存の岩内墓園は、周辺の自然環境と一体的な空間として、適正な維持管理・活用を図ります。

④ その他都市施設の整備方針

- 岩内町霊苑は、都市施設の火葬場として、その機能の維持保全に努めます。
- 一般廃棄物処理施設については、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による岩内地方衛生組合にて施設の稼働を行っており、岩内地方最終処分場及び岩内地方清掃センター（ごみ焼却場）の維持管理を図ります。

図 5-6 郊外・リゾート地域 全体方針図



6章 実現化方策

1. 実現に向けた取り組み方針

本計画は、都市計画法で位置づけられているように、住民の意見を反映させて策定するものであり、より多くの住民が、まちづくりに関心を持ち、自らが参加・活動することによって実現化への一歩が踏み出されるものであるといえます。

本計画及び本計画の一部とみなす立地適正化計画の策定にあたっては、人口減少等、将来に起こり得る情報を踏まえながら、20年後のまちづくり将来像等の基本方針について、バックカスティング（下図参照）で進め、岩内町の理想の将来像を設定しました。

理想の将来像の実現には時間がかかりますが、町民・事業者・行政等は、理想の将来像を共有し、役割分担・連携しながら、実現に向けた「協働」によるまちづくりを推進していきます。

（1）バックカスティングによる将来像等の設定

① まちづくり将来像の設定

本計画のまちづくり将来像の設定にあたっては、将来の岩内町を担う高校生に、10年後の岩内町の理想とする将来のまちの姿を一言で表す、キャッチフレーズ（将来像）について、アンケートを実施しました。

高校生の将来像は、現在の状況を前提としない、理想の将来像といえ、両計画においては、アンケート結果を踏まえて、まちづくり将来像を『「やればできる！」でまちを変える～この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり～』と設定しました。

② 将来都市構造・誘導区域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）の設定

本計画の将来都市構造においては、岩内町の歴史・土地利用を意識しながらも、将来に起こり得る要素（人口減少・高齢化等）を踏まえて、将来都市構造を設定しました。

同様に、立地適正化計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定しました。

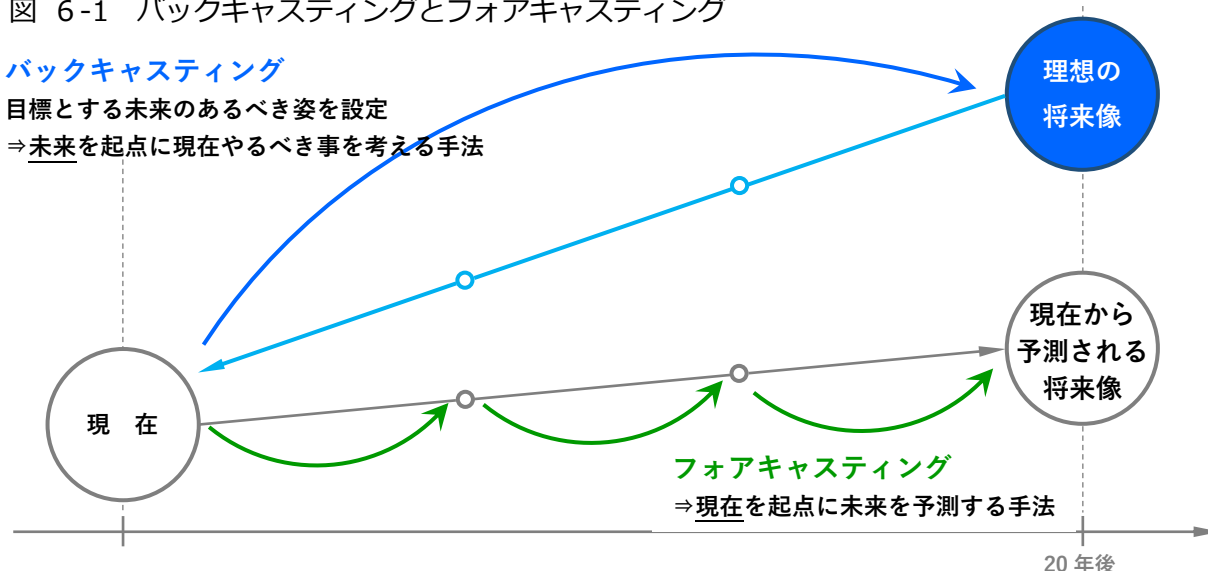
これらの目標は、短期的には実現が困難であるものの、理想を共有し、長期的な達成に向けて着実に取り組みます。

図 6-1 バックカスティングとフォアカスティング

バックカスティング

目標とする未来のあるべき姿を設定

⇒未来を起点に現在やるべき事を考える手法



フォアカスティング

⇒現在を起点に未来を予測する手法

(2) バックキャストイングとフォアキャストイング両輪からの施策推進

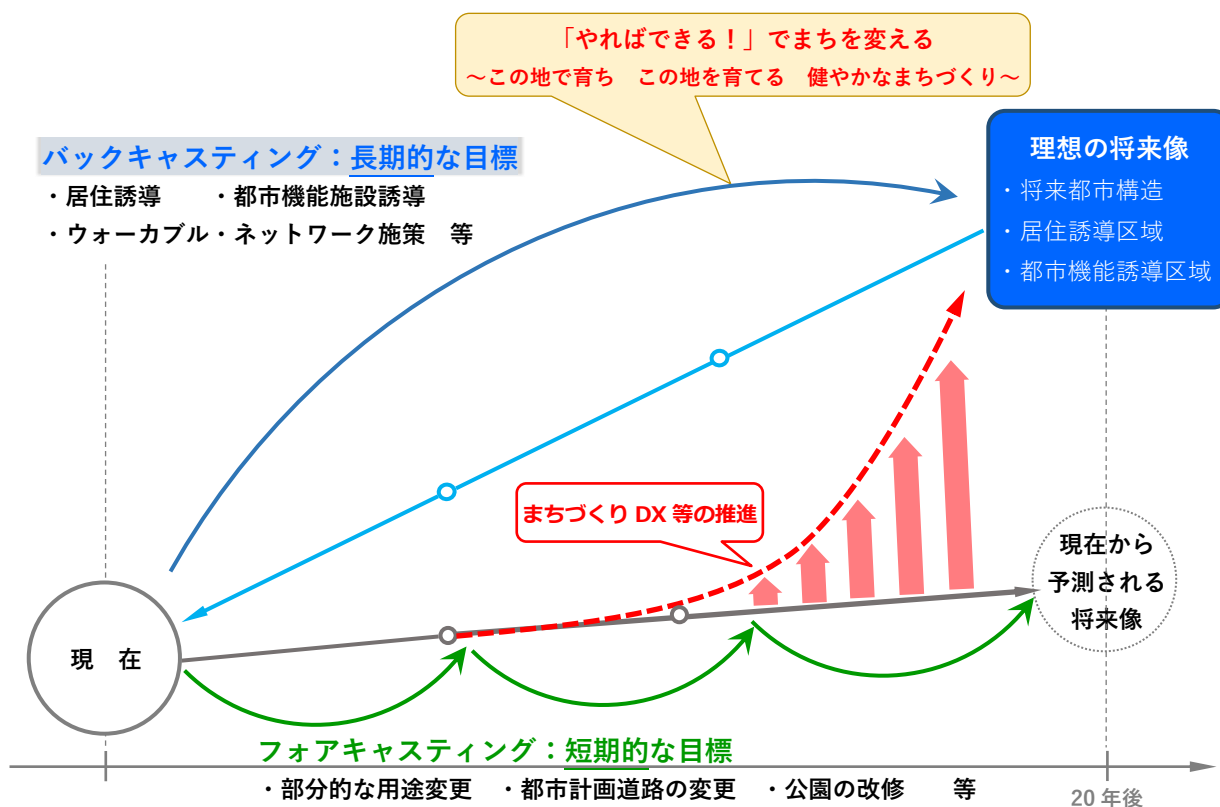
バックキャストイングにおいては、将来像の実現に向けて、将来像から逆算して、実現するために必要な施策を幅広く考えていくとともに、短期的には成果が得られにくい施策について、定期的な検証・改善のもと、長期的に実行していくことが求められます。

一方、部分的な用途変更、都市計画道路の一部変更等、短期的に達成すべき目標や現状の改善については、フォアキャストイングによって進めていき、効果的・計画的な事業展開を図ります。

バックキャストイングによる将来像の設定によって、フォアキャストイングによる施策においても、理想の将来像を共有することが可能となり、バックキャストイングの進捗状況や、まちづくり DX 等の社会動向で、ある時点から一気に変化が起こることを見据えていきます。

なお、バックキャストイングの施策については、立地適正化計画の誘導施策で進めていきます。

図 6-2 バックキャストイングとフォアキャストイング両輪からの施策推進イメージ



2. 住民参加（協働）によるまちづくり体制の構築

（1）町民が参加しやすい仕組みづくり

今後の土地利用動向等を踏まえながら、必要に応じて、地区計画や景観形成に向けたルールづくり等について、地域住民とともに検討を行います。

また、町内会・自治会や、任意団体、事業者等が自ら主体的に行う美化活動や、空き地を活用したイベント等、各種まちづくり活動に対する支援を行います。

（2）情報公開による共有化

既存の都市づくりに係わる情報を収集・整理するとともに、広報紙やホームページ及び町内会・自治会・各種団体との意見交換会等の開催により、積極的な情報提供を行いながら、町民と行政等の情報共有化を目指します。

また、町内会・自治会や、任意団体、事業者等によるまちづくり活動について、広報誌やホームページで積極的に情報公開し、まちづくり活動の活性化を図ります。

（3）適切な合意形成の機会づくり

商業・臨港地域における、新たな“まちの顔”の創出等、大規模なまちづくり事業の実施にあたっては、アンケートやワークショップ、説明会等により町民の意見が反映できるような仕組みを構築します。

また、用途地域の変更や都市計画道路の廃止等、都市計画の変更の際には、近隣住民への説明等、変更内容を周知し理解の促進を図ります。

3. 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

① 関係機関との連携

事業推進に当たっては、北海道など関連機関と十分な協議を行い、連携しながら検討を進めます。

また、都市施設や都市機能施設については、周辺町村との広域的な連携・機能分担による効果的・効率的な施設運営を検討し、持続可能なまちづくりを進めます。

② 関連計画との整合

個別施策や事業を円滑に推進するため、関連計画においても施策の位置づけによる整合を図るとともに、担当課が横断する施策等については、推進会議や検討部会等を設置し全庁的に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

本計画は、都市計画に関する基本的な方針を定めており、個別施策や事業については、各個別計画の中で計画の進行管理を行うこととします。

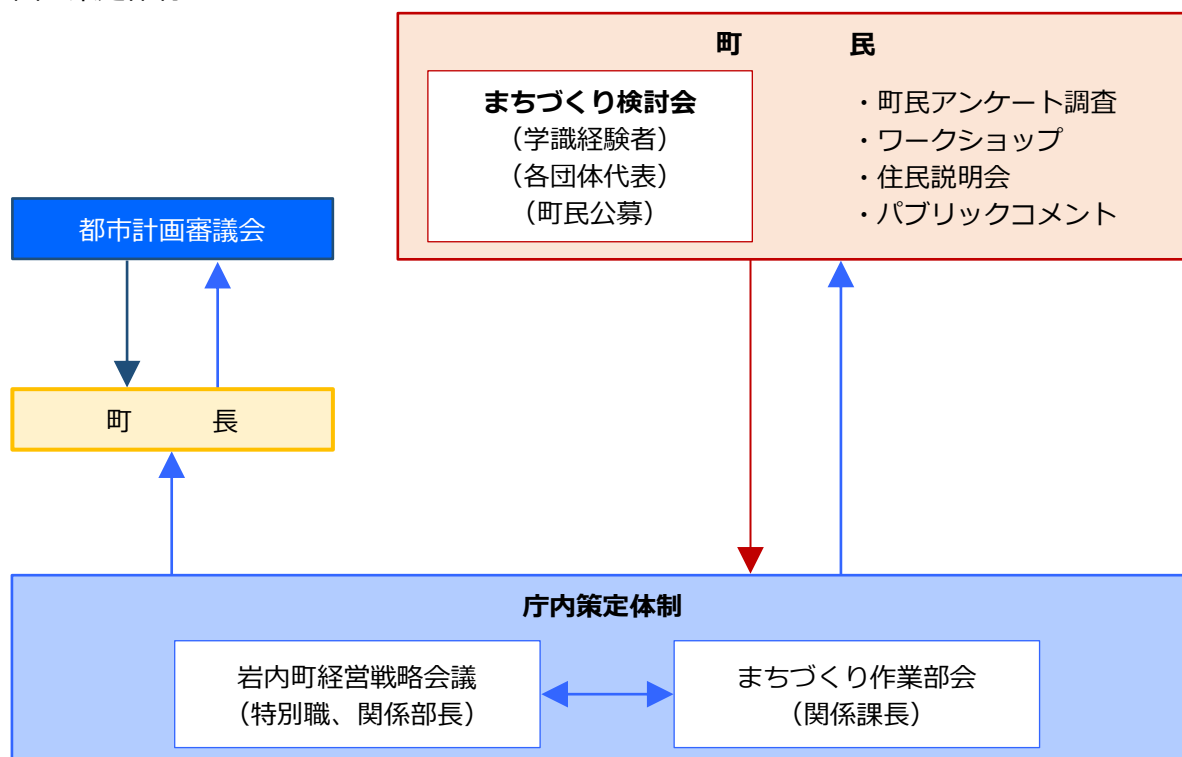
個別施策のうち、居住誘導施策、都市機能誘導施策等については、同時策定した立地適正化計画にて推進することとし、目標値を定めて計画の進行管理を行います。

一方で、人口や土地利用等の動向、社会情勢の変化、上位計画の見直し等に留意しながら、定期的に本計画の評価、検証を行い、見直しの必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

資料

1. 策定体制

図 策定体制

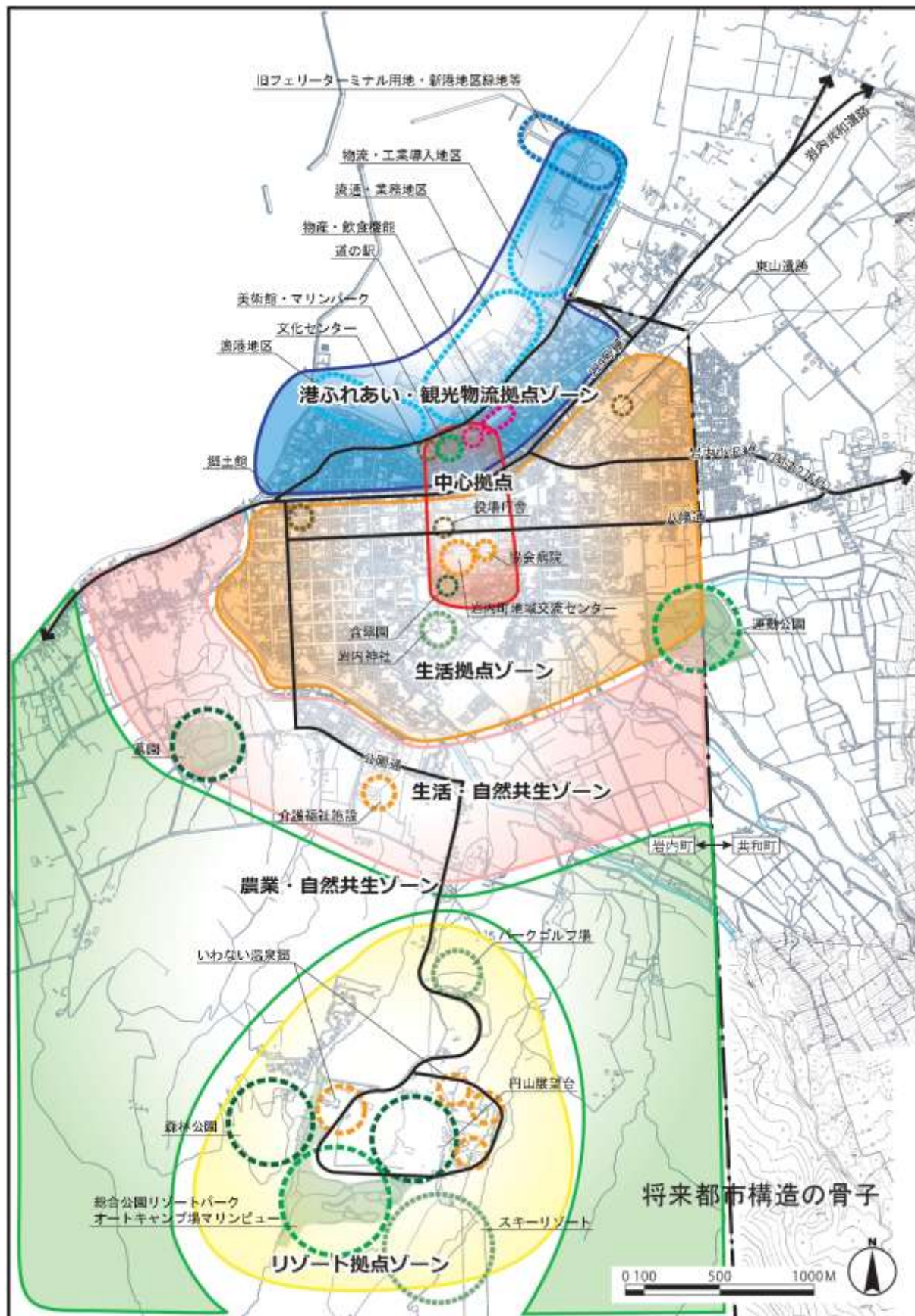


2. 上位・関連計画の整理

(1) 岩内町総合振興計画

計画期間	令和3年度～令和12年度
策定趣旨	岩内町の将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針として、町の望ましい姿を住民とともに創造する、住民と行政の共通の目標を示すために策定するもの。
基本理念	健やかなまちづくり
土地利用 構想 (抜粋)	中心拠点（道の駅周辺から役場周辺までのエリア） 公的サービス・商業・文化など基幹的な都市機能施設の集積を図るとともに、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような、景観に配慮した魅力的でにぎわいのある市街地空間を創出し、観光拠点としての機能を充実させる。特に、道の駅周辺においては、高度な土地利用の誘導を図る。 生活拠点ゾーン（住居・商業系地域） 商業・行政サービス等の生活利便性を維持・確保するとともに、都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の向上を図る。 農業・自然共生ゾーン 無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保や緑豊かな環境の保全に努める。 港ふれあい・観光物流拠点ゾーン（臨海部地域一帯） 岩内港を含めた臨海地区の良好な機能維持と中心拠点への連動性確保による関連業者等の工場や事業所の操業環境の向上と都市基盤の整備・更新により、便利で快適な居住環境の共存を図る。 生活・自然共生ゾーン 新旧住宅地の快適な居住環境の確保と自然環境の調和を図り、良好な共存空間化に努める。 リゾート拠点ゾーン（円山地区など） 環境との調和を図りながら、地域経済の活性化につながる企業等の立地誘導を図る。
関連施策 (抜粋)	食の安定と暮らしを支える水産農林業の振興 豊かな水産・農林物とそれを育む農山漁村を守る水産農林業を、総合的かつ横断的に推進し、将来にわたって継続的に発展させ「稼ぐ力を養成する」ことで魅力ある産業とし、次代につなげることを目指す。 地域に根付く建設・商工業の振興 これまで支えてきた地場産業の活性化を継続して遂行するとともに、新たな産業の創出・育成の推進など産業の総合力を高めることを目指す。 観光地域づくりの推進 新しい魅力と地域ブランド化により価値を創出し、地域全体で合意形成を図りながら、持続可能な観光地経営を目指す。 持続可能な都市基盤の整備 次代へ快適な生活環境をつないでいくことを目指し、インフラの長寿命化や必要な機能の適正化など、計画的な管理が必要とされていることから、町民が安全・安心に暮らし続けることのできる環境づくりを目指す。 快適に暮らせる都市空間の形成 健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが重要であるため、「岩内らしさ」を失わないよう、各種計画の整備を通し、持続可能な都市空間形成を目指す。

図 将来都市構造の骨子



(2) その他の上位・関連計画一覧

分野	計画名	策定主体	計画期間
都市計画	岩内都市計画（岩内町・共和町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	北海道	R3-12
	岩内町立地適正化計画	岩内町	策定中
人口	第2期岩内町人口ビジョン・総合戦略	岩内町	R2-6
	岩内町過疎地域持続的発展市町村計画	岩内町	R3-7
公共交通	北海道後志地域公共交通計画	後志地域公共交通 活性化協議会	R4-8
	岩宇地域公共交通計画	岩宇地域公共交通 活性化協議会	R6-10
	岩内町地域公共交通計画	岩内町	R3-7
公共施設等	岩内町公共施設等総合管理計画	岩内町	H28-R7
	ごみ処理基本計画書	岩内地方衛生組合	H23-R7
	岩内町海岸保全施設長寿命化計画 （岩内港海岸御崎地区）	岩内町	H30-R49
	岩内町橋梁長寿命化修繕計画	岩内町	H24-R9
	岩内町道路附属物個別施設計画	岩内町	R1-R10
	岩内町下水道ストックマネジメント計画	岩内町	R4-8
	岩内町公営住宅等長寿命化計画	岩内町	R6-15
住宅	岩内町住生活基本計画	岩内町	R4-13
	岩内町空き家等対策計画	岩内町	R4-13
防災・減災	岩内町地域防災計画	岩内町防災会議	—（R4.4改訂）
	岩内町地域防災計画（地震・津波防災計画編）	岩内町防災会議	—（R4.4改訂）
	岩内町水防計画	岩内町防災会議	—（R4.4改訂）
	岩内町国土強靱化地域計画	岩内町	R2-7
	野東川水系流域治水プロジェクト	野東川水系流域 治水協議会	—（R6.3策定）
環境	岩内町ゼロカーボンビジョン	岩内町	R6-32
	岩内町森林整備計画	岩内町	H30-R9
福祉	岩内町健康寿命延伸プラン	岩内町	R6-18
	第10期岩内町高齢者保健福祉計画・ 第9期岩内町介護保険事業計画	岩内町	R6-8
	岩内町子ども・子育て支援事業計画（第2期）	岩内町	R2-6
	岩内町障害者計画・第7期岩内町障害福祉計画・ 第3期岩内町障害児福祉計画	岩内町	R6-8
広域連携	第2期岩宇まちづくり地域連携ビジョン	岩宇まちづくり連携 協議会	R4-8

3. 地域資源

町内には、市街地に岩内大火を逃れた寺社等歴史的資源が集積しているほか、岩内港周辺の風景や海洋深層水等の自然資源、円山地区の温泉を中心とした自然資源、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている日本海沿岸や岩内岳山麓、雷電地区の自然資源など、多くの自然資源を有しています。

図 岩内町の地域資源（市街地）

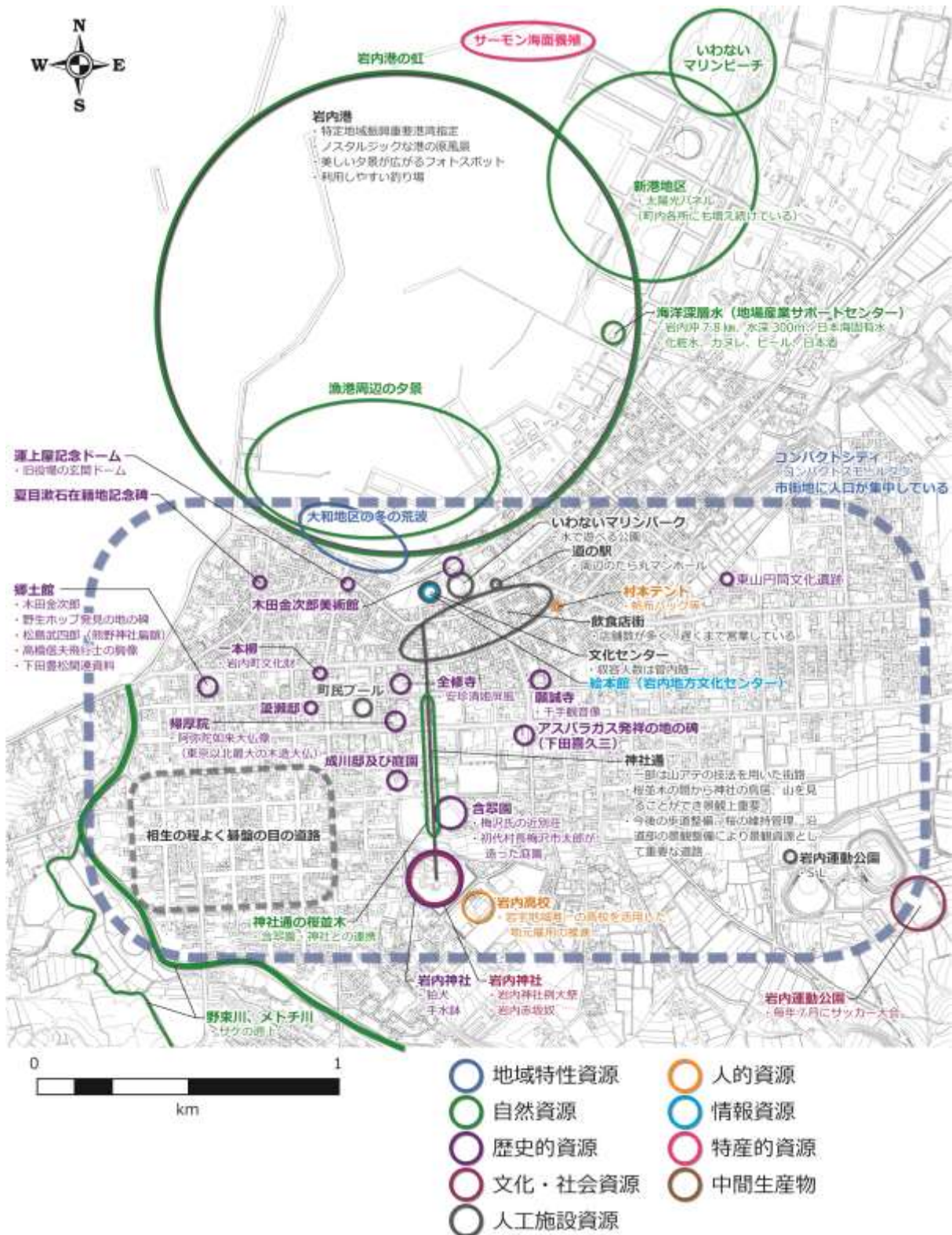
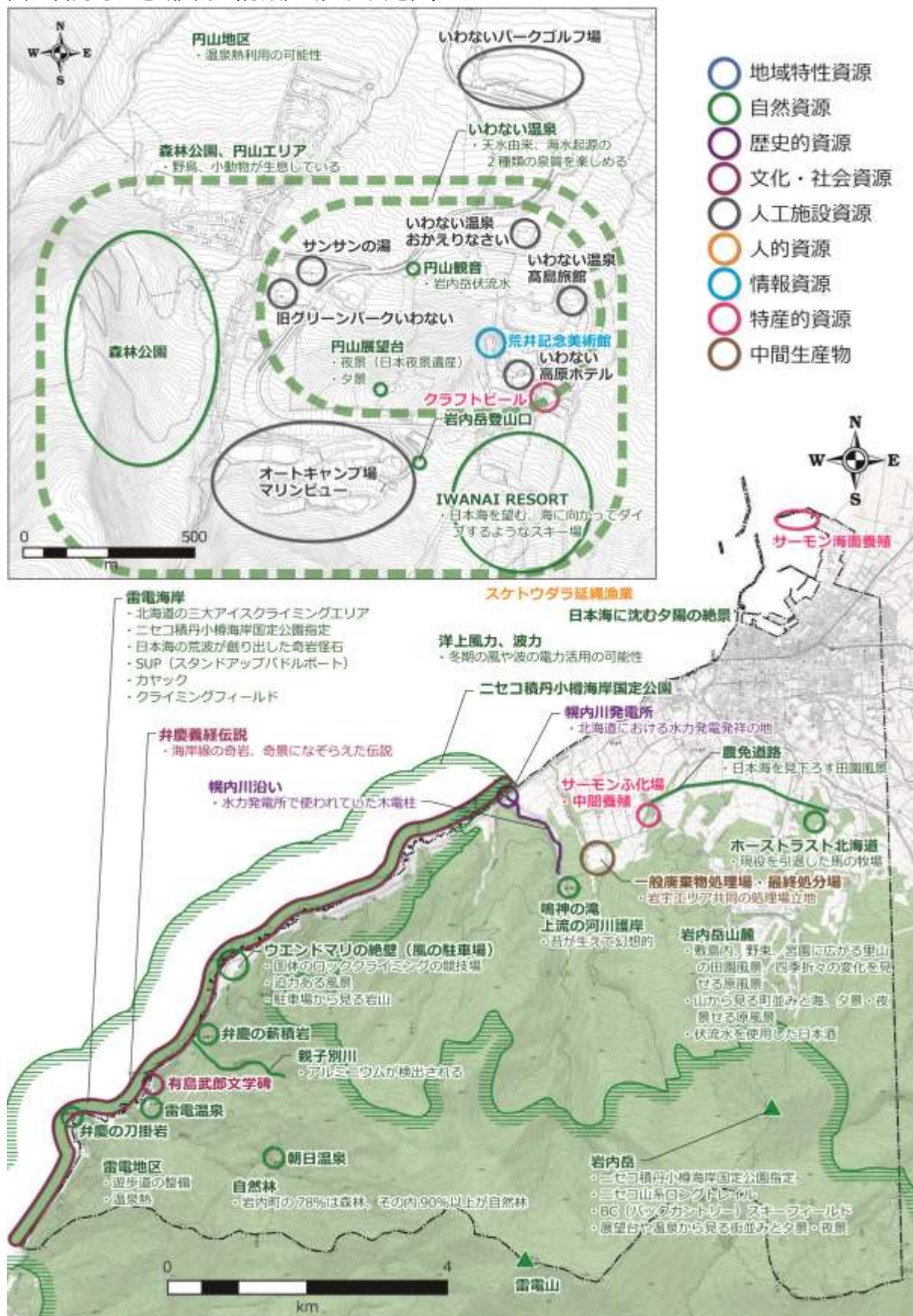


図 岩内町の地域資源（行政区域・円山地区）



4. 住民意向の把握

(1) 調査の概要

① 調査目的

本調査は、町内の都市機能施設利用状況や公共交通利用状況、都市計画に係るまちづくりの満足度・要望などを把握し、岩内町都市計画マスタープラン及び岩内町立地適正化計画策定の参考とすることを目的としています。

② 調査概要

	町民アンケート（以下、「町民」）	高校生アンケート（以下、「高校生」）
調査対象	岩内町在住の満18歳以上の方から1,300人を無作為抽出	岩内高校在校生 227人
調査期間	令和5年1月4日～1月20日	令和4年12月20日～12月23日
配布・回収方法	配布は郵送、回収は郵送及びWebによる回答	学校を経由した直接配布・回収
回収数・回収率	439票・33.8% (郵送380票、Web59票)	133票・58.6%

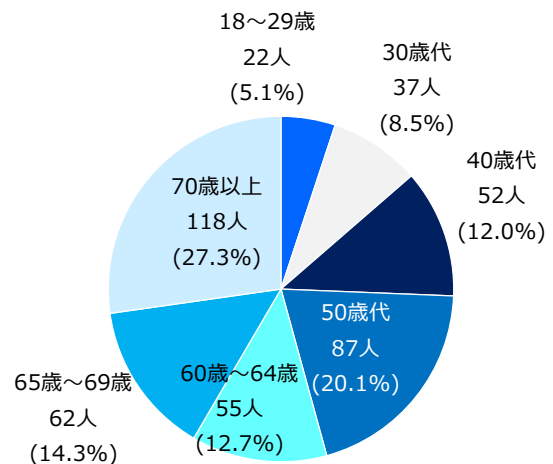
(2) 調査結果概要

① 回答者属性

a. 年齢（町民）

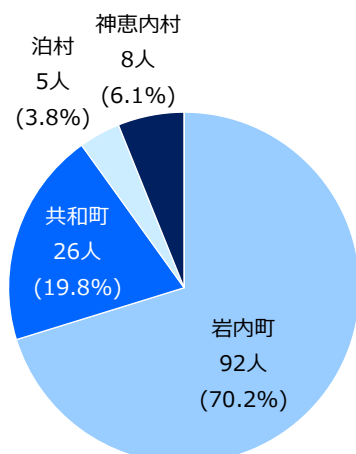
町民回答者の年齢は、「70歳以上」が27.3%で最も高く、以下、「50歳代」が20.1%、「65歳～69歳」が14.3%、「60歳～64歳」が12.7%、「40歳代」が12.0%、「30歳代」が8.5%、「18～29歳」が5.1%です。

64歳以下と65歳以上高齢者の回答比率は、約6：4です。



b. 居住場所（高校生）

高校生回答者の居住場所は、「岩内町」が70.2%です。町外は「共和町」が19.8%で最も高く、以下「神恵内村」が6.1%、「泊村」が3.8%となっています。

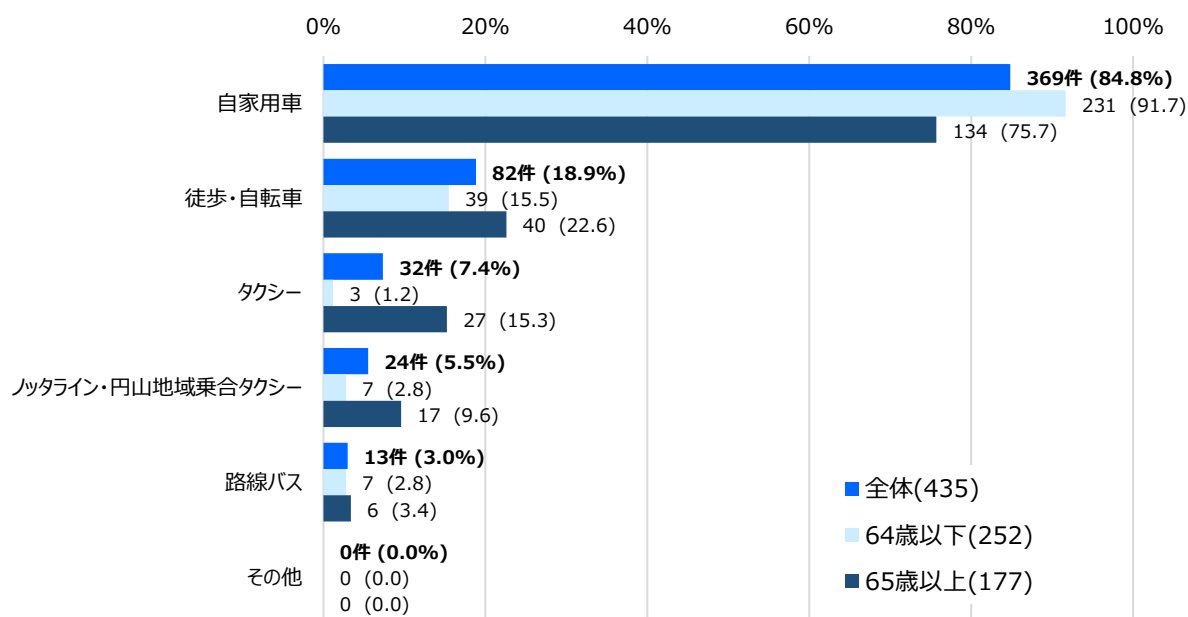


② 交通について

a. 生活全般について最も利用する移動手段（町民・複数回答）

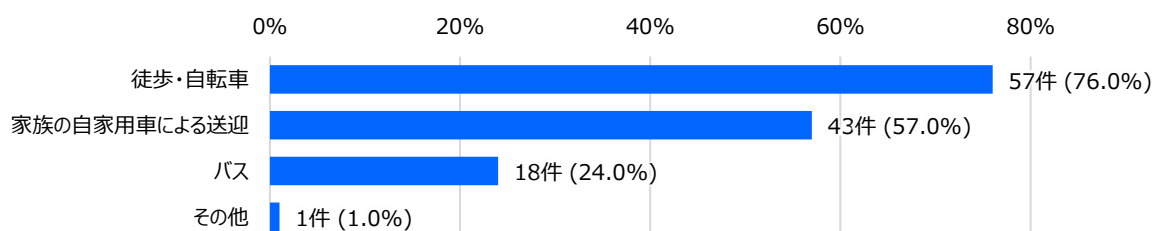
生活全般について最も利用する移動手段（複数回答）は、「自家用車」が84.8%で最も高く、以下、「徒歩・自転車」が18.9%、「タクシー」が7.4%、「ノッタライン・円山地域乗合タクシー」が5.5%、「路線バス」が3.0%となっています。

年代別では、「自家用車」は64歳以下が91.7%で65歳以上より約16ポイント高く、「タクシー」は、65歳以上が15.3%で64歳以下より約14ポイント高くなっています。



b. 通学時に、最も利用する交通手段（高校生・複数回答）

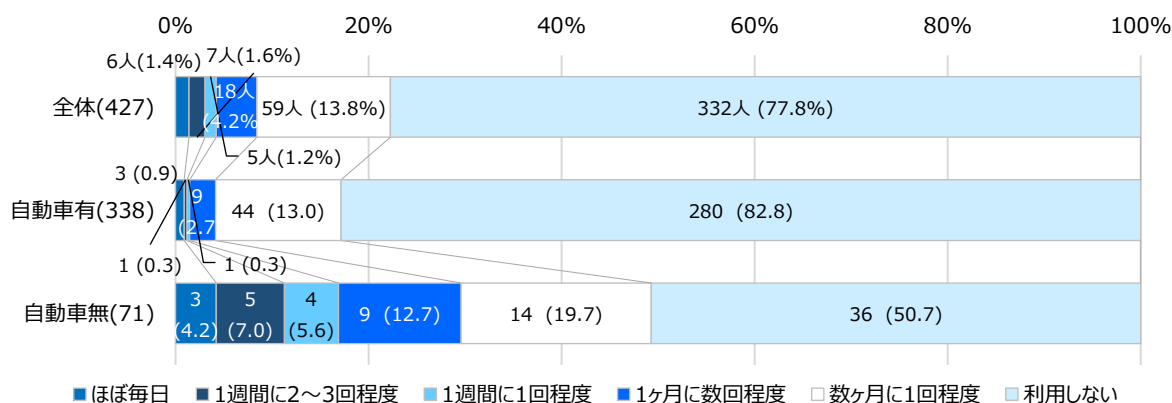
高校生が通学時に最も利用する交通手段（複数回答）は、「徒歩・自転車」が76.0%で最も高く、以下、「家族の自家用車による送迎」が57.0%、「バス」が24.0%となっています。



c. 路線バス、ノッタライン、円山地域乗合タクシーの利用頻度（町民）

町民の路線バス、ノッタライン、円山地域乗合タクシーの利用頻度は、日常利用（「ほぼ毎日」、「1週間に2～3回程度」、「1週間に1回程度」の合計）が4.2%、「利用しない」は77.8%となっています。

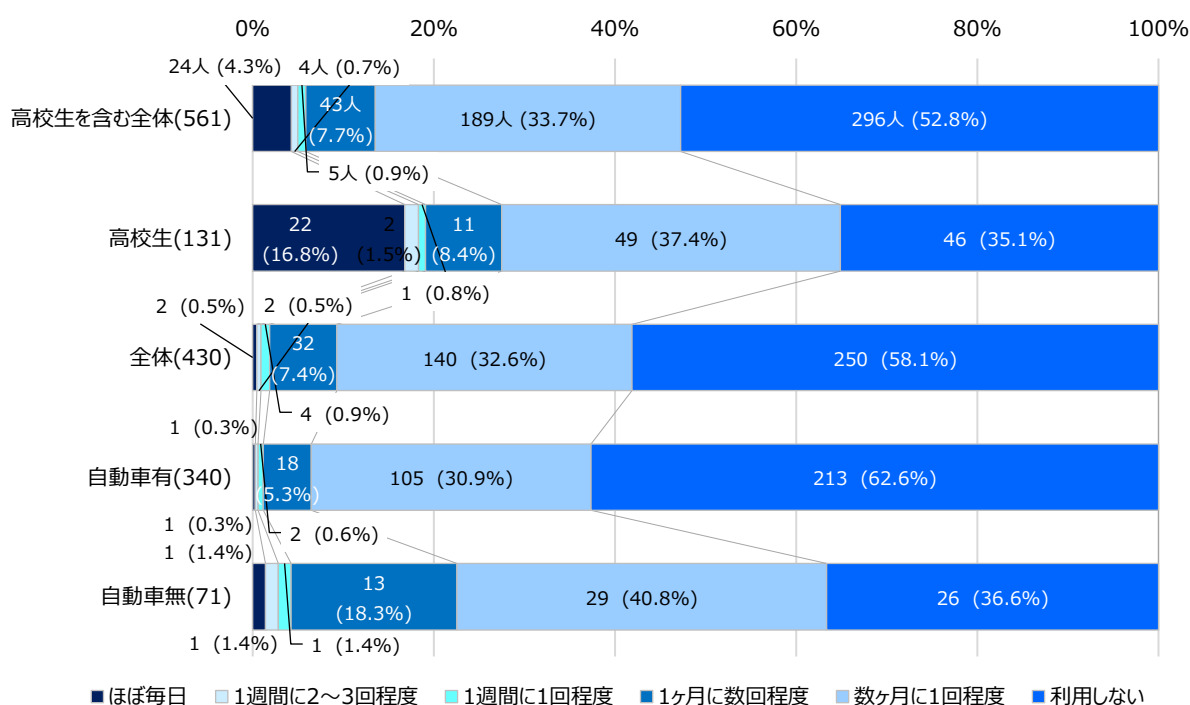
自動車保有の有無別では、日常利用が自動車無は16.8%であり、自動車有より約15ポイント高くなっています。「利用しない」は自動車有が82.8%です。



d. バスターミナルの利用頻度（町民・高校生）

バスターミナルの利用頻度（高校生の利用含む）は、日常利用（「ほぼ毎日」、「1週間に2～3回程度」、「1週間に1回程度」の合計）が5.9%、「利用しない」は52.8%となっています。

高校生の利用・自動車保有の有無別では、日常利用は高校生が19.1%で最も高く、以下、自動車無が4.2%、自動車有が1.2%となっています。一方で「利用しない」は、高校生が35.1%で最も低く、以下、自動車無が36.6%、自動車有が62.6%となっています。



③ 中心市街地や市街地の利用状況について

本調査における岩内町の中心市街地は、概ね右図の太線で囲まれているエリアとします。



a. 目的別購入や利用する主な施設の場所（町民・複数回答）

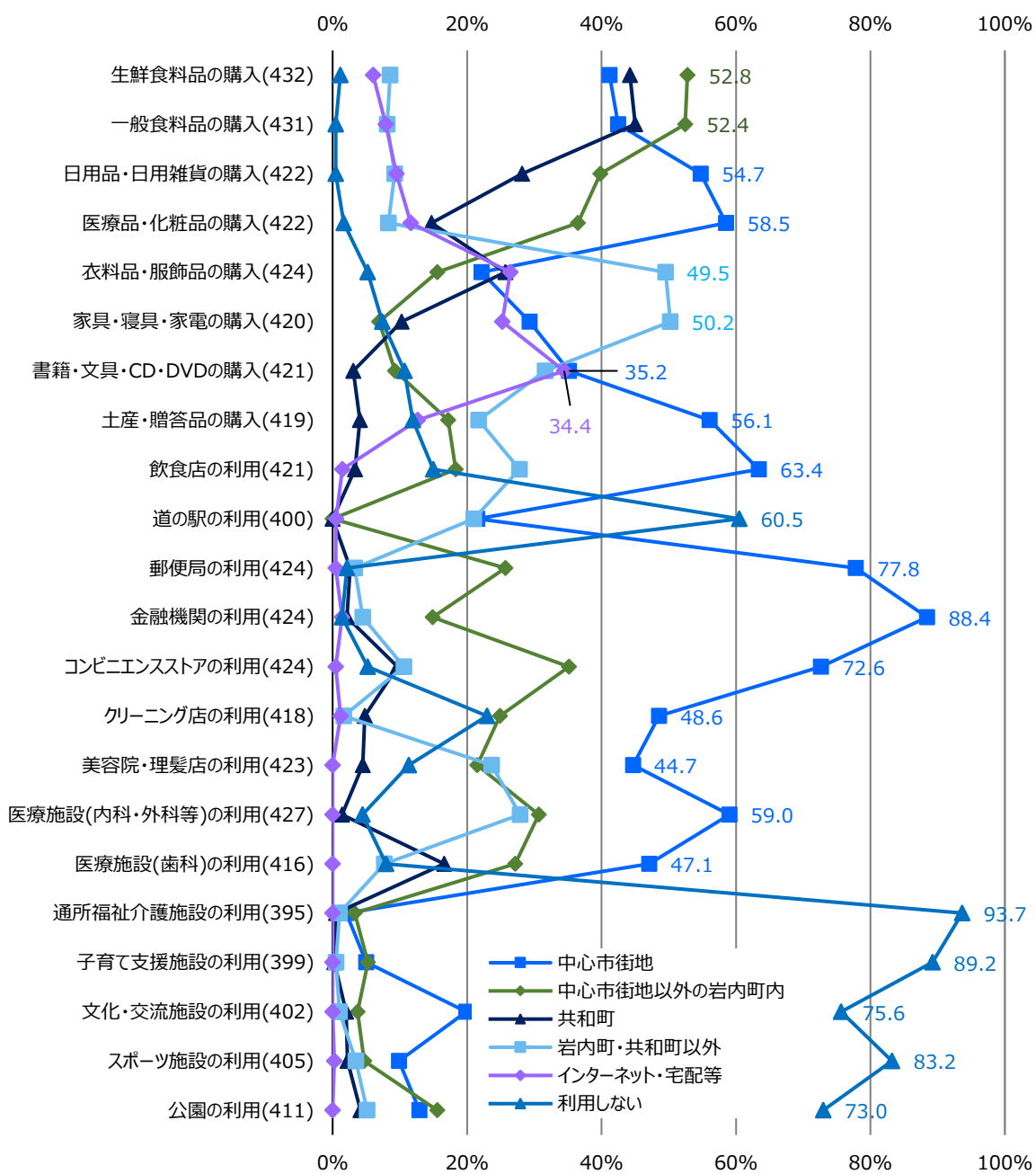
購入や利用する主な施設の場所（複数回答）のうち、「中心市街地」は、“金融機関の利用”（88.4%）、“郵便局の利用”（77.8%）、“コンビニエンスストアの利用”（72.6%）、“飲食店の利用”（63.4%）、“医療施設（内科・外科等）の利用”（59.0%）等 12 項目で最も高くなっています。

「中心市街地以外の岩内町内」は“生鮮食料品の購入”（52.8%）及び“一般食料品の購入”（52.4%）が最も高くなっています。

「岩内町・共和町以外」は“家具・寝具・家電の購入”（50.2%）及び“衣料品・服飾品の購入”（49.5%）が最も高くなっています。

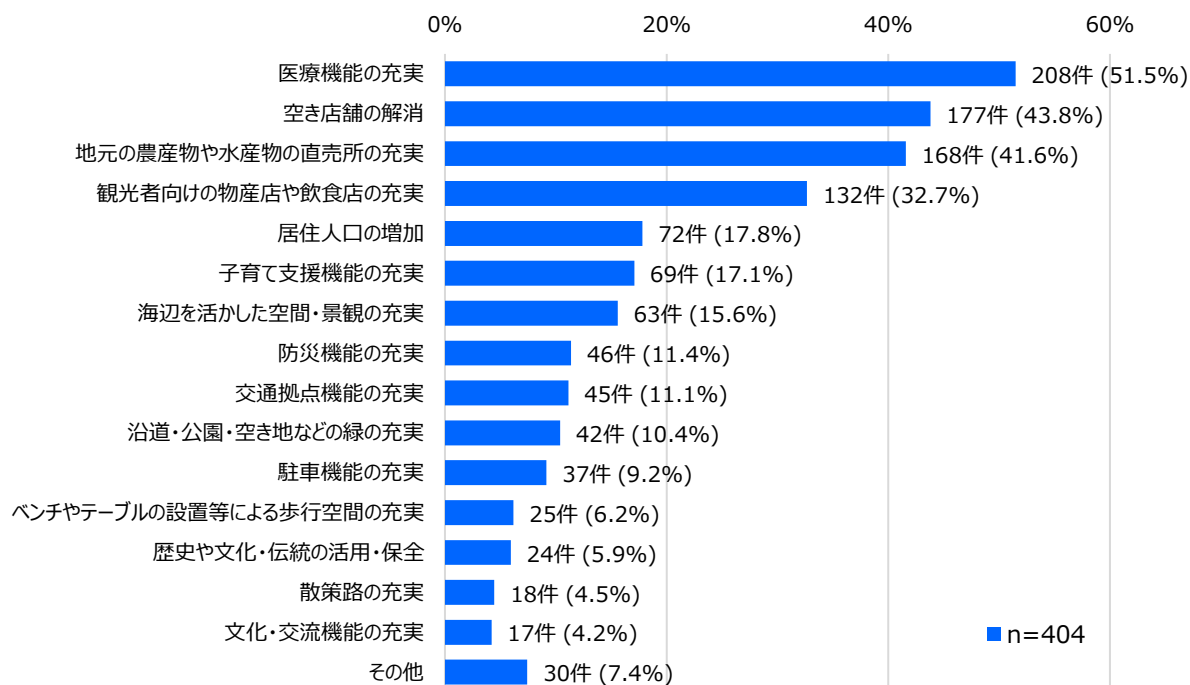
“書籍・文具・CD・DVD の購入”は「中心市街地」（35.2%）に次いで、「インターネット・宅配等」（34.4%）が高くなっています。

“道の駅”は「利用しない」が 60.5%で最も高くなっています。



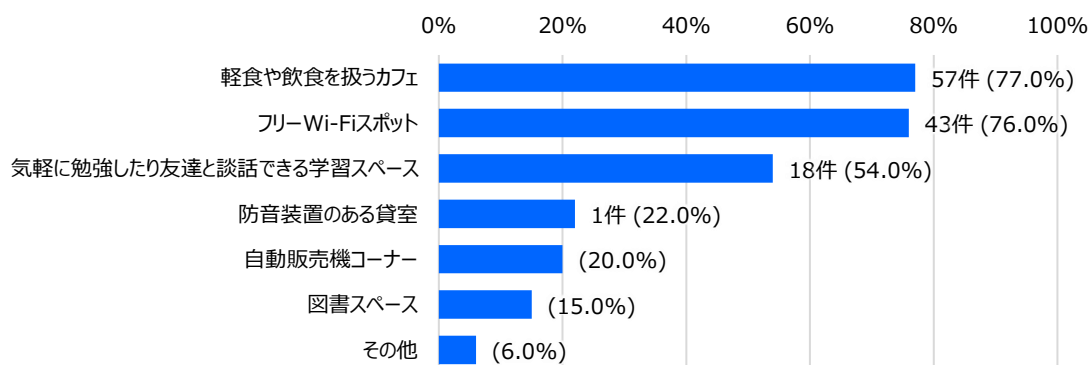
b. 中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（町民・複数回答）

中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（複数回答）は、「医療機能の充実」が51.5%で最も高く、以下、「空き店舗の解消」が43.8%、「地元の農産物や水産物の直売所の充実」が41.6%、「観光者向けの物産店や飲食店の充実」が32.7%となっています。



c. バスターミナル周辺にあれば良いと思う施設（高校生・複数回答）

高校生がバスターミナル周辺に『あればいいな』と思うもの（複数回答）は、「軽食や飲食を扱うカフェ」が77.0%で最も高く、以下、「フリーWi-Fiスポット」が76.0%、「気軽に勉強したり友達と談話できる学習スペース」が54.0%となっています。



④ 岩内町のまちづくりについて

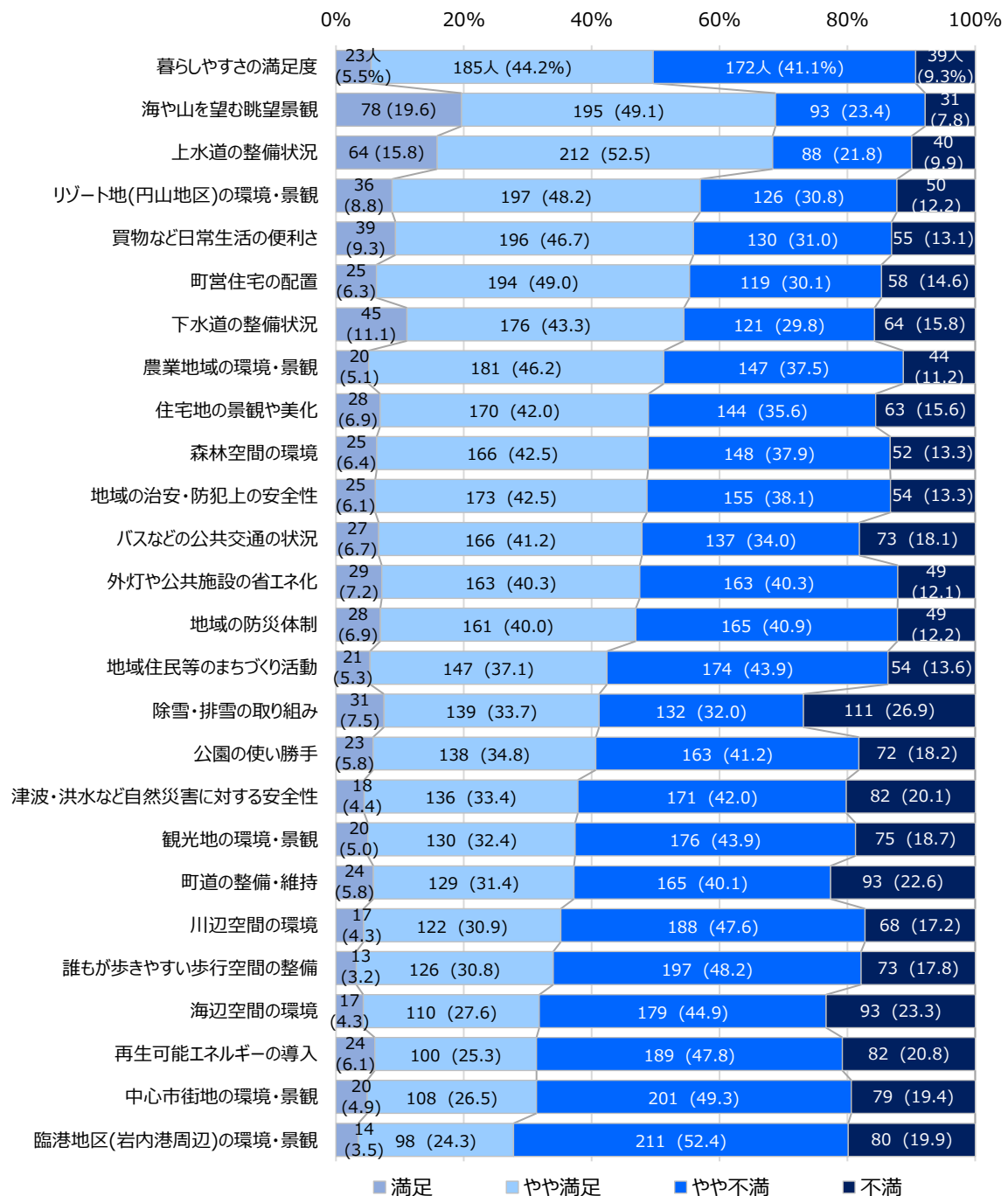
a. 岩内町のまちづくりの現状・暮らしやすさの満足度

岩内町のまちづくりの現状を踏まえた暮らしやすさの満足度は、「満足」及び「やや満足」（以下「満足傾向」）が49.7%、「やや不満」及び「不満」（以下「不満傾向」）は50.4%であり、「満足傾向」が「不満傾向」をわずかながら下回っています。

項目別では、25項目のうち7項目で「満足傾向」が「不満傾向」を上回っています。

「満足傾向」は“海や山を望む眺望景観”が68.7%で最も高く、以下、“上水道の整備状況”が68.3%、“リゾート地（円山）地区の環境・景観”が57.0%、“買物など日常生活の便利さ”が56.0%、“町営住宅の配置”が55.3%となっています。

「不満傾向」は“臨港地区（岩内港周辺）の環境・景観”が72.3%で最も高く、以下、“中心市街地の環境・景観”が68.7%、“再生可能エネルギー（太陽光・風力等）の導入”68.6%、“海辺空間の環境”が68.2%、“誰もが歩きやすい歩行空間の整備”が66.0%となっています。



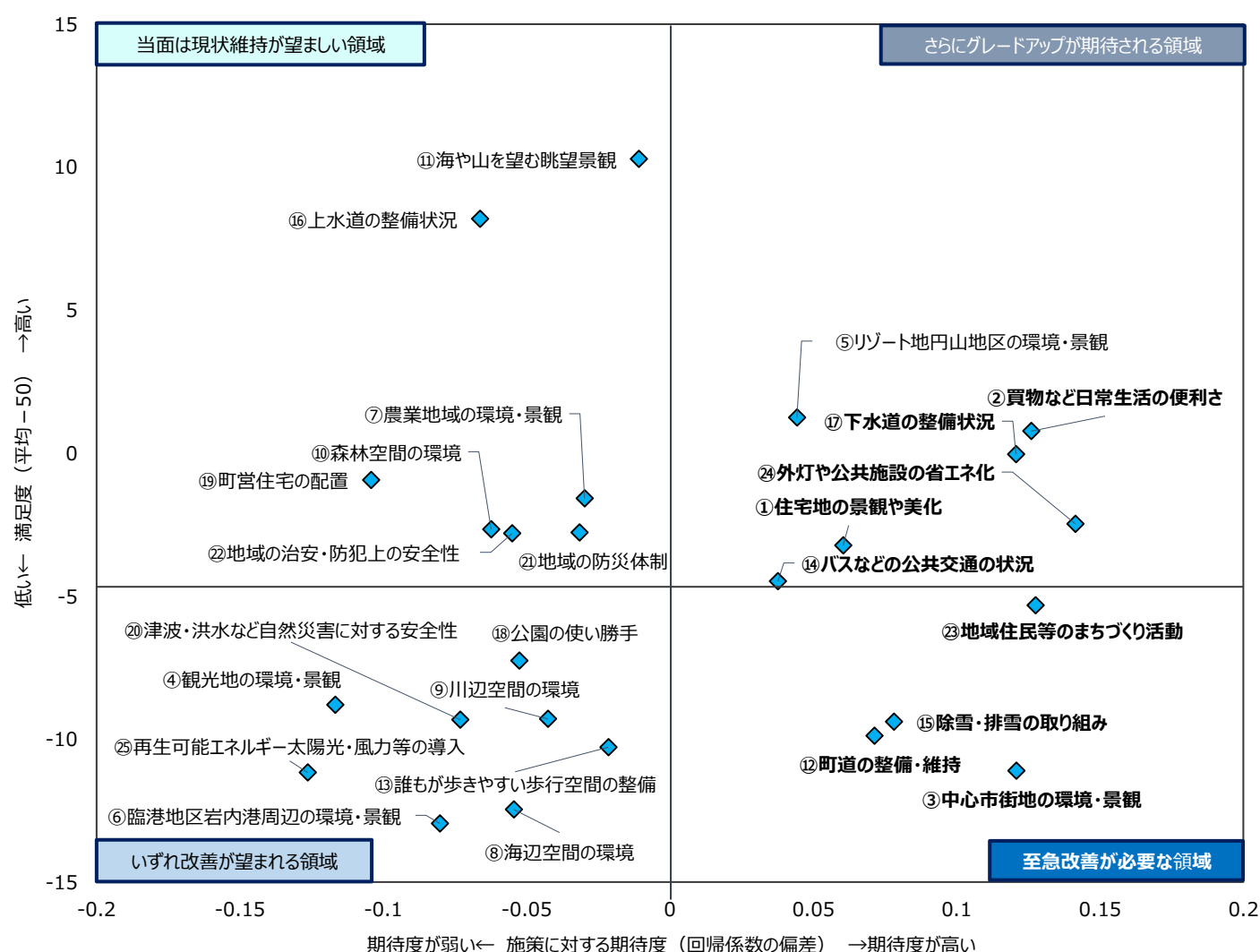
暮らしやすさの満足度及び各項目満足度結果から、現状の満足度平均※¹と各項目に対する期待度※²を4つの領域に分類し、回答特性をみると、満足度が平均を下回り施策期待度が高い至急改善が必要な項目は「中心市街地の環境・景観」、「町道の整備・維持」、「除雪・排雪の取り組み」、「地域住民等のまちづくり活動」の4項目となっています。

また、満足度も高く、施策の期待度も高い項目は、「買物など日常生活の便利さ」及び「リゾート地（円山地区）の環境・景観」等6項目となっています。

※1「満足」100点「やや満足」67点「やや不満」33点「不満」0点として数値化した回答全体の平均値

※2各項目の満足度が全般満足度に与える影響（期待）を重回帰分析により算出

重回帰分析：1つの目的変数（今回の場合、全般満足度）を複数の説明変数（項目別満足度）で予測する分析手法。要因分析に使われる最もスタンダードな多変量解析。



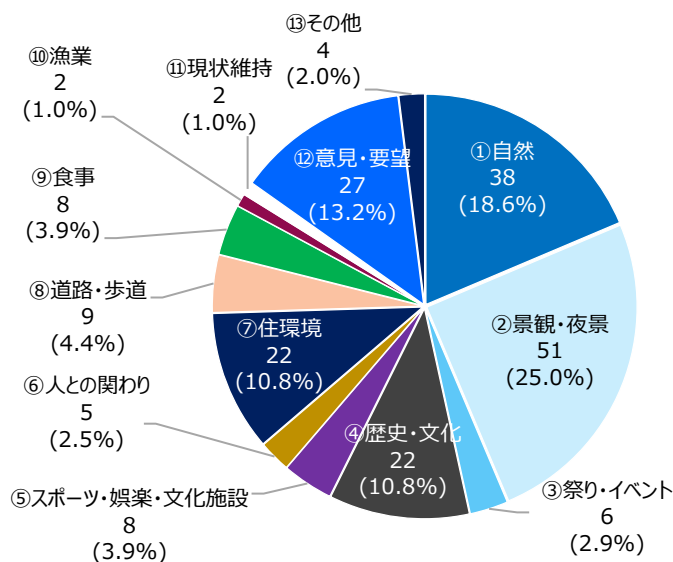
※太 字：統計的有意性あり（重回帰分析において説明変数の係数の有意確率が5%を下回っているもの）。

b. まちづくりにおいて大事にしたい今の良いところ（町民・高校生・自由記述）

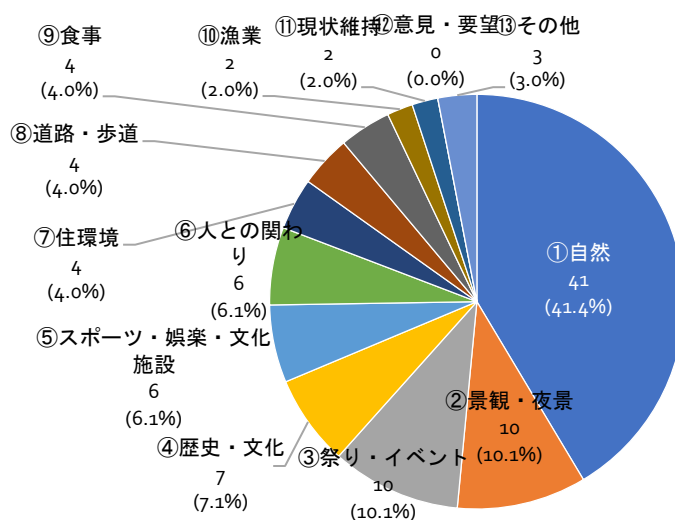
まちづくりにおいて大事にしたい今の良いところ（自由記述）は、景観・夜景に関する内容が最も多く、以下、自然、歴史・文化、住環境についての内容が多くなっています。一方で、意見・要望に関する内容もみられます。

町民と高校生の回答内容の比較では、高校生は「自然」に関する回答が多く、また「祭り・イベント」、「人との関わり」などソフトに関する回答も多くなっています。

町民アンケート（内容分類）



高校生アンケート（内容分類）

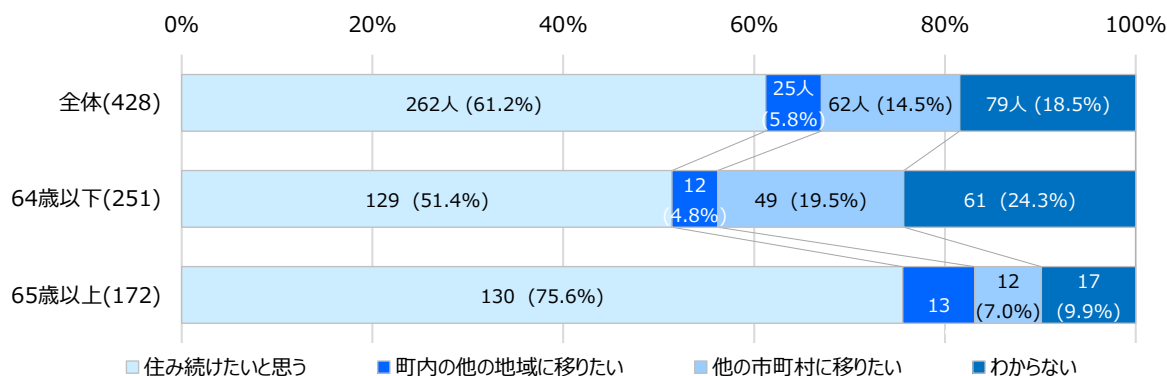


⑤ 今後の居留意向（町民）

現在居住する地域における今後の居留意向は、「住み続けたいと思う」が61.2%で最も高く、「町内の他の地域に移りたい」の5.8%と合わせて約7割が町内の居住を意向しています。

一方で、「他の市町村に移りたい」は14.5%です。

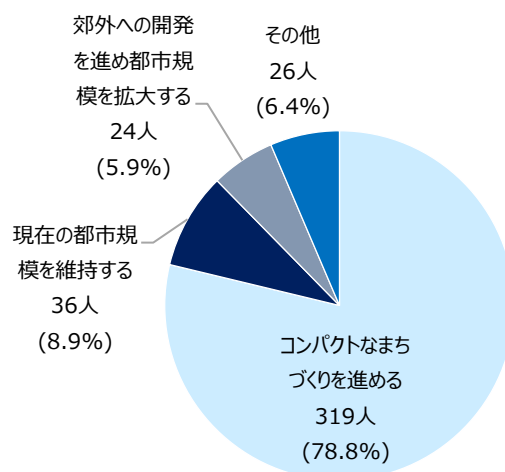
年代別では、65歳以上は、「住み続けたいと思う」が75.6%で64歳以下より約24ポイント上回っています。



⑥ 将来のまちづくりの方向性について

a. 今後の「持続可能なまちづくり」について重視すべき項目（町民）

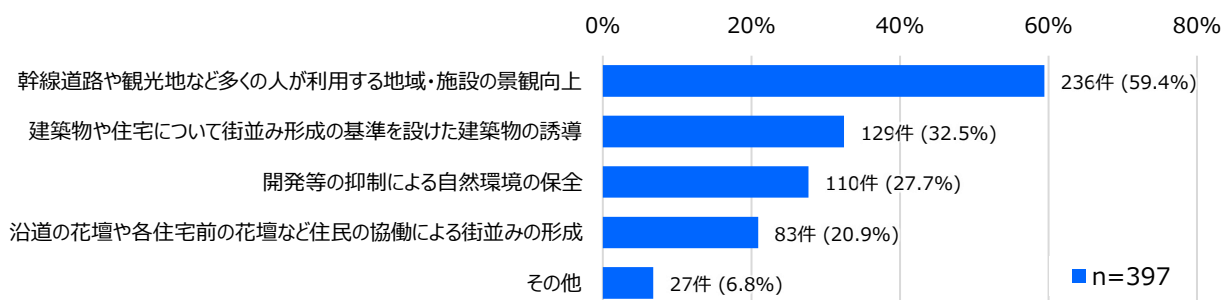
今後の「持続可能なまちづくり」について重視すべき項目は、「コンパクトなまちづくりを進める[人口減少による税収減や高齢化等に柔軟に対応するため、空き家や空き地の活用と公共施設等を集約しながら、市街地のコンパクト化をさらに進める。]」が78.8%で最も高く、以下、「現在の都市規模を維持する[人口減少に伴って一人当たりの税負担が増加しても、現在の道路や上下水道などを現在のまま維持していく。]」が8.9%、「郊外への開発を進め都市規模を拡大する[人口増加を目指し、大幅な税負担を行ってでも、郊外の住宅開発やそれに伴う新たな道路、上下水道などの整備を行う。]」が5.9%となっています。



b. 今後の「街並みや景観」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「街並みや景観」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「幹線道路や観光地など多くの人が利用する地域・施設の景観向上」が 59.4% で最も高く、次いで「建築物や住宅について街並み形成の基準を設けた建築物の誘導」が 32.5% です。

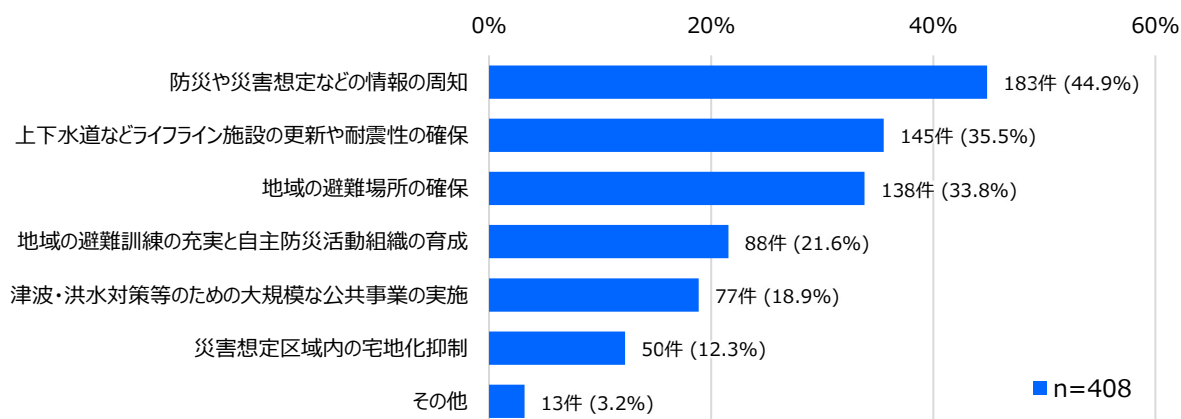
「沿道の花壇や各住宅前の花壇など住民の協働による街並みの形成」は 20.9% で最も低くなっています。



c. 今後の「防災・減災に向けたまちづくり」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「防災・減災に向けたまちづくり」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「防災や災害想定などの情報の周知」が 44.9% で最も高く、以下、「上下水道などライフライン施設の更新や耐震性の確保」が 35.5%、「地域の避難場所の確保」が 33.8% となっています。

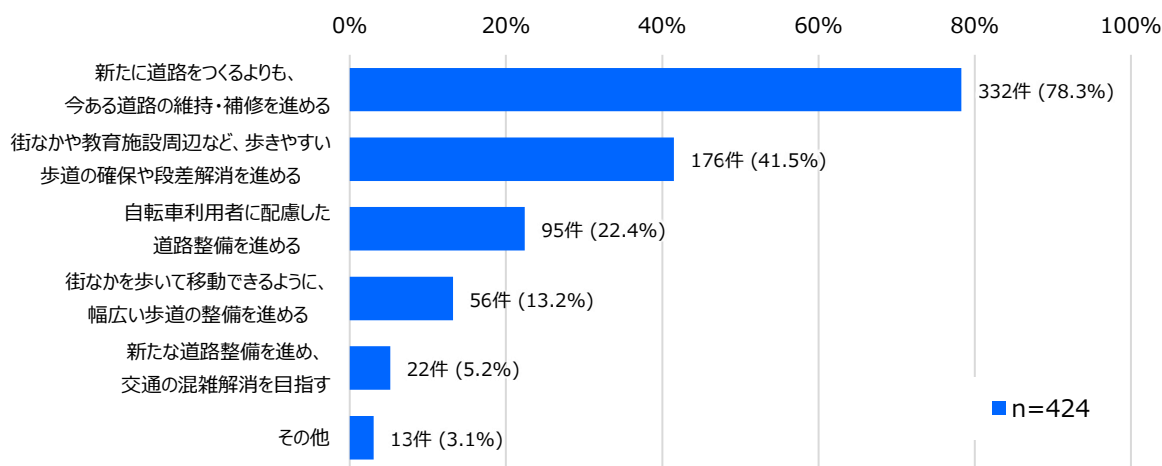
「災害想定区域内の宅地化抑制」は 12.3% で最も低くなっています。



d. 今後の「道路・交通施設」について重視すべき項目（町民・複数回答）

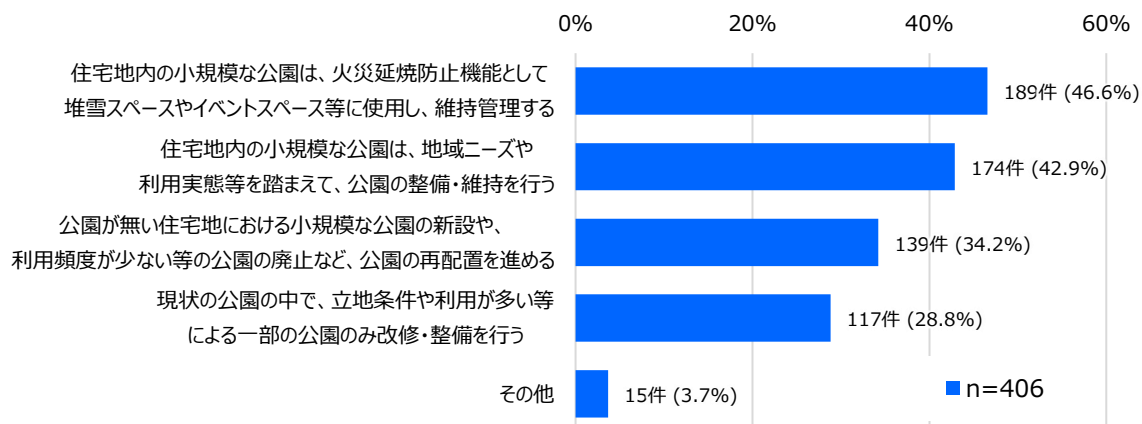
今後の「道路・交通施設」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「新たに道路をつくるよりも、今ある道路の維持・補修を進める。」が78.3%で最も高く、次いで「街なかや教育施設周辺など、歩きやすい歩道の確保や段差解消を進める。」が41.5%となっています。

「新たな道路整備を進め、交通の混雑解消を目指す。」は5.2%で最も低くなっています。



e. 今後の「公園・緑地」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「公園・緑地」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「住宅地内の小規模な公園は、火災延焼防止機能として堆雪スペースやイベントスペース等を使用し、維持管理する。」が46.6%で最も高く、以下、「住宅地内の小規模な公園は、地域ニーズや利用実態等を踏まえて、公園の整備・維持を行う。」が42.9%、「公園が無い住宅地における小規模な公園の新設や、利用頻度が少ない等の公園の廃止など、公園の再配置を進める。」が34.2%、「現状の公園の中で、立地条件や利用が多い等による一部の公園のみ改修・整備を行う。」が28.8%となっています。



f. 10年後の岩内町の理想とする将来のまちの姿のキャッチフレーズ(高校生・自由記述)

10年後の岩内町の理想とする将来のまちの姿を一言で表す、キャッチフレーズ(将来像)について(自由記述)は、以下のとおりとなっています。

●明るさ・賑わい・発展(19件)	
・良いところたくさん岩内町。(3件)	・おもしろい町。
・いいとこたくさん岩内町。	・いなかでも明るい町！
・みんなが楽しいまち。	・誰からも愛される町。
・みんなが楽しい町。	・みんなに人気。
・みんな楽しい町。	・みんなでつくろう岩内町。
・誰にでも楽しめる町。	・やればできる！岩内町。頑張れ！岩内。未来へ・・・
・笑顔あふれる町。	・やればできる。
・笑顔でいっぱい。	・わくわくシティー。みんなあつまれ！わくわくの森。
・みんなのえがお。	
●住みやすさ・住環境・景観(13件)	
・住みたいと思える街。(2件)	・住みごちがいい岩内町。
・住みやすい町。(2件)	・住みやすい街全国No.1 岩内町。
・住みやすい。	・住み続けたいまち。
・みんなが住みやすい。	・秩序のある町。
・すみやすい町岩内町。	・おしゃれ。
・住み心地が良い。	
●都市化(9件)	
・こんな場所にとかが。(2件)	・都会。
・第二の札幌。	・ビッグシティー。
・第2の東京。	・スペシャルシティー。
・近代化。	・ミライタウン。
●自然と調和した町(8件)	
・自然の多い町。(2件)	・どんな世代も幅広く楽しめる！自然豊かな岩内町！
・自然がきれいな町。	・SDGs！
・自然に囲まれた町の未来への一歩。	・都市緑計画。
・自然と公共施設が共存するまち。	
●歴史・故郷(8件)	
・望郷の地。	・この地で育ち、この地を育てる。
・変わらぬ町。	・ふるさと。
・今も昔も大切に。	・よみがえる思い出。
・もう何も失いたくない。	・昔からの自然と伝統の町。
●若者のための町(5件)	
・若者のための町。	・若者いっぱい。
・若者の街「岩内」。	・若葉を育てる。
・子ども達の遊べるまちへ。	
●自然環境の豊かさ(4件)	
・自然を大事に。	・どの世代も自然と触れ合える岩内。
・自然。	・海。
●観光(3件)	
・観光ができる町づくり。	・多くの人が岩内町、目当てで観光しにくる町。
・観光。	
●娯楽施設・遊び場の充実(3件)	
・ねむらない町。	・野球でさかえる町。
・遊び心。	
●利便性(2件)	
・全てが揃った町、岩内。	・なんでもそろろう岩内町。
●人との関わり(1件)	
・外国人とも仲良く異文化を受け入れよう。	
●その他施設の充実(1件)	
・自然を活用した施設の増加。道の駅の規模を大きくする。	
●その他(6件)	
・岩内革命。	・たまご様。
・岩内、来てみない？	・オタルオルタ。
・安月給に優しい町。	・トゥーリョがくえん。

5. 町民ワークショップ

(1) ワークショップの概要

① 会議の趣旨

岩内町が将来に渡って、住みよい町であり続けるため、また、観光客にとって魅力ある町であるために、岩内港や道の駅、商店街、文化センター等多くの機能が立地する中心市街地について、将来のあるべき姿とそのために必要な機能に対するアイデアを共有し、今後の岩内町都市計画マスタープラン及び岩内町立地適正化計画策定における検討の参考とするものです。

② 構成メンバー

・一般町民（役場1年目職員等）	4名	
・商店街関係者	4名	
・移住者	3名	
・岩内高校生	4名	計15名

③ 各回のワークショップテーマ

第1回テーマ：あなたが考える岩内らしいまちなかは？

岩内港や道の駅、商店街、文化センター等多くの施設・店が立地する中心市街地について、岩内町らしい将来のまちなかの姿と、そのために必要な機能（もの・こと・うごき 等）に対するアイデアを共有

第2回テーマ：岩内らしいまちなかを考える！

岩内港や道の駅、商店街、文化センター等多くの施設・店が立地する中心市街地について、岩内町らしい将来のまちなかの姿に向けて、「まちなかのどこ（場所）」に「どんな機能（もの・こと・うごき 等）があれば良いか？」に対するアイデアを共有

第3回テーマ：岩内らしいまちなかに向けてやるべきことを考える！

これまでの内容を踏まえて、事務局が提示する「まちなか拠点エリア」における必要な機能と、それらの連携についてアイデアを共有

(2) 岩内らしい将来のまちなかに必要な機能（第1回 WS 結果）

	A グループ	B グループ	C グループ
① 子どもから高齢者まで集う・まちなか	新たな道の駅 ○集いの機能：子どもの遊び場・休憩 コミュニティ・文化・交流拠点 ○図書館機能：蔵書を充実 ○中高生等のサードプレイス機能 ・自習室・カフェ・スタジオ・交流スペース ○認定こども園 ・高齢者のやりがい	町民の“台所”となる「道の駅」 ・芝生、噴水あるといい→子どもくる ・子どもでも楽しむことのできる道の駅 ・高齢者と幼児の共生、集合所 ・休む場所	整備された公園：子どものため ・小さい子ども向けの場所の充実をしてほしい 飲食・気軽に入れる ・高校生が集まれる場所がほしい ・気軽に行ける場所 交通手段の充実：待ち時間を楽しめる ・バスの待ち時間がある 高齢者が集まれる ・高齢者の方々が集えるサロンのようなものが中心街にあると良い

	A グループ	B グループ	C グループ
			・福祉センター[火曜日]はまちはずれ、中心街にあると便利、文化センター[金曜日]の方が人も多い
②色々な飲食店がある・まちなか	新たな道の駅 ○飲食機能：岩内特産の屋台、イートイン 娯楽施設 ○飲食機能：寿司横丁・ビーナッツカフェ・チェーン店	・イカ・タラコ・たちかま ・メロン ・トラウトサーモン	飲食・気軽に入れる ・名物に地元人が行っていない ・飲食店の充実 ・飲食店が多い ・チェーン店がほしい
③町民が楽しめる・まちなか	娯楽施設 ○スポーツ機能： ・Round 1 のイメージ ・ボルダリング・ジム・フットサル・ボーリング ○映像娯楽機能： ・映画館、ドライブシアター ○ショッピング機能：服飾など	まちなかに若者が帰ってこられる場所 ・ゲームセンターほしい ・娯楽施設がほしい ・高校生の遊ぶ場所→カラオケとボーリングしかない ・ロッククライミング（銀行跡） ・若者が帰ってこられる場所づくり	遊べる・鑑賞・歌う・運動 ・カラオケ ・遊べるところ（映画館等）を増やす・充実してほしい ・商業施設がもう少し欲しい ・体育館（スポッチャ、ラウンドワン、色々なスポーツ）
④観光客が楽しめる・まちなか	新たな道の駅 ○飲食機能：岩内特産の屋台、イートイン ○販売機能：地の海・山の幸市場 ○インフォメーション機能： ・町内の店、施設の紹介	「海の駅」 ・海洋深層水を利用したつり堀 ・船で観光客が来るように ・もともと海で栄えたまち ・岩内港 ・旧フェリーターミナル 山と海の活用 ・山と海、どちらもある長所をもっとのばしていきたい ・岩内町と言えば海なので、海をもっと発展させたい	観光：もっとPR!! ・高校の観光名所ビンゴで30ヶ所、知らない所が多かった ・観光名所をもっと少し強く売り出す ・神社までの桜並木 ・夕日がキレイ
⑤新たな「道の駅」がある・まちなか	新たな道の駅 ○飲食機能 ○販売機能 ○集いの機能 ○インフォメーション機能： ・町内の店、施設の紹介 ・移住情報（雇用、空き家、不動産情報） ○眺望・防災機能： ・眺望タワー津波避難ビル	町民の“台所”となる「道の駅」 ・子どもでも楽しむことのできる道の駅 ・高齢者と幼児の共生、集合所 ・お菓子、飲み物あるといい ・小さすぎる ・町民の台所となる道の駅（農家、海鮮の直売所） ・高校生のメニュー、レシピ	観光：道の駅の充実 ・道の駅はその町の顔！魅力的でないといけない ・道の駅が小さい
⑥にぎやかさや明るさがある・まちなか	まちなか[複合化、ウォークアブルネットワーク] ○新たな道の駅 ○娯楽施設	まちのにぎやかさ・明るさ ・町の明るさ、にぎやかさがほしい ・シャッター街の雰囲気華やかにする	飲食・気軽に入れる ・高校生がわかりやすい店案内 ・歩くと店が多いと感じる

	A グループ	B グループ	C グループ
	○コミュニティ・文化・交流拠点 >>>新たな雇用	・シャッターアート→高校美術部 ・つりコンテスト ・トラック市 ・道の駅を活用したイベント ・岩内グルメ→土日にキッチンカーなどで販売 ・祭りの時の岩内町の盛り上がりはとてつもないので、イベントをもっと増やしていきたい	遊べる・鑑賞・歌う・運動 ・軽トラ市は良い ・イベント的なもの
⑦快適に暮らす・まちなか	岩内の好きなところ ・人がオープン(移住者を受け入れる) ・コンパクト(歩いて暮らせる)	小中一貫校で岩内ならではの教育プログラムを考える(海・山をいかす) ・岩内の小・中一貫校ならではの 特徴 環境整備 ・流雪溝→タバコを捨てる人がいる ・下水道の整備 ・今は汲み取りが多い→商業移住者が嫌がる ・町中のポイ捨てを減らす ・岩高クリーンアップ	整備された公園：子どものため ・公園がたくさんある、共和町に比べて多い ・公園が整備されていない、入りづらい雰囲気(ユーレイ) 交通手段の充実：待ち時間を楽しめる ・交通便が不便 ・共和からバス使わない→車で充分 ・神恵内・泊から来る高校生は帰りが早い
⑧岩内の自然を活かす・まちなか	岩内の好きなところ ・自然が豊か(海、山、自然を感じられる)	山と海の活用 ・海水浴 ・岩内岳の有効利用(冬も夏も利用可能) ・ニセコの方につなげる ・山と海、どちらもある長所をもっとのばしていきたい ・外国人に向けた岩内スキーリゾートの発展 ・自然と融合された遊び場 ・ジップライン・登山、山菜取り 小中一貫校で岩内ならではの教育プログラムを考える(海・山をいかす) ・海、山をいかした課外授業	観光：もっとPR!! ・冬はスキー ・山からの夜景は美しい、函館っぽい ・自然の保護 ・開発をせずに元気になると良い 整備された公園：子どものため ・公園がたくさんある、共和町に比べて多い ・公園が整備されていない、入りづらい雰囲気(ユーレイ)

（３）まちなか拠点の検討エリアの比較検討（第２回 WS 結果を踏まえた検討）

① まちなか拠点の検討における評価視点

○立地特性：町民・観光客にとって利用しやすいか？魅力的な場所か？

- ・利便性 <交通量（主要道路交差点・沿道）／住民（町内公共交通）／
観光客（広域交通軸・都市間公共交通）>
- ・近隣施設
- ・立地からの眺望景観
- ・災害想定区域

○まちづくり方針との連携：都市マスの将来都市構造案と合致しているか？

- ・各拠点<生活／交流／緑の拠点>
- ・シンボル軸
- ・ウォーカブルエリア

○事業可能性：将来的な事業可能性はあるか？

- ・土地利用状況（未利用地有無）
- ・土地地権者数

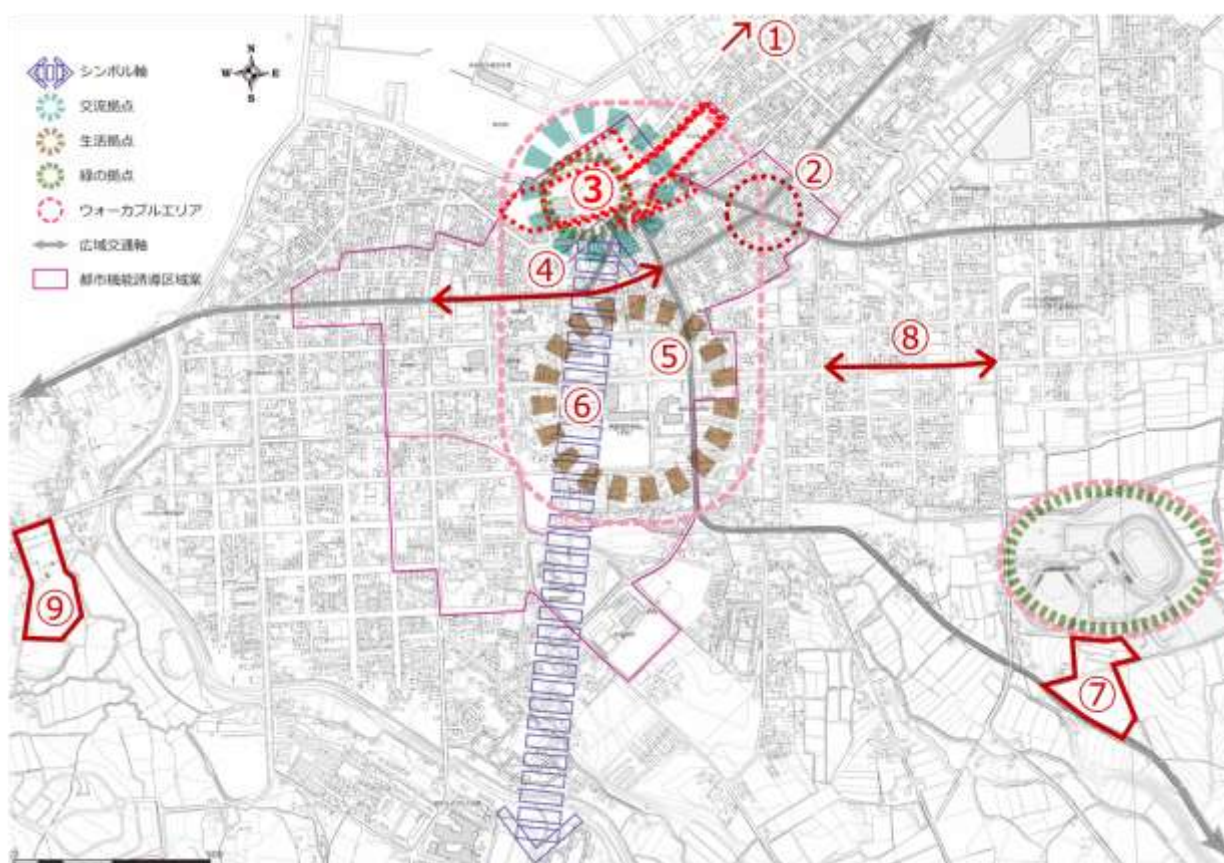
② まちなか拠点の検討箇所

今後の施設検討に向けた、まちなか拠点の候補地は、ワークショップ結果で挙げた 7 箇所に加えて、アクセス性や生活利便施設との連携を踏まえた 2 箇所を追加した、9 箇所を候補地とし、9 箇所について比較検討を行いました。

図 まちなか拠点の検討箇所

	候補地(エリア)	備考（特に該当する評価視点）
①	旧フェリー埠頭	事業可能性
②	国道 229 号と 276 号の交差点	追加：立地特性（アクセス性(交通量)）
③	現在の道の駅・バスターミナル・ タラ丸市場・マリンパーク等周辺	まちづくり方針との連携（交流拠点）・ 事業可能性
④	国道 229 号沿い	立地特性（アクセス性(観光客)）
⑤	パノラマライン (八幡通との交差点)	立地特性（アクセス性(交通量)）
⑥	裁判所	まちづくり方針との連携（シンボル軸）
⑦	第一中学校	立地特性（広域交通軸）・事業可能性
⑧	八幡通沿い	追加：立地特性（災害） まちづくり方針との連携（生活拠点）
⑨	西小学校	事業可能性

図 まちなか拠点の検討箇所



※都市機能誘導区域は令和5年8月現在の区域案

③ まちなか拠点エリアの比較検討

次ページ以降に示す比較検討結果より、国道、岩内港、中心市街地に近く、実現可能性が高い「③道の駅等周辺」をまちなか拠点エリアに設定しました。

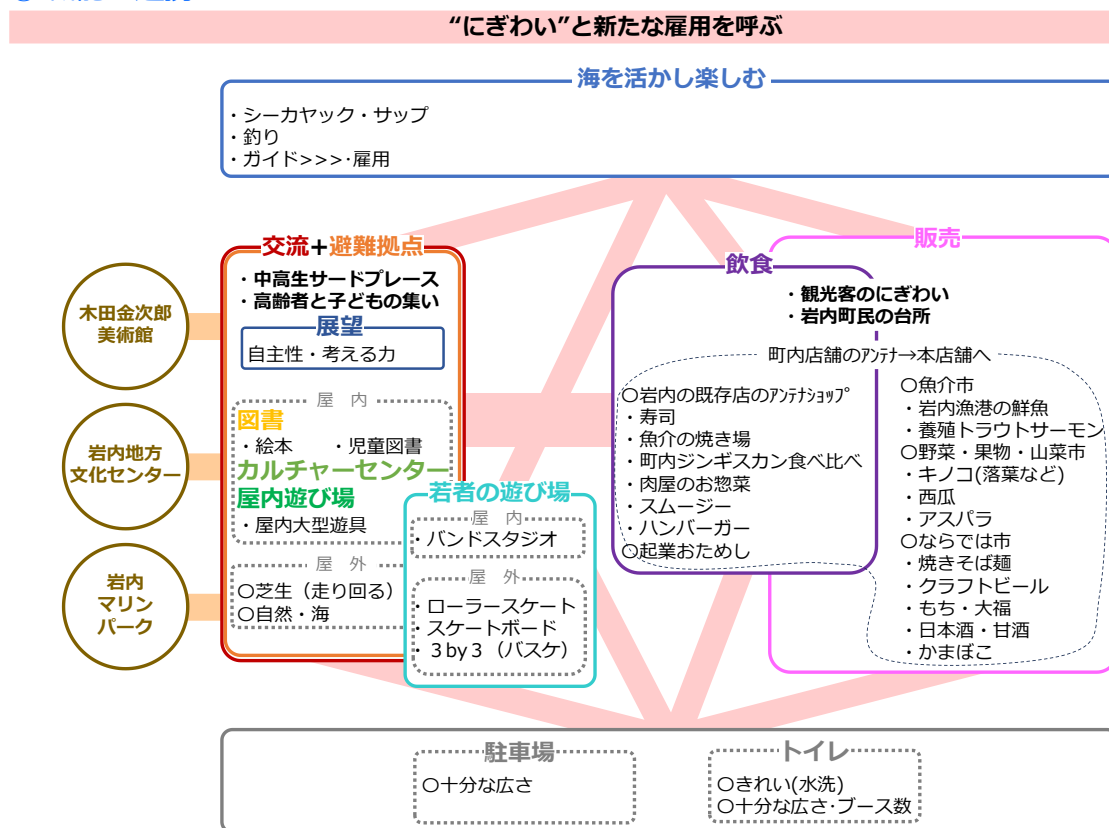
表 まちなか拠点エリアの比較検討

候補地 (エリア)	立地特性						まちづくり連携			事業可能性		評価		
	利便性			近隣 施設	眺望	災害	拠点	シンボル 軸	ウォーカ ブル	未 利用地	地権 者			
	交通量	住民	観光客											
①旧フェリー埠頭	×	△ 夏季	△ 夏季	海水浴場	○ 海	×	津波避難困難	×	×	×	○	○ 町	・将来的な海水浴場に近く、特に夏季の利便性が向上する可能性 ・津波防災対策(津波避難ビル等)が必要 ・各拠点・ウォーカブルエリア外 ・実現可能性は高い	
②国道 229 号と 276 号の交差点	◎ 交差点	○ ノッティン	◎ 国道都市間バス	商店街	×	○		×	×	○	△ 小点在	×	多	・国道沿い、札幌方面からの玄関口 ・高速道路の整備により国道の交通量増加可能性 ・各拠点エリア外だが、中心市街地に近く、連携が期待 ・地権者が多く土地取得に時間、費用を要する可能性
③現在の道の駅他周辺	△ 国道近い	○ ノッティン	◎ バスターミナル	港マリンパーク文化センター美術館	△ 海 (倉庫で遮られている)	×	津波避難困難	◎ 交流緑	○	○	○	○ 町 その他		・国道近く、住民・観光客にとってアクセス性は比較的良好 ・港と中心市街地に近く、連携が期待 ・津波防災対策(津波避難ビル等)が必要 ・交流拠点内 ・町有地が多く、実現可能性は高い
④国道 229 号沿い	○	○ ノッティン	◎ 国道都市間バス	商店街	×	△ 津波		△ 隣接	△	○	△ 小点在	×	多	・国道・商店街沿い ・高速道路の整備により国道の交通量増加可能性 ・港に近く、中心市街地内であり、連携が期待 ・場所によっては津波防災対策必要 ・地権者が多く土地取得に時間、費用を要する可能性
⑤パノラマライン(八幡通との交差点)	◎ 交差点	○ ノッティン	○ パノラマライン	病院スパー学校役場	△ 岩内岳 (病院と学校で遮られている)	○		○ 生活	×	○	×	×	多	・パノラマラインは冬期閉鎖、広域交通が減少 ・生活拠点内 ・中心市街地と近いが坂が急 ・地権者等が多く土地取得に時間、費用を要する可能性
⑥裁判所	○	○ ノッティン	△	神社学校役場	○ 岩内岳桜	○		○ 生活	○	○	×	△ 少		・広域交通軸沿いではなく、観光客の立ち寄りは獲得しにくい ・生活拠点内 ・地権者には代替地の提案が必要のため、土地取得に時間、費用を要する可能性
⑦第一中学校	△	×	○ パノラマライン	運動公園	○ 岩内岳	○		△ 隣接	×	△ 隣接	○	○ 町		・パノラマラインは冬期閉鎖、広域交通が減少 ・各拠点エリア外 ・運動公園との一体的な展開が可 ・実現可能性は高い
⑧八幡通沿い	○	○ ノッティン	△	保育所運動公園トラッグスト	○ 岩内岳	◎		○ 生活	×	×	×	△		・広域交通軸沿いではないが、住宅地として人気が高い ・災害の心配が少ない ・東小跡地が活用できれば、実現可能性は高い
⑨西小学校	×	○ ノッティン	×	—	○ 岩内岳	○		×	×	×	○	○ 町		・広域交通軸沿いではない ・各拠点エリア外 ・実現可能性は高い

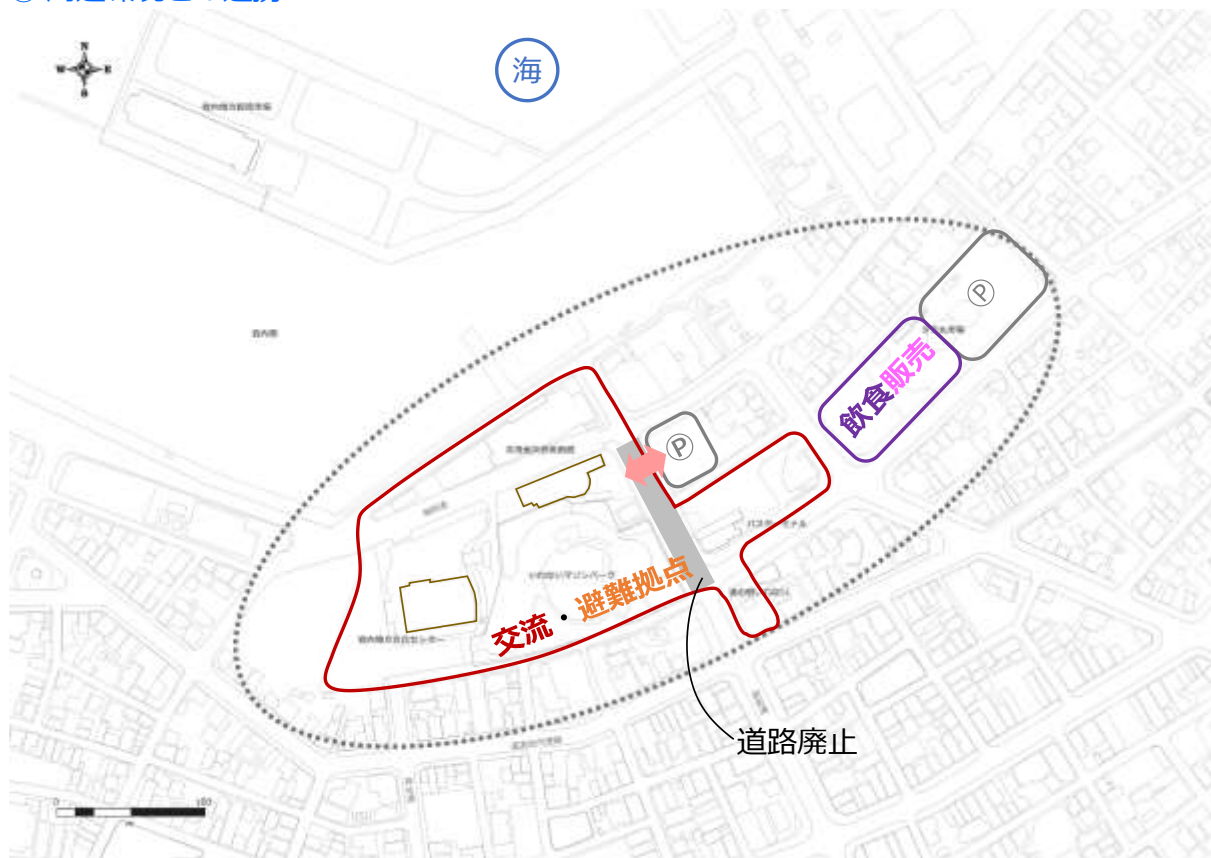
(4) 岩内らしい将来のまちなかに必要な機能の連携（第3回 WS 結果）

A グループ

① 機能の連携

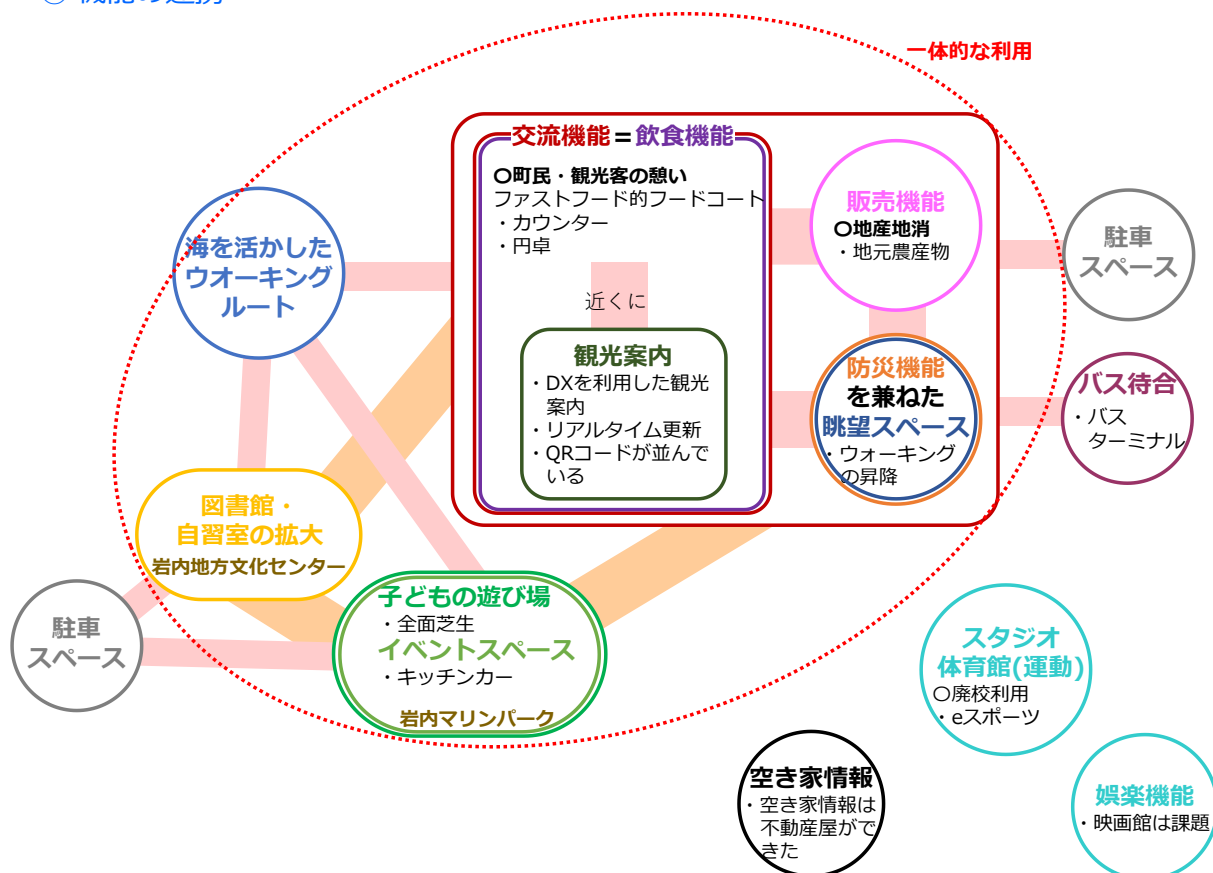


② 周辺環境との連携



B グループ

① 機能の連携



② 周辺環境との連携

